

第4回臨時会

令和6年8月2日開会

令和6年8月2日閉会

第5回臨時会

令和6年8月8日開会

令和6年8月8日閉会

第6回定例会

令和6年9月3日開会

令和6年9月19日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

―― 目 次 ――

◎第4回臨時会

○8月2日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	議案第43号上程	3
日程第3	会期決定の件について	5
日程第4	質疑	6
日程第5	討論・採決	6

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和6年 第4回臨時会 (8月)	議案第43号	令和6年度三股町一般会計補正予算 (第2号)	原案 可決	8月2日

◎第5回臨時会

○8月8日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	11
日程第2	議案第44号及び議案第45号一括上程	11
日程第3	会期決定の件について	15
日程第4	質疑	16
日程第5	討論・採決	19

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和6年 第5回臨時会 (8月)	議案第44号	令和6年度三股町一般会計補正予算 (第3号)	原案 可決	8月8日
"	議案第45号	工事請負契約の締結について（令和6年度町体育館改修建築主体工事）	原案 可決	8月8日

◎第6回定例会

○9月3日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	26
追加日程第1	議長辞職の件	26
追加日程第2	議長選挙	27
追加日程第3	副議長辞職の件	31
追加日程第4	副議長選挙	31
日程第2	常任委員会委員の選任	33
日程第3	議会運営委員会委員の選任	37
追加日程第5	各種委員の推薦について	39
日程第4	議案第46号 監査委員の選任について	40
日程第5	議案第47号から議案第69号までの23議案及び諮問1件並びに報告3件 一括上程	41
日程第6	決算審査報告	47
日程第7	会期決定の件	48

○9月6日（第2号）

日程第1	一般質問	53
8番	楠原 更三君	53
4番	西村 尚彦君	63
3番	上西 雅子君	79
2番	中原 美穂君	90
8番	楠原 更三君（続）	102

○9月9日（第3号）

日程第1	一般質問	114
6番	堀内 和義君	114
10番	内村 立吉君	126
9番	堀内 義郎君	133
1番	岩津 良君	144
1番	岩津 良君（続）	160

○ 9月10日 (第4号)

日程第1	一般質問	172
12番	山中 則夫君	172
7番	新坂 哲雄君	184
5番	田中 光子君	199
5番	田中 光子君 (続)	212
日程第2	総括質疑	215
日程第3	常任委員会付託	216

○ 9月17日 (第5号)

日程第1	議案第70号上程	218
日程第2	総括質疑	219
日程第3	常任委員会付託	220

○ 9月19日 (第6号)

日程第1	請願第1号について	225
日程第2	常任委員長報告	226
日程第3	質疑 (議案第47号から議案第70号までの24議案)	232
日程第4	討論・採決 (議案第47号から議案第70号までの24議案)	232
日程第5	質疑・討論・採決 (諮問第3号)	240
追加日程第1	質疑・討論・採決 (請願第1号)	240
日程第6	総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	241
日程第7	閉会中における広報編集常任委員会の活動について	241
日程第8	閉会中における議会運営委員会の活動について	242
日程第9	議員派遣の件について	242

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和6年 第6回定例会 (9月)	議案第46号	監査委員の選任について	原案同意	9月3日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和6年第6回定例会 (9月)	議案第47号	令和5年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月19日
〃	議案第48号	令和5年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月19日
〃	議案第49号	令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月19日
〃	議案第50号	令和5年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月19日
〃	議案第51号	令和5年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月19日
〃	議案第52号	令和5年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月19日
〃	議案第53号	令和5年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月19日
〃	議案第54号	令和5年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月19日
〃	議案第55号	令和5年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定	9月19日
〃	議案第56号	三股町税条例の一部を改正する条例	原案可決	9月19日
〃	議案第57号	三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決	9月19日
〃	議案第58号	三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例	原案可決	9月19日
〃	議案第59号	三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	9月19日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和6年第6回定例会 (9月)	議案第60号	令和6年度三股町一般会計補正予算 (第4号)	原案決	9月19日
〃	議案第61号	令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案決	9月19日
〃	議案第62号	令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)	原案決	9月19日
〃	議案第63号	令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案決	9月19日
〃	議案第64号	令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)	原案決	9月19日
〃	議案第65号	財産の取得について(三股町令和6年次リプレース事業)	原案決	9月19日
〃	議案第66号	財産の取得について(令和6年度三股町脱炭素化推進事業)	原案決	9月19日
〃	議案第67号	財産の取得について(令和6年度三股町一般廃棄物最終処分場重機購入事業)	原案決	9月19日
〃	議案第68号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案意	9月19日
〃	議案第69号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案意	9月19日
〃	議案第70号	令和6年度三股町一般会計補正予算(第5号)	原案決	9月19日
〃	諮問第3号	人権擁護委員の推薦について	原案任	9月19日
〃	請願第1号	上米公園パークゴルフ場拡張に関する請願書	採択	9月19日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和6年 第6回定例会 (9月)	報告第8号	令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について		
〃	報告第9号	令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について		
〃	報告第10号	まちづくり合同会社みまたの経営状況に関する報告について		

一 般 質 問

発言順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	楠原 更三	1 森林環境譲与税について	<p>① 譲与税の使途計画（本年度分及び長期計画）。</p> <p>含、森林経営管理制度意向調査及び譲与税基金とは何か</p> <p>② 譲与税の配分方法（含、私有人工林面積と林業就業者数）は。</p> <p>③ 使途計画に三股独自のものはあったのか、また今後考えられないか。</p> <p>（例）森林に親しむ機会の提供（鰐塚山・柳岳・牛の峠への登山道整備）</p> <p>④ 使途の計画や実績についての町民への積極的な周知の計画は。</p> <p>⑤ 使途計画と本町のゼロカーボンシティづくり計画との関係は。</p> <p>⑥ 今後の県産材利用促進の計画は。</p>	町長
		2 文化財について	<p>① 文化財の町指定への動きは。</p> <p>（例）牛の峠の石柱・仮屋の石蔵・覆輪目地の煉瓦倉庫・石切り場と梶山橋・海戸用水路・長田峠</p> <p>② 文化財を活用した地域づくりは考えられないか。</p>	教育長 町長
		3 くいまーるについて	<p>① まちなかコースを含めての利用状況は。</p> <p>② 定期的な状況調査は行われているのか。</p> <p>③ 利用者を増やすための取り組みにはどのようなものがあるか。</p> <p>④ 現時点で明らかになっている改善を必要とする点はあるのか。</p> <p>⑤ デマンド交通導入についての動きは。</p>	町長

2 西村 尚彦		<p>1 (交流拠点施設整備事業) 実施方針の公表及び 特定事業の選定・公表 について</p>	<p>① 6月28日に実施方針を公表 しているが、この目的は。 ② 実施方針に関する説明を希望 した事業者数は。このうち地元 業者は。またどんな説明を求め られたか。 ③ 特定事業の選定・公表の目的 は。 ④ 特定事業の選定するための根 拠は。 ⑤ 要求水準書はどのようなもの で、どのような役割があるのか。</p>	町 長	
			<p>2 (交流拠点施設整備事業) 第6セクター構築に ついて</p>	<p>① 合同会社を第6セクターの候 補者として指名することになっ ているが、その他の構成員につ いては合同会社が募集、選定を 行うのか。 ② 合同会社が行う募集、選定の 条件や審査の過程については公 表を行うのか。また、透明性及 び公平性を確保するための手段 は。 ③ 複数の第6セクターグループ が選定される可能性があるのか。 ④ 地元事業者の参画のため条件 を付ける考えはあるか。 ⑤ 事業者の資格要件のうち、運 営業務を実施する者に関し、「公 益的用途を有する民間施設運営 業務の実績を5年以上有する」 とは。</p>	町 長
			<p>3 (交流拠点施設整備事業) 今後の事業の進捗等 について</p>	<p>① モデルプランでは今年中には 事業者も決定し、契約手続きに 入る予定となっているが、計画 どおり進む予定か。 ② これからは、合同会社が重要 な役割を果たすことになると思 うが、合同会社の事務局体制は。 また執行社員会及び特別社員總 会の役割は。 ③ 第6セクターが確実に事業を 実施するためには、モニタリン グが重要であるが、どのような 方法で行うのか。また、要求水 準書との関係は。</p>	町 長

2	西村 尚彦		<p>④ 合同会社と町のリスク分担について、事業が継続困難となつた場合、合同会社に責任がある場合でも、結局は町がそのリスクを負うことになるのでは。</p> <p>⑤ 今後、契約までの間、議会へのタイミングで説明を行う予定か。また、事業を進めるにあたり議会の承認が必要な事項は。</p> <p>⑥ 合同会社の負担を減らすため、例えば設計・建設を町が直接プロポーザル等で実施し、維持管理、企画運営を第6セクターで実施するという方法は考えられないか。</p>	町 長
3	上西 雅子	1 災害時の福祉避難所の確保・運営について	<p>① 令和3年に、内閣府から「『福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改訂』について」が発出されているが、それ以降町として、発展的な取り組みをされたのか。</p> <p>② 「福祉避難所」として位置付けられている元気の杜は、「指定避難所」としても位置付けられている。「一般避難所で過ごす事に困難を伴う人たち」にとって安心できる避難所となり得るのか。</p> <p>③ 医療的ケアを必要とする人や重度心身障がい児者、または、寝たきり高齢者の避難のあり方について、個別避難計画を作成しているのか。作成していればどのような方法で行っているのか。</p>	町 長

3	上西 雅子	<p>2 マイナ保険証への移行について</p>	<p>① 国は今年12月2日に現在の健康保険証を廃止し、「マイナ保険証」に移行する事を決定したが、町民の中には、その事に不安を感じている人が多くいると思われる。町は、現行の健康保険証全面廃止について、どのように考え、今後どのような対策・対応をされるのか。</p> <p>② 介護現場で働く方から、これまで利用者のマイナカードの申請・更新・受け取りが大変であり、暗証番号の管理が難しい、との声が聞かれる。現行保険証の廃止になると、ますます負担が重くなると思われる。その事についての意見は。</p> <p>③ 現行の保険証の存続を求める意見書や請願書を提出している地方自治体や団体は、今年2月時点で110以上に達している。その事に関して町長の意見は。</p>	町 長
		<p>3 旧デイサービス跡地について</p>	<p>① 旧三股町デイサービスの跡地（健康管理センター横）は、現在どのように管理されているのか。</p> <p>② 今後どのように利用する予定なのか。</p> <p>③ 建物に手を入れず放置すれば、痛みの原因にもつながると思われる。建物を必要としている取り組み団体への貸し出し、もしくは障がい者等の居場所の「地域活動支援センター」等、町直営の取り組み等の為に、早急に利活用すべきではないか。</p>	町 長

4	中原 美穂	1 アレルギーを持つ児童、生徒について	<p>① 中学生の給食費無償化について、アレルギー等により給食を摂取できず、弁当持参の児童、生徒について別途対応（給食費無償相当の補助金の支給等）はあるのか</p> <p>② 別途対応が難しい場合の、アレルギーの児童生徒に対するアレルギー対応の給食を作る事はできないのか</p> <p>③ 三股町にある学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインはあるのでしょうか。学校生活管理指導表はあるのでしょうか。食物アレルギー対応委員会は設置されチェック表などあるのか</p>	教育長
		2 体育館使用について	<p>① 貸出使用はどのように管理し、どのような基準で貸出し許可を決定しているのか</p> <p>② 公民館貸出に関しても、どのように管理し、どのような基準で貸し出しを決定しているのか</p> <p>③ 三股町民は、管理方法や基準、使用についての内容を理解しているのでしょうか。町としてどのように周知しているのか</p> <p>④ 体育館使用者に関して、町民が平等、公平に適正な貸出がおこなえているのか</p> <p>⑤ 定期的なメンテナンスや点検は、予算化され、適切に管理できているのでしょうか。事故発生時のマニュアルや基準等を確認できる資料はあるのか</p> <p>⑥ 貸出使用後の確認や掃除の有無、環境面（破損や衛生管理等）の確認はされているのか</p>	教育長
		3 三股町の観光振興について	<p>① 三股町の観光振興に関して、観光サイトに長田峡・上米公園・矢ヶ渕公園・六月灯がトップ面にされているが、この4か所が選択された理由は何故なのか</p> <p>② トップ面に掲載されている観光スポットについて、町のPRの為に今後どのような対策を考えているのか</p>	町長

4	中原 美穂		<p>③ 長田峡・上米公園・矢ヶ渕公園・六月灯以外の他のスポットについて、どのように考えているのか</p>	町 長
5	堀内 和義	1 長田・犬房ヶ迫の盛り土崩落による水稻埋没被害について	<p>① 大雨に伴う長田・犬房ヶ迫の造成地の盛り土崩落による土砂流失で、下流域の用水路・水田に土砂が流れ込み水稻埋没被害が出ているが、盛り土の把握はされているのか</p> <p>② 大規模の盛り土であるが、盛土等造成許可はでているのか（宅地造成及び特定盛土等規制法「盛土規制法」、林地開発許可制度には該当しないのか）</p> <p>③ 違法造成の疑いはないのか</p> <p>④ 毎年のように、大小の土砂被害が発生していると聞いているが、今後も大雨の状況によってはさらに大きな被害が発生する可能性がある。行政として盛り土の管理、業者指導などどのように考えているのか</p> <p>⑤ 水田の土砂除去と水稻の被害補償はどのようにになっているのか</p>	町 長
		2 カスタマーハラスメント（カスハラ）対策について	<p>① 町職員に対する町民等からのカスハラの発生はないのか</p> <p>② 職員へのカスハラに対する調査はされているのか</p> <p>③ カスハラが発生した時の相談役（上司・職場内の担当者）は定めているのか</p> <p>④ カスハラ行為者には、複数人で対応することやカスハラを受けた職員へのメンタルヘルス不調への相談対応等の取り組みはされているのか</p> <p>⑤ 行政によっては、職員の名札をフルネームではなく苗字のみにしている所もあるようですが、町としてはそのような考えはないのか</p> <p>⑥ カスハラ防止のための手引（マニュアル）の作成や研修等はされているのか</p> <p>⑦ 町（職員）から立場の弱い取引先等への無理な要求はないのか</p>	町 長

6	内村 立吉	1 (全国学力テスト) 小学校学力テストについて	① 本町の国語は、県平均、全国平均と比較してどのようにあるか。 ② 本町の算数は、県平均、全国平均と比較してどのようにあるか。 ③ 国語、算数の今後の課題、取り組みについてはどのようにあるか。	教育長
		2 (全国学力テスト) 中学校学力テストについて	① 本町の国語は、県平均、全国平均と比較してどのようにあるか。 ② 本町の算数は、県平均、全国平均と比較してどのようにあるか。 ③ 国語、算数の今後の課題、取り組みについてはどのようにあるか。	教育長
		3 空調設備について	① 小・中学校の体育館に空調設備を付けることは出来ないか。	教育長
		4 狂犬病予防接種について	① 予防接種率はどのようにあるか。 ② 予防接種をしていない犬についてはどのようにあるか。	町長

7	堀内 義郎	1 防災・減災対策について	① 三股町地域防災計画について、能登半島地震後、見直しに取り組みたいとの事であったが現状は。	町 長		
			② 今回の地震についての見直しは考えているのか。			
			③ 今回の地震を受け、改めて危機管理係に防災経験者の配置について、再検討するべきではないかと思うがどう思われるか。			
			④ 自主防災組織の今後の立ち上げと避難訓練の予定についてはどうか。			
			⑤ 避難所の整備について、熱中症対策としての取り組みはどうか。（2地区交流プラザについては、体育館側の冷房設備や駐車場が舗装されていないため雨の日はぬかるむ状況である。）	町 長 教育長		
			⑥ 停電対策の今後の取り組みについてはどうか。	町 長		
			⑦ 外国人のための防災情報としての発信はなされているか。			
			⑧ 木造住宅の耐震化について、県の啓発を受け本町としての対応と今後の取り組みはどうか。			
			⑨ 耐震化の目標達成に向けてスピード感をもって取り組むべきではないか。	町 長 教育長		
			⑩ 給食センターについて、耐震化とBCPの策定についてはどうか。			

8 岩津 良		1 住みこちランキングについて	<p>① 住みこちランキング2024 【宮崎県版】1位の発表に対する本町の受け止めと近隣自治体との比較への認識は</p> <p>② 評価となる各部門と本町の政策を照らし合わせた課題認識についてはどう検討されていますか</p> <p>③ 町民及び外部への情報発信について</p>	町 長
		2 交流拠点施設整備事業について	<p>① 理念とビジョン（展望）</p> <p>② 強みと弱みとニーズ（機会）とリスク（脅威）</p> <p>③ 事業スケジュールのタスク・進捗状況は</p> <p>④ 官民共同事業体【まちづくり合同会社みまた】へ職員の出向を委嘱した経緯と理由は。また、同課内の体制に際し業務負担等は生じていないのか</p> <p>⑤ 第6セクター（S P C）への支払い対価の想定は、物価変動や対象業務・費目と連動した指數なのか</p>	町 長
		3 中小企業振興条例について	<p>① 制定についての見解は。また、交流拠点施設整備事業と本条例との関連性は検討されているのか</p>	町 長
		4 災害時に備えた支援の体制及び計画について	<p>① 大規模災害に備えた、応援職員等定める「受援計画」について、本町は未策定と県は公表されました。災害時応援受け入れ及び受援の体制の計画は策定しないのか</p> <p>② 災害等に関連した受援・応援等の協定を結ばれてる件数と内容は</p>	町 長
		5 町内AED【自動体外除細動器】の設置状況について	<p>① 町内のAEDが屋外に設置をされてる件数は。また、AEDを設置する基準の根拠と今後の設置計画は</p> <p>② AEDをいつでも使用できる環境づくりについて検討はできないのか（コンビニとの設置協定など）</p>	町 長 教育長

9	山中 則夫	1 町政の諸課題の取組みについて	① 每年ふるさと祭りを実施しているが、今年も実施するのか ② 交流拠点施設整備事業が進んでいるが、駅前の物産館はどうなるのか ③ 牛ノ峠バイパス工事の流れはどうなっているのか（大事な件なので町民説明をすべきでは）	町 長
10	新坂 哲雄	1 宮村すみれ保育園の北側道路の雨水・排水対策について	① U字溝両側が土砂で埋まっているがその対策は ② 周辺農地の排水処理が出来ていないため、大雨の時に道路へ水が流れるがその対策は ③ 農道が崩れてるが舗装工事は出来ないか	町 長
		2 島津紅茶園切寄線の道路拡張について	① 用地確保は出来ているのか ② 工事完了予定はいつ頃か	町 長
		3 長田峠の公衆トイレについて	① 観光地のため、トイレ使用が多いが増設は出来ないか（現在、男子トイレ（大）が1個のため） ② 和式から洋式に変更は出来ないか	町 長

11	田中 光子	1 ケアマネ更新について	<p>① ケアマネはどれぐらいいるのか ② 地域の需要に対し、不足していないのか ③ 負担軽減のため地域医療介護総合確保基金などの更新費用を活用すべきと考えるが、町の見解は</p>	町 長
		2 河川事故防止について	<p>① 梶山橋（めがね橋）からの飛び込みなど危険な行為は、本町で把握されているのか ② 矢ヶ渕公園の看板が古くて見にくい。飛び込み禁止と書いてあっても飛び込みが絶えないで、看板を目立つイラスト的な分かりやすいものにできないか ③ 三股橋近くの河川プール跡の水質管理はされているのか。また河川事故の防止についての見解は</p>	町 長 教育長
		3 災害時の避難所運営について	<p>① 避難所運営に女性スタッフが必要と考えるが、現状はどのような人員になっているか ② 要配慮者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組んでいるか ③ 夏場の避難所は暑くて熱中症の危険があり、エアコンの設置が目下の急務ではないか ④ 災害時トイレが不衛生であるために不快な思いをする避難者が増え、その上トイレの使用がためらわれることによって排泄を我慢する傾向にある。置くだけで使える「自己処理型水洗トイレ」を導入しては</p>	町 長

三股町告示第55号

令和6年第4回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年7月30日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和6年8月2日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和6年 第4回（臨時） 三股町議会会議録（第1日）

令和6年8月2日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和6年8月2日 午前11時15分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第43号上程

日程第3 会期決定の件について

日程第4 質疑

日程第5 討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第43号上程

日程第3 会期決定の件について

日程第4 質疑

日程第5 討論・採決

出席議員（10名）

1番 岩津 良君	3番 上西 雅子君
4番 西村 尚彦君	5番 田中 光子君
6番 堀内 和義君	7番 新坂 哲雄君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員（2名）

2番 中原 美穂君	8番 楠原 更三君
-----------	-----------

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	田中 英顕君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	島田 美和君	会計課長	瀬尾 真紀君

午前11時15分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和6年第4回三股町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は10名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。

今会期中の会議録署名議員に、1番、岩津議員、7番、新坂議員の2人を指名いたします。

日程第2. 議案第43号上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、議案第43号を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） こんにちは。令和6年第4回三股町議会臨時会に上程いたしました議案第43号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、今年6月中旬から下旬にかけて本町で累積雨量500ミリを超す長雨となったところですが、その影響もあってか、梶山・中野地区の山間部に位置する福留水路トンネルの一部が崩れ、現在、通水できない状況となっております。断水により、今年、この用水路を水源とする稻

作等の受益面積約5.7ヘクタールの栽培管理に支障が懸念され、生産量、品質の低下による経営的損害、さらに、来年の作付に支障を来さないためにも、仮通水と本格復旧に向けた準備に早急に着手する必要があることから、関連する予算の補正措置を行うものであります。

既に8月8日に別議案での臨時議会をお願いしているところであります、福留水路を水源とする農業用貯水池の供給可能水量、日数を考慮した上での仮通水の工期、来年作付の支障を回避する復旧工事のめどから、さらに早期の本臨時議会での審議をお願いするところであります。

補正の内容についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額130億8,819万6,000円に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億1,319万6,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

繰入金は、財政調整基金繰入金2,500万円を増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

災害復旧費は、福留水路トンネル設計業務委託料1,000万円、福留水路トンネル代替水路仮設工事1,500万円を増額補正するものであります。

以上、1議案について、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明があれば許します。

休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 今回の福留用水路トンネル陥没に伴います影響についてご説明をさせていただきます。

このトンネルにつきましては、6月27日に確認されております。その後、担当地域であります樺山土地改良区から役場に報告いただきました。その期日が6月28日でございました。それから、現地調査等を踏まえまして、被害状況等を確認いたしております。

先ほど町長から述べられましたように、現在、本線の福留用水路の水が供給されていないということであります。この用水路につきましては細目池に補給しまして、そこから約5.7ヘクタールの水田に水が供給されるということでございます。

現在の貯水池の貯水量でございますけれども、一番要の細目池、こちらにつきましては、満杯水量が5万2,500トンであります、全てを供給できるわけではございません。おおよそ供給量といたしましては2万6,250トンということで推定されます。したがいまして、この水がいつまでもつかうということではあります、農業振興課の算定によりますと、8月15日頃がこの供給の期限ではないかというように思っております。

さらに、この細目池から宮田池、前山池、堂領池のほうにも給水されるわけですが、この宮田池がその細目池からの給水をするというところであります。こちらの3つの池でございますけれども、宮田池が5万7,600トン、うち供給可能水量が1万7,280トン、前山池が2万4,000トン、うち供給可能水量が1万2,000トン、そして、堂領池が3万4,200トン、うち供給可能水量が1万7,100トンでございまして、こちらの水量につきましては、供給面積約26.7ヘクタール供給するということで想定しておりますが、52.1日が供給可能日数ではないかというふうに推測されます。したがいまして、9月11日頃がこの供給が限界であるというふうに思っております。

そういうことから、水が一日でも早く供給されることが望まれることから、今回、早く供給できるように仮設の施設を敷設しまして、そして、細目池のほうに水を一刻も早く供給したいと思っております。その金額が1,500万円ということで計上させていただきました。

さらに、陥没いたしました福留用水路トンネルの部分の工事ですけれども、一刻も早くこちらについても工事を終了しまして、来年の作付に合わせて水を供給できるように復旧したいと思っております。したがいまして、その設計、測量設計、こちらも一刻も早く実施したいと思っております。こちらは、九州農政局のほうと現地での査定がありますので、その査定が今月末あるいは来月初めということを想定しておりますので、一刻も早くこの測量設計を終えたいということあります。その金額が先ほど町長から説明がありました1,000万円ということで、今回、提案させていただくところでございます。

以上です。

日程第3. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君）　日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1日間とし、今回提案される議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君）　異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とし、今回提案される議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

なお、日程の詳細については、配付しております会期日程（案）のとおりであります。

日程第4. 質疑

○議長（指宿 秋廣君）　日程第4、議案第43号について質疑を行います。

くれぐれも議題以外にわたり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないよう
にご注意を願います。

また、全体審議の質疑は、会議規則第54条の規定により、1議題につき1人5回以内となっ
ております。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君）　質疑もないので、質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（指宿 秋廣君）　日程第5、討論・採決を行います。

議案第43号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を
行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君）　賛成の立場から討論させていただきます。というのは、私、樺山
土地改良区関係の多面的機能の役員をさせていただいているので、賛成の討論で発言したいと
思います。

この福留用水路については、以前も台風とかで工事していただきました。本当にありがとうございました。その際は、どっちかというと農閑期というか、水の要らない時期に工事をしていただいたんですけども、今回については大変水が今からこれから要るということで、受益する面積が57.3ヘクタールあるということで、多大な影響を受けるのではないかと思っております。また、8月末にかけて今から稲穂が出る出穂という時期に向けて大変、大変な大切な水の必要な時期になりますので、まずは仮設を先に進めていただきたいと思います。

また、水田におきましては、農家さん、畜産農家さんが粗飼料をいろいろ供給するのにも大変
な水田でございます。今、畜産価格が低迷していて、飼料とか原油高で大変苦しい思いをして
いますので、ぜひとも、まずは水田が干上がらないようにまず仮設をしていただきたいと思います。

日程を見てみると、25日から1か月近くあるんですけども、そのうちの3池、4池ある
んですけども、それだけの池で供給するのは、私も経験上、今まで農水のほう本当に心配で、
経験がないので大変心配しております。そういうことを含めて、まずは仮設工事をしていただき

て、行く行くはまた本工事をしていただいて、田植えに間に合うように工事のほうを進めていきたいと思いまして、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。今臨時会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時31分休憩

〔全員協議会〕

午前11時32分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、令和6年第4回三股町議会臨時会を閉会します。

午前11時32分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 指宿 秋廣

署名議員 岩津 良

署名議員 新坂 哲雄

三股町告示第58号

令和6年第5回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年8月2日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和6年8月8日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和6年 第5回（臨時） 三股町議会議録（第1日）

令和6年8月8日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和6年8月8日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第44号及び議案第45号一括上程

日程第3 会期決定の件について

日程第4 質疑

日程第5 討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第44号及び議案第45号一括上程

日程第3 会期決定の件について

日程第4 質疑

日程第5 討論・採決

出席議員（12名）

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	田中 英顕君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	島田 美和君	会計課長	瀬尾 真紀君

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和6年第5回三股町議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。

本会期中の会議録署名議員に、2番、中原議員、8番、楠原議員の2人を指名します。

日程第2. 議案第44号及び議案第45号一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、議案第44号及び議案第45号を一括して議題とします。
ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和6年第5回三股町議会臨時会に上程いたしました議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。
まず、議案第44号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

近年、地球温暖化の進行が原因と考えられる気候変動や深刻な自然災害など、予測不能な問題が頻発しており、世界的な対応が求められています。

我が国政府は、地球温暖化の防止策として、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことを令和2年10月表明いたしました。

このような動向を踏まえ、本町では、令和4年10月定例議会で三股町ゼロカーボンシティを宣言し、脱炭素化に積極的に取り組むことといたしました。ゼロカーボンシティみまたの実現には、行政、町民、事業所が適切に役割を分担しながら、地域の視点で地球温暖化防止対策に積極的に取り組んでいくことが重要であります。

のことから、本町の脱炭素化に向けて、民間事業者からアイデアを募集し、プレゼンによる審査を行い、採用した交渉権者と事業化に向けた協議を行い、今年の国の脱炭素化事業に応募したところでございます。

本案は、本年6月17日に交付決定のあった国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び7月8日に採択内示のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に基づいた脱炭素化推進事業について、所要の補正措置を行うものであります。

本事業は、町全体における脱炭素化の一層の推進・加速に併せ、公共施設だけではなく、住民及び事業所とともに災害時の対応力、強靭性、事業継続力の向上を図っていくこととしております。

特に住民及び事業所向けとしましては、自家消費型の太陽光発電設備と蓄電池のセットでの整備補助を予定しており、年度内での目標達成が必要なことから、早期の周知及び募集を図るため、臨時議会での審議をお願いするものであります。

歳入歳出予算の総額131億1,319万6,000円に歳入歳出それぞれ9,812万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億1,131万9,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国庫支出金は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金3,773万5,000円を増額補正するものであります。

繰越金は、前年度決算見込みに伴う剰余金の一部911万3,000円を増額補正するものであります。

諸収入は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金317万5,000円を増額補正するものであります。

町債は、テニスコート脱炭素化推進事業2,500万円などを増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費は、庁舎へのEMS（エネルギー・マネジメント・システム）設置委託料503万円などを

増額補正するものであります。

民生費は、元気の杜へのEMS設置委託料127万8,000円を増額補正するものであります。

衛生費は、再生可能エネルギー導入促進補助金、住民向け・事業所向け合わせて2,294万3,000円、町有施設脱炭素化推進事業補助金1,282万4,000円などを増額補正するものであります。

教育費は、第6地区分館の照明LED切替工事1,583万4,000円、テニスコート・町体育館の照明LED切替工事3,456万1,000円などを増額補正するものであります。

次に、「第2表 債務負担行為補正」については、役場庁舎脱炭素化推進事業を追加するものであります。

次に、「第3表 地方債補正」については、テニスコート脱炭素化推進事業などを追加するものであります。

次に、議案第45号「工事請負契約の締結について（令和6年度町体育館改修建築主体工事）」についてご説明申し上げます。

令和6年度町体育館改修建築主体工事につきましては、町体育館を避難所としての機能を充実させるため、緊急防災・減災事業債を活用して改修するものであります。

本工事の入札に関しましては、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工として捉え、技術力等を結集することにより、工事の安定的施工を確保することが必要であることから、特定建設工事共同企業体（JV）方式による入札としたものであります。

また、工期を9か月とする令和7年5月の竣工を計画していることから、その間の体育館使用を長期的に規制することになりますが、体育館の使用期間が少しでも早く図られるよう、令和6年7月25日の入札後に速やかに工事に着手したく、工事請負契約の締結に際し、本臨時議会に上程するものであります。

入札におきましては、条件付一般競争入札を実施し、入札の結果、国分・井ノ上特定建設工事共同企業体が1億2,688万9,400円で落札したところであります。

本契約につきましては、予定価格5,000万円以上の工事について、落札者と工事請負契約を締結するために、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明があれば許します。環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 議案第44号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第3号）」

について補足説明を申し上げます。

本事業は、太陽光発電設備に代表されます再生可能エネルギーの活用や、LED・高効率給湯器などの省エネルギー設備の導入を進めることで、本町が目指すゼロカーボンシティみまたの実現を目指す脱炭素化の推進・加速化を図りつつ、自家消費型の太陽光発電設備及びこれに連動する蓄電池や充放電設備の導入によりまして、災害時における対応力、強靭性、事業継続力の向上も同時に図ってまいろうとする目的・特長を持った事業でございます。

本事業では、こうしたエネルギー活用や設備導入を町全体で進めていくため、公共施設に対する整備、また、住民及び事業所に対する補助金交付という2つの柱で事業を構築したところでございます。

そして、本事業は、活用する国の交付金や補助金の要綱に応じ、現時点では、公共施設整備にあっては令和11年度までの6か年、また、住民及び事業所向けの補助にあっては令和10年度までの5か年をそれぞれ計画期間とした内容で、国より決定・採択を受けております。

歳出の主なものとしてご説明をいたしましたEMS、エネルギー管理システムの設置につきましては、施設の電力使用状況などのデータ計測とその分析に基づく電気機器の制御ができるようになるものでございます。施設全体での運用改善によって、電力使用量を減らし、CO₂排出抑制のほか、料金抑制などの効果・メリットがございます。

また、LEDにつきましては、蛍光灯と比べ消費電力を50から60%削減できる効果があり、省エネルギーを進めることが可能となります。現在、白熱灯、水銀灯につきましては、既に製造が廃止され、また、蛍光灯も令和9年に製造が廃止される予定となっており、交付金・補助金等を活用した本事業で、計画的なLED設備への切替え・更新と同時に、財政負担の軽減も図ることができる効果・メリットがあるところです。

今回の予算措置につきましては、補助事業の応募が3月であったことから、当初予算ではなく、交付金・補助金等の交付決定または採択内示など、歳入確保の確かな見通しを得た上での補正による予算措置といたしました。

交付決定・採択内示を受けました後、可能な限り速やかに予算化・事業化を図ることにより、工事や納品までの期間を確保したいと考えております。

加えまして、住民及び事業所向けの補助事業につきましては、本町が本事業で活用します国の交付金・補助金の各規定によりまして、3月末までに補助金の交付を終えることが必要となっております。

町の事務処理上、事業完了・実績報告をいただく期限といたしまして、当該年度末ではなく、おおむね2月中旬頃までにお願いをする予定としているところでございます。

とりわけ補助事業をご活用いただぐ主体となります住民や事業所の皆様方にとりましては、設備の設置には、時間・期間に加え、相応の費用のご負担も伴いますので、早期の周知及び募集を図ることは、設備の設置について考慮、熟考をいただける期間の確保にもつながります。

結果、住民、事業所の皆様方の利便性や補助事業自体の利活用数の向上にも資するところになるものと判断をし、臨時会での審議をお願いする次第でございます。

以上、補足説明といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、総務課のほうから議案第45号の「工事請負契約の締結について」補足説明をさせていただきます。

本案に関して、入札に付した参加条件、入札の状況についてご説明いたします。

初めに、特定建設工事共同企業体（JV）の主な参加条件について申し上げます。

1つ目に、三股町特定建設工事企業体取扱要綱に基づくJVであること、2つ目に、JVの構成員の数を2者としたこと、3つ目に、構成員の代表者は、三股町内または都城市内に建設業法第5条第2号に定める主たる本社または営業所等を置く者であること、他の構成員は、三股町内に同法同条の2号に定める主たる本社を置く者であること、4つ目に、構成員の代表者は、経営規模等評価結果通知の建築一式工事の総合評点値、P点が850点以上である者であること、他の構成員にあっては、令和4・5年度三股町建設業者等資格者名簿の建築一式工事における等級がAランクの者であること等を付したところでございます。

次に、議案書の資料を御覧ください。

入札の状況につきましては、3者が入札に参加しております。3者につきましては、全て三股町内の建設業者で構成されましたJVでありました。

その結果、予定価格1億2,903万円に対し、落札価格1億2,688万9,400円、落札率98.34%で、国分・井ノ上JVが落札したところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第3. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとし、今回提案される議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とし、今回提案される議案については、委員会付託省略し、全体審議として措置することに決しました。

なお、日程の詳細については、配付しております会期日程（案）のとおりであります。

日程第4. 質疑

○議長（指宿 秋廣君）　日程第4、質疑を行います。

議案第44号及び議案第45号について、一括して質疑を行います。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。また、くれぐれも議題以外にわたり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意願います。なお、全体審議の質疑は、会議規則第54条の規定により、1議題につき1人5回以内となっております。

質疑はありませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君）　議案第44号なんですかとも、太陽光発電パネルを早々につけられたところは、今、売電がすごく安くなっているので、蓄電池だけのを今回は考えられなかつたのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君）　環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君）　お答えいたします。

今回の補助事業については、太陽光発電設備とのセットでの整備を補助対象としております。国、県の交付金、補助金等を有利に活用するという上で、今回こういう選択をしているところでありますけれども、太陽光発電設備の整備が今非常に進んでおりますので、主体となります自家消費型の太陽光発電設備の整備を進めるというところの後押しとして、充電器をセットで検討していただくというような事業構成になっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君）　ほかにありませんか。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君）　44号についてですけれども、先ほどの説明の中で、町全体で進めていくために周知を行っていきたいと、そのための臨時会という話がありましたけれども、周知の方法を具体的にお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君）　環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君）　お答えをいたします。

今後、この事業を活用していただくことで、町全体に広げていきたいというふうに考えているところであります。

その具体的な方法といたしましては、まず補助事業のスタートが、今回予算を頂いた中でスタートしますけれども、これに関する周知をまず行っていって、利活用していただく町民の方々を通じて広報・普及を進めるということ。それから、関連する事業を行いまして、例えば子供さんに向けた教室をやるとか、そういうものを今実施しているところなんですかとも、そういう

ったものを通じて、各人一人一人に対して脱炭素社会への取組が進むように広報・普及をやっていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 排出量を削減するという意識を広く町全体に広げていくための周知というのも必要だと思うんです。今までいくと、この補助金の活用に関する周知のように思えるんですけども、それも些末なことであって、全体、町全体に排出量削減、その周知をするためにどのような周知方法を考えられているのか、改めて伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 補助事業だけについては、先ほど申し上げたとおりですけれども、町全体で、例えばこの補助事業が活用できなかつたとしても、例えばLEDをご自宅で準備をいただくとか、そういうものに進めていただくだけでCO₂排出削減にはつながりますので、そういうものを今回の補助金の交付だけではなくて、広報やホームページ等を通じて十分理解をしていただけるように説明を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 先ほど説明の中で、この補助金を使う、活用するには相応の負担が必要と説明がありました。したがいまして、相応の負担を準備できない人には、俺には関係ないと思われてしまうと思うんです。そして、ここに住民向け及び事業所向けに金額が書いてあります。大体それぞれ何件ぐらいを想定されているのか、分かったらお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 住民向けの補助金の交付の件数見込みについてお答えいたします。

まず、本年度、6年度につきましては、住民向けの太陽光発電設備につきましてが20件でございます。それから同じく住民向けの定置型の蓄電池、こちらについては10件を見込んでおります。それから、同じく住民向けの高効率給湯器につきましては5件というふうに、住民向け事業については見込んでいるところです。

事業所向けにつきましては、太陽光発電設備が3件、定置型の蓄電池についてが1件、車載型の蓄電池が5件、充放電設備が1件、補助事業といたしましては、以上のような見込みを6年度持っているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 最後でいいですか。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ありがとうございました。今、数字を聞きましたけれども、そうなっていきますと、町全体で進めていくというのにふさわしい内容となっているのかどうなのか。最後のほうに、その他のところに事務費、セミナーとかあります、2,400万円。この活用でもって、助成金を活用したこの事業以外に意識を変えていく、そういうような、いわゆる排出量削減のための理解を求めていくようなものを、この2,400万円、セミナーの中で考えていただいて、それこそ最初言われましたように、町全体で脱炭素に、いわゆるそれこそゼロカーボンシティというものに近づけていくようにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 答弁はいいんですね。（「短くお願いします」と呼ぶ者あり）環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

事務費については、代表格としてセミナーと書いてあります。全くおっしゃるとおりで、そういった補助に直接かかわらない、設備整備を伴わなくとも、いろんな形での普及啓発というのに事務費として使えることができますので、内容を工夫しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありますか。山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 議案第44号でお聞きします。ただいまの説明では補助金補助金と言うけど、補助金も、国は最初は大きな数字を出すのよ。しかし、何年もかかるような事業には、どんどん削っていくのよ。私は、前に国会議員に何回も聞いてんだよ。そしたら、補助金は、最初は出すときは出すんだけど、それと、いっぱい全国から申込みがあると、どんどん削っていくんだって。だから事業をやるときは、決まっている事業やけど、少しでも早くやるというのが鉄則です。だからそれを考えていかないと、補助金を当てにしていると、どんどん削るんだから、国は、増やすことはないよ、本当に。

そういうことも含めて、今後取り組んでいきやいいけど、だから早くしようと。1年かかるところを、10か月ぐらいでやろうという気がないと駄目だよ。

だから、そういうことですので、町民がほとんど知らないから、まだ全然知らないから、早く周知してやらんと駄目だよ。よろしく。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えします。

今回、臨時議会でお願いをいたしました理由でも申し述べましたけれども、決定が決まりましたので、直ちに着手をしたい、事業化したいということで今回お願いをしております。この後、予算の措置をいただいた後、広報周知に直ちに入りまして、少しでも時間を獲得しながら、6年

度については事業化を進めます。

それから、この交付金については、県内自治体の中では、三股町、比較的早いほうでありますて、今回、長期の計画について承認、決定をいただいておりますので、これをきちんと遂行できるように努めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第44号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号「工事請負契約の締結について（令和6年度町体育館改修建築主体工事）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。今臨時会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他
の整理は、議長に委任することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時34分休憩

〔全員協議会〕

午前10時35分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、令和6年第5回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 指宿 秋廣

署名議員 中原 美穂

署名議員 楠原 更三

三股町告示第60号

令和6年第6回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月28日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和6年9月3日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○9月6日に応招した議員

○9月9日に応招した議員

○9月10日に応招した議員

○9月17日に応招した議員

○9月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和6年 第6回 (定例) 三股町議会議録 (第1日)

令和6年9月3日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

令和6年9月3日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長選挙

日程第2 常任委員会委員の選任

日程第3 議会運営委員会委員の選任

追加日程第5 各種委員の推薦について

日程第4 議案第46号 監査委員の選任について

日程第5 議案第47号から議案第69号までの23議案及び諮問1件並びに報告3件一括上程

日程第6 決算審査報告

日程第7 会期決定の件

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長選挙

日程第2 常任委員会委員の選任

日程第3 議会運営委員会委員の選任

追加日程第5 各種委員の推薦について

日程第4 議案第46号 監査委員の選任について

日程第5 議案第47号から議案第69号までの23議案及び諮問1件並びに報告3件一括上程

日程第6 決算審査報告

日程第7 会期決定の件

出席議員 (12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長 -----	木佐貫 辰生君	副町長 -----	石崎 敬三君
教育長 -----	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長 -----	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長 -----	鈴木 貴君	税務財政課長 -----	黒木 孝幸君
町民保健課長 -----	齊藤 美和君	福祉課長 -----	福永 朋宏君
高齢者支援課長 -----	杉下 知子君	農業振興課長 -----	山田 正人君
都市整備課長 -----	田中 英顯君	環境水道課長 -----	岩元 勝二君
教育課長 -----	島田 美和君	会計課長 -----	瀬尾 真紀君
代表監査委員 -----	茨木 健君		

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和6年第6回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。

本会期中の会議録署名議員に、3番、上西議員、9番、堀内義郎議員の2人を指名します。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時02分休憩

〔全員協議会〕

午前10時12分再開

○議長（指宿 秋廣君）　本会議を再開します。

私は今般、申合せにより議長の職を辞したいと思いますので、議長席を副議長と交代いたします。

〔議長交代〕

追加日程第1. 議長辞職の件

○副議長（堀内 和義君）　ただいま議長の指宿議員より辞職願が出されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。

お諮りします。ここで議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とするごとにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀内 和義君）　異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

議事日程表、追加日程第1のところに「議長辞職の件」をご記入ください。

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、指宿議員は退場をお願いします。

〔議長 指宿 秋廣君 退場〕

○副議長（堀内 和義君）　局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（西山 雄治君）　辞職願。このたび申合せにより、令和6年9月3日以降の議会初日をもって議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

令和6年9月3日、三股町議会副議長堀内和義様、三股町議会議長指宿秋廣。

○副議長（堀内 和義君） お諮りします。指宿議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（堀内 和義君） 異議なしと認めます。よって、指宿議員の議長の辞職を許可することに決しました。

指宿議員の除斥を解除します。

[11番 指宿 秋廣君 入場]

○副議長（堀内 和義君） ただいま指宿議員の議長辞職は許可されました。

追加日程第2. 議長選挙

○副議長（堀内 和義君） ただいま議長が欠けましたので、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（堀内 和義君） 異議なしと認めます。よって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決しました。

議事日程表の追加日程第2のところに「議長選挙」とご記入願います。

追加日程第2、議長選挙を行います。

全員協議会でもお話をいたしましたとおり、本議会での立候補表明をすることになりましたが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（堀内 和義君） 異議なしと認めます。立候補の方は立候補の表明をお願いいたします。表明をお願いいたします。内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） おはようございます。

今回、議長選挙に立候補いたしました。議員は町民の代表であります。そして代弁者であります。

議会は二元代表制であります。首長と議会ということで、その中でそれぞれ皆さんすばらしい意見を持っていらっしゃいます。

その中でお互いの意見を尊重して理解し合いながら議会を進めていかなければならないと思っております。その中で円滑なる議会運営、そして町政のため町民の信託に応えられるようにやつていかなければならぬと思っております。

その中で立候補いたしましたので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○副議長（堀内 和義君） 指宿議員、お願ひします。

○議員（11番 指宿 秋廣君） 今回改めて議長職に立候補いたしました指宿です。

前回議長を辞めないという形で、大変大きな議会騒動になったわけですけれども、今回と前回は違うと思っています。

前回は議長の先ほどあった辞職願いを出さなかった。出してこういうことをすればいいんではないかということでもめたんであって、私はこの法律の中でもう一回、申合せ事項があるということを尊重して辞職願を、だから申合せ事項のとおりと書かせていただきました。

今回した理由はまだあります、皆さん、ご存じのように、私は議長になってから、議員待遇改善ということをずっと申し上げてきました。今回やっと全国議長会が重い腰を上げて、首長の30%を目安としていたものを、市議会の市長と市議会の平均的差である47%を目指すというふうにやっと動き始めました。

今回、この動かすのは、ここ1年もしくは半年、これが大きな核になるんだろうと思っています。宮崎県の17の町村議長さんの中には、地理的な状態からなかなか二の足を踏まれる議長さんがいらっしゃいます。

しかし、我が三股町は隣の都城市と生活権が一緒であります。その一緒の中で都城市のおおむね半分の町会議員の報酬でいいんだろうかということをずっと思っていました。

だから、今回はあと7か月、8か月ぐらい会長職がありますので、そこで強力にリーダーシップを握させていただいて、ほかの議長さんとも手を取りながら、昨日会議がありまして町村会への申し入れの素案も出来上りました。

その中で、どうしてももう一回議長にさせてもらって、会長職を引き継がさせていただいて、ひいては三股町の報酬の引上げをやっていきたいというふうに思っております。

もう一点は議長になって2年で過ぎましたけども、最初の1年はやはり議長とはどういうものかということを勉強するのに必死でありまして、次の最後の後半の1年が改革をしていくという大きな流れがありました。その中でいろいろな小さいことから大きいことから、いろいろ改革をさせていただきました。

今回も今2年がありますので、3年目ということになると、町と議会が車の二輪と、要するに両輪と支えられていますけれども、しかしそれはすり寄ることではないと思っています。

車に乗っている人から見ると、一方の車輪は右回りであれば一方の車輪は左回りでないと、両方同じ方向に回ったらそこを回転するだけで、一歩も進まないと思っていますので、そういうことも踏まえて議会というものを前面に押し出しながら、議長職を務めていきたいというふうに思っています。

皆様方は、2年の私に対する評価もあると思いますけれども、そういうことも踏まえた上で、ぜひとも再選をさせていただきたいということをお願いいたしまして、議長の立候補をするための意思表明に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○副議長（堀内 和義君） 議会における選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに第95条の規定を準用することとなっております。

選挙の方法については、投票で行うことにします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（堀内 和義君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（堀内 和義君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀内 和義君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（堀内 和義君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。そして白票は無効といたします。

なお、発表は申合せのとおり、最高得票者の氏名とその得票数のみを発表することをいたします。

なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入願います。

それでは、1番、岩津議員より順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○副議長（堀内 和義君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀内 和義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。投票箱を閉鎖します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に4番、西村議員、7番、新坂議員の2人を指名します。

なお、開票事務は事務局職員にお願いします。

〔開票〕

○副議長（堀内 和義君） 選挙の結果を発表します。

投票総数は12票であり、先ほどの出席議員数と符合しております。投票は全て有効投票で同数となりました。内村議員、指宿議員6票ずつです。申合せによりまして、くじと決定をいたします。

内村議員、指宿議員予備くじをまずお願ひします。

予備くじの結果を発表します。1番、内村議員、6番、指宿議員。

内村議員から本くじをお願いします。

本くじの結果を発表いたします。

内村議員3、指宿議員1番、よって指宿議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（堀内 和義君） ただいま議長に当選されました指宿議員に、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

指宿議員、議長当選受託の挨拶を演壇からお願ひいたします。

〔議長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（11番 指宿 秋廣君） 皆様のご推薦、当選させていただきましたけども議会を2分する6、6という形になりました。私自身も大いに反省をするべきだろうというふうに思っております。

とはいっても、負託を受けた以上、残りの2年間、先ほど所信表明のときにも申し上げましたけれども、町と一緒に同じ方向を向きながら、お互いに意見を交わすということを基本理念に頑張っていきたいなというふうに思っております。

先ほど言いましたけども、議員の報酬改定については、三股町もしくは国富町、門川町というところ辺が、この報酬改定に走らないとどうにも、理由は1つです。市に直結していて生活権が一緒という意味であります。ほかに何もないんですけども、そういうことも踏まえながら、皆さんと力を合わせて、三股町議会、向こう2年よろしくお願ひしますということで、受託の挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（堀内 和義君） 議長選挙も無事終わり、これで議長の職務を終了することができました。各位のご協力に対しまして深く感謝を申し上げます。

それでは、指宿議員、議長席にお着きください。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（指宿 秋廣君） 改めまして、よろしくお願ひをいたします。

それでは、議事を進行してまいりたいと思います。

追加日程第3. 副議長辞職の件

○議長（指宿 秋廣君） ただいま副議長の堀内和義議員より辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決しました。

議事日程表の追加日程第3のところに「副議長辞職の件」とご記入願います。

追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、堀内和義議員は退場を願います。

〔副議長 堀内 和義君 退場〕

○議長（指宿 秋廣君） 局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（西山 雄治君） 辞職願。このたび申合せにより、令和6年9月3日以降の議会初日をもって副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

令和6年9月3日、三股町議会議長殿、三股町議会副議長堀内和義。

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。堀内和義議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、堀内和義議員の副議長の辞職を許可することにいたしました。

堀内和義議員の除斥を解除します。

〔6番 堀内 和義君 入場〕

○議長（指宿 秋廣君） ただいま堀内和義議員の副議長辞職は許可されました。

追加日程第4. 副議長選挙

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。副議長が欠けましたので、この際、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに副議長選挙を行うことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第

4として、直ちに副議長選挙を行うことに決しました。

議事日程表の追加日程第4のところに「副議長選挙」とご記入願います。

追加日程第4、副議長選挙を行います。

選挙は、議長選挙と同じ方法で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（指宿 秋廣君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（指宿 秋廣君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。なお、白票は無効とします。

また、発表は申合せどおり、最高得票者の氏名とその得票数のみの発表といたします。

1番、岩津議員より順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（指宿 秋廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 投票を終了します。投票箱を閉鎖します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に1番、岩津議員、5番、田中議員を指名します。

なお、開票事務は事務局の職員にお願いします。

〔開票〕

○議長（指宿 秋廣君） 投票総数は12票であり、先ほどの出席議員と符合しております。投票は全て有効投票で、最高得票者は堀内義郎議員、得票は10票であります。

この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第4号の規定により、3票であり、したがって、堀内義郎議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（指宿 秋廣君） ただいま副議長に当選されました堀内議義郎員に対し、会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

堀内義郎議員、副議長当選受託の挨拶を演壇からお願ひいたします。堀内義郎議員。

〔副議長 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（9番 堀内 義郎君） ただいま副議長に選任されました堀内義郎です。

まずは、副議長というのは議長と最低限馬が合わなければいけないと思っております。

次、議長が先ほど申しましたとおり、議員報酬これはまた上げる方向に一緒になって見直して頑張っていきたいと思いますので、ひとつご理解のほうをよろしくお願ひいたします。

以上で挨拶に代えさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時01分休憩

〔全員協議会〕

午前11時10分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2. 常任委員会委員の選任

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会には、委員会条例により4つの常任委員会があります。

まず、一般会計予算・決算常任委員会の委員の選任を行います。

任期2年、定数12名による一般会計予算・決算常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することに決しました。

ここでお諮りします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。

また、議長は同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、

あるいは議会の代表者としての対外的な任務等、その職責上から、一般会計予算・決算常任委員会の委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議長は、一般会計予算・決算常任委員会の委員を辞退することに決しました。

それでは、これより一般会計予算・決算常任委員会の正副常任委員長を、委員会条例第8条の規定により互選していただきたいと思います。議事は年長議員で進めていただくようお願いいたします。

なお、副議長は議長に事故あるとき議長の代理を務めますので、委員長との兼務は適當ではないという見解があります。よって、委員長互選に当たっては、そのように対処願います。

しばらく本会議を休憩して、議員の皆さんは全員協議会室にご移動願います。

午前11時13分休憩

〔一般会計予算・決算常任委員会正副委員長互選〕

午前11時25分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。局長にさせます。

○事務局長（西山 雄治君） それでは、発表いたします。

一般会計予算・決算常任委員会委員長に岩津議員、副委員長に内村議員。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、総務産業・文教厚生の両常任委員会委員の選任を行います。

総務産業・文教厚生常任委員の両常任委員会委員は定数によりそれぞれ6人です。委員の任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。総務産業・文教厚生の両常任委員会委員の指名については、慣例により各議員からの希望を取り、それを基準として正副議長で調整し、指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、総務産業・文教厚生の両常任委員会委員の指名については、それぞれの希望を取りまとめ、それを基準として正副議長で調整し、指名することに決しました。

なお、特定の委員会に希望が集中し、その調整が難航するときも予想されますので、最終判断

は議長にご一任願います。

それでは、希望調書を配付しますので、必ず希望する委員会に丸印をつけてください。では、配付お願ひします。

〔調書配付〕

○議長（指宿 秋廣君） それでは、よろしいでしょうか。

それでは回収いたします。

〔調書回収〕

○議長（指宿 秋廣君） 全員やられたでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、正副議長で調整いたします。

しばらく本会議を休憩します。

午前11時28分休憩

〔総務産業・文教厚生常任委員会委員調整〕

午前11時33分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ただいま希望をお聞きいたしましたその結果を発表します。

○事務局長（西山 雄治君） それでは、発表いたします。

総務産業常任委員会、西村議員、田中議員、新坂議員、内村議員、指宿議員、山中議員。

文教厚生常任委員会、岩津議員、中原議員、上西議員、堀内和義議員、楠原議員、堀内義郎議員。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） ただいま発表のとおり、それぞれの常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの指名のとおりそれぞれの常任委員会委員に選任いたします。

ここでお諮りします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。

また、議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務等、その職責上から、総務産業常任委員会の委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議長は、総務産業常任委員会の委員を辞退することに決しました。

総務産業・文教厚生の両常任委員会の正副常任委員長は、各委員会条例第8条の規定により、各常任委員会において、それぞれ互選することになっております。

ただいまから、常任委員会ごとに互選していただきたいと思いますが、議事は年長の委員で進めていただくようお願いします。

また、広報編集常任委員会委員、議会運営委員、各種委員も併せて選任していただきたいと思います。

その際、議選の監査委員は、その職責から監査の対象となっている土地開発公社理事及び公共下水道事業運営審議会委員との兼務は適当でないとの見解がありますので、各種委員の選任に当たっては、その点、ご注意願います。

なお、互選の結果については、議長に速やかにご報告願います。

しばらく本会議を休憩し、議員の皆さんには、それぞれ選任された委員会室へお集まりください。

午前11時36分休憩

〔総務産業・文教厚生常任委員会正副委員長互選〕

午前11時53分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

正副委員長の互選結果の報告がありましたので、発表をします。局長、お願いします。

○事務局長（西山 雄治君） それでは、発表いたします。

総務産業常任委員会委員長、田中議員、副委員長、新坂議員。

文教厚生常任委員会委員長、中原議員、副委員長、堀内義郎議員。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、広報編集常任委員会の委員の選任を行います。

広報編集常任委員会の委員の定数は4人で、任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。広報編集常任委員会委員の指名については、総務産業・文教厚生の両常任委員会より、2名ずつを選任することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員会の委員の指名については、総務産業・文教厚生の両常任委員会より、2名ずつを選任することに決しました。

それでは、総務産業・文教厚生の両常任委員会より議会広報編集常任委員会委員を選任していただいておりますので、発表します。局長。

○事務局長（西山 雄治君） それでは、発表いたします。

広報編集常任委員会委員、上西議員、西村議員、新坂議員、堀内義郎議員。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ただいま発表しました4人を、広報編集常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり、広報編集常任委員会委員に選任いたします。

ここで、広報編集常任委員会の正副委員長を互選していただきたいと思います。議事は年長の委員で進めていただくようお願いします。

なお、互選の結果は、直ちに議長に報告願います。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩します。広報編集常任委員会に選任された議員の皆さん、第1委員会室へお集まりください。

午前11時56分休憩

[広報編集常任委員会正副委員長互選]

午後0時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

広報編集常任委員会より、正副委員長の互選の結果の報告がありましたので、発表します。局長。

○事務局長（西山 雄治君） それでは、発表いたします。

広報編集常任委員会委員長、西村議員、副委員長、上西議員。

以上でございます。

日程第3. 議会運営委員会委員の選任

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

議会運営委員会の定数は6人で、任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会の委員長、広報編集常任委員会の委員長と、総務産業及び文教厚生の両常任委員会から、それぞれ委員長と委員1名の2名ずつ選任することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長、広報編集常任委員会委員長と、総務産業及び文教厚生の両常任委員会から、それぞれ委員長と委員1名の2名ずつを選任することに決しました。

それでは、先に一般会計予算・決算常任委員会委員長の選出、広報編集常任委員会委員長の選出と、総務産業及び文教厚生の両常任委員会から議会運営委員会委員を選出いただいておりますので、発表します。局長。

○事務局長（西山 雄治君） それでは、発表いたします。

議会運営委員会委員、岩津議員、中原議員、西村議員、田中議員、堀内和義議員、山中議員。
以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ただいま発表しました6人を、議会運営委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任いたします。

ここで議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は年長の委員で進めていただくようお願いします。

なお、互選結果は、直ちに議長に報告を願います。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩します。議会運営委員会に指名された議員の皆さん、第1委員会室へお集まりください。

午後0時03分休憩

〔議会運営委員会正副委員長互選〕

午後0時08分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議会運営委員会より、正副委員長の互選の結果の報告がありましたので、発表します。局長。

○事務局長（西山 雄治君） それでは、発表いたします。

議会運営委員会委員長、山中議員、副委員長、岩津議員。

以上でございます。

追加日程第5. 各種委員の推薦について

○議長（指宿 秋廣君） 次に、各種委員の推薦の件ですが、お手元にある資料に、4つの審議会並びに土地開発公社の理事、民生委員推薦会委員については、町長より委員の推薦依頼が来ております。

お諮りします。各種委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各種委員の選任については日程を追加し、追加日程第5として議題とすることに決しました。

議事日程表の追加日程第5のところに「各種委員の推薦について」とご記入願います。

追加日程第5、各種委員の推薦についてを議題とします。

議会としては、円滑な議会活動を図る観点から、議会の組織委員会構成等を考慮して、委員の人選をしているのが慣例となっております。

それでは、常任委員会ごとに人選をしていただいておりますので、発表します。局長。

○事務局長（西山 雄治君） それでは、発表いたします。

三股町都市計画審議会委員に議長と岩津議員、内村議員、三股町企業立地促進審議会委員に議長と堀内和義議員、新坂議員、三股町緑化計画審議会委員に議長と堀内義郎議員、山中議員、三股町土地開発公社理事に議長と新坂議員、楠原議員、三股町公共下水道事業運営審議会委員に内村議員、三股町民生委員推薦会委員に上西議員、男女共同参画審議会委員に田中議員、三股町行政改革推進委員に西村議員。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） ただいま発表しました議員を、それぞれの審議会、推薦会、行政改革推進の委員及び土地開発公社の理事として当局に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、ただいま発表しました議員を、それぞれの審議会、推薦会、行革推進の委員及び土地開発公社の理事として当局に推薦することに決しました。

ここで、本会議を——13時30分でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ここで、本会議を13時30分まで休憩します。

午後0時12分休憩

午後 1 時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第4. 議案第46号 監査委員の選任について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、議案第46号「監査委員の選任について」を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 令和6年第6回三股町議会定例会に上程いたしました、24議案のうち、議案第46号「監査委員の選任について」の1議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

ご承知のように監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた見識を有する者の中から1人、議會議員の中から1人をそれぞれ選任することになっております。

このたび、現在議会選出の監査委員である堀内義郎議員より、令和6年9月3日以降の議会初日をもって辞職したいとの願いがあったことから、これを受理し、新たに堀内和義議員を議会選出の監査委員の最適任者として選任したいので、ここに地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

以上、1議案についてよろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここでお諮りします。本案は、先ほど全員協議会で選出した監査委員の同意案件でありますので、質疑、討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本案については、質疑、討論を省略して採決することに決しました。

この議案は、地方自治法第117条の除斥に該当しますので、堀内和義議員は退場願います。

〔6番 堀内 和義君 退場〕

○議長（指宿 秋廣君） それでは採決を行います。議案第46号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案に同意することに決

しました。

堀内和義議員の除斥を解除します。

[6番 堀内 和義君 入場]

○議長（指宿 秋廣君） 議案第46号は原案に同意することにいたしました。ご通知申し上げます。

日程第5. 議案第47号から議案第69号までの23議案及び諮問1件並びに報告3件一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、議案第47号から議案第69号までの23議案及び諮問1件並びに報告3件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 木佐貫 辰生君 登壇]

○町長（木佐貫 辰生君） 令和6年第6回三股町議会定例会に上程いたしました、議案第47号から議案第69号の23議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

初めに、令和5年度の各会計の決算認定に係る各議案についてご説明申し上げます。

議案第47号「令和5年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第48号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第49号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第50号「令和5年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第51号「令和5年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第52号「令和5年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第53号「令和5年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第54号「令和5年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の8議案については、令和5年度の一般会計及び特別会計における決算認定に係る案件でありますので、一括してご説明申し上げます。

令和5年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下でありましたが、一般会計において、歳入決算額134億6,142万14円、歳出決算額128億4,988万9,004円、歳入歳出差引額6億1,153万1,010円、国民健康保険特別会計において、歳入決算額28億4,652万2,923円、歳出決算額26億6,339万3,196円、歳入歳出差引額1億8,312万9,727円、後期高齢者医療保険特別会計において、歳入決算額2億9,539万1,872円、歳出決算額2億9,422万9,620円、歳入歳出差引額116万2,252円、介護保険特別会計において、歳入決算額23億4,976万6,062円、歳出決算額22億

8,259万5,490円、歳入歳出差引額6,717万572円、介護保険サービス事業特別会計において、歳入決算額1,568万6,103円、歳出決算額1,399万7,405円、歳入歳出差引額168万8,698円、梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額3,289万6,968円、歳出決算額2,895万8,167円、歳入歳出差引額393万8,801円、宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額3,687万7,343円、歳出決算額3,279万9,348円、歳入歳出差引額407万7,995円、公共下水道事業特別会計において、歳入決算額11億7,574万7,841円、歳出決算額9億6,203万8,841円、歳入歳出差引額2億1,370万9,000円となり、いずれの会計においても剩余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様をはじめ、町民各位の深いご理解とご協力の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第であります。

次に、議案第55号「令和5年度三股町水道事業会計剩余金の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剩余金の処分について議会の議決を求める、さらに同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求めるものであります。

初めに、剩余金の処分につきましては、当年度未処分利益剩余金1億2,023万6,057円のうち、2,600万円を減債積立金に積立て、4,700万円を建設改良積立金に積立て、4,690万2,985円を自己資本金に積立て、残余33万3,072円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に、決算の認定につきましては、収益的収入及び支出において、決算額で収入が4億3,396万2,989円、支出が3億5,226万3,843円となり、損益計算に基づく当年度純利益は7,332万4,892円となりました。

一方、資本的収入及び支出においては、決算額で収入が1,405万7,738円、支出が2億683万1,513円となり、差引き不足額1億9,277万3,775円については、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金等で補填したものであります。

また、建設改良費において、配水管の新設及び更新工事を2.5キロメートル施工するとともに、中央第3水源の施設整備更新工事を実施し、良質で安全な水の安定供給に努めてまいりました。

次に、議案第56号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、公益法人等に係る町民税の課税の特例について、三股町税条例附則第4条の2と地方税法附則第3条の2の4が重複していることから、条例から削除するものであります。

次に、議案第57号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上

げます。

本案は、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合の罰則規定を削除するため所要の条例改正を行うものであります。

次に、議案第58号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、蓼池児童プールを用途廃止し、条例から削除するものであります。

次に、議案第59号「三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員の処遇改善について、国の取扱いとの均衡の観点から、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、「勤勉手当を支給できる」とされ、令和6年4月1日に施行されたところです。

本町におきましても県内市町村の条例制定状況、運用と照らし、会計年度任用職員の処遇改善を図るため、所要の条例改正を行うものであります。

次に、議案第60号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度決算、国県の補助決定によるものほか、当初予算以後生じた事由に基づく経費等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額132億1,131万9,000円に歳入歳出それぞれ5億6,050万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億7,182万4,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は、定額減税の影響により、町民税9,857万9,000円を減額補正するものであります。

地方特例交付金は、定額減税の減収補填を含む交付決定により増額補正するものであります。

地方交付税は、交付決定により増額補正するものであります。

国庫支出金は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金400万円を減額補正し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円などを増額補正するものであります。

県支出金は、子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）368万2,000円、県単集落防災治山事業補助金450万円などを増額補正するものであります。

財産収入は、土地開発基金運用収入などを増額補正するものであります。

繰入金は、特別会計繰入金において国民健康保険特別会計ほか特別会計の前年度決算に伴う清算返還金などを増額補正し、基金繰入金においては、財政調整基金繰入金1億7,000万円を

減額補正するものであります。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を増額補正するものであります。

諸収入は、デジタル基盤改革支援補助金1,322万1,000円を減額補正し、令和5年度事業における国県補助金の過年度収入、三股町学校給食会運営委託料前年度清算返還金1,010万円などを増額補正するものであります。

町債は、発行可能限度額決定に伴う臨時財政対策債、東原・稗田地区雨水対策事業670万円などを増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、会計年度任用職員勤勉手当2,719万5,000円、くいまーるワゴンバス購入ほか412万1,000円などを増減額補正するものであります。

民生費は、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金773万円、放課後児童健全育成事業運営業務委託料ほか1,140万円などを増減額補正するものであります。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金2,167万7,000円などを増額補正するものであります。

農業費は、県単集落防災治山工事675万円などを増額補正するものであります。

商工費は、長田峡ライトアップ事業補助金52万円などを増額補正するものであります。

土木費は、公園遊具撤去工事ほか136万円などを増額補正するものであります。

教育費は、小中学校ネットワークアセスメント実施促進事業委託料440万円などを増額補正するものであります。

諸支出金は、地方財政法の規定により財政調整基金積立金2億4,755万5,000円を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表繰越明許費補正については、勝岡地区自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業（勝岡3地区）ほか3事業を追加するものであります。

次に、第3表債務負担行為補正については、地域おこし協力隊公用車リースを追加するものであります。

次に、第4表地方債補正については、起債事業の変更及び臨時財政対策債の発行可能額決定により、限度額を変更するものであります。

次に、議案第61号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億801万9,000円に歳入歳出それぞれ1,128万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,930万6,000円

とするものであります。

歳入の主なものとしては、令和5年度収支決算により繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしては、令和5年度国保事業費等清算による一般会計の繰出金及び予備費を増額補正するものであります。

次に、議案第62号「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億3,867万8,000円に歳入歳出それぞれ343万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,211万6,000円とするものであります。

歳入の主なものとしては、一般会計繰入金及び令和5年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしては、総務管理費及び後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するものであります。

次に、議案第63号「令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額24億897万5,000円に歳入歳出それぞれ6,863万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,761万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、令和5年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、基金積立金及び国、県、一般会計への前年度清算返還金を増額補正するものであります。

次に、議案第64号「令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,962万6,000円に歳入歳出それぞれ240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,202万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、令和5年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への前年度清算返還金を増額補正するものであります。

次に、議案第65号、66号及び67号の財産の取得については、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第65号の「三股町令和6年次リプレース事業」につきましては、5年サイクルでのネットワークインフラや各種サーバ更新に加え、特に国のシステム標準化に適したネットワークの三層分離によるセキュリティ対策の再構築を7年（84か月）リースにて調達するものであります。

事業の実施に当たり、物品は円滑な保守作業の移行及び費用の抑制を図るため、現保守業者である株式会社システムナインと随意契約により調達し、リース業者によるリース料率による競争入札を実施し調達するものですが、リース期間満了後は、物品総額1億1,778万円のうち、約1億277万7,000円を無償譲渡により取得するものであります。

次に、議案第66号の「令和6年度三股町脱炭素化推進事業」につきましては、本町が令和4年10月に定例議会で三股町ゼロカーボンシティを宣言し、行政・町民・事業所が適切に役割を分担しながら、国の脱炭素化事業を活用した具体的な地球温暖化防止対策の事業実施に向け、去る8月の第5回臨時議会で承認をいただいた補正予算において、庁舎内に自家消費型の太陽光発電設備及び附帯設備を整備するものであります。

整備に当たり、本事業の運用を担う共同事業体及びサポート体制において、随意契約により株式会社九南が施工し、宮銀リース株式会社からリース期間17年（204か月）をもって資金を調達するものであります。

リース期間満了後は、総額3,371万6,000円のうち、機器機材費に当たる2,564万9,000円を無償譲渡により取得するものです。

次に、議案第67号の「令和6年度三股町一般廃棄物最終処分場重機購入事業」につきましては、昨年9月に、三股町一般廃棄物最終処分場で稼働していた油圧ショベルが破損したことを受け、修繕費、保守費用及び耐用年数等から判断し、更新・購入するものであります。

購入に当たりましては、令和6年8月22日に指名競争入札を実施し、1,131万9,000円で住友建機販売株式会社宮崎支店が落札したところであります。

以上、3議案の「財産の取得について」は、700万円以上の財産を取得することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第68号及び議案第69号の固定資産評価審査委員会委員の選任については関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

ご承知のように固定資産評価審査委員会の委員は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定する職務であり、町税の納税義務がある者または学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て選任することとなっております。

このたび、固定資産評価審査委員会委員である若宮廣志氏が、令和6年9月21日付をもって、大村田三吉氏が令和6年10月25日付をもって、それぞれ3年の任期満了となります、引き続き、若宮廣志及び大村田三吉氏をそれぞれ最適任者として選任いたしましたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。

現在、人権擁護委員であります馬場真吾氏が、令和6年12月31日付をもって任期3年の満了となるところでありますが、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、23議案と諮問1件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告3件を提出いたしております。

報告第8号「令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、報告第9号「令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について」、報告第10号「まちづくり合同会社みまたの経営状況に関する報告について」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、8月28日に本県に上陸しました台風10号の対応及び被害状況については、後ほど担当課長から報告をいただきます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明があれば許します。福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 福祉課のほうから、議案第58号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」について補足いたします。

今年度、福祉課が所管いたします4つの児童プール、櫟田、植木、餅原、蓼池について解体を計画しております。この中で、用途廃止が済んでおりませんでした蓼池児童プールを用途廃止しようとするのが、この議案であります。

現在の進行についてであります、櫟田と植木につきましては、一つの工事としてもう既に発注をしております。今議会での議決を受けまして、餅原と蓼池を一つの工事として発注したいという計画であります。

以上、補足いたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

日程第6. 決算審査報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第6、決算審査の報告を求めます。茨木代表監査委員。

[代表監査委員 茨木 健君 登壇]

○代表監査委員（茨木 健君） それでは、令和5年度決算審査について、監査報告を申し上げます。

去る6月28日に町長から、一般会計、特別会計、基金運用状況及び水道事業会計について審査依頼がありました。

7月1日から29日までの期間、監査委員2名で審査を行いました。

各部署から提示されました決算書、事項別明細書、証拠書類、諸帳簿及び関係書類等を詳細に審査した結果、いずれの会計も正確、適正に処理されていることを認めましたので報告いたします。

さらに、財政健全化判断につきましては、8月7日に健全化判断比率の4指標及び資金不足比率について審査を行いました。

審査の結果、報告第8号及び第9号のとおり、早期健全化比率、経営健全化基準をそれぞれ下回っており、町の財政状況は健全であることを確認しましたので、併せて報告いたします。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書のほうをご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 茨木代表監査委員におかれましては、所用のため、ここで退席をされます。ご苦労さまでした。

日程第7. 会期決定の件

○議長（指宿 秋廣君） 日程第7、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間とすることに決しました。

なお、日程の詳細については、配付しております会期日程案のとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後2時10分休憩

〔全員協議会〕

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 2 時30分散会

令和6年 第6回 (定例) 三股町議会議録 (第2日)

令和6年9月6日 (金曜日)

議事日程 (第2号)

令和6年9月6日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員 (なし)

欠員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君

高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	田中 英顯君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	島田 美和君	会計課長	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問の前であります、私から執行部及び議員の皆様にご協力とお願いを申し上げます。議会は二元代表制で行われ、常識ですが、まず、執行部ですが、県議会や市議会にお聞きをしました。議長に首長からの依頼のない議案は存在しないという明確な答えが帰ってまいりました。これからもよろしくお願いします。

2番目ですが、人事案件等につきましては、特に事前に議員に説明して、全会一致するための努力をお願いをいたします。全会一致が難しいものについては、その個人本人に大きな問題を引き起こすことが想像できますので、提案を見送る等、考えを新たにしてほしいと思います。

3番目です。ありがとうございます、感謝の反対の言葉は当たり前だそうです。そこで提案した議案が可決した場合、当たり前という態度は二元代表制の議会に対し対等以下だと感じられます。そこで町長に猛省を求めます。参考までに、確か9月29日の市町村総合事務組合定例会だったと記憶しておりますが、可決されるたびに管理者である日之影町長と事務組合の有村事務局長がわざわざ起立をされ頭を下げられました。そのことは、副管理者である木佐貫三股町長は見ておられ、私からわざわざ起立して頭を下げられる行為に感銘を受けたと閉会の挨拶で申し上げたのは記憶しておられることと思いますので、念のために申し上げます。

議員の皆様に申し上げます。今日から一般質問が始まり、いよいよ議論が白熱すると予想されますが、質問される議員は自分が疑問に思っていることや正したいことに限ってください。このことは他の議員は知らないだろうから変わって自分がしていくという行動は、ほかの議員を愚弄していると感じられますので、二元代表制の議会の品位を落としかねないと思いますので、議長から発言を止める場合があります。ご承知の上ご協力をお願いします。

また、議員必携に一般質問でよく使われがちな言葉に次のようなものがあるが、極めて不適切な表現であるから、十分注意して臨むべきである。一つ、お分かりでありますから教えていただきたい。一つ、説明をお願いします。一つ、今一度ご答弁のほどよろしくお願いします。一つ、町長さん、教育委員長さん、「さん」づけと言う意味ですね、よく分かりました、ありがとうございました、前向きな答弁をいただき、心からお礼申し上げます。まるまるの点について特に努力されるようお願いしますとありますので、十分注意をしてください。

また、質問などに散見されていましたが、伺いしますについては議員必携には記載ありませんが、調べてみるとこのようにありました。伺いとは名前の人人の意見、指図を得ようとして尋ねることである、転じて聞くことへの減り下がった言い方とありますので、議員は二元代表制の一方の当事者でありますので、ご注意をお願いをいたします。

本会議を閉じて、全員協議会とします。

午前10時05分休憩

[全員協議会]

午前10時12分再開

○議長（指宿 秋廣君） それでは、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内にすることをお願いします。また50分を超えた残りの質問については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることといたしておりますので、ご協力をお願いします。

また、楠原議員については誠に申し訳ありませんが、50分という流れ、次の質問を11時としたいと思いますのでご協力をお願いします。その残りの部分については、先ほど申し上げた質問時間がありますので、そういうことにいたしたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、楠原議員。

[8番 楠原 更三君 登壇]

○議員（8番 楠原 更三君） 発言順位1番、楠原です。通告に従って、質問してまいります。

何かこう出鼻をくじかれた感じがしますけれども、気を持ち直して始めます。

先月の臨時会で脱炭素化推進事業が提案されました。この事業は二酸化炭素の排出量を削減することが目的です。ゼロカーボンシティにより近づくためには二酸化炭素を吸収する事業、いわゆる森林整備等に関する事業も並行して実施していくことが必要です。そのような中、東日本大震災からの復興を目的としていた復興特別税が、今年度から森林環境税と名前を変えて導入され、森林環境整備などを目的として1人年額1,000円を負担するようになりました。それに伴つ

て森林環境譲与税はそれを裏づけしたものとなり、譲与税の使途はこれまでよりより身近なものとなりました。

宮崎県では、既に平成18年度から年額500円の宮崎県森林環境税が導入されており、森林環境整備等に年額1,500円の税を負担するようになりました。今後、この税の使い道がそれぞれはっきりと分かるように説明する必要があると思います。森林環境譲与税については、全国各市町村で独自の計画の基での森林整備等が可能だということなので、独自性を表した使途を考えていただきたいと思います。

全国の主な取組の具体的な例は、林野庁のホームページで知ることができます。本町の譲与税の使途は町のホームページで公表されており知ることができます、取組の具体例は出ていません。使途についての具体的な取組を通して森林環境税及び森林環境譲与税への理解を町として求める活動が今後必要になるのではないかと思います。現在、公表されている使途の事業名からしても理解しにくいものであるように感じています。そこで本町での森林環境譲与税の使途計画について、まずは本年度分あれば長期計画を伺いたいのですが、町のホームページで公表されている使途の中にある森林経営管理制度意向調査及び譲与税基金とは何かということについてを含めて、答弁をいただきたいと思います。

あの質問は質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 森林環境譲与税についてのご質問にお答えいたします。

森林環境譲与税について質問項目が1から6ありますけれども、その答弁につきましては、担当課長のほうから答弁していただきますけれども、私のほうからは、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された背景や経緯について述べさせていただきます。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養など、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、国土や国民の命を守ることにもつながります。一方、所有者や境界が分からぬ森林の増加、担い手不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30年（2018年）5月に成立しました森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における国内の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方の財源を安定的に確保する観点から、平成31年（2019年）3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

本町ではこの趣旨に沿って、令和元年度からこれまで様々な取組を実施しているところでござ

います。そこで①譲与税の使途計画、本年度分及び長期計画を含む森林経営管理制度意向調査及び譲与税基金とは何かとのご質問について、担当課長のほうから答弁していただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） まず、譲与税の計画についてお答えいたします。

本年度の譲与税の使途計画につきましては、森林経営管理制度に伴う事業として約1,298万円、民有林及び町有林の林道及び作業路補修事業として約360万円、再造林の普及促進事業として280万円、森林管理従事者の確保を目的とした事業として約237万円、新生児の記念品として木製積み木を贈呈する事業として約43万円、林地台帳の整理に従事する会計年度任用職員の人工費として約150万円、森林環境譲与税基金として約367万円など、総額約2,822万円を予定しています。

次に、森林経営管理制度意向調査についてですが、今後の適正な森林管理につなげていくため、長期間下刈りや伐採などの管理が行われていない森林所有者に、今後の森林の経営や管理についての意向を調査するものです。既に昨年度までに意向調査は終了しており、今後はその調査結果を基に、手入れの行き届いていない森林について、町が森林所有者から経営管理の委託、経営管理権の設定を受け、林業経営に適した森林は、地域の林業経営者等に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は町が公的に管理、市町村森林経営管理事業を行う予定です。

次に、譲与税基金についてですが、森林環境税及び森林譲与税に関する法律に基づく森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、平成元年9月に三股町森林環境譲与税基金条例を制定いたしました。令和5年度末の基金は2,176万9,000円であります。この活用につきましては、木造公共建築物の建設費の一部に充てることや、森林関連従事者の育成、森林に親しむための事業、県と一体となった再造林事業など、新たな取組に活用することを検討いたしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） まず、町長のほうから、令和元年度から様々な取組を実施してきたと言われましたけれども、それを町のホームページで表しております使途の公表、ちょっと順番が変わりますけれども、使途の公表のところから見ますと、具体的にどこで行ったのか知ることができないんですね。やったというのはこの予算の使途の公表の予算のことで、金額で分かるんですけども、どこでどういう工事をしたのか、こういうのは非常に重要なことだと思うんですね。それをどこで町民の人たちは知ることができるのか、議員だけではなく、町民の人たちが知ろうと思ったらどこで知ることができるのか、振興課の窓口まで行って尋ねるのか、それとも簡単に家で今だったらネットの時代ですから町のホームページでぽつと見ることができるとか、

そういうなサービスというのは、当然のこと必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） この後の質問④に関連することであろうと思っております。

周知につきましては、議員ご指摘のとおり字面でしかないと、つまり写真とか活動内容が瞬時に分かれるような取組は現在していないということあります。つまり今後こういった何に使ったかというのを、写真あるいは映像あるいはSNS、そしてまた町の広報誌等できちっと分かりやすく、その写真などを見ながら分かるようにしていきたいというふうに思っております。現在のところは具体的な写真、映像がございませんので、それらが字面でしか理解できないというご指摘につきましては、謙虚に受け止めていきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 森林整備等につきましては、土地開発公社においての梶山城跡の用地買収というもので実感しておりますけれども、森林所有においては、零細規模の森林所有におきましては、幾世代にもわたる相続を経て、場所も規模も明確でない所有者が存在することは分かります。今回の意向調査はそのような方々を含めての森林経営に適するか否かの調査も含まれるのではと推測しておりますけれども、将来的に私が思うには農地中間管理機構のような動きにつながるのではないかと考えています。そこで森林環境税が導入された今、私の準備しました資料の2を御覧いただきたいと思いますけれども、ちょっと3行目から読んでまいります。この豊かな森林が持つ多くの機能を生かすには、森林をしっかりと整備していくことが必要です。しかし林業の採算性の低下や所有者が不明な森林の健在化、担い手の不足などにより手入れ不足の森林が増えています。令和6年度からは森林環境譲与税の財源となる森林環境税の課税が始まります。各市町村では、皆様からいただいた貴重な財源を利活用して森林の整備を進めてまいりますという周知を、町のホームページとか、町の広報等で何回となくこう行っていく、そして町内の森林整備が着実に進んでいるという理解を求めるようなことが必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 確かに今、ご指摘のとおりでございまして、森林経営管理意向調査、こちらについては令和2年度から令和5年度まで4か年にわたりまして行っております。調査対象数ですけども1,352人の方にこの調査を行って、そして回答がございました。非常に回答率が少なかったと、642人、約半分の方しか回答がなかったんですけども、まあそういった方々が今後自分で管理していくのかどうかということなどをきっちとこの調査で確認したところでございます。当然この自分でやることができないという方が多数でございまして、こういった方々の森林を今後、町のほうが委託を受けてやっていく、つまりこういったことについては、ま

だで十分な周知ができていないということありますので、当然こっちについてもきっちり、今後、町が委託を受けまして、そして管理していくという、この森林環境譲与税の取組の1番の目的であるこれについては、今後きっちり周知していきたいというふうに思っております。その手段といたしましては、先ほど言いましたように広報みまた、こちらが一番多く皆さん見られますので、SNSとかそういうものはまた高齢者の方々はなかなか見る機会がないと思っておりますので、特集などを組んでそしてやっていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） この調査の中に、この森林の場所、所有する森林の場所というのが図面上で分かるようになっているのか、この場合には個人資産の関係がありますから、ホームページ等で公表というのは難しいかもしれませんけれども、窓口に行って申請すれば見ることができるのか。まあそうするとあちこちで問題となっています森林の誤伐、こういうのも防げるとか、すぐに対処しようが出てくるんじゃないかなと思うんですけども、図面上確認できるかどうかお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 図面上で見るということについては、現在しっかりと整理が行っておりません。したがって、役場のほうに来て見るということは、ここが人工林であるとか、あるいは国有林であるいうような形で絵に落として全体を見るということはできております。ただ、先ほど言いましたが、この人工林、民有林の中の人工林の管理につきましては、今、調査を行いました。本日は図面上で、図面っていうか図面上に落としてないんですけども、しっかりと確認はできています。今後そういうのも町のほうでどの部分が管理を委託されてやっていくのかということなどは、地図上で落とすということの作業は当然行っていかないといけないと思っておりますので、今後、進捗状況の中でそういうものが提示できるかどうかということについては、速答はできませんけども、考えていきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 森林の経営が可能な使途所有者、可能な場所、そういうとこに限られるという理解になるんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 先ほど森林経営管理制度意向調査のところでお話ししましたけども、手入れの行き届いていない森林について、町が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に採択、そして林業経営に適さない森林は町が公的に管理を行うということでありますて、適しているか適していないかということについては、今後、

森林組合等の協力をいただきながら、こういった区分けはしていくということで考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 確認ですけれども、経営に適していないような場所については、町が法的に管理すると言われましたけれども、この財源はこの譲与税からなんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） そのようになるというふうに理解しております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員、これ何番目のところですか。

○議員（8番 楠原 更三君） 森林経営管理制度意向調査の中で聞いております。

○議長（指宿 秋廣君） 何番ですか。

○議員（8番 楠原 更三君） 1番です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 途中、今、話を折られたので、ちょっと分からなくなりましたけれども、その経営が成り立たないような零細森林ですよね、これを譲与税を充当して町が管理をしていくというような情報は非常に大事なことだと思うんですよね。何ですかね、法務局に行ったら自分は森林を持っていたとか、そういう方もいらっしゃると思うんですよね。そういうところに、この年額1,000円を出していたお金が使われると、非常にこれは町民の方々にとって必要な情報だと思うんです。ぜひお願ひいたします。よろしいですか、もう1回。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 先ほど来、いろいろご指摘いただいている件につきましては、広報みまた等でこの制度の中身につきましても、また今後、町がどのように対応していくかにつきましても、きっちり分かりやすく記事にいたしまして、皆様に周知していきたいというように思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 2番目の質問にまいりますけれども、譲与税の配分方法、いろいろ林野庁のホームページ等で見ることができますけれども、私の資料のちょっと前後しますけれども1番を御覧いただきたいと思います。これが町のホームページから抜粋したもので、令和4年度の分だけの使途を書きました。先ほどこういうものが説明になったわけですけども、ここでは下のほうの私が適当に計算したやつなんですけれども、譲与税基金積立累計かなと思う金額がこうなっています。事業総額元年度から4年度までがホームページで知ることができますので、それを見ますと、初年度が675万7,000円、2年度が2,111万7,000円、3年度こう、4年度がこうなっているんですけども非常に波があるんですね。こういう波があったら、その年度にならないとこの金額、総額が分からぬのかどうなのかということをお聞きしま

す。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 実は議員からご提示がありました内容につきまして、私どものほうもこれをちょっとで詳しく調べましたところ、実は令和2年度2,111万7,000円となっておりますが、実は単年度での譲与税額は1,436万円でございました。なぜここが増えているのかということですが、実は令和元年度のこの675万7,000円が取り崩されてここに合算されたということです。つまり令和2年度だけがその元年度分が積み増し、ここにあの合算されたということで、実は譲与税については、もう一回言いますけど令和2年度につきましては1,436万円ということです。実はそれぞれ公表しているものを見ていただくと、前年度取り崩しというのがあります。ここが2年度だけ取り崩しというのが入っていました。ほかは入っていませんので、ほかは単年度の譲与税額というふうに理解していただければと思っております。したがいまして、令和2年度におきましては、譲与税額は1,436万円でありますので、単年度の積立額といたしましては156万9,000円ということで11%の実質的な基金ということです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 令和4年度も同じように理解していいんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 令和4年度は2,299万4,000円、単年度で譲与税として入っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 譲与税の配分方法、改めて伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） ②についての質問ということですが、自治体が住民税と合わせて徴収いたしました森林環境税を国が森林環境譲与税として自治体に配分し直します。国から譲与される金額は個人や会社などで管理されている私有林、人工林の面積、そして林業の就業者数、そして市町村の人口によって決められます。いわゆる3つに区分されるということです。譲与税の基準につきましては、私有林、人工林が55%、林業の就業者数が20%、市町村の人口が25%です。3つに振り分けられた譲与税にそれぞれの市町村の全国比率を乗じて得られた金額が市町村の譲与税額となります。ただし林野率が75%以上の市町村につきましては、割増が適用されております。なお、本町の私有林、人工林面積は3,393ヘクタール、林業就業者数は67人であります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） そうするならば、毎年の譲与税というのは分かるわけですね。そうしましたら、私は、最初ホームページで見ました事業総額が年によってこう変わると、あらかじめ予定は組みにくいかと思ったんですけども、今の比率でもってある程度金額がはっきりした、固定したものが分かるんであれば、年度計画というのを立てますよね。それに伴って、長期計画5年ないし、10年内の計画は立てられると思うんですが、今、長期計画というのは何年度分ぐらいまでが考えられているかを伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 長期計画という形では今のところございません。ただ、単年度、単年度の譲与税額につきましては、国のほうからお示しされますんで、その金額をもってどういった事業に当てていくのかということについては計画的に実施しております。そしてまた基金のほうですね、積み増しが毎年、毎年されております。こちらにつきまして大きな事業等に当てられますので、今後、先ほども言いましたけど、いろんな今後大きな事業、木材を利用した大きな事業等にも活用できるということあります。その一つが公共施設、木質の公共施設等にも利用できるということですので、そういったものにも向けられるのかなというふうに考えています。

実は、都城市、小林市を調べましたところ、この基金を取り崩して木造公共建築物の建設費に当てているということでございますので、そういった活用も一つあるんではないかというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 3番目の質問に移りますけれども、林野庁のホームページを見ますと、年度ごとの全国各地の取組事例集がありました。資料の2番目の下のほうにもちょこっと書いていますけれども、森林のない千葉県浦安市など、森林のないところは各地あるわけですから、そこにも森林譲与税というのが配分されており、その取組状況を見ることができました。非常にこの独自性があるんですね。しかし森林のないところに譲与税があるということも、今後この税の問題点の一つだと思いますけれども、林野庁のホームページを見ますと、身近な森に触れ合う機会を提供する、森林の重要性の普及啓発及び地域の森や里山の整備を進めるための里山整備活用促進事業というものも実践例として挙げてあります。先ほど来、課長の言われる林業に特化したようなもの以外から離れた部分も林野庁のほうではホームページのほうに実践例として挙げてあるんですよね。この譲与税の使途については、本当に様々なものがあると感じています。もちろん一番は私有林の人工林に対しての活用が一番多いんですけども、そればかりとは限らな

い。そこで、これまでの三、四年の実績ですけれども、本町の使徒の中で三股独自のような使途はあったのでしょうか。まずここでは、独自のものがあったかなかっただけ伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 町独自のものはございました。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 積み木でしょうか。ほかにあったら教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 三股町独自と言えば、今議員のお話しされました新生児への積み木贈呈というのが、独自性のあるものということでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今言いましたけれども、森林に親しむ機会の提供、これで森林を身近に感じ、森林整備について関心を持つてもらうことにもつながる、そして環境譲与税がここにも使われているのかという実感を一人でも多くの人にこう持っていただける、まあそういう例として前から言っている部分にあるんですけども、鰐塚山とか柳岳とか牛の峠とかそういうところの登山道としてでも活用できる林道整備というものは考えられないものなのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 登山道の整備のご提案につきましては、登山道が国有林、あるいは民有林内であり、一部立ち入り禁止区域もあることから、整備の可否、必要については、慎重に検討しないといけないものであろうというふうに思っております。したがいまして、現時点では譲与税を活用するということについては、今のところできていないということでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 実際に国有林を持ちます高原町におきましては、高千穂峰登山道を町として整備を行っているというのは、以前に新聞にも出ておりました。国有林、民有林、私有林、問わず林道整備というものを、先ほど林野庁にありましたように、森林に親しむ機会を提供するという面から、この譲与税の活用というのはできないのかどうなのか、先ほど言いましたけれども、この林野庁が出している実践例にも挙げてある部分がありますが、まあ登山道ではないですけれども、森林に親しむ機会というものはあるようですので、ぜひ今後考えていただいて、この譲与税の活用がこんなところにまで細部にわたって市民の皆さんに提供されているということが周知できるように、今後お願ひしたいと思っております。

4番目の質問につきましては、先ほど答えていただきましたので割愛させていただきますが、次、5番目ですけれども、本町のゼロカーボンシティづくり計画との関係について伺ってまいり

ますが、この森林環境譲与税の使途について、この質問までにいろいろ聞いてまいりましたわけですが、担当は農業振興課ということになっておりまして、農業振興課なんですね名称が、林業ではない、そこにマンパワーが足りているとは決して言えないところで対応していただきました。質問の通告が8月の22日でしたので台風以前でした。質問をいろいろ受けていただいている中で台風が襲来して、本当にこのこんなときにと思っていたんじゃないかなと思うんですけども、ここで県の税プラス国の森林環境税が登場したわけですので、その使途に関してゼロカーボンシティづくり計画の中の一つとして農業振興課だけではいかがなものかなと思います。ゼロカーボンシティづくりの計画の中の一つとして農業振興課の担当が担当するということだけでなく役場全体として、それこそ重層的体制で納税者の理解を得る有効な方法を考えていきたいと思っております。それでゼロカーボンシティという言葉も抑制だけじゃなくて吸収という面も理解していただけるんじゃないかなと思いますけれども、ゼロカーボンシティづくり計画との関係を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 5番目の使途計画と本町のゼロカーボンシティづくり計画との関係はとのご質問につきましてお答えいたします。

2015年にパリ協定が採択されてから気候変動への対応の動きが活発化しており、日本は2030年度までに温室効果ガスを2013年度比として46%削減する目標が掲げされました。削減目標46%のうち、2.7%に当たる約3,800万トンのCO₂が目標森林吸収量とされているため、森林を整備してCO₂吸収源を確保することが重要であります。本町では令和6年1月に策定いたしました三股町地球温暖化対策実行計画、区域施策編において温室効果ガス排出量削減目標を設けており、この中で森林等によるCO₂吸収量について2030年度はマイナス4万8,000トンと設定しております。その実現のためには森林環境譲与税を活用した再造林の積極的な推進や、本計画の中で示されているバイオマス資源の活用などの取組が、ゼロカーボンシティにつながるものと認識いたしております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、ようやく再造林という言葉が出てきたわけですけれども、その再造林をする場合でも、年度年度で今年はここをやりますとか、そういうような目標、それだけの広さをやりますと、元に返るんですけども、とにかく周知がどういう方法でするのか、税を收めているわけですから当然知る必要がある、そういう環境整備をしなければいけないと思いますので、ぜひ周知の方法、周知の内容、じっくりと考えていただきたいと思いますが、これについても農業振興課が単独でやるというよりも、いろんなところでお願いしたいと思っております。

次に、6番目ですけども、これにつきましては、先ほど来、公共施設等で活用していきたい、木造の公共施設等に活用できればというのがありましたので、理解できたんですけども、あちこち公共施設見ますと、役場でもですけれども、この建物は何を使って建てましたという紹介があるんですね。同じようにこの譲与税の活用というのが目に見えるようにお願いをしたいと思います。1番の森林環境譲与税をこれで終わらせまして、残りはまた最後のほうでいきたいと思います。これで私の時間を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、西村議員。

〔4番 西村 尚彦君 登壇〕

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、通告しました交流拠点施設整備事業について、質問をしていきたいと思います。この質問につきましては、令和4年9月を皮切りに、これまで3回ほど質問してきました。今回が4回となります。

ご承知のように、この事業はこれまで三股町が取り組んでいない事業、取り組んだことがない事業手法、PFI事業という事業で進められようとしております。このPFI事業、法律や制度が専門的で、誰も実践経験をしていない。皆さんご承知のように、議会としても特別委員会をつくって勉強をやっていますが、なかなかこの理解ができないということで、今回、いよいよ実施方針が公表されたということで、この実施方針を私も何回か読んでみたんですが、なかなか中身で理解できないところもある。ここを含めて、今後の推進体制、今後の事業実施を含めて、実施方針を中心に質問をしていきたいと思います。

まず最初に、①の6月28日に実施方針を公表しているが、この目的はということをお聞きしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 交流拠点施設整備事業、実施方針の公表及び特定事業の選定・公表についてということで、6月28日に実施方針を公表しているが、この目的はとのご質問にお答えいたします。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）、

いわゆるPFI法第7条に基づき、特定事業の選定を行おうとする場合には、必ずその前に実施方針の策定、公表を行わなければならないというふうに規定されております。

それを受け、三股町交流拠点施設整備第6セクターPFI事業に関する事業概要や特定事業の選定、第6セクターを構成する事業者の募集に関する事項など、第1総則から第9その他特定事業の実施に関し必要な事項までの内容を記載しました実施方針を6月8日に町公式ホームページで公表したところでございます。実施方針を公表することにより、町が実施しようとする本事業について広く周知するとともに、参画に意欲を示す民間事業者からの質問や意見などを聞き、具体的な対話を深め、より実効性のあるものとしていくことが主な目的でございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいま町長からありましたように、PFI法の第7条に基づいて行ったということなんですが、今回公表されましたこの実施方針なんですが、実施方針の5ページに事業スケジュールというのが詳しく書いてあります。第1段階から第4段階まで、一番最後は契約、基本協定の締結となるんですが、これを見ると、いよいよどんどん進んでいくんだなという感想を持ったところです。

今、第1段階の実施方針の公表、特定事業の選定・公表というのがあるんですが、6月28日の公表を皮切りに、今、言われましたように、いろんな事業者に周知するために行ったということで、この中で説明希望の受付とか、質問・意見の聴取・回答、個人対話の受付締切というがあります。ここについてちょっと尋ねてみたいと思うんですが、質問の2番になります。このスケジュールにありますような実施方針に関する説明を希望した事業者、一体どれくらいあるのか。また、今回、このPFI事業は第3セクターの合同会社を中心とした地域密着型官民連携事業ということで、多分、三股の場合は全国でも初めてじゃないだろうかという方式です。そういう意味も含めて、この説明を希望した事業者の中で地元事業者がいたのか、また、お互いにどういう説明を求められたのか、説明をしたのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 実施方針に関する説明を希望した事業者数は。このうち地元事業者は。また、どんな説明を求められたのかとのご質問にお答えをいたします。

6月28日に実施方針の公表を行い、7月5日までの1週間、説明希望の受付を行い、13の事業者から希望がございました。内訳は、町内に本社や支社などがある5事業者と、それ以外から8事業者となっております。事業者ごとにそれぞれ個別で説明を行う場合や、希望により複数の事業者グループへの説明の場を設けさせていただきました。その中で説明を求められたこととしては、主にスケジュールに関することと事業範囲に関することでございます。スケジュールに

関することにつきましては、いつ頃から建設が始まるのか、供用開始はいつ頃かなどのご質問をいただきました。第6セクターの体制構築や募集に要する期間など、明確に見通せない期間については、以降、進行に合わせて随時設定するとしており、明快な回答はできなかったところです。

事業範囲については、PFI事業で実施する範囲が町民交流施設に限っていたことから、屋外施設の考え方について説明を求められました。統一的なデザインや町民交流施設と有機的に連動する施設としての位置づけであれば、事業範囲を再考いただきたいなどのご意見をいただいたところです。その後、内部で協議を重ね、結果として事業範囲に屋外施設を含める形で実施方針の一部変更を行い、8月23日に改定版を公表したところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 確かに、この実施方針を見ると、町民交流施設が対象になっている。今、言われたように、8月23日に改定されたということで、私、見ていなかったものですから……。今回、交流拠点施設だけだったのに、プラス屋外施設も含めたところでPFI事業でやるということになったということで理解していいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） はい、そのとおりです。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。それでは、参加する事業者というのは、町民交流施設プラス屋外施設を提案するという形になってくるということで理解したいと思います。

それでは、続きまして、この第1段階の一番下に、特定事業の選定を受け公表というのが入っております。これは先ほど町長も話されましたが、特定事業を選定するために実施方針を公表すると。結局、ここで聞きたいのは、③になるんですけど、特定事業の選定・公表の目的というところなんですが、先ほど言いましたように、実施方針は外に周知するためのものだということだとすると、周知して、そしてこの特定事業の選定・公表をすることによって、この事業を確定するのかなと思っているんですが、その辺について説明をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、③特定事業の選定・公表の目的はとのご質問にお答えをいたします。

実施方針を公表し、民間事業者からの質問・意見及び対話を終えた後、町が自ら実施した場合とPFI手法により第6セクターが実施する場合とを比較し、より優れていると判断した場合にPFI法第7条に基づき、特定事業の選定・公表を行うこととなっております。公表を行うことにより、町が実施しようとしている事業内容を、より具体的に示すことができ、参画しようとす

る民間事業者の判断基準になると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、これまで従来どおり行政がやった場合と、民間がやった場合を比較するという目的だということなんですが、これをPFI事業とする、特定事業と選定するための根拠、これは④になりますが、どういうことをもって特定事業として認定するのかというところをお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 4つ目のご質問になります。特定事業の選定した根拠はとのご質問にお答えをいたします。

特定事業として選定する評価基準が2つございます。1つ目は定量的評価、いわゆるバリュー・フォー・マネー、2つ目は定性的評価です。定量的評価とは、公共サービスが同一の水準にある場合において、事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できるかどうかという評価であり、定性的評価とは、公的財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上が期待できるかという評価となります。この両方ともに条件がそろって初めて特定事業に選定するということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今、その定量的評価と定性的評価ということで、財政的負担が少なくなるという状況が、まず一つあると思うんですが、具体的に、財政的負担が従来より有利であると言うためには、例えばどのような評価をされるのか。何を比べられるのか。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今、定量的評価、いわゆるバリュー・フォー・マネーの内訳といいますか、内容についてのご質問だと思います。まずPSCといいまして、公共が直接行った場合にどれだけの費用がかかるのかという試算を行うことが前提になります。ですので、今回、交流拠点施設で行う子供・子育てであったり、学びだったり、そういった3つ、4つの機能を、町が直接その施設を使って行った場合の入件費、消耗品費、備品費、様々な費用の積算を行う。公の部分がやったものをまず試算を行いまして、その後、PFI法で第6セクターが行った場合の試算を同じように行うこととなります。その両者を比較して、財政的負担が縮減可能であるのかということのパーセントが出てまいります。そちらがいわゆるバリュー・フォー・マネーというものになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今の説明が、運営を始めたときに、町が運営する費用、それと第6セクターが運営する費用を比べるという説明だったんですが、例えば、今から取りかかる設計とか建築、その辺はどうなるんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） すみません、説明が不足しておりました。設計、建設、維持管理、運営、4つ全てにわたって公共が行った場合と第6セクター、PFIで行った場合を比較するものになります。維持管理、運営だけを比較するものではございません。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ということは、設計、建築、維持管理、企画運営に係る費用と、町がやった場合、それと第6セクターがやった場合の金額が、特定事業を選定する場合には、その金額が具体的に出てくると理解してよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） あくまでもまだ実施をしていない段階の想定での計算にはなりますが、議員ご指摘のとおり、金額として具体的に出てくることになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ここが非常に重要なところだと思っております。実際に公共の建物を建てるときに、行政がやる場合と第6セクターを使ってやる場合と、本当に差が出てくるかどうかというのは、これからまた提示されるでしょうから、そこはチェックをしていく必要があると思っているんですが、この実施方針の中に、6ページのところにあるんですが、特定事業の選定結果公表という欄があります。実は、ここに特定事業と選定した場合においては、町のホームページにおいて公表するというふうに書いています。ところが、この中に本事業を特定事業として選定しなかった場合においても公表すると。選定しない場合もあるということなんですが、ここについて説明をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 議員ご指摘のとおり、今、申し上げました2つの基準、定量的評価、バリュー・フォー・マネー、2つ目は定性的評価ということですが、一番初めの定量的評価、こちらがいわゆる公共部分が直接行った場合とPFIで第6セクターが行った場合を比較して、もし縮減が図れないという結果が出れば、特定事業に選定しないということで、そこを公表するということになります。以前、PFIの断念事例等も一緒に私も勉強させていただいたんですが、やはり半数程度はバリュー・フォー・マネーが出ないというような結果で断念をされた

という事例がたくさんあるなというふうに感じております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 確かに、今、課長のほうからあったように、議会の特別委員会でPFIが失敗した事例というのを勉強させてもらっております。その中で、ある県の小学校のトイレの建築管理で非常に高額になったということで契約が解除になったという例がありますので、この定量的評価というのは非常に重要なと思っております。一般的に、公共の工事より民間の工事のほうが当然格安だというふうに言われておりますが、実際、これがどういう試算をして、どうなるのかというのは、非常に大事なところじゃないかと思っております。

それと、もう一つの定性的評価です。行政サービスを含め自主事業、第6セクターの行う自主事業も含めて、事業運営が行政がする場合よりも有利な場合というのがあるんですが、ここはどのような評価の下に判断をするのかというところをお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 定量的評価はバリュー・フォームネーで数字として表れてまいります。定性的評価の基準といたしまして、⑤のご質問ということでよろしかったでしょうか。要求水準書とはということでございますが、町が実現したい施設の概要や提供したい公共サービスの水準を民間事業者からの企画提案を阻害しない範囲で可能な限り詳細に示すもので、先ほど答弁いたしました特定事業の選定に関する定性的評価の基準になるものがこの要求水準書ということで理解しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） すみません、⑤の質問に入ってしまったんですが、要するに、定性的評価、事業の運営機構の評価というのは、特定事業を選定するときの要求水準書の中に盛り込むというふうに理解したいと思いますが、結局、この要求水準書の中が定性的評価の基準になるというふうに説明があったんですけども、この要求水準書が、例えばどこまで具体的に書けるのかというのが疑問なんですが、今のところどのように考えていらっしゃるのか、お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今の答弁で申し上げた部分が、民間事業者からの企画提案を阻害しない範囲で可能な限り詳細というふうに申し上げたんですが、例えば、学習室が何平米であるとか、スタジオが何平米であるとかという、そこまでの具体的な部分をうたわない範囲で、民間の提案でこういった部屋が要求水準を満たすためには必要だろうというような提案を民間側か

らいただくような想定を今しております。その可能な限り詳細にというところが、どこまで詳細に、何平米というところまでお示しをするのか、もしくは、こういったスペース、部屋は必要だというところまでお示しをするのか、その辺りを、今まさに詰めている段階ということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） このPFI事業は、本当に分かりにくいところなんですか？ これまでの行政がやる事業では、設計をお願いして、その設計書に基づいて建物ができた、その建物を管理する担当課が運営していくという形なんだと思うのですが、ここにこれから造る町民交流施設、もう一つ、屋外交流施設を町がどのような使い方をしたいかというのをこの要求水準書に載せていくというふうに考えていいわけですね。分かりました。ということは、これが実際言うと、言葉遣いがいいか、悪いか分かりませんが、実施計画書みたいなものになると思ってよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 基本設計とか実施設計というようなところを、実施計画とまでは、民間の提案を阻害しない範囲というのがどのラインなのかということを、今、協議をしておりまして、実施計画のようなものになるのかというと、ちょっと即答ができない状況ではございます。民間事業者の提案を、できるだけノウハウとか経験を生かした形で20年間運営をしていただきたいというのが要求水準書には載ってこようかと思います。今後、詳細に詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。それでは、今後予定されている特定事業の選定・公表、それに伴う要求水準書というのが、より具体的になり、大変大事なものになるというふうに理解したいと思います。

それでは、続きまして、大きい2項目めに入りたいと思いますが、今度は第6セクターの構築等について聞いていきたいと思います。まず、①なんですが、今後、第2段階に入りますと、第6セクターの構築というのが始まるような予定になっております。先ほど話しましたように、地域密着型官民連携ということで合同会社を設立して、その合同会社が中心となるというこれまでの説明があります。質問の①になるんですが、合同会社を第6セクターの候補者として指名することになっているけれども、その他の構成員についてはどうなるのか。先ほどの実施方針の5ページを見ると、第6セクターの候補者の指名・公表、その後に体制構築ための募集、その後

に第6セクタ一体制案の提出ということで、適正審査、結果発表となっているんですが、最初、これは全部町外のほうかなと思っていたんですけど、そこについてお願ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 合同会社を第6セクターの候補者として指名することになっているが、その他の構成員については、合同会社が募集・選定を行うのかとのご質問にお答えをいたします。

今、議員からご紹介がありました8月23日修正版の実施方針では、9月中旬から下旬にまちづくり合同会社みまたを第6セクター候補者として指名及び公表し、まちづくり合同会社が第6セクタ一体制構築のための募集を行う予定となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、合同会社がその募集を行うということなんですかとも、次の②になるんですが、当然、合同会社は町と商工会が半分ずつの組織でありますから、限りなく町の要望に従ったやり方があると思うんですが、やはり行政ではありませんので、合同会社が行う募集とか選定の条件、審査の過程について公表を行うのか。また、当然、民間の事業者は、かなり手を挙げたいところも多いと思うんです。大きい事業ですので関わりたいと。ですから、この透明性及び公平性を確保するというのは非常に大事だと思います。行政がやる場合は、当然、入札等という条件がありますし、かなり厳しい条件つきであります。あくまでも行政ではありません、合同会社が行うんですけども、その辺について②についてお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ②の合同会社が行う募集・選定の条件や審査の過程については公表を行うのか。また、透明性及び公平性を確保するための手段はとのご質問にお答えをいたします。

先ほど議員ご指摘のように、実施方針の6ページには透明性及び公平性の確保に十分留意をするものとするということでお示しをしておりますが、現在のところ、具体的な募集方法、選定の条件などは決まっていないというのが実情でございます。その後、町が行う審査については、合同会社から町に対して第6セクタ一体制案が提出された後、三股町交流拠点施設整備事業有識者会議において審査をし、その結果を公表することとしております。事業プロセスの透明性を高めるため、審査に先立ちまして、一般公開にて事業者紹介及びヒアリングを行う予定としております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今、言われたように、募集とか選定の条件の方法は決まっていないということですので、ここは非常に大事なところだと思うんです。特に、地域密着型ということで、地元の企業の参画を願う、地域の経済が回るような仕組みをつくりたいということで、地域密着型官民連携というのを始めると思うんです。そういった中で、どれだけ地元の人が入ってこれるのか、非常に議会としても興味のあるところあります。

通常のPFI事業は、ゼネコンみたいな大手が、ばんと入ってきて、全部やってしまう。結局、町の財政やお金が外に出てしまうという結果で、それがあえて地域密着型にすることによって中に入るということは、私は非常にいいことだと思います。こんな大きい事業が、今、なかなかないときに、この地域内にお金が落ちるということは非常にいいことだと思いますので、ぜひこの第6セクターを募集されるときの透明性、公平性というのは、十分協議をいただいて、また、議会のほうにもぜひお知らせいただきたいと思っております。

それでは、続きまして次の質問なんですが、先ほど合同会社を第6セクターの候補者として指名するということなんですが、複数のグループが選定される可能性があるのかどうかをお尋ねします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 複数の第6セクターグループが選定される可能性があるのかとのご質問にお答えいたします。

まちづくり合同会社を第6セクター候補者に指名し、構成企業や協力企業について募集を行うこととなります。先ほどの定量的評価と定性的評価の基準を満たし、特定事業として選定された事業について実施し得る体制が整っていれば、まちづくり合同会社を代表企業とする複数のグループが組成され、選定される可能性はあるものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ということは、条件としては合同会社が第6セクターの代表企業というのが絶対条件だと。それ以外の、例えば設計、建築、企画運営、維持管理がいろんな会社が来ても、それができるということで、そこができた場合、この5ページのスケジュールにあるように、町のほうでやる第6セクター案が複数上がってきた場合は、町で適正審査、その審査の結果を発表するという流れになると思ってよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） そのとおりでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。それでは、次の質問に入るんですが、④なんですか

けれども、同じく実施方針の参加要件に関する留意事項というのがあるんですが、その中に地元事業者の参画という項目があります。これを読みますと、地域密着型の官民連携事業を推進するため、構成企業等に三股町商工会の会員をはじめ、町内事業者が主体的に参画することを期待するものとするということで、表現が、期待するものとするということで、何かちょっとあれかなと思ったんですけど。参画することを条件とすると。地元企業を地域密着型とするならそれでもいいんじゃないかなというふうに考えたんですが、その質問です。地元事業者の参画のため、条件をつける考えはあるのかどうかをお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 地元事業者の参画のため、条件をつける考えはあるのかとのご質問にお答えをいたします。

先ほど議員が読みました実施方針の9ページの（5）番を、今、お読みいただきました。その下の（6）番というのも設けてございまして、地元還元手法の検討というところでも、地域の経済循環をうたっているところでございます。そちらには町内における経済循環または町の未来に新たな価値を創造する手法など、継続して地域密着して事業展開が可能であることとすると明記をいたしました。今後、要求水準書中に該当項目に関し数値化した条件などを付することが可能かどうかも含めて、現在検討をしているところでございます。例えば、設計、建設、維持管理、運営という4つの分野にそれぞれの事業者数の中で、例えば5割、例えば3割、地元の事業者を参画するというような数値化も含めて、現在、可能かどうか検討しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） これについては、今後検討ということですね。なかなかこのPFI事業、先ほども言いましたように、具体的なものが今から出てくるんでしょうけれども、検討されて、9月末には特定事業の選定を行うということですので、そのときには出てくると思っておりますが、その辺をなるべく透明性、公平性を持ったやり方というのを、できれば公表する前に議会のほうにも説明があればというふうに考えております。

それでは、次の⑤になるんですけれども、これも実は実施方針の中に出ていることなんですが、事業者の資格要件というのが出てきております。これが8ページです。この資格要件というのが、例えば設計、施工管理に関する資格要件と建設業務の資格要件、維持管理をする者の資格要件というふうにそれぞれあります。当然、設計、建設については、建設業法とかいろんな法律に基づいて、ちゃんとした技術者を置きなさいということなんですが、これはほぼほぼ理解できます。それで、運営業務を実施する者というのがあるんですが、この中に第6セクタ一体制の構成において、過去10年間に公共施設または公益的用途を有する民間施設運営業務の実績を5年以上有

していることという表現がありました。ここがちょっと理解できないところがあったものですから、ここをお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 事業者の資格要件のうち運営業務を実施する者に関し、公共的用途を有する民間施設運営業務の実績を5年以上有するとはとのご質問にお答えをいたします。

実施方針で示した第6セクターを構成する企業に求める要件として、運営業務を実施する者に対しては、施設運営に関する法令上の資格及び学び等のそれぞれの機能に関するスキルやノウハウ、それに加えて公共施設または公益的用途を有する民間施設（公共公益施設と言う）運営業務の実績を加えた内容としております。

本事業で整備する施設は複合施設であり、モデルプランでは町民交流施設を約2,000平米と想定をしております。施設全体の運営についての経験は重要であり、適切な実績を有する者とするような条件を付すべきではないかとの議論から、本項目を定めたものとなります。公益的とは、個人の利益の対義語であり、社会全般の利益であり、具体的には事業の対象者を限定することなく、事業目的が広く社会の利益に絡むものであれば公益的と捉えることができると思っており、現状として13事業者来ておりますが、対象となり得る者はいらっしゃるというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） もう一回聞きたいんですけど、ますます分からなくなつたんですが、公益的用途を有する民間施設運営業務、例えば、具体的に、13いらっしゃるということでしたが、どういう施設なのか、具体例があれば教えていただきたい。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今されている事業を具体的には申し上げられないで。というのは、どの分野でそこを担われるのか、まだ決まっていないというのが実情でありますので、個別具体には避けたいと思うのですが、例えば遊技場を運営されているとかというところではないような、社会課題とか、そういうものを運営されている業者であればいいのかなというふうに考えておりまして、先ほど、恐らく運営については、学びとか子供・子育て、健康づくり等の機能をそれぞれやる、個別具体的な機能を実施する業者さんと、それを全てコーディネートするような運営管理、そういうものもございまして、そちらの全てのいろんな機能をマネジメントするような運営事業者に関して、こういったものが必要ではないかという要件になります。

また、維持管理というものは、これとは別になりますので、その部分を担える業者さんというのはいらっしゃるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 具体的なことについては、特定事業の選定のとき、要求水準書の中に出でくると思いますので、またそのときにお聞きをしていきたいと思います。

それでは、3つ目の今後の事業の進捗についてお聞きをしていきたいと思います。先ほど若干スケジュールについてお話をありましたので、大体分かっているところもあるんですが、今年の3月、モデルプランを示されたんですけど、このモデルプランでは、今年中には事業者も決定して、来年の1月からは設計・建設に入るというふうになっているんですけども、これについて①です。計画どおり進む予定かどうか、お願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） モデルプランでは、今年中には事業者も決定し、契約手続に入る予定となっているが、計画どおり進む予定かとのご質問にお答えをいたします。

先ほど議員のほうからご紹介がありました、いわゆるモデルプランにつきましては、4月に実施方針の公表、6月には特定事業の選定とお示しをしておりました。実際には4月の予定が、今回6月28日に実施方針を公表ということになりました、およそ3か月後ろ倒しになっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） このモデルプランでいくと、令和9年には供用開始となっているのですが、今、3か月遅れということですが、令和9年の供用開始についてはどうなんでしょうか。予定どおりなのか、これもずれ込むのか、お願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） モデルプランでは、令和9年の当初から供用開始ということで作成しております。今回の交流拠点施設整備事業は、都市再生整備計画にのっとって行っておりまして、令和5年度から令和9年度までの5か年をしておりますので、令和9年度中には遅くとも供用開始をということで、現在、スケジュールとしては進めております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。それでは、先ほどからありますように、これから第6セクターの体制の募集とか、いろんな選定を行うに当たって、合同会社が既に指名されるということなんですが、合同会社が大変重要な役割を果たすことになると思いますが、②の質問であります。合同会社の現在の事務局体制、また、これから第6セクターの体制案を募集したり、

選んだり、第6セクターが構築されると、次に企画書をつくりたりとなります、その合同会社の執行社員会及び特別社員総会というのが非常に重要になってくると思います。②についてです。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） これから合同会社が重要な役割を果たすことになると思うが、合同会社の事務局体制は。また、執行社員会及び特別社員総会の役割はとのご質問にお答えをいたします。

まちづくり合同会社みまたの事務局体制は、現在、事務局長は副町長が兼務、直接雇用職員が2名、町からの研修職員が1名、事務局長を含め4名の体制となっております。業務執行社員は三股町と三股町商工会であり、法人である社員から職務を行うべき者を職務執行者としてそれぞれ1名選任することとなっており、町からは副町長、商工会からは会長が選任をされております。また、特別社員総会とは法人である業務執行社員からそれぞれの法人に所属する者の中から指名された5名の代議員により構成されたもので、重要な業務提携や社内規定の策定、重要な使用人の選任などを決議する機関となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） そうなると、今後、第6セクターを構築するための募集とか、先ほど複数もありということだったんですが、そういう募集をする作業とかいうのは特別社員総会でその方法を決めていくという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 重要な業務提携、社内規定等とありますが、募集方法等についても重要な案件であろうというふうに考えておりますので、最終的には合同会社の判断になるとは思われますが、特別社員総会等できっちり協議をして決めていくものというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、次の④に入っていきたいんですが、これも公表された実施方針の中に書いてあったんですが、リスク分担について聞きたいと思うんですが、この13ページの事業の継続が困難となる事由が発生した場合、またはその恐れが生じた場合の措置というのがありますて、第6セクターの責めに帰すもの、町の責めに帰すもの、その他自然災害等と、3ほどあって、それぞれの責任の所在が書いてあります。ただ、今回、三股町の方式の場合は、合同会社も、当然、町が入っておりますし、第6セクターのメンバーの中にも町が入って

います。町が代表です。そういうことを考えると、町が第6セクターに発注して、その第6セクターの責任者は合同会社であり、合同会社は町と商工会ということで、この13ページにありますように、第6セクターの責めなのか、町の責めなのか、どちらも町が入っているというのが危惧するところなんです。ということで、この④ですけれども、合同会社と町のリスク分担について、事業が継続困難となった場合、合同会社に責任がある場合でも、やはり最終的には町がリスクを負うのではないかというようなおそれがあるんです。それについてはどうなんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ④合同会社と町のリスク分担について、事業が継続困難となった場合、合同会社に責任がある場合でも、結局は町がそのリスクを負うことになるのではとのご質問にお答えいたします。

町はまちづくり合同会社を代表企業とする第6セクターの責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合や、そのおそれが生じた場合に、第6セクターと協議の上、改善を図ることとし、その後、改善が認められない場合は事業契約を解約することができます。この場合において、第6セクターは町に直接的に生じた損失を賠償するものとし、町側に一部過失があった場合には、その過失について相殺し、損害額を賠償することとなります。町としては、事業の継続が困難な状態になる前に、モニタリング機能を発揮し、改善が必要と思われる状態を早期に把握し、改善への協議を進めていくことが重要であろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 議会のほうで特別委員会があったときに、やはり多くの議員が心配されるのが、その合同会社に町が入っていると。合同会社を中心として、今回はないんですけど、前は商業施設も入っていました。やはり商業施設がうまくいかないときには、その運営元である合同会社が責任を取らないといけないのではないか。つまりは、町が財政的にも一番大きいですから、町が責任を取らないといけないのではないかという心配があつたところなんです。今、言われたように、明確にできるということですので、当然、これは事業契約書の中に多分入ってくると思いますので、その辺も仕組みをつくっていただいて、議会のほうにも説明をしてもらいたいと思うのです。

すみません、③が飛んだんですけど、今、モニタリングの話があったんですけども、言われるように、設計、建設、維持管理をする。これが要求水準書のとおりできるのかどうかというのは、やはりモニタリングが必要だということなんですが、このモニタリング、具体的にどんな感じでやるのか。要求水準書との関係です。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ③第6セクターが確実に事業を実施するためにはモニタリングが重要であるが、どのような方法で行うのか。また、要求水準書との関係はとのご質問にお答えいたします。

町は本事業に関わる業務が要求水準書の水準以上に確実に遂行され、かつ第6セクターの財務状況等が適切であるかについて、社会情勢の変化も捉えつつ、モニタリング、監視を行います。なお、モニタリングの具体的な方法は、サービス基準合意書SLAといいますけれども、を導入し、企画設計段階から運用するものとし、町と第6セクターの合意の下、今後、その具体的な仕組みを構築して実施することとなります。

サービス基準合意書とは、サービスを提供する側とその利用者の間に結ばれるサービスのレベルに関する合意書のことで、要求水準書に準拠するような内容で策定を想定しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） では、そのサービス基準合意書というのがやはり大事になってくるということですので、これについても提供があると思いますので、またそのときにいろいろ意見を言わせていただきたいと考えております。

それでは、5番目の質問になるんですが、今後、第6セクターの構築をはじめ、いろいろ企画書の提案も含めて出てくるんですけど、最終的に契約をするまでに、議会のほうにどのタイミングで説明を行う予定か。また、確か前の全協か特別委員会だったと思うんですが、議会の承認がないと進めませんよと聞いた記憶があるんです。ちょっと資料を持ってきていないんですけど。その辺に向けてどういう考え方を持っていらっしゃるか、お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今後、契約までの間、議会へのタイミングで説明を行う予定か。また、事業を進めるに当たり、議会の承認が必要な事項はとのご質問にお答えをいたします。

本事業は町にとって初めての取組であり、十分な検討と慎重な議論が必要であると考えております。事業契約の締結には議会の議決が必要であり、事業内容について議会のご理解が必要でございます。このことを踏まえ、事業形成の段階ごとに議会に対し進捗状況を説明した上で次の段階に進むこととしており、特に重要と思われる2つの段階で議会への説明を予定しております。

1つ目は第6セクターの体制の審査結果についてです。まちづくり合同会社が構成企業や協力企業を募集し、組成された第6セクターモードルを基に、町が外部有識者による審査を経て決定した第6セクターの体制の審査結果について、議会に適切なタイミングでご説明をさせていただきたいと思っております。

2つ目には、企画提案の審査結果についてです。第6セクターモードルの審査結果を受けて組成さ

れた第6セクターが、町に対して企画提案書を提出いただきます。その後、外部有識者の審査を経て、議会に審査結果をご説明させていただきます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今、言われましたように、第6セクターの審査結果と企画提案書の審査結果については、議会の承認を経るということなんですけれども、確かに設計、建築、維持管理、企画運営の業者が決まれば、もうそこから町の審査があって、決まってしまえば、どんどん進んでいくと思うんです。やはり公共施設、建物ですから、建物ができるのかなという気がします。ちゃんと今までの町のいろんな基準に従ってやっていけば。あと問題は、議会の特別委員会でもいっぱい出ていましたけれども、やはり企画です。中のソフト事業がどうなのかというのが一番重要じゃないかなと思っております。本当に第6セクターが儲けるのか。その儲けたお金が町の財政負担を軽減するのか。やはりその辺が一番重要になってくるんじゃないかなと思いますので、この企画案の審査、ここについても議会にしっかりと説明していただきたいというふうに思っております。

それでは、最後の質問になりますが、最後の6番です。合同会社の負担を減らすために、例えば設計・建設を町が直接プロポーザル等で実施し、維持管理、企画運営を第6セクターで実施するという方法は考えられないか。これはあくまでも提案なんですけれども、地域密着型でやろうとしているんですけども、どれだけ地元の事業者の参加があるのか。例えば、組織ができたとしても、本当にそれが企画書の提案までどうやって動くのかというのが、いろいろ思うところなんですけれども、従来のように、設計・建設を、その意見を取り入れながら町でやって、その後はもう民間でやるという方法もあるんじゃないかなというふうに思っています。

また、費用負担等についても、例えば構成企業の中にリース会社なんかを入れると、リース契約でずっと毎年割賦でできますし、そういう方法もあるんじゃないかなと思ったり。当然、今度議案に上がっています財産の取得で、第6次のソフトのリプレース、あれも当然リースですし、確かに、この前、説明があったカーボンニュートラルも17年間のリースとかありましたので、そういう考えでいくと、民間のリース会社を入れてリースでやるという方法も一つあるんじゃないかなというふうに思っています。町の財政の負担も平準化できますし、負担も少なくなるんじゃないかなということを含めて、最後、提案だったんですが、これについてお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 6つ目のご質問にお答えをいたします。

合同会社の負担を減らすため、例えば設計・建設を町が直接プロポーザル等で実施し、維持管理、企画運営を第6セクターで実施するという方法は考えられないかとのご質問です。

民間事業者に設計と建設を性能発注として一括して発注するデザインビルドという手法と、維持管理と運営を包括的に民間委託する手法がそれぞれございます。しかし、デザインビルド手法は、町の示す方針に従った内容の設計と建設を担える一方、基本的には維持管理や運営を行う事業者との協議は存在しません。また、維持管理や運営を担う事業者からすると、どのような施設ができるのか分からぬ段階で企画提案ができず、設計・建設部門と維持管理、運営部門を別々に選定することで、民間事業者の経験やノウハウを十分に発揮することが難しいというふうに考えております。

推進室のほうでも従来型とPFIの方式を大分研究をさせていただきました。専門家等にも意見をいただきましたが、現在のPFI方式で進めるのがやはり一番いいのかなということで、現在進めさせていただいております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） では、今回、多くの項目を質問させていただきましたけれども、やはり議会議員のほうが非常に気にしている部分だと思います。この辺を一つ一つ議会のほうにも説明いただいて、今後、円滑に事業が進んでいくことを願いまして質問を終わりたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時53分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、上西議員。

〔3番 上西 雅子君 登壇〕

○議員（3番 上西 雅子君） 皆さん、こんにちは。発言順位3番、上西です。

通告に従いまして質問をしていきたいと思います。

まず、1点目の質問をいたします。災害時の福祉避難所の確保・運営についてです。本年、令和6年は元日から能登半島の大地震が起きるという大変な幕開けとなりました。次いで8月8日にはこの宮崎県日向灘沖を震源とする地震が起き、過去にあまり経験をしたことがないくらいの大きな揺れに見舞われました。また、その日のうちに気象庁より南海トラフ地震臨時情報として、平常時より巨大地震の可能性が高まっているため注意するようにとの発表がなされ、我が町にも大変な緊張が走ったのではないかと思います。元日の能登で起きたことは、やはり対岸の火事で

はなかったということを身をもって感じた経験だったのではないでしょうか。さらには、その地震から1か月も経たない8月後半に巨大な台風が九州に上陸し、我が町も土砂災害等の危険を感じた人たちが計100人避難所で過ごすこととなりました。次から次に起こる災害に対してどうしたら町民の安全を守りきれるのか、どんな状況に置かれた人たちもどうしたら安心して避難させることができるのか、町行政・議会・町民が力を合わせて、より具体的に対策を練っていく必要があると思います。

そこで1つ目の質問をいたします。

災害時の福祉避難所の確保、運営についてです。令和3年に内閣府から福祉避難所の確保・運営ガイドライン改訂についてが発出されています。お配りの資料①を御覧ください。平成28年に発出されたこのガイドラインでは、障がいのある人など一般の避難所への避難が難しい人たちの避難所を福祉避難所と位置づけていくという内容でしたが、この令和3年の改訂のポイントとしては指定避難所として公表されると、受け入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があること。そのため、指定福祉避難所の受入対象を特定し、特定された要配慮者とその家族のみが避難する施設であることを公示できる制度を創設するという内容になっています。このガイドライン改訂の発出以降、町としては発展的な取組をされたのかどうか教えてもらえますでしょうか。あの質問は質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改訂が発出された以降の町の発展的な取組についてお答えいたします。

本ガイドラインの改訂の趣旨につきましては、令和元年、台風19号等を踏まえた高齢者等の避難所環境の在り方が議論され、障がいのある人等に適した避難所や避難生活環境が確保・運営されていないことを背景として福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入れ対象者を調整して、人的・物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化するものであります。

本町の指定避難所の確保・運営につきましては、現行の三股町地域防災計画令和4年3月に改正されております。において、29か所の指定避難所を設定し、うち一般避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、元気の杜を福祉避難所に指定しているところでございます。また、要配慮者のうち、避難行動要支援者においては、総務課、福祉課および高齢者支援課と情報を共有し連携を図りながら、福祉避難所等への避難誘導を行っているところでございます。そして、元気の杜のハード面における新たな取組としまして、町脱炭素化推進事業の中で令和7年度に太陽光パネルと蓄電池内蔵の充放電気の設置、令和8年度に高効率空調機器への更新

に加えて、高効率換気設備、太陽熱利用給湯器を導入する予定でございます。また、福祉避難所として自家発電を含め、効率よく自主運営できるよう機能強化を図ってまいります。また、要配慮者とされています福祉避難所の受入対象者の基準は、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要するものとされております。これを踏まえますと、現在の元気の杜内だけで部屋ごとに対象者を分ける対応では難しく、それぞれの対象者が必要とする機能が備わった施設を新たに福祉避難所として検討する必要があるというふうに考えております。また、協定の締結によりまして、民間福祉避難所等を指定福祉避難所とすることも今後、検討の必要があろうというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 町としては、福祉避難所は今のところ元気の杜だけれども、今後、様々な機能を備えるために新たな福祉避難所を創設をしていくということですね。分かりました。私はこの夏、仲間たちと6月と7月に「星に語りて」という映画の上映会を主催いたしました。町の明記公演もいただきました。この映画は、実は元にして作られている映画ですけれども、その中に、東日本大震災直後、避難すべき状況にあるにもかかわらず、障がいなどが理由でパニックになって大声を出してしまったりとか、十分に見えないためにほかの人を踏んづけてしまうとかして周囲に迷惑をかけてしまう、だから避難所にいることに対し躊躇する人たちが多くいたという状況が描かれていました。結局、その人たちは避難所に居続けることができずに危険な自宅に戻っていました。そのことで、行政や支援者の間では避難所から障がい者が消えたといううわさが広がったということです。このガイドラインはそうした経験も含めて発出されたものだと思っています。このガイドラインの趣旨から言って、本当に元気の杜が十分に安心して避難できる場所なのかなというふうに私も考えました。この元気の杜が指定避難所としても位置づけられているのですけれども、2つの機能を持つことそのものが良くないわけではないと思っています。ただ、一般避難に困難を伴う人たちにとって避難する場所がどんなふうに捉えられているのか、福祉避難所がどんなふうに捉えられているのかということをまず考えてもらいたいと思っています。つまり、元気の杜が今、福祉避難所となっているんですけれども、町のホームページなどを見ると福祉避難所、元気の杜というふうには書いていますけれども、具体的にどんな福祉的な支援があるのかというのがどこにも書いていないんですよね。その見た方たちが、一般の人たちと分けて過ごすことができるのか、また、障がい、高齢、妊産婦の人たちが困ったときにどんな手伝いをしてもらえるのかとか、そういうところを考えるところなのではないかなというふうに思います。ですので、ホームページとか元気の杜の入り口付近にとか、元気の杜だったら福祉避難所であれば、新しく創設するところもそうなのですけれども、その概要のようなものを明

記すべきではないかと思っています。そのような観点から見て、福祉避難所として、今現在、元気の杜が安心できる避難所として機能して整備をされているのか、先ほどの町長の答弁では少し不足しているところがあるというふうに伺っているのですけど、そうやって元気の杜が分けて支援をされるところなのかとか、どういった手伝いをするところなのか、そういったところを、今明確になっているところを教えてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） それでは、まず②番につきまして、指定福祉避難所で過ごすことによる困難を伴う人たちにとって安心できる避難所となり得るかとのご質問にお答えをいたします。

町の指定福祉避難所、元気の杜は、その役目や受入対象者について町民への理解がある程度浸透し、一般避難者が避難目的で直接来館されることはほぼなくなっています。

台風接近時に電話での問合せは現在でもお受けしますが、その場合は身体の状況等をお伺いし、要配慮者である場合には元気の杜で受入れ。そうでない場合には武道体育館を案内させていただいております。受入対象者を限定しているという点では、一般避難者との共存がなく、要配慮者にとって安心できる避難所になっているものと思います。実際に部屋を区切って、この方の部屋というふうに決められた形で今運用をしております。

また、このことは避難所を運営する側にとっても、支援を必要とする要配慮者に寄り添いやすい体制になっているとも考えております。しかし、大地震発生時に想定される長期の避難で、要配慮者が安全安心に避難生活を送るためには、要配慮対象者ごとの避難所設定、施設機能の整備、そして専門職配置や運営人員確保などの体制整備が必要になってくることが今後の課題であると考えております。そして、ご質問にありました福祉避難所、ここでこういったことを行っておりますという工事の部分については、まだ行えていないところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） それでは、具体的にどんな整備をしているとか、どんな支援を行っているかについて、今後、ぜひホームページとか入口付近に明記をして周知をしていってもらいたいと思います。

続きまして、3つ目の質問に移ります。

平成25年に災害対策基本法の改正があり、その中で避難行動要支援者名簿規定が創設されました。そして、令和3年にさらにその法律の一部改正があり、個別避難計画の作成を市町村の努力義務化としました。お配りした資料の②の1から②の4、これが内閣府から示されたマニュアルの一部となります。②の1は写真ですが②の2からが作成のマニュアルというふうになっています。

今年3月の一般質問で、岩津議員がそのことについて質問をされましたけれども、要配慮者の把握がかなり少数で、あまり前向きに取り組めていない現状だったのが明らかになったのではないかと思います。確かに、全ての要配慮者の避難計画は大変な労力がかかると思います。しかし、例えば医療的なケアを必要とする人や、重度心身障がい者、または寝たきりの高齢者など、避難計画については待ったなしで作成する必要がある方がいらっしゃると思います。岩津議員の一般質問以降、要配慮者の地域での把握、個別避難計画の作成は進んでいるのでしょうか。もし、作成が進んでいればどのような方法で行っているのかお尋ねをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 福祉課のほうからお答えをいたします。

現在、元気の杜内にある障害者基幹相談支援センターで、指定福祉避難所の受入対象者となる人の概数と現況等の把握を進めております。

具体的には、町福祉課の地域福祉支援システムから、65歳未満の障害者等手帳所持者を抽出し、その対象者に対してコーディネーターが中心となり、災害発生時の家族の支援状況等について調査し、受入対象者の把握をすることとしております。そして、受入対象者の把握後はさらに対象者の現況等を確認を行い、必要である場合、大震災発生の予兆や発生時に福祉避難所へ避難できるよう個別避難計画を作成することとしており、現在は8人の障がい者についてこの計画が作成をされております。

しかし、8月8日に日向灘を震源とする地震が発生したことを踏まえ、現況把握を急ぐため、緊急に町と都城市にある障害相談支援事業所への調査を実施いたしました。

具体的には、自宅で生活している障がいのある方で、独居の方や同居する家族が高齢の方、身体状況や障がいの程度により家族の支援だけでは避難が困難な方について情報提供を依頼しました。この調査では、施設やグループホーム入所者は対象外としております。

今後についてですが、避難支援の必要性の有無を定期的に確認する方法について検討をしているところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 8人作成が増えたということで、これからもよろしくお願ひいたします。

要配慮者の個別支援計画を中心になって作成するのは、日常の支援を担当している福祉専門職、つまりケアマネジャーとか障害者相談支援専門員、基幹相談支援センターにも配置されている相談支援専門員、または訪問看護師等々の人たちだと思います。そして、この個別避難計画の作成費として1人当たり7,000円、国を通して市町村から作成をした事業所に支給される仕組み

になっています。このこともぜひ広く周知をしていってもらいたいと思います。

少しちょっとお話しさせてもらいますが、平成23年の東日本大震災の後に、NHKのある番組の調査で岩手・宮城・福島の沿岸部の27の市町村で調査を行った結果、総人口に対する死亡率は1.0%だったそうですが、障害者手帳を持った人の死亡率は2.06%だったそうです。この数字は、行方不明者を除いた数字となっています。各自治体人口の100人に1人がこの地震や津波で亡くなられたことも衝撃ですけれども、障がいを持った方はそうでない方の倍の確率で死亡していったことに私はもっと衝撃を受けました。また、東日本大震災では、お亡くなりになった方々の60%が平成28年の熊本大地震では68%の方々が65歳以上の高齢者だったそうです。もしかしたらですけれども、事前の個別避難計画やそれに基づく地域の支援連携体制が整っていれば、1人でも多くの救える命があったのかもしれません。どんな状況・状態の人も誰一人取り残さない防災対策を行政だけでなく、専門家や地域住民と一緒にになって早急に整えていく必要があると思います。ぜひ明日から、1人でも多くの要配慮者と言われる人たちの個別避難計画を早急に作成していただき、今後想定される様々な災害に対応していく仕組みを作っていただきますように強く要望したいと思います。

続いて、2つ目の質問をいたします。②の質問をいたします。

マイナ保険証への移行についての質問です。国は、今年12月2日に現在の健康保険証を廃止しマイナ保険証に移行することを決定しました。そもそも、この健康保険証とマイナカードをひもづける仕組みが始まった令和4年4月以降、他人の情報がひもづけられていたとか、資格無効と表示されたとか、窓口負担割合が違っていたケースなどなど多くのトラブルが続出していたことが毎日のように報道されていたことは記憶に新しいと思います。それを受け、国はマイナンバー情報総点検本部を立ち上げて総点検を進めているようですけれども、それでも現在までひもづけミスが続々と発覚しているとのことです。このことは今年8月に県弁護士会主催の市民シンポジウムでもかなり問題視されていました。今のところ現行の保険証があるために、トラブルがあってもこの保険証で対応できますけれども、年内に現行の健康保険証が廃止、ただし移行期間として1年間は使用可能としていますが、令和7年12月には完全に廃止することを決めていました。こうしたことに対して、町民の中には不安を感じている人たち多くいると思います。そのことについて町はどのように考え、今後どのような対策・対応をされるのかお尋ねをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 現行の健康保険証全面廃止についてお答えいたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、診療・薬剤・特定検診等の情報に基づいたより良い医療を受けることができたり、手続なしで高額医療の限度額を超える支払いが免除になったり、引っ越しや就職・転職の後もそのまま健康保険証として使えるなど、様々なメリット

がございます。本町のマイナ保険証登録率は令和6年6月現在、国民健康保険被保険者75.2%、後期高齢者医療保険被保険者70.1%となっております。利用率は、国民健康保険被保険者15.7%、後期高齢者医療保険被保険者10.1%となっています。現行の健康保険証は、令和6年12月2日から発行が終了することとなっております。マイナンバーカードを取得されていない場合などは、資格確認書を無料交付する予定であり、これを医療機関等の窓口で提示することで、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。現行の保険証全面廃止については、不安なくマイナ保険証を利用できるように情報提供や相談に応じていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 今の話を伺いますと、25%から30%の方々がまだマイナカードを作っていないという現状があるということだと思います。町民保健課としては、国が決めた方針ですので、町民サービスとして肅々と遂行していくしかないということだとは思います。実際に、介護現場で働く人から不安の声をいただきました。介護現場で働く人たちはこれまで利用者さんのマイナカードなどの申請手続や医療機関での手続のときに付き添うことが多いそうです。手続そのものを理解することが難しい利用者さんがいる場合は、その人に代わって遂行せざるを得ないこともあるそうですけれども、そのことはとても責任が重く、気持ちの負担になっていることを伺いました。今後、マイナ保険証に完全に移行した場合、申請時に取得した暗証番号を利用者とその支援者とでなくさず、忘れず、保存・保管できるのかという不安。更新時期や受入れ時期を職員のミスで逃してしまい、利用者さんが無保険にならないかという不安。または、万が一カードを悪用されたとき、自分たちの事業所が疑われはしないか。実際に悪用する職員がいたときにどう責任を取ればよいのか等々不安はつきないそうです。介護現場はただでさえ深刻な人手不足であることは皆さんも周知のことだと思います。現行の保険証が完全に廃止され、マイナ保険証に一本化されるのは、介護現場や介護をする家族にとってものすごい負担になるのではないかと思います。さらには、マイナ保険証を持たない人には、先ほど課長が言われたように来年12月から資格確認書が交付されることですが、介護現場だけじゃなくて行政の事務も実はさらに大変になるのではないかと予想しています。現行の保険証を残せば、マイナ保険証でトラブルが起こった場合でもすぐに解決できるのではないかと思います。資格確認書の発行ではなく、現行の保険証で資格確認が行えるのではないかと思うのですが、これについて意見を聞かせてください。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） マイナンバーカードの申請・更新・受取・暗証番号の管理につ

いてお答えいたします。

マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化を進め、より公平・公正な社会を実現するためのデジタル社会の基盤として平成28年1月に導入されました。マイナンバーカードの交付数、交付率は令和6年7月末現在、交付数2万1,573人、交付率83.4%となっております。マイナンバーカードの申請・更新・受取については、令和3年3月よりマイナンバー窓口を設け、申請更新の手伝いを行っております。また、施設や事業所への出張申請サポートも行っているところでございます。受取は本人確認及び暗証番号の設定を行う必要があるため、ご本人に受取に来ていただく必要があることになっています。マイナ保険証の資格確認方法は、暗証番号の入力、顔認証、マイナンバーカードの顔写真と患者さん本人が同一であるかを受付職員が目視で確認することで、本人確認をする目視確認モードの利用の3種類があります。

マイナンバーカードを取得されていない場合などは資格確認書の交付を行いますので、暗証番号の管理をしなくともマイナ保険証の利用ができるようになっているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 今の説明を聞いただけでも、恐らく、ちょっとやっぱり実際に不安が残る方もたくさんいるのではないかなというふうに思います。今実際に、現行の健康保険証の存続を求める意見書や陳情書が、今年2月の段階では全国の110の地方自治体や議会、団体から提出されているそうです。北海道の11市町、東京都の2市、埼玉県の5市町、神奈川県8つの市町、九州では佐賀県鳥栖市、宮崎県国富町の自治体や議会、あとは民間団体としては全国保険医団体連合会等々が意見書や請願書を提出しています。内容としては、ほとんどのところがマイナ保険証に反対ということではなく、現行の保険証を残してほしいということです。今年12月からの廃止に向けた動きは早急ではないかという意見となります。社会全体がデジタル化していくことは私も反対ではありません。年々忙しくなっていく国や県、市町村職員の業務が効率化していくことや、縦割りでしか遂行できなかった業務が横との連携・共有を行いながら業務が遂行されることは、住民にとってもメリットがあることだと思います。しかし、一方でデジタル技術に不慣れな人や、ついていけない状態・状況にある人たち、加えて、それを支援する人たちのことを考えれば、今年から廃止に向けて動き出すというのはあまりに早急ではないかと思っています。町としても、こうした人たちの声を県や国に対して働きかけをしていくべきなのではないかと思いますが、そのことについて町長の意見を伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま、いろいろとマイナンバーカードの普及によって、その恩恵を受けられない方々、あるいは、またそれで困っている方々のお話がありましたけれども、町

村会といいますか、県内の自治体で町村会というのを構成していますけれども、そこで例年4月から5月にかけまして、各町村から政府、県の予算編成及び施策に関する要望事項というのを提出をいただきまして、それを整理・検討し、各町村長で構成する政務調査委員会ということで取りまとめております。本年度を含めまして過去数年、その要望事項を見ましたけれども、ご指摘の保険証の存続を求める声、先ほど110と言われましたけれども、最近のころを見てみると、全部で100また増えまして、178の自治体が意見書を国のほうに挙げているということでございます。しかし、行政としましては、マイナンバーカード普及促進を図っている立場、つまりこの事務は法定受託事務なんですね。国の事務を代行してやっているというような仕事でございますので、市町村から上がっているという意見書というのはありませんでした。ほとんどが議会を通じて国に意見書を挙げるということでございましたので、町として意見書を挙げるというようなことは今のところ考えていないところでございます。ただ、やはりデジタル弱者と言いますか、そういう方々に寄り添って手を添えていくという重要でございますので、マイナンバーカード普及とともにしっかりと対応できるような取組を町としましても知恵を出しながら考えていきたいなというふうに思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 議会として声が上がっているというところなんですね。これほど多くの自治体や議会や団体から不満が上がっている制度ですので、行政として国で決められたことを進めていくにしても、誰一人取り残さないDXの推進、デジタル化ということを大切にし、より慎重に、丁寧に町民の声を聞きながら対応していってもらいたいと思います。

そのことを要望いたしまして、2点目の質問を終わります。

続いて、③の質問に移ります。

次は、町内所有の施設の利用についての質問をいたします。健康管理センター横の三股町デイサービスセンターは、今年3月に閉所となりました。その施設の跡地や建屋は現在どのように管理をされているのか質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 旧三股町デイサービスの跡地、健康管理センター横は現在どのように管理しているのか、についてお答えいたします。

現在、昨年度まで町デイサービスセンター業務の指定管理を行っていました、町社会福祉協議会にて管理を行っており、備品の整理等の残務処理を9月末まで行う予定しております。また、7月初旬から9月末まで民主団体の「タテヨコナナメ」から行政財産の目的外使用申請があり、熱中症対策のためフリースクール「ひる学校」の開催場所として活用しているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 分かりました。昨年度の3月議会中に文教厚生委員会でこの建屋の見学を行いました。しっかりとした造りで、入浴施設や調理施設も老朽化をしているわけでなく、施設としてはまだまだ使えるように感じました。この施設を使わずに開けておくのはまことにもったいないなと思っています。先ほど言われました「ひる学校」への貸出しが臨時ので、貸出しが今月末には終了と聞いております。10月以降、この建屋はどのようにしていくのか、どんな予定なのかを質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 今後、どのように利用する予定なのかについてお答えいたします。

デイサービス事業を廃止するにあたり、建物の建設に国の補助金を受けましたので、今後の活用については無償譲渡、無償貸出等の制限があることを確認しております。

10月以降は、一部を倉庫として活用しながら建物の取壊しを含め、今後の在り方について関係部署で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 取壊しは大変もったいない話な気がします。一般的に、建物に手を入れずに放置をすれば傷みの原因にもつながると思います。例えば建屋を必要としている、福祉的な取組をしている団体に貸出しをするとか、あるいは障がい者の居場所、つまり地域活動支援センター等を創設し、できるだけ早く利活用をしていく必要があるのではないかと思っています。障がい者等の居場所、地域活動支援センターについては、私が一年前に一般質問で町直営での創設を提案させていただきました。そのときの答弁は、「ニーズ調査をしてから前向きに検討します」との回答をいただきましたが、結局、何の動きもありませんでした。今年の春にその件について福祉課の担当の方に直接聞いたところ、ニーズ調査は特にしていないけれども、新規事業創設は予算的に難しいとのお話をされました。しかし、現在、都城市が民間委託し、三股町としては町民の利用分を支払っていたという地域活動支援センター「星空の都」は3月末で閉所となりました。つまり、今現在、都城市や三股町に委託された障がい者の居場所は全くない、地域活動支援センターとしては全くない状況になっていると思います。また、この地域活動支援センターがニーズに即しているのか、三股町内でニーズに即しているのかという問題ですが、今年3月に作成された三股町総合福祉計画、この冊子は配られていると思います。によりますと、令和5年4月現在で障害者手帳をお持ちの方は1,572人いらっしゃるとのことです。そして、この中で障害者基本計画の第2章、障がい者を取り巻く状況の中では、障害者手帳をお持ちの方

に対するアンケート結果が示されています。その内容ですが、「社会参加についてコミュニケーションでの困り事はあるか」という質問に対しては、知的障がいの方が43.9%、精神障がいの方が51.5%、コミュニケーションで困っているというふうに答えています。また、「障がい者にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なことは何ですか」という質問に対しては、「相談体制を充実してほしい」というのが第1位でした。これらのことから、日常的にコミュニケーションが図れる場としての機能があり、気軽に相談ができる場という機能がある地域活動支援センターの必要が導き出されるのではないかと思います。障がいがあっても住みよいまちづくりのために有効な社会資源を新規に創設していくことも必要ではないかと私は思います。その点について意見を聞かせてください。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 今年度に入りまして、居場所がなくなった障がい者のことを心配されて旧デイサービスセンター跡で行ってはどうかというご心配を含めての質問だろうというふうに受け止めます。福祉課からお答えをさせていただきます。

町は、昨年度まで都城市が社会福祉法人に委託し実施する地域活動支援センターI型事業に応分負担する形で、町内在住の障がい者の居場所を確保してまいりました。そこが閉所したという形になっております。今後についてでありますけれども、都城市がこの委託事業を再開されるときには、これまでどおり応分負担の形で事業に参加させてもらうよう協議はしておるところであります。

ご質問いただいておりますのは、町独自の地域活動支援センター開設が主旨であるのではないかと思います。あくまでも福祉課内の検討段階ということであります。今年度に入りましての検討内容が、まず国が定める基準に従い新たに開設するような形、そして、既存の事業を生かしていくものとして町社会福祉協議会に委託している障がい児者ふれあいサロン事業や、ふれあい交流事業を拡大して実施する形があると考えておりますが、いずれも運営する人員の確保や場所の確保はやはり課題であります。

最近になって、検討の話題に出ておりましたのが、町社会福祉協議会のコミュニティデザインラボが展開している、場づくりの考え方から開設する形もあるのではないかと考えております。障がいのある方などのように対象を限定するのではなく、人が楽しめる要素を様々に取り入れた場とすることで、いろんな人が居心地よいと感じ、共生できる居場所になってくるのではないかということで案として出ているところであります。

今後は、昨年度行いましたニーズ調査の結果も踏まえ、また、障害者基幹相談支援センターが把握している直接のお声など、情報を共有しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 前向きに検討していただいているということで、よろしくお願ひいたします。確かに、私が障がい者の居場所という言い方をしていたのですけれども、インターネットで全国の三股町の類似団体、同じぐらいの人口、それとそれ以下の人口の団体の実情を調べたのですけれども、三股町よりも人口の少ない町村でも、この地域活動支援センターを開設しているところが多くありました。例えば長野県箕輪町、徳島県石井町、青森県おいらせ町、愛知県大口町等々なんんですけど、どこも障がい者等ということで、やはり障がい者に限定しないというところが多くありました。そういう形でも、とてもいろんな人の居場所があるということはいいことなのではないかと思います。三股町がどんな人たちにとっても、もっともっと住みやすい町となり得るために、新規事業の創設ということも視野に入れていいっていただきたいと思います。町保有の空いている施設について今後どのように利用していくかという質問でしたけれども、ぜひ、様々なニーズをキャッチしていきながら有効な形で利活用していっていただくことを要望いたしまして、私からの一般質問を終わりたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時15分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴されます皆様へお願い申し上げます。

三股町議会傍聴規則第8条において、傍聴席では発言や拍手はできないことを定めておりますので、傍聴席ではご静粛にお願いをいたします。

また、中原議員から写真撮影の許可申請がありましたので、中原議員の一般質問の間のみ、これを許可しておりますことを報告いたします。

発言順位4番、中原議員。

〔2番 中原 美穂君 登壇〕

○議員（2番 中原 美穂君） 皆さん、こんにちは。発言順位4番、中原美穂です。通告に従い、質問させていただきます。

昨年度より、中学校給食費無償化が三股町でもスタートし、保護者の皆さんよりお喜びの声を頂いております。少子高齢化の中で、子育て支援に重きを置いた施策として大変よい取組であると感じています。財政難の問題等は承知をしておりますが、ぜひとも、義務教育である小学校までの給食無償化をお願いいたします。

さて、近年は、アレルギー疾患有する児童が増えてきているとの報道も目にします。三股町

の小中学校でも、食物アレルギー疾患を有して給食が食べれないというご家庭の話をお聞きしました。

食物アレルギーを有する児童は、アレルギーの原因となる物質の完全除去が推進されています。学校給食の中でアレルギー物質の完全除去は難しく、給食の代わりにお弁当を毎日作り、持たせている児童もいるとお聞きしています。

中学校の給食費無償化は子育て世代の負担軽減となっており、とてもすばらしい施策ではありますが、アレルギーを有する児童のご家庭においてはその恩恵を受けることができず、不平等さを否めません。

中学生の給食費無償化について、アレルギー等により給食を摂取できずお弁当を持参している児童生徒について、別途対応、給食費無償相当の補助金の支給等をご検討されるお考えについて、教育長のご意見を伺います。

残りの質問は、順次、質問席にて行います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） アレルギー等により給食を摂取できず弁当持参の児童生徒について、別途対応はあるのかについてお答えします。

現在、アレルギーにより給食を停止している児童生徒は、小学校が6名、中学校はゼロ名となっております。現在のところ、中学生にアレルギー等により給食を摂取できない該当者はありませんので、弁当持参の生徒の保護者に対して給食費無償相当額の補助金の支給等は実施していないところでございます。

今後につきましては、アレルギーにより給食を停止している生徒の状況や給食費無償化を実施している他自治体の状況を把握しながら検討してまいりたいと考えております。

また、事前に提出しております資料1では、令和5年度は中学生1名となっております。この生徒につきましては現在3年生ですが、昨年度末に保護者より給食再開の申出があり、栄養教諭、養護教諭を交えて面談を行いました。本年度は、毎月、家庭でアレルギー用献立表を用いてアレルギー原因食材をチェックし、アレルギー原因食材がある場合は取り除いて食べたり、取り除けない献立の場合はおかず等を持参してもらい対応しているところでございます。

将来の食生活確立のために、医師、家庭、学校が連携しながら、本人の実践力と判断力を高める努力を行っているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、令和7年度に関しての小学生が中学生に上がるアレルギーによる給食の方はいないのでしょうか。また、何か対策を講じているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 先ほど述べましたように、来年度入学してくる生徒の状況を確認しながら、対応につきましては考えていきたいというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 給食費無償化において、家庭環境やお子さんの生育状況によって不平等さが生じてしまうことは大変よくないことであると考えています。アレルギー疾患有するお子さんを持つご家庭は、ふだんから食材に注意し、献立を検討したり、お弁当を作ったりと、経済的にも労力的にも過分な負担を強いられています。給食費無償化により、それがより顕著になってしまうことは、子育てしやすい三股町として看過できないことであると考えます。公正・平等な子育て環境の提供という立場から、給食費無償相当の補助金の検討やそれに代わる救済措置の検討は必要不可欠であると思いますのでお願いします。

では、次の質問に行きます。

文部科学省より、平成27年に、学校給食における食物アレルギー対応指針が公表されています。その中の大原則として、「食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先する」と明記されております。細目について、弁当対応の考慮対象という項目もあり、しっかりと検討がなされた上での対応との記載があります。給食費無償化相当の補助があることが望ましいと考えますが、アレルギーのお子さんに対するアレルギー対応の給食を提供することはできないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 別途対応が難しい場合のアレルギーの児童生徒に対するアレルギー対策の給食を作ることはできないかとのご質問にお答えします。

本町の学校給食センターでは、現在、食物アレルギー対応食の提供が行えない状況となっております。その主な理由としましては、食物アレルギー対応食を提供するためには、アレルギー原因の食材の混入を完全に防ぐ必要があることから、十分な広さのアレルギー食専用調理室を設ける必要があり、施設内にそのスペースを確保することが困難であるためです。

現在でのアレルギー対策としては、通常の献立表と異なる学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を当該児童生徒の保護者に渡し、アレルギー原因の食材をチェックしていただいております。その献立表を基に、学校給食原因食品を除外しながら食べる対策を取っております。また、どうしても除去が困難で対応が困難な料理においては、代わりのおかず等を持ってきてください対策を取っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） アレルギーを持つご家族・児童との個別面談による確認が必要で

あるとは思いますが、給食の提供が難しいと判断される基本的なプロセスについて、また提示をお願いいたします。また、できるような検討を今後お願いいたします。

では、次の質問に行きます。

三股町学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒への対応におけるガイドラインはあるのでしょうか。また、学校生活管理指導表はあるのでしょうか。食物アレルギー対応委員会は設置、チェック表などは細かく管理されているのでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） アレルギー疾患に対するガイドライン、学校生活管理指導表、食物アレルギー対応委員会についてお答えいたします。

ガイドラインにつきましては、町教育委員会において、学校における危機管理の手引（アレルギー疾患）を平成28年に策定し、各小中学校はこの手引に基づき対応しているところです。

次に、学校生活管理指導表についてですが、こちらは公益財団法人日本学校保健会作成のものを活用しております。

アレルギー対応委員会については、各小中学校に設置し、管理職、学級担任、養護教諭、保健主事等、関係する教職員で構成しています。医師により記載された学校生活指導表が保護者から学校へ提出され、これを基に学校での取組プランを作成しております。対応委員会では、この取組プランを用いて、適宜、対応状況の確認や体制の見直しを行っているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

体育館使用について、体育館貸出使用はどのように管理し、どのような基準で貸出許可を決定しているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 体育館及び公民館の貸出し等につきましては、三股町立体育館施設管理規則及び三股町公民館運営管理規則に従って管理運営を行っているところです。

貸出しにつきましては、教育課スポーツ振興係が町立の体育施設、小中学校の体育館、中央公民館、地区分館、公園等の45か所の貸出業務を担っているところです。

体育館の使用につきましては、まず、有料での使用者は使用する前の月の2回目の火曜日から、町内中学校部活動やスポーツ少年団などの免除団体は使用する前の月の3回目の火曜日から、町外の学校や町外のスポーツ少年団などは3回目の火曜日の翌々日の木曜日から申請を受け付け、許可を出しております。申請は個人でも団体でも受け付けます。

なお、令和4年度からは、町のホームページで申請状況を確認することができます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 令和4年の申請ができるホームページの掲載は見たのですが、そこから入っていくことはできないので、それは訪問、行って手続しないといけないのでしょうか。それとも、もうホームページに掲載から今後導入、借りるような動線をつくっていくことを検討されているのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 今ご指摘あったものにつきましては、申請状況を確認することができるシステムでして、そこから申込みをすることはできないようになっております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、今後、行かなくてもそこから申請ができるような検討をお願いします。

では、次の質問に行きます。

公民館役員や地域活動に関わりのある方は利用申請方法をご存じかと思いますが、貸出しに当たりどのような基準やルールがあるのか、また、どのように管理されているのかを理解されている町民の方は少ないのではないかと感じています。また、公民館の利用促進によって、地域のコミュニティの造成にも寄与するものと考えています。

公民館は地域コミュニティの中心施設ですので、利用促進をしていくことで地域力の増進に寄与するのではないかと感じています。地域の方は、話し合いや打合せの場所の一つとして気軽に公民館を利用できることが望ましいと考えますし、地域の未来にとても重要なことと感じています。

公民館貸出しに関しては、どのように管理され、どのような基準で貸出しを決定しているのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 公民館の貸出しについてお答えします。

申請は、毎年2月1日に、4月から翌年度の3月分までの申請をまず受け付けます。これ以降につきましては、随時受付し、許可を出しております。

なお、個人への貸出しはできません。個人の申込みではなくて、個人への貸出しはできません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 明確な貸出基準やマニュアルはあるのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 申請につきましては、窓口のほうに来ていただきまして申請書を出していただくことにより貸出しのほうをしております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、マニュアルはないということでお間違いなかったでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 先ほど冒頭申し上げたとおり、三股町の公民館運営管理規則がありますので、そちらに基づいて行っております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

三股町内での打合せや体育館等の利用については、町民のニーズは高いと感じており、町民の皆さんからは、利用しやすく、借りるに当たってどこに話をすればよいのか、どこの窓口に行き、誰に確認すればよいのか分かりづらいとの声を聞いております。借りるための手順や作業が複雑であったり、基準やマニュアルを理解していなければ、借りたいというニーズがあっても利用できないというのが現実であると感じております。

先ほど答弁いただきました貸出基準や管理方法について、三股町民は、管理方法や基準、使用についての内容を理解され、周知されているのでしょうか。また、貸出手続において、管理する側も借りる側もより効率的に利用しやすい方法等を検討されるお考えはないのでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 貸出方法や基準、使用についての内容を理解しているのかのご質問にお答えいたします。

貸出しのルールにつきましては、町のホームページの施設のご案内（体育施設）に、遵守事項、留意事項、申請、キャンセル、休館日、施設の位置、概要、利用料金等を掲載しております。また、スポーツ振興係のほうで、窓口や電話による問合せにお答えしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、質問4に行きます。

現状の体育館貸出しについて、申込方法や基準、タイミングが分からず、借りたくても借りれないという方の相談を受けました。また、体育館での適正な運動種目の貸出しが行われているのかという疑問の声も届いています。例えば、武道スポーツは武道館、バレーボールやバスケットボールはその設備がある体育館等のように、そのスポーツの適正に合った場所の提供をしていく

ことが必要であると考えます。先着順で空いている施設を埋めていくという方法は、本来、その施設の適正に沿った利用者が申し込めず、結果として利用者に不満を持たれることにつながっています。

先ほどの質問の周知方法も含めて、施設の適正に沿った貸出しを行っていくことが、公正・平等に適正な貸出しが行われているとお伝えできるのではないかと考えますが、現状、体育館使用に関して、町民へ公平・平等に適正な貸出しが行われているのか検討する必要があると考えているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 先ほどご説明したとおり、まず、貸出しにつきましては、優先順位を定めて申請者の受付開始時期をずらすことで、町民が平等・公平に利用できるようにしております。また、スムーズな利用ができるよう、テニス、多目的スポーツセンターでは、年1回、調整会議を実施しております。

また、従前から、毎週決まった曜日に決まった時間帯に使用する団体やスポーツ少年団の活動については、あらかじめ定期利用者としての枠を確保しております。そちらから申請がなければ枠のほうは外し、ほかの団体の申請を受け付けております。

このように、スポーツの目的、体育館の利用状況等、そういったものを調整しながらの貸出しを行っているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

三股町内の諸施設は、老朽化が進んでいるところもあります。また、使用方法によっては、床や使用器具の破損が発生してしまう状況もあります。使用者の安全を確保するためには、定期的なメンテナンスや点検は必要不可欠で、保守点検、老朽化防止に向けた予算は必要であると思います。

町民の皆さんが豊かで健康的な生活の支えをしていかなければならぬと考え、そのためには、適切な管理、事故発生時のマニュアル等は必要ではないかと考えます。マニュアル資料等が提示できるのであれば、町民の皆さんや私たちにお示しいただき、周知する必要があると思いますし、マニュアル資料等が存在しないのであれば、作成を検討する必要があると思いますが、定期的なメンテナンスや点検は、予算化され、適切に管理できているのでしょうか。事故発生時のマニュアルや基準等を確認できる資料はあるのでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 施設のメンテナンスにつきましては、町の体育施設はスポーツ振興係で、学校の体育館は学校教育係が施設の管理を行っております。主な内容としましては、施設

の老朽化による修繕、定期的な清掃、ワックスがけ、周辺整備、浄化槽維持管理、消防施設保守点検等を行っております。

施設使用中に事故が発生した場合は使用者で対応していただいておりますが、町の施設による事故が発生した場合は、町の加入する総合賠償により対応していくことになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

長田小学校の体育館の床が破損しており、バスケットボールの練習ができなくなったとの声をお聞きしています。使用後における破損等の確認も含め、管理体制は取れているのでしょうか。利用状況の確認や掃除の有無、環境面における保守点検は重要であると考えます。使用する団体の利用状況やマナーが悪いからそのスポーツ全般の使用を禁止するというお考えは、施設や整備を大事に利用している団体として納得のいかない思いをされるのも当然であると思います。

先ほど質問させていただきました公正・平等な貸出しに関して、管理における確認は重要ですし、施設の環境面や破損時の対応にて、使用団体への原状復帰要請は必要であると考えますが、貸出使用後の確認や掃除の有無、環境面、破損や衛生管理等の確認はされているのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 体育施設につきましては、平日の日中はスポーツ振興係で、17時以降及び休日はNPO法人みまたチャレンジ総合クラブに委託して鍵の管理をお願いしております。

使用者もしくはチャレンジ総合クラブでは、公共施設貸出簿、管理日誌をつけております。その中で、施設等に異常があった場合は記録し、スポーツ振興係のほうに報告するとなっております。

また、各申請書には、使用上の注意としまして、使用後は原状復帰を行うことや、建物・設備・備品を破損したときにはスポーツ振興係へ速やかに連絡することなどが記載されております。その中に清掃についても記載しておりますので、使用者の方におかれましては、それを十分留意していただいて使用していただいているという状態でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 今、スポーツ振興係に連絡をすることだったんですけれども、使用団体の貸出しにおけるトラブルや使用後の管理における管理状況の分かる資料はあるのでしょうか。また、記録・記載がないのであれば、今後、どのように対応される予定なのか、ご意見をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） まず、どこの団体が使っているかというのは、表になってこちらでは管理しております。そちらで、各体育施設につきましては、公共施設の鍵を貸し出す際に、利用者の鍵を取りに来られた方の氏名と電話番号等を書いていただくようになっております。また、チャレンジ総合クラブにおいても日誌を毎日つけておりますので、記録のほうは残っております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、貸出しできるように、貸出しできないというところがないように、今後、よろしくお願いします。

では、最後に、三股町にはサッカーができる場所がないので、そちらも整備していただきたいのと、サッカーや野球など外でするスポーツの方が、雨など降って体育館使用をしたいときに借りられないことがあるとのことでしたので、そちらの改善もよろしくお願いします。

では、次の質問に行きます。

三股町の観光振興について、現在、三股町観光ホームページのトップ画面に、長田峡、上米公園、矢ヶ淵公園、六月灯の写真が掲載されています。三股町の誇る観光資源であると認識できますが、この4つの写真を選択された理由を教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 三股町の観光振興に関して、観光サイトに長田峡、上米公園、矢ヶ淵公園、六月灯がトップ画面にされていますが、この4か所を選択された理由はなぜなのかとのご質問にお答えをいたします。

三股町観光ホームページにつきましては、平成29年度に、国の地方創生加速化交付金を活用し、本町の観光情報に特化した情報発信として開設をいたしました。開設当初より、長田峡、上米公園、矢ヶ淵公園の3つをトップ画面に掲載し、残りの1画面は現在六月灯ですが、季節に合わせて、その都度、画像を入れ替えて運用しているものです。

開設当初、この3か所を選定した理由として、はっきりとした理由は明記された資料は残っておりませんが、地方創生加速化交付金の目的は、10市町が連携し、インバウンド受入れ環境の底上げなどを目的に、多言語版誘導看板や情報板の設置などを長田峡で整備したことから、長田峡を中心に、その下流域である矢ヶ淵公園、そして、動線的につながっていく上米公園を選定したのではないかと考えられます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

日本の観光は、社員旅行やパッケージツアーや団体旅行が主流でした。近年は、旅行スタイルも変化し、旅の途中でスポットを検索し、自分たちで行き先を計画する個人旅行が主流となっており、コロナウイルス感染も5類となり、インバウンドによる日本への旅行者も増加傾向にあります。また、日本各地の地域における伝統文化、風習に触れたいというニーズの高まりがあります。

三股町観光ホームページを拝見すると、英文表記にされているページと英文表記がされていないページが拝見されます。インバウンドの方に対して三股町が何をアピールし、何を伝えたいのか分かりにくいのではないかと感じました。

皆様はいかがでしょうか。私が観光する場合、ホームページ、SNS、インスタグラムを活用し、きれいな写真や映像、おすすめコメントが秀逸であるか、その地域の素朴さや文化・風習が見える内容を確認し、行き先や巡るスポットを決定しています。写真やホームページを通じて、行ってみたい、触れてみたいと思わなければ、人は行動に移しませんし、立ち寄りもしません。三股町観光ホームページの各種紹介ページに関しては、全体的に当たり障りのない内容であると思いますが、お勧めがはつきりせず、見ている方も分かりづらい印象を受けます。

観光を取り巻く環境変化の中で、三股町として観光に対する方針や想定されているターゲット層をどのように考え方で組まれているのか、また、トップ面に掲載されている観光スポットについて、町のPRのために今後どのような対策をお考えなのでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、2つ目の質問にお答えをいたします。

トップ画面に掲載されている観光スポットについて、町のPRのために今後どのような対策を考えているのかとのご質問にお答えをいたします。

町総合計画、観光の振興、現況と課題において、「自然との融合を図りつつ、ICT等の先端技術を活用した戦略性のある効果的な情報発信を進めるとともに、おもてなしの心を持って観光地づくりを推進することが必要」と示しました。

現在の本町観光パンフレット「A Short Trip Mimata」について、内容の修正などもあり、新たな観光パンフレット「Heartful Town MIMATA 心から温まる、小さなハートのまち」を電子書籍として作成し、8月27日に、町観光ホームページやインスタグラムなどで公開をしたところです。

先ほど議員ご指摘の多言語であるとかインバウンド等につきましては、先ほどの答弁のとおり、平成29年に長田峠に設置をしたところではございますが、ホームページ等の誘導であるとかインバウンド対応が完了しているかといえば、その対応はまだまだホームページのほうではできないのが実情であろうかと思います。

コロナ感染もありまして、先ほど申し上げました10市町が連携するインバウンド環境受入れ、こちらについては日南市にクルーズ船が寄港しております。コロナが明けまして、コロナ前に徐々に戻ってきたという報告も先日お受けをいたしまして、今後、インバウンドも含めて、本町の観光についてできることがないか、現在検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、英文表記以外も表記する予定でしょうか。お聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） すいません、まだ詳細については決定をしておりません。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、三股町に来るのは、英語表記もそうですけれども、台湾もしくは中国などが来ると思うので、その言語化もよろしくお願ひします。

では、次の質問に行きます。

長田峡、上米公園、矢ヶ淵公園、六月灯以外のほかのスポットについてどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 3つ目のご質問にお答えをいたします。

長田峡、上米公園、矢ヶ淵公園、六月灯以外の他のスポットについてどのように考えているのかとのご質問でございます。

先ほど答弁で申し上げたとおり、トップ画面の観光スポットに限らず、広く情報発信し、知つていただく取組をさらに推進していきたいと考えております。トップ画面にしてあるところを個別に計画を立てて特に強力に推進していこうということではなくて、全体的な形で推進をしていくこととしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 例えば、その全体的というと、どこを全体的というのか教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 現在、先ほどトップ画面でこの4か所というご指摘、4か所ということがございましたけれども、4か所個別にこの4か所だけを戦略的に観光を打つということはしておりませんので、観光ホームページ、また、インスタグラム、SNS等を通じて町とし

ては行つていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、今後、観光のホームページのところから、一つ例で言うと、旭ヶ丘運動公園も掲載されているんですけども、その掲載されているところからリンクで来て、貸出しができる教育のほうのページまで飛べるようにしていただければ、また利用価値があるんじゃないかと思いますので、よろしくお願ひします。

4つのスポット以外にも、三股町には、文化的資源を含め、アピールできる観光スポットがたくさんあります。先ほどの質問の際に、インバウンドで述べましたが、その地域の文化・風習に触れる、そこで営まれている生活に触れるという、そのことが観光にもなります。この傾向は、インバウンドのみならず、国内旅行者もそういった価値観になっているとのデータを確認しています。

都城圏域にありながら、独自の文化を育んできた三股町だからこそPRできる観光資源は豊富だと考えています。そのような観光資源を最大限に活用していく考えが大切なではないでしょうか。目に見える観光スポットをありきたりにつなげて発信するのではなく、地域の方との意見交換を通じて三股町のすばらしさを地域住民とともに取り上げ、アピールできる取組を施策する必要があると思います。

また、ふるさと納税型クラウドファンディングなどを使い、三股町が観光により少しでも財源が確保され、町民の皆さんに還元できる取組・施策のご検討をお願いします。

最後に、町の観光に対する方針、想定されているターゲット層に対して有効だと思われる施策を講じるお考えはあるのでしょうか。また、観光に対する方針、想定されているターゲット層の催行を配慮した内容における観光資源活用計画作成等、検討されているのでしょうか。4つの観光スポットについて、町のPRのために、また、4つ以外の観光資源に対しても今後活用し、どのような施策を講じる予定があるのか、町長のご意見をお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ご指摘のように、本町には観光資源として各名所がございますし、または食べ物、それからまたは特産品、いろんなものがございます。そういうのも連携しながら、三股町に人が来ていただいて、そしてまた、そこで経済循環、お金が回る、そういう取組がこれからも必要かなと思いますので、4つ以外に蓼池の芝桜もございますし、しゃくなげの森もある。いろんな資源を有効に活用しながら、そしてまた、先ほど言いましたように、地域の人々との連携というのも非常に重要でございますので、そういうところの郷土芸能を含めたところとも連携しながら、町の魅力化、活性化、そして、それが観光地づくりにつながっていくような努力を

したいというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、以上で一般質問を終わりたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） これより15時30分まで本会議を休憩します。

午後3時11分休憩

午後3時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位1番、楠原議員の残りの一般質問を行います。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 2番目の文化財についてのところから質問を再開してまいります。

ほとんどの方がまた文化財かと思われるかと思いますけれども、ほとんど進展していない。特に26市町村の中で指定文化財が5つしかないという文教三股。この現状を憂いての質問をずっと続けてきております。

これまで振り返ってみると、文化財保存調査委員を選定しているという報告とか、町内にはまだ指定されていない貴重な文化財が幾つもあるとの認識を持っているという答弁、また、これらの動きについてスピード感を持って取り組みたいなどの答弁を頂いておりますが、指定につきましては全く動いていないような状況です。現時点におきまして、文化財の町指定への動きはどうになっているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 文化財の町指定への動きについてお答えいたします。

牛の峠の石柱、仮屋の石蔵、覆輪目地のれんが倉庫、石橋である梶山橋、そして、今回、石切り場、海戸用水路、長田峠などが紹介されているところですが、本当に町内にはたくさんの文化財があり、これらが町に対して貴重な文化財であるということは考えております。

教育課では、現在、高才第3地区発掘調査事業、梶山城国指定のための調査事業を第一の課題として取り組んでおります。その他の多くの文化財についての指定に向けての進捗は図られていないのが現状でございますが、指定制度の趣旨にのっとって調査方法や保存措置について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、答弁の中で、梶山城の国指定への動きというのがありましたけれども、通告にはないですけれども、今の質問に対しまして、その動きはどうなっているのか

お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 持っている答弁。持っている。（発言する者あり）教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 梶山城国指定のためということで、今、庄内地理志の資料の解析を行い、本年も資料の作成をする予定にしております。また、梶山城の土地開発公社での収集のほうについても進んでおりまして、こちらも早急に行っていかなければならないというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 台風、おととしの14号で、梶山城の一部が崩壊して上まで上がれない状況があると思って、この国指定の動きが止まっているかと思っていたんですけども、これも並行して1日も早くお願ひしたいと思っております。

それで、今、文化財の①のところですけれども、例として6つのものを挙げていますが、これで終わりではないということは当然ご承知だと思いますが、所有している方がだんだんと年を取られているという現実があります。そうしますと、いろいろ指定する場合にも手続等で急ぐ必要が出てきていると思っております。何回も言ってもこういう状況ですので、急にがらっと変わるということはないと思いますが、いろんな方を何回も言っていますけれども案内しても「すばらしい」と口をそろえて言われますので、それを三股の誇り、先ほどもありましたけれども、町の魅力として発信できるような、観光地としてやるのではなくて、町の魅力、町の自慢、これから育っていく子供たちが自分のふるさとを自慢できるものが何か一つでも増やすことにつながればと思っておりますので、答弁を求めてこれ以上のものはないと思いますので、もうちょっと担当する人だけではなくて関係する人で気合を入れて取り組んでいただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

2番目、文化財を活用した地域づくりは考えられないかということですけれども、先日、都城で石蔵・石垣を地図に落として、それを地元の新たな魅力として地域おこし、まちおこしにつなげようという動きがありました。それが三股でも活用できると思ったのが溶結凝灰岩、長田峡は全部そうですけれども、溶結凝灰岩を使った石垣や石塀、石蔵をまちづくりに生かそうという石蔵・石垣保存プロジェクトというような動きがありました。

先日、その講演会と町歩きが実施され、参加してまいりました。市の内外から多くの方々が参加されました、予定された参加定員を優に上回るほどで、関心の高さを実感しているところです。

本町を振り返りますと、溶結凝灰岩でできた石塀、石蔵、石橋、そして、様々な石造物など、文化財に値するものが数多くあると確信しています。その多くが過疎化が深刻になっている地域に見られています。

地域おこし、地域づくりというものは、地域を単にぎやかにすることではないと私は思って

います。地域おこしというのは、地域を再生することであると思うんですが、文化財というのは、それぞれの地域の成り立ちの記憶の一つである。再生とは、その地域の記憶をよみがえさせることにつながるものであると思っておりますが、これら文化財を活用した地域づくりというものはどうなっているのかということをお聞きしたいんです。

年度初めでしょうか、サイクリングマップというのがつくられました。三股の景色を満喫しながら四社参り、まるで初詣のときに出でてきたような言葉だと思うんです。四社参りですね。これを見ますと、これが文化財だというものはあまりないんです。三股の誇りというは何なのか。魅力とは何なのか。ほかと違った魅力、三股らしさというのを考えたら、やはり三股に眠っている記憶なんです。そういうものを掘り起こしてマップに載せる。そういうような取組も一つではないかと思っているんですが、このサイクリングマップでは非常に字が小さい。図も小さい。読める人は年齢的に限られてくる。それから、出ている写真についても非常に小さい。たった、これは何というサイズなんでしょうか。B5ですか。A4じゃないですよね。A4ですか。これにこれだけのものを載せるというのはかなり無理があると思うんです。誰を対象にしてつくられたのかというのを疑問に思うような状況ではないかと思うんですが、そういうものを含めて、文化財を活用した地域づくりというものは考えられないのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 文化財を活用した地域づくりは考えられないかとのご質問にお答えをいたします。

文化財は、様々な時代背景の中で人々の生活や風土との関わりから生み出され、今まで地域で守り伝えられてきた貴重な財産であります。地域の歴史や文化を認識し、魅力あふれる地域づくりの礎となり、コミュニティーの活性化に寄与するものであると考えております。近年では、先ほど議員のほうからご紹介ありましたとおり、まちづくりや地域活性化、観光振興など、積極的に活用している事例も多く見られます。

企画商工課のほうでは、観光振興の取組といったしまして、先ほどご紹介いただきました町内の景色や公園、歴史的な神社等を巡り、町の魅力を感じてもらうため、三股駅を発着する三股サイクリングマップを2コース作成しまして、昨年の9月に町観光ホームページにて公表し、その後、町の広報紙や回覧において周知をさせていただいたところでございます。

議員ご指摘のように、サイズとしてはA4判の三つ折りということで非常に小さな文字等も見受けられまして、非常に読みにくいというようなご指摘もありました。また改良できる部分をしっかりと検討していきたいと思っております。

現在、三股駅であるとか、役場、公共施設等にこのパンフレットを置かせていただいております。反響としては、十数部置いていくと、大体1か月するとなくなっているような状況で、よか

もんやさん等でもお問合せを頂くことがあるというふうに伺っております。これだけで終わりということではないんですけれども、そういったものもしっかりと今後も生かしていきたいというふうに考えております。

また、以前、文化財を使ったまちづくりのご質問の中で、答弁といたしまして、田の神さあの活用ということも答弁をさせていただいておりました。令和5年の2月に田の神さあ18体の地図をホームページ上でも公開をしておりまして、写真等も載せている状況でございます。ただ、これが連動して有機的に観光に活用されているかというと、なかなかまだ活用できていないのかなというふうにも感じておりますので、今頂きましたご意見等も踏まえて、さらに教育課等とも連携をして協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 町の景観条例の中にも、前文に文化財を生かしてどうのこうのという文言があります。そういうのに文言で表すだけだったら誰でもできると思うんです。それをどう生かすか。そこに知恵をもつと絞っていただかないと、あそこに書いてあるから終わり、それでは何もならない、そういうふうに思っております。何とぞよろしくお願ひをしておきます。まだまだこのように、こういうものに、文化財絡みについては質問を続けてまいりますので、少しでも前進するようお願ひしたいと思っております。

3番目の質問に移ります。くいまーるについてですが、まず、1番目のまちなかコースを含めての利用状況はというものにつきましては、資料を頂いております。この資料を基に何か説明していただけるものがあればお願ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、くいまーるの状況についてということで、今年4月から新しくまちなかコース2コースを設置いたしましたので、その状況等も踏まえて説明をさせていただきたいと思います。

くいまーるバス事業につきましては、7月までの利用状況について説明いたします。

今日お配りしました資料ナンバー9を御覧いただきたいと思います。

こちらの資料のほうでは、令和5年、6年の利用者数の比較表でございます。表ではコースごとに利用者数を示しているものでございます。

まず、月ごとの利用者数の推移ですが、まちなかコースの新設もあり、利用者数はどの月も前年比1.5倍から1.78倍に右肩上がりで増えている状況です。全体的には、7月までの4か月間に前年比1.65倍で推移しているところでございます。

新設のまちなかコースの利用者数では、右肩上がりに増えており、昨年度の実証実験等から月

の利用者数を800人程度と見込んでいましたが、これまでの4か月間の利用者数は3,242人の一月810人で推移しているところです。

他の路線の利用状況の傾向としましては、田上・蓼池線の利用者数が増えていますが、長田・梶山線、内ノ木場・梶山線、宮村・植木線の利用者数が減少している傾向にあります。まちなかコースの新設に伴う乗換えの必要性や費用の発生による影響も考えられますので、年間の推移を注視していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 新設されたまちなかコースが増えたわけですから、全体の利用者数というのが当然増えるものと思っていました。利用される方に聞きますと、まだまだこのまちなかコースを含めて、利用する方は年々、ある程度の年齢になつたら利用されるわけですから、利用者初心者になるんです。やっぱり説明が必要になると。何年も利用されている方はだんだんと分かってきているわけですけれども、免許返納等をして利用し始めた方、そういう方はちょっと分かりづらいなというのがありましたけれども、まちなかコースにつきましては、非常にあつちこっちでバス停がないところでも気軽に乗り降りさせていただいているという話を聞いておりまして、温かい感じがしますが、レンタカーということで乗り降りがステップ板ですか、あれがないというようなことでちょっと危ないなということでしたけれども、間もなくそういうものが設置されたバスに変わることでありますので、その辺はいいと思うんですけれども、乗換えと言われましたが、1回乗車100円、降りてまた100円、けど、1か月の定期券じゃないですけれども、何回乗っても3,000円とか何かがあったと思いますけれども、これについての周知というのは特別されているんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 料金の改正です。これについては、一つ、これまで1回乗車100円ということで、三股駅を中心に乗換えが発生すること等も踏まえまして、実際、一つの例で考えると、我が家から通常、そのポイントへ買物に行っていたときに往復で200円のところが結局は400円かかるというようなこともあった関係で、その回数券の部分については、例えば、1冊回数券を買いますと12回分1,000円で買えます。そこを今回16回分乗れるように、1,000円でというふうに変えさせていただきました。

それとあと、定期のほうなんですけれども、これについても中学生・学生については据置き、一般の方につきましては若干1,000円ぐらい高くなりましたが3,000円というような形で、通常のこれまでの2,000円を4,000円という倍にしたわけではなく、3,000円という形でさせていただいております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 定期的な状況調査というのは行われているんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 2つ目の質問ということでお答えいただけます。

（発言する者あり） はい。それでは、定期的な状況調査についてお答えいたします。

現在の利用者の状況については、運転手が記録する業務日誌で利用者数や意見を取りまとめているところでございます。また、路線再編後の利用者のご意見等については、令和6年4月の町広報紙やまちづくりフォーラムのアンケート調査、実証実験時の利用者アンケート調査を通じて集約しているところでございます。これが現状の状況です。

令和6年度はバスロケーションシステムの導入を進めているところでございますが、このことによって、運転手のタブレット操作によってバス停ごと、時間別等の利用者状況について、迅速に細かなデータの蓄積・分析が可能となることから、定期的に状況判断ができるようになりますので、今後の運用に活用していきたいというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） もう一回確認しますけれども、3,000円の券は1か月乗り放題ということでよろしいんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） おっしゃるとおりです。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） それがまだ私が聞いた範囲内では「えー、そうなの」という方が多いんです。乗り継いで行くと、さっき言わされましたように400円かかるところ、10日で4,000円かかる。これをその3,000円の乗り放題券があれば非常に得だということになるわけですけれども、それを知らない方が私の周りにはいらしたということですので、もうちょっと利用者、3番目に行きますけれども、利用者を増やすための取組というものをありとあらゆる場面で、できる限りの範囲内ですけれども、されてほしいと思うんですけれども、どのような取組が現状においてされているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 利用者数を増やすための取組についてお答えします。

これは現状の取組、また、今後の取組について併せて述べさせていただきます。

現在、くいまーるバスの利用促進の取組としまして、広報やSNS及びメディアを活用したPRを随時行うとともに、幼保園等が企画に応じて児童が利用する際の利用料金の免除や高齢者免

許返納支援のための回数券120回分の無料配布を行っているところです。

また、高齢者サロンを活用した利用説明会を開催しているところでございます。また、昨年は、特に文化会館敷地内におきまして、障がいのある児童を対象とした乗り方教室を宮崎交通株式会社と連携して開催したところでございます。

引き続き、これらの事業展開しつつ、令和6年度は、バスロケーションシステムの導入に伴い、JR時刻表、宮崎交通バス時刻表をリンクして、乗り継ぎを円滑にすることで乗降の利便性を高めていきたいと考えております。

また、現行の時刻表を工夫しまして、バス停周辺の飲食店、商業施設等のマッピングによる周遊的なバス利用の在り方をPRしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、広報とか、SNSとか、サロンへ出向いての説明とか言われましたけれども、私、サロンに4か所、5か所ぐらい関係しているんですけども、ないんですね、説明が。私がしたのは何回もありましたけれども、どれぐらいのサロンに出向いての説明、年間大体どれぐらいされてきたのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 具体的な数値はちょっと確認していないんですけども、行動としては、高齢者さんさんクラブですか、こちらを通じましてアピールを総会のときにさせていただきました。新しくくいまーるバスのコースができますと、こういう形ですので、ぜひ、高齢者を今回特に対象として改善してきた路線でございますので、そういったサロン等で機会があればこちらのほうが出向いていって、乗り方も含めて、時刻表の見方も含めて説明をさせていただきたいということをお伝えしたところです。今年に入って2回ですか、高齢者さん、場所はちょっと覚えていないんですけども、行って職員のほうが説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 高齢者サロンに行きますと、もう常連の方々ですから、和気あいあいとして何でも言える、聞ける、そういうような雰囲気がありますので、できるだけ、土日開催されるサロンについてはいろいろ問題があるかもしれませんけれども、平日開催されているところには積極的に町のほうから連絡を取って、そして、時間を取っていただいて説明する。そういうようなことがあってほしいと思うんです。我々が説明するよりは、やっぱり専門の方が説明されたほうが信憑性が高まりますので。その3,000円の券の説明、非常にこれは大事だと思います。ぜひ、何回でも回るようなことをしていただきたいと思います。

実際に消費生活センターですか、あそこに依頼してのいろんな困り事相談、その説明は年に1回、2回は大体回られていると聞いておりますけれども、非常に情報交換に役立っていると私は思っておりますので、そういうような感じで、くいまーる利用の利用者を増やすための行政サービスとしての取組をお願いしたいと思いますが、次、4番ですけれども、現時点ではこのくいまーるについて改善を必要とするような点は聞かれていないでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現時点では改善が必要ではないかと考えている点についてお答えいたします。

先ほど、利用状況でも触れたところでございますけれども、まちなかコース新設による乗り継ぎへの不安や使い難さ、それに伴う費用の発生及び既存路線に慣れた利用者にとっては不便になったとの意見があることが、既存路線の利用者数減少の一つの要因として分析しており、課題として捉えているところでございます。また、従来の路線においては、従来の課題でもあった曜日・時間帯によっては誰も利用しない利益性の低い路線があることが改善点と考えているところでございます。

これらの改善に向けて、地域指定デマンド交通への切替え、時刻表の見直し、バス停の廃止や移設、路線の変更、フリー乗降区間の見直し等、バスロケーションシステムを本年度入れますので、そのシステムによるデータ分析等を活用しつつ、町の公共交通会議にて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 乗換え・乗り継ぎ関係で不便になったという点があると言われましたけれども、これを改善することは当然必要なことかと思いますけれども、できるだけ早くそれが改善できるようにお願いしたいと思いますが、バスロケーションシステムと言われましたけれども、これはまちなかコースだけなんですね。全体にこのロケーションシステムというのを導入されるんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） バスロケーションシステムにつきましては、一応会議が終わりまして、これを全路線につけたいというふうに考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 次の質問です。デマンド交通導入について、もう何回となくいろんな面からたくさんの議員の方々がこれまでも説明され、質問されてきておりますけれども、デマンド交通導入の動き、どのようになっているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） デマンド交通導入に向けた動きについてご説明を申し上げます。

デマンド交通導入に関しましては、令和6年度に、バスロケーションシステム導入と併せて、オンデマンド予約システムを活用した本町の交通需要に即した仕組みの構築を進めていく考えでございます。

その仕組みづくりの参考として、8月の29日、30日に、熊本県の玉名市、宇土市、そして、鹿児島県のいちき串木野市のほうにデマンド交通の視察研修を計画していたところでございますけれども、台風の10号によりまして延期となったところでございます。一応、延期の部分につきましては、今月、9月18、19、そして25日に、場所は変更せずに日程を変更して実行する予定でございます。

令和6年度は、そこの仕組みの構築は、研修を終えた後、仕組みの構築等を行い、バスの購入及び実証実験を行いまして、令和7年度に本運行を計画しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 来年度からオンデマンド型交通を始めるという今答弁でしたけれども、この場合は、既存の交通事業者との連携ということになるんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 既存の交通事業者。（発言する者あり）その件についてはまだ未定です。ただ、今、はっきりしているのはオンデマンド用のバスの購入ということで、当初予算から計上させていただいておりますので、そのバスを活用して、これもDXの一環として、オンデマンド予約システムというシステムを活用した中での運用になりますので、このバスをどういった形で運行させていくのかというところを今回の先進視察を見た上でまた具体的に示していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） くいまーるだけでも説明が必要だというのがある中におきまして、このオンデマンド、もっと説明が必要になると思うんです。ですから、7年度から導入を計画されるのであれば、もう今年度、もう早い段階から説明に、周知のための説明というものをいろんなところでしていくかなければならないと思います。そのためには、より早く具体化していかないと、7年度、何月か分かりませんけれども、7年度からの導入には、町民の方にいろんな戸惑いというものが生じる可能性がありますので、大変なこと、大変なシステムを導入するということになるわけですけれども、綿密な計画の下、早く実現できるようよろしくお願いしたいと思い

ます。

これで一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、来週月曜日に行うことといたします。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後4時02分散会

令和6年 第6回 (定例) 三股町議会議録 (第3日)

令和6年9月9日 (月曜日)

議事日程 (第3号)

令和6年9月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員 (なし)

欠員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君

高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	田中 英顯君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	島田 美和君	会計課長	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁を合わせて50分以内とすることをお願いいたします。また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行なうことができることといたしておりますので、ご協力をお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、堀内和義議員。

〔6番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（6番 堀内 和義君） おはようございます。発言順位5番、堀内和義です。通告に従い質問してまいります。

まず、長田・犬房ヶ迫の盛土崩落による水稻埋没被害について質問いたします。

近年、地球温暖化に伴い、全国各地で台風や集中豪雨による自然災害が激甚化し、被災者も多く出ています。平和3年7月、静岡県熱海市では大雨による造成地の盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生し、災害関連死1人を含む28人が犠牲となりました。

自然災害ではなく、人災でもあり、危険な盛土等に関する法律規制が十分でないエリアが存在しております、全国的に盛土崩落による災害が発生をいたしております。

去る6月22日、朝の大雨では長田・犬房ヶ迫の造成地の盛土崩落による土砂流失で、下流域の用水路・水田に土砂が流れ込み、水稻の埋没被害が出ております。盛土の把握はされているのか確認し、あとは質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。長田・犬房ヶ迫の盛土崩落による水稻埋没被害

についてということで、長田・犬房ヶ迫の盛土崩壊による水稻埋没被害について、大雨に伴う長田・犬房ヶ迫の造成地の盛土崩落による土砂流失で、下流域の用水路・水田に土砂が流れ込み、水稻埋没被害が出ているが、盛土の把握はされているのかの質問について、お答えいたします。

担当部署である農業振興課から、6月に発生いたしました本災害の状況については報告を受けているところでございます。

報告内容についてでありますが、6月20日及び22日の大雨の影響により、当該地の山手から土砂が流失し、下流域の水田や農道、水路に堆積したこと、その原因は牛舎や運輸トラックの駐車場敷地付近の盛土であること。そして、6月24日に水田耕作者7名、そして埋立工事を請け負っている業者2人、そして農業振興課職員4名、土地改良協会事務職員1名、そして堀内和義議員、合わせて15人で現地を確認し、今後の対応について協議をしたということでございます。

また、当該箇所の被害は平成30年7月にも発生しており、同年7月27日に耕作者、工事請負業者、牛舎等の敷地所有者、農業振興課職員による対応協議を行っておりまして、その協議の結果、1つ、これ以上、土砂は持ち込まない。2つ目、のり面については転圧を行う。3つ目、のり面についてはイタリアンの種をまいて植生する。4つ目、下流川の土砂だめについては、のり面が安定するまで屈削等の管理を行う。5番目、万が一被害が出た場合は、収量補償を行うとの確約がなされたとの記憶が残っております。

したがいまして、これまでの経緯を含め、盛土被害については担当課、そしてまたこのような記録等を含めて把握しているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 被害が30年にもあったということなんですが、この盛土はいつ頃からされているわけですか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 具体的な年ですけども、平成30年の記録が残っております。

したがいまして、その頃には盛土をしていたということで把握いたしております。それ以前にあったかどうかということにつきましては、記録自体が残っておりませんでした。

したがいまして、平成30年が我々として盛土をやっているということで、はっきりしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） はっきりした年度は分からぬということですね。30年に被

害があった。その段階を盛土ということであるんですけども、私も以前、農業委員をしたものですから、そのときもそういう状況で確認は行ったんですけども、やはり大規模な盛土であるということは確認をいたしておりました。

次に、どれくらいの盛土をされているのか、想像もつかないんですけども、大規模な盛土であることは想像ができます。参考資料を見ていただきたいと思うんですが、①なんんですけども、この写真は令和5年2月5日に埋立地をドローンで撮影したものです。写真は埋め立ての一部なんんですけども、左端から、そしてその上ということで続き、広範囲となっております。

令和5年2月以降も右端のほうに埋め立てを行っているようです。そこで、盛土の造成許可は出ているのか、宅地造成及び特定盛土等規制法や林地開発許可制度には該当しないのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） まず、都市整備のほうから盛土規制法には該当しないのかというご質問にお答えいたします。

国では先ほど議員からもご紹介ありましたけども、令和3年7月に静岡県で発生した大規模盛土崩壊に起因する土砂災害を受け、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法を令和5年5月に施行しております。

この法律に基づき、県が盛土等の崩壊により、人家等に被害を及ぼし得る区域として、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域を指定し、危険な盛土等を規制することとなります。現在、県においてこの区域指定の手続が進められており、令和7年5月頃に指定完了見込みと伺っております。

したがいまして、現時点では盛土規制法に基づく規制や許可、指導の対象には該当いたしません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） すみません。企画商工課のほうから、都市計画区域外での開発行為に関する答弁をさせていただきます。

三股町開発行為に関する指導要綱（平成11年三股町告示第11号）には、都市計画区域外に0.2ヘクタール以上の土地の区画、形質の変更及び用途変更にあたる行為を行う場合には、事前に町長に協議し、意見を得なければならないと定められております。

本要綱の第1条に目的を定めており、都市計画区域外において開発行為を行うものに対し、必要な指導を行い、公共施設等の整備に関し、合理的かつ適正な施行を行うと定めております。こ

の要綱を定めた時期は公共下水道事業の着工、エコフィールドみまた完成、町総合文化施設の着工など、都市計画区域内外において開発行為が多く行われた時期であり、都市計画区域外での開発行為に対して、一定のルールを定めようとしたものであります。

このたび、議員ご指摘の盛土について、本要綱に定める提出の変更になるのか、詳細に把握をしておりませんが、事前協議の申請は受け付けていなかったところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 私の方からは、林地開発許可制度の観点からお答えさせていただきます。

まず、林地開発許可制度について説明させていただきます。

当該制度は、地域森林計画対象の民有林を土石の採取、または林地以外への転用など、土地の形質を変える行為によって、1ヘクタールを超えて開発する場合、県にその許可を求めるものでございます。

平成30年度の災害発生時の記録によりますと、林地開発許可の制度の内容につきまして、土地所有者と工事請負業者に説明いたしております。その上で、開発区域の面積が1ヘクタールを超える可能性があったことから、管轄する県の出先機関、北諸県農林振興局林務課に報告いたしまして、協議の場を設け、図面上で計測した結果、1ヘクタール未満であることが確認され、許可申請は必要ないことが分かりました。

その後は、先ほど町長の答弁でもございましたとおり、当時の確約でございましたが、数年間、盛土はしていなかったようでございます。

ところが、今回の災害発生を受け、盛土による造成箇所を確認したところ、開発面積が1ヘクタールを超える可能性があることから、北諸県農林振興局林務課に報告したところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 林地開発許可制度、当初においては1ヘクタール未満ということです、その後調査した段階では1ヘクタールを超えているということですね。当初はそういうことで、満たないかもしれませんけれども、現状では1ヘクタールを超えるということなんですが、この中で、結構急斜面になっています。

ですから、この斜面部分は造成面積に加算されるのかされないのか、お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 現在、町といたしましては、県のほうに1ヘクタールを超えるのではないかということで報告いたしました。

それを受けまして、明後日、9月11日なんすけども、県のほうから現地確認をするとの報告がございました。その調査後に、もちろん面積等について1ヘクタールを超えてるかどうかという確認をされた後、場合によっては、超えてる場合においては、指導が行われるものと思ひます。

担当課といたしましては、県から要請があれば、全面的に協力して対応していこうといたしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 次に、今回が初めての崩落ではないんですね。大量の埋め立てで災害を未然に防ぐような対策も怠っております。林地開発許可制度では、土地の面積が1ヘクタール、太陽光発電設備の設置をする場合は0.5ヘクタールを超える開発行為となっているようですが、森林の有する公益的機能が損なわれることがあってはならないとの基準があります。

基準では、森林周辺の地域において、土砂の流出または崩壊、その他の災害を発生させるおそれがある災害の防止、水害を発生させるおそれがある水害の防止、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある水の確保、環境を著しく悪化させるおそれがある環境の保全などとあり、明らかに広域的機能を損なっている状況ではないかと思いますが、違法造成の疑いはないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 違法造成の疑いはないのかとのご質問につきまして、お答えいたします。

林地開発許可制度につきましては、全体の開発面積が1ヘクタールを超えると、県への許可申請が必要でございます。当該敷地の造成につきましては、数年にわたって施工しており、隔年の面積が1ヘクタール以下でも、最終的な面積が1ヘクタールを超えると許可が必要となりますので、該当すれば県の指導がなされるものと思われます。よって、違法造成か否かにつきましては、県の判断によるものと捉えております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 県の判断を仰ぐ、それでいいのかどうなのかですね。現在において、非常に公益的機能、基準を満たしていないんですね。誰が見てもおかしいと思うんですよ。ただ、全て県に任せる。それではどうかと思うんですが、現場の声をちゃんと聞いてください。もう一回お願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 先ほど来申し上げますように、現時点で我々が持ち合わせていくもの、指導できるかどうかということについてはできないと。つまり、県のほうがまずは調査、

現地調査をしまして、その1ヘクタールを超えているということが確認されれば、県と一体となって指導していきたいと思っております。

なお、先ほど議員のお話もございましたように、もしこれが1ヘクタールを超えているということであれば、当然、用排水施設管理者の同意書であるとか、あるいは水利権者の同意書であるとか、あるいは開発区域隣接所有者及び周辺居住者の同意書というものが必要になってまいります。

当然、そういう同意書を取っていただくということになりますので、我々も地権者に、一体となって請け負っている業者、あるいは土地所有者、いわゆる造成している土地所有者、この方々と向き合って、そしてこの同意書につきましての部分について、同意いただけるかどうかということなども一緒になって進めていきたい。当然、今まで違法造成ということが疑われますんで、そういうものについて我々も受け止めております。

ただ、今言いましたように、1ヘクタール以上であるかどうかというところが分岐点であるということでありますんで、これにつきましては今後の現地調査、あるいは指導がどういうふうに進められるのか注視して、そして協力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 次に、毎年のように大小の被害が発生していると聞いておりますけども、今後も大雨の状況によっては、さらに大きな被害が発生する可能性があります。

参考資料の②の写真を見ていただきたいと思います。6月22日の大雨の後の6月24日に、現地の方と現地調査をしまして撮影したものでございます。

真ん中の左側の写真が盛土が崩落し、急斜面を大量に流れ落ちた土砂です。真ん中の右側と下2枚が埋め立ての先端部分が数か所崩落し、盛土が大きくえぐられた写真です。

③が流失した土砂で埋没した用水路です。道路の左端に用水路がありますが、完全に埋まっています。

④が流失した土砂が水田に流れ込み、完全に埋没した水稻です。一筆全てが埋没した水稻、一部埋没、流した水稻が多数あり、田植え後の苗が残っていたのが、補植をされたところもあります。

県の対策を仰ぐのも必要なんですけども、今後の対策として、三股町としての盛土の管理、業者指導はどのように考えているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 毎年のように大小の土砂被害が発生していると聞いているが、今後も大雨の状況によっては、さらに大きな被害が発生する可能性がある。行政として盛土の管

理、業者指導はどのように考えているのかとのご質問についてお答えいたします。

まずは、林地開発許可について、県の調査、今度9月11日に実施されます調査、そして指導結果を踏まえて、その対応について検討させていただきたいと思っております。

合わせて、盛土規制につきましては、盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域が規制区域として指定されるほか、農地・森林の造成や土石の一時的な体積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象としていますので、役場の関係者と連携をしながら、県の指導を仰ぎ、対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 先般の台風10号でも被害が出たようですが、これから台風シーズンでもあり、大雨が降ればさらに被害が出る可能性はあります。

過去の被害で水稻作付を断念した農家もあり、耕作放棄地になっている水田が数枚あります。今後も被害が出るようであれば、作付をしないと言われる農家も多く、耕作放棄地が増えるのではないかと心配をいたしております。県の指導も仰ぎながら、しっかりした行政指導を、対策をお願いいたします。

次に、用水路の土砂除去については、盛土業者のほうで早急に対応していただき、水稻の用水については確保できたようですが、水田に流れ込んだ土砂除去と水稻の被害補償については未解決です。

参考資料の⑤の写真を見ていただきたいと思います。約4週間後の7月18日に撮影したものです。左が土砂を除去した用水路で、写真の右上の草が生い茂った部分が荒廃地で、過去の被害で耕作放棄されている田んぼでございます。これが数枚あります。

右は水稻が埋没して放置されたままの水田です。石や倒木が流れ込んだ田んぼには、来年そのままの状態で田植えをしますと、農機具の破損にもつながります。当然、除去する必要があります。土砂除去と水稻の被害補償はどのようにになっているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 水田の土砂除去と水稻の被害補償はどのようにになっているのかとのご質問について、お答えいたします。

担当課としては、加害者いわゆる事業者側です。と、被害者、耕作者の協議の場を9月18日に予定しているところです。平成30年度の協議内容と同じように、水田の土砂除去と水稻の被害補償等について協議することといたしております。水田の土砂除去につきましては、水稻の収穫後に改めて状況を確認し、加害者いわゆる事業者側で除去していただくことを前提といたします。

被害補償についてですが、被害農家の実態に即して被害額を算定して交渉していくことといたしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 9月18日に協議をするということでありますので、当然収穫期にならないと分からぬということですので、なかなか業者と農家が1対1では交渉がうまく進まないだろうと思いますので、行政が中に入って円満に解決するようお願いをいたします。それでは2番目の質問に入ります。

カスタマーハラスメント（カスハラ）対策について質問いたします。

厚生労働省の職場のハラスメントに関する調査では、パワーハラスメント、通称パワハラですけども、セクシュアルハラスメントに続いて近年、社会問題となっていますカスタマーハラスメント（カスハラ）が高く、過去3年間の相談件数の推移は、カスハラが増加傾向にあると言われております。

カスハラとは、顧客や取引先からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為をカスハラと呼ぶようですが、カスハラに関して事業主は適正に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組、被害を防止するための取組を行うことが定められたこともあり、カスハラ対策の強化は急務であると言えます。

本来、顧客等からのクレーム・苦情は、商品やサービス等への改善を求める正当なクレームがある一方で、過剰な要求を行ったり、不当な言いがかりをつける悪質なクレームもあります。カスハラに該当するか否かの線引きは難しい部分もありますが、不当・悪質なクレームからは従業員を守る対応が求められます。

そこで、庁舎内において、町職員に対する町民等からのカスハラの発生はないのか、お尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 本町の職員に対する住民等からのカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラについてお答えしたいと思います。

まず、カスタマーハラスメントの定義について述べさせていただきます。

カスタマーハラスメントとは、顧客などからのクレーム、言動のうち、特に悪質で労働者の就業環境が害されるほどの行為をいい、略してカスハラと表現しているものでございます。また、カスハラが増加した主要因は、SNSの普及による顧客側の発言力の増大にあり、社会問題化したことは、ハラスメントを強く問題視する近年の潮流も表していると言われております。

カスハラの実態を把握する上では、正当なクレーム、言動とカスハラの違いを区分する判断基

準が重要であり、そのためにもカスハラの定義づきが必要と考えています。現在、カスハラは法令の中で定義されていませんが、厚生労働省が作成したカスハラ対策マニュアルでは、顧客等からのクレーム、言動のうち、当該クレーム、言動の要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段、対応が社会通念上、不相当なものであって、当該手段、対応により労働者の就業関係が害せるものと定義しております。

本町の職員に対しまして、この定義に照らし、カスハラとして扱った件数は把握しておりませんが、妥当性を欠く要求内容や行動により、就業関係が害されたと認識した事案は確認しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 現状ではないということでしょうかね。はっきりした調査が、したことがないということですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず、そのカスハラという定義づけのところですね、我々もまだ認識が足りていないというところがございますので、そのカスハラという中に、これまであったかということについてはちょっと答えられにくいと。

ただし、先ほど言った定義の中で妥当性を欠く要求とか、そういったものに照らしたときには、やはりこれまでそういったカスハラとして扱う、似たような事案は、類似事案はあつただろうというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） なかなかカスハラ、難しいですよね。私も最近カスハラがこういう問題ということで、今回発言したんですけども、次に庁舎内における窓口業務での顧客、町民等からの対応は、一般的なクレームや苦情、不平不満を訴えるものなのか、カスハラに該当するのかどうか判断は難しい現実だとは思うんですけども、町職員への調査はされているんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 職員へのカスハラに対する調査についてお答えしたいと思います。所管する総務課におきまして、職員に対してカスハラの認知、定義というのを示していないところでございますので、これまでに調査を実施した経緯はないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） カスハラの定義ということでの調査はしていないということなんですが、当然クレームが出れば各課で受付、処理はされていると思いますけども、カスハラに該当するか否かは別として、調査することによりクレーム、苦情等も共有化され、職場改善にもつながると思われます。

将来の対策のためにも、職員へのアンケートを取り、調査するのも一つの方法だと思いますけれども、この件に関してはどうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） カスハラ自体が、先ほど申しましたように法律上も定められていないという中に、非常にカスハラの定義づけを照らしたときに判断が難しいというのが一つあります。

そういう中で総務課職員係のほうで、職員に対してカスハラの定義づけということになりますと、やはりマニュアル、具体的なものを例記しつつ、職員研修も含めて周知していく方法しかないのかなというふうに思っておりますので、この辺につきましては、後でまた質問があるかと思いますけれども、県内、県外の事例等を参考に、前向きには進めていきたいというふうに思つてているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 県内の状況を見ながら、よかつたらそういう調査をしてもいいんじゃないかなと思いますので、検討していただきたいなと思っております。

次に、通常のクレームでしたら、一般職、直属の上司が対応できると思われるんですけども、過剰な要求、脅迫、ひどい暴言、不当な言いがかりをつけられ、明らかにカスハラに該当する事案が起きたときなど、部署を超えての対応が必要ではないのでしょうか。

直属の上司不在のときもありますので、庁舎内での担当を定めておいたほうがよいと思われるんですけども、そのような体制はできているんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） カスハラがあった場合の相談役の定めについてお答えしたいと思います。

カスハラといいますか、いろんなトラブル等のあった場合の定めについてお答えいたします。

カスハラの定義に基づいた対応は、マニュアルもなく、相談役は定めていないところでございますが、類似事案の対応については、1クレームに対し担当部署の職員2人以上の対応を意識しております。

また、対応の中身としましては、クレームの内容を聞く、そして記録する、そして部署内での

情報を共有する、上司への報告等を担当部署での即応を基本としているところでございますけども、どの部署にも属さない事案の、また事案の長期化、法的手段等を必要とするものについては、総務課職員係で対応しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 分かりました。次に、カスハラ行為者には複数人で対応することや、カスハラを受けた職員へのメンタルヘルス不調への相談対応等の取組はされているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） カスハラが発生した場合の対応、職員のメンタル不調の相談、対応等の取組についてお答えします。

類似案件の対応については、職員2人以上で対応をしております。クレーム等によるメンタル不調の対応については、三股町安全衛生委員会の事務局である総務課職員係を窓口としまして、規則に沿って対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） カスハラ行為者の対応も大事なんですけども、やはりカスハラを受けた職員のケアも大事ですので、今後十分検討していただきたいなというふうに思っております。

次に、行政によっては職員の名札をフルネームではなく、名字のみにしているところもあるようですが、町としてはそのような考えはないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） カスハラ対策の一環としまして、職員の名札の在り方の考え方についてお答えしたいと思います。

カスハラ対策の一環としまして、自治体における名札の名字のみが拡大しており、今年6月17日の宮日新聞では、県内自治体の9市町が名字のみとなっているようです。

そもそも名札の着用は、就業意識を高め、住民に安心感を与えるメリットが目的でありましたが、近年、不特定多数の人に提示するデメリットのほうが多く、SNSによる個人中傷を招くカスハラ対策として、名札の名字のみの動きがあるようです。

本町としましても、県内外の動向を鑑み、名札の在り方については、総務課職員係を窓口として、職員の意見を踏まえた上で、名字のみに捉われず、クレーム、カスハラの適切な対策を講じていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 個人情報の問題もあって非常にあれですけども、やはり名字だけにしていけば、ある程度、中が分からぬわけですから、今後そういうことでいろいろ選択制にしながら、いい方向へ持っていただきたいなというふうに思っております。

次に、カスハラ防止のためには、クレーム、相談に応じて適切に対応するための体制整備や、カスハラを受けた職員への配慮のための取組等が必要とされております。カスハラ行為への対応に関するマニュアルの作成や研修はされているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） カスハラに対するマニュアルの作成等について、お答えしたいと思います。

先ほど述べましたとおり、現在カスハラ対応マニュアルは作成しておりません。研修等も実施していない状況でございます。法令に定義されていない中、最近では地方自治体においてもカスハラの対策意識は高まりつつあり、東京都が全国初となるカスハラ防止条例制定の動きが話題となっています。

宮崎県内では、高鍋町が職員の心身の健康及び質の高い行政サービスの提供を維持することを目的とした、高鍋町カスハラの予防及び対応に関する要項、及び高鍋町カスハラ予防対応マニュアルを令和6年5月に策定し、公表をしております。

本町においては、カスハラに類似する事案において、曖昧な認識から自信を持って対処できない事実もあることから、今後はカスハラを定義し、マニュアル化による対応の具体化を図ることで、職員が自信を持って対処することが可能になることが必要と考えます。

さらに、職員の公務執行に際して、心身の健康と安全を守るために配慮すべき義務を担う自治体の責務として、高鍋町の事例を参考に近隣自治体の動向を注視しつつ、対応マニュアルの作成に前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 既に高鍋町がしていると、それと業界団体がいろいろと作成をいたしておりますので、そこら辺りも参考にしながら検討していただければいいんじゃないかなというふうに思っております。

最後の質問になりますけども、大企業から立場の弱い中小企業への取引に際して不当な要求が社会問題となっており、独占禁止法に接触する事案もあるようですが、町側から立場の弱い取引先等への無理な要求はないですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは質問にお答えしたいと思います。

カスタマーハラスメントとは、顧客などからクレーム、言動のうち、特に悪質で労働者の就業環境が害せるほどの行為を指しているものでございます。ご質問の、逆に職員が顧客の立場にある取引先等へハラスメントを行ったという事案につきましては、確認はしていないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） まず、ないだろうと思いましたけれども、確認しただけでございます。

以上をもって質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、内村議員。

〔10番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（10番 内村 立吉君） 皆さん、こんにちは。発言順位6番、内村です。

8月の23日に議会報告会改め第3回意見交換会、語りみろかいを町内各小学校のPTAの役員さんと行いました。議題は、子供・子育てについてというテーマがありました。

その中で、三股町の好きなところ、自慢したいところをそれぞれ書いてくださいということで書いてもらいました。その中で、内容としまして、三股町の豊かな自然、山々、住みやすい町の答えが多かったです。本町は5年連続、住心地よさ県内ナンバーワンであります。一人一人が住みやすいまちづくりということで取り組んでいけば、住み心地よさも継続できると思っております。

この中で、通告したことについて質問をしていきたいと思います。

文部科学省は、4月18日に実施した2024年度小学6年と中学3年の全国学力テストの結果を公表しました。全国学力テストは毎年行われ、小学6年と中学3年が対象ということがあります。都道府県別の成績では、小学校、中学校、秋田県や東京都、石川県などが上位に入っております。小学校学力テストについて、本町の国語は県平均、全国平均と比較してどのようであつ

たということで伺っていきたいと思います。

あとは質問席にて質問していきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） それでは、全国学力テストの本町の国語は県平均、全国平均と比較してどのようにであったかということについてお答えいたします。

令和6年度全国学力・学習状況調査における本町の小学校国語につきましては、平均正答率が県が67、全国が67.7であり、本町は県及び全国の平均正答率との差が3ポイント未満であり、ほぼ同程度の状況でございます。具体的には、整数値での差はありませんでした。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 全国平均として3ポイント未満であったということです。そんなに差はなかったちゅうことです。

その中で、それでは算数、本町、県平均、全国平均と比較してどのようにであったということでお聞きます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 本町の小学校算数についてお答えいたします。

小学校算数につきましては、平均正答率が県62、全国63.4であり、本町は県及び全国平均正答率との差が3ポイント未満であり、ほぼ同程度の状況でございます。具体的には、整数値で比較しますと、県平均を若干上回っており、全国との差はありませんでした。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） あまりそう差はなかつて、全国平均も上回っているちゅうような状況です。そんな中で、国語、算数の今後の課題、取組というようなことで聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 小学校国語、算数の課題と今後の取組についてお答えいたします。

実施教科の国語、算数ともに児童質問紙における主体的・対話的で深い学びや学びに向かう力に関する質問に肯定的に回答した児童の割合が高い学校においては、平均正答率が高い傾向が見られました。このことから、本町の小学校において現在取り組んでいる児童一人一人が主体的に問い合わせ持ち、仲間と学び合い、考える力を高める授業への授業改善を継続して推進していくことが必要であると考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 考える力を推進していくことが大事だということです。

それでは、次に行きたいと思います。

中学校の学力テストについて、全国中学校の国語は、平均正答率が前年度より 11.7 ポイント低い 58.4 % で、19 年度に現在の出題形式に切り替わって以降、最低であったと言われております。中学国語では、話す・聞く・読む・書くで、読むが最も低い 48.3 % となり、前年度比 15.7 % 下がっているというようなことでもありますけども、本町の国語は県平均、全国平均と比較してどのようにであったということで聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 本町の中学校国語につきましてお答えいたします。

中学校国語につきましては、平均正答率が県 54、全国 58.1 であり、本町は全国の平均正答率を 3 ポイント程度下回っておりましたが、県の平均正答率と比較では同程度であり、整数値の比較では県平均を若干上回っておりました。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 3 ポイント下回ったけど同程度であったということです。県平均としては上回っているというようなことになります。

それでは、数学は県平均、全国平均と比較してどのようにであったということで聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 本町の中学校数学についてお答えいたします。

中学校数学につきましては、県の特徴と同様に全国の平均正答率との差が見られました。具体的には、平均正答率が県 48、全国 52.5 であり、本町は全国の平均正答率を 5 ポイント以上下回っておりました。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 全国平均として 5 ポイント下回っているちゅうようなことです。

いろいろ聞いてきましたけど、この中で、同時に実施された児童生徒に生活習慣などを尋ねるアンケート調査とテストの結果分析をすると、スマートフォンなど SNS 等を行う時間が長いほど正答率が低くなる傾向が全教科で見られたちゅうことあります。

中学国語では、1 日当たりの SNS の動画視聴などが 30 分と答えた生徒の正答率は 63.9 % だったのが、4 時間以上の生徒は 51.6 % で、12.3 % の差が開いたということあります。

海外でも SNS 利用が 1 時間を超えると成績が落ちる傾向が見られております。

児童生徒が規則正しく生活し、学習時間を確保するためには SNS を歯止めをかけておくことが望ましいと言われております。

その中で、国語、数学の今後の課題、取組についてどのようにあるかということで聞きたいと思います。あと、教育長としての考えを聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） まず、中学校国語、数学の課題と今後の取組についてお答えいたします。

国語、数学において全国平均との差が見られましたが、生徒質問紙において、学級の友達との間で話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり、新たな考え方につづいたりすることができて、いますかの肯定的な回答の割合が県及び全国ともに上回っておりました。このように、中学校においても主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に努めておりますので、今後も小学校から学びの連続性をより一層大切にしながら授業改善を推進してまいりたいというふうに考えております。

また、スマートフォンの利用等について、議員からも今お話をありがとうございましたが、本町の小学生は、高学年、5年生、6年生では約70%の子供たちが所有しております。中学校におきましては、約80%の生徒が所有している状況です。

先ほどの質問紙の状況でお答えしますと、中学校のほうは2時間以上スマートフォンを使用して動画やゲーム等をしている割合が県及び全国平均よりも下回っているような状況でございます。逆に、小学校のほうは2時間以上動画やゲーム等を視聴している状況が県及び全国平均を若干上回っている状況でございました。

スマートフォン等の使用をしている時間が長いほど学力との相関関係が低いというような状況が見られるということが、今、ありましたが、逆に言うと、学力の高い児童生徒ほどスマートフォンの利用時間が短いということが言えるんじゃないかというふうには考えますので、スマートフォンの使い方につきましては、家庭とも連携しながら今後取り組んでいく課題であるというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） やっぱり学校と家庭と密に連携を取りながら、やっぱりやってもらったほうが改善にいいふうになっていくんじゃないかと思っております。やっぱりそういういろんなアンケート調査が出ておりますので、その中で取り組んでいただければいいんじゃないかと思っております。

あと、空調設備について、今年は例にないような暑さが続いております。気象庁によりますと、残暑がまだまだ厳しいようあります。小学校の体育館の空調設備について、3年の9月議会でも質問をしております。当時、梶山小学校の空調設備の整備を進めているということであります。梶山小学校については避難所兼務ちゅうようなことでもありましたけど、非常に暑いです。これから先、体育館の利用とかが多くなったときに、熱中症対策ということで、体育館の大きさ

にも大小とかありますけども、計画的に順次、1校、2校でもいいから空調設備ができないものかということで聞きたいたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 体育館に空調設備をつけることはできないかについてお答えします。

令和3年度に体育館利用時の熱中症対策として、そして、災害時の避難所となっている梶山小学校の体育館に空調機の設置を行いました。近年の猛暑により体育館利用時の熱中症対策については課題としているところでございます。ほかの小中学校につきましても、各種補助事業等を活用して、設置に向け検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） ぜひ順次、一緒じゃなくていいんですけども、1校ずつでもぜひ、小学校、中学校の体育館とかいろんなそういう施設がそういうふうになっていますので、本町としてもぜひやってもらえばと思っております。やっぱり昨日、中学校の運動会やったですかね。屋外ですけども、今、熱中症でやっぱり運ばれたりする人がいますので、屋内でも。ぜひ取り組んでいただければと思っております。

最後になります。

狂犬病予防接種についてです。

狂犬病は、犬にかまれて人にうつることが多く、発症すればほぼ死亡する怖い感染症であります。群馬県伊勢崎市で2月に犬と一緒に散歩中だったペットの四国犬が逃げ出し、公園などにいた7歳から63歳までの男女12人にかみつきけがを負わせたという事件がありました。20日後に検査で狂犬病は陰性だと発表されましたが、問題になったそうであります。本町における狂犬病予防接種の状況はどのようにあるかということを聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 狂犬病の予防接種について、予防接種率はどのようにあるかについてお答えをいたします。

狂犬病の予防注射につきましては、狂犬病予防法により、犬の所有者、管理者は年に1回、予防注射を受けさせなければならないことが規定をされております。また、同法で、犬の所有者は市町村長へ犬の登録申請を行うことも義務づけられておりますので、登録されている犬の頭数に対しまして、予防注射を実施した頭数の割合、これを注射率といいますが、狂犬病の予防注射における共通指標とされているところです。

本町における令和5年度の注射率は80.6%でございました。なお、同じく5年度末時点における県の注射率は70.3%、また、厚生労働省が公表しておりますが、4年度末時点におけ

る全国の注射率、こちらは70.9%とそれぞれなっているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 80.6%だったですね。その中で、予防接種をしていない犬については、どのような対策を取られているんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 狂犬病の予防注射を受けていない犬についてお答えをいたします。

初めに、義務になっております犬の登録と予防注射についてですけれども、狂犬病予防法に基づきまして、91日齢以上の犬の所有者は、その犬を所有してから30日以内に市町村に犬の登録をし、鑑札の交付を受けるとともに、狂犬病の予防注射を受けさせ、注射済票の交付を受けなければならないというふうに規定をされているところです。

本町では、犬の登録申請を受け付ける際に、予防注射を受けさせなければならないという義務について紙面を配布しまして、申請者に対して個別に説明を行っているところです。

また、予防注射の時期についてなんですかとも、狂犬病予防法施行規則に規定されておりまして、毎年1回、原則として4月から6月に受けさせなければならないというふうに規定されております。これを受けまして、本町では、登録されている犬の所有者に対して、毎年4月に個別に文書を送付、郵送し、予防注射を受けさせるよう案内を行っているところです。

また、注射の実施に当たっては、より生活に身近な場所で飼い主の負担が少なく注射が受けられるよう、県獣医師会の協力を得まして、町内17か所を巡回する集合注射を毎年5月に実施しているところです。

集合注射の日時に都合が合わなかった場合や犬の体調不良、これで注射を受けられなかったような場合も含めて、動物病院のほうでは、随時個別の注射が可能となっております。

犬を飼うことへの広い案内も含めまして、ホームページや回覧、広報等も活用して、今後も注射率の向上に努めているところです。犬を飼われる方に対しては、法の定める義務として、また社会に対する責務として、迅速、正確な対応を可能とするための犬の登録及び狂犬病の発生を防ぐ年1回の予防注射、こちらを必ず行うよう引き続き求めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、いろいろ説明がありましたけど、注射を受けられていない方というのはいらっしゃるわけですか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えします。

注射率80.6ですので、それ以外に注射を受けていない犬というのは実際にいるものと思われます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） そういう方に対して、いろいろと助言とかいろいろとあろうと思いますけれども、対策というのは取られているんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 集合注射が主になっていますけれども、それ以外は個別注射でありますし、ほとんどというとあれですけど、個別注射の率が大変多くなっております。なので、ご自身の都合で獣医師、あるいは動物病院等に連れていかれて注射を受ける機会が増えておりますので、そういう病院とかかかりつけの獣医師さんからの働きかけ、そちらを個別に今お願ひをして注射率の向上を図るということの対応をしています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） やっぱり怖いですから、運動をするときにペットをして運動をするときに、やっぱり公園なんかでたまにやっぱり犬を手放して運動をされている方がいらっしゃいますので、そういう自分とこの犬はそんなのないけど、やっぱり相手方の犬は怖い影響がありますから、やっぱり誰もいないとこではよからうちゅうような安心感があって、それが万が一ちゅうようないろんな大きな条件になりますので、やっぱりそういうこともぜひ防いでいただければいいんじゃないかと思っております。

やっぱり今まで日本で狂犬病を撲滅できたのは、犬の登録や予防接種が法律で定められ守られてきたから、今後も発生しないためにはこういうことをどんどん続けていかなければならぬと話されております。やっぱり研究所の所長方がこういうことを言われておりますので、ぜひやっぱり接種をしていない方々への指導、そういう放し飼いの運動とかそういうことはいろんな指導、助言等をお願いいたします。

そういうことで一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時24分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 7 番、堀内義郎議員。堀内義郎議員。

[9 番 堀内 義郎君 登壇]

○議員（9 番 堀内 義郎君） 発言順位 7 番、堀内義郎です。

最初に、通告していました防災・減災対策についてお聞きしますが、まず、先月発生しました日向灘沖地震及び台風 10 号で被災されました皆様にご冥福とお見舞いを申し上げます。一刻も早い復旧を願っております。

さて、先月発生した地震についてですが、8 日の午後 4 時 33 分頃、日向灘でマグニチュード 7.1 の地震が発生し、日南市で震度 6 弱の地震があり、三股町は 5 弱の地震に見舞われました。当時、私は 2 階にいたんですけども、突然の揺れに驚き、今まで感じた中で一番の強さではなかったかと感じつつも、慌てて庭に避難しました。その後、次の朝早く余震でまた目を覚まし、南海トラフ地震のことがちょっと心配になり眠れませんでした。

幸いにも、町内において人的災害も含め大きな被害はなかったと聞き安心しましたが、隣の家では玄関の屋根瓦が割れ、数枚剥がれたと LINE があり、現在もブルーシートで覆っている現状であります。

最近、このように正月初めの能登半島地震の発生や今回の地震、さらに異常な日中の暑さ、台風の襲来などにより、万が一のことについて日頃の備えや災害時の避難など、改めて確認する必要があると思ったところであります。

今回の地震により、気象庁は南海トラフ臨時情報という聞き慣れない緊迫した事態を初めて発表しました。その後、15 日夕方にも呼びかけを終了しましたが、21 日の宮日新聞の中に書いてあったんですけども、愛知工業大学の教授の記事が掲載されていました、臨時情報は出たが、幸いにも何も起きなかったということはあるかもしれません。でも、次にどうなるか分からぬので、備えのチェックをする機会だと考えていただきたいと述べております。

そこで、今回発生した日向灘地震を受け、防災・減災の対応について、三股町地域防災計画については、3 月にも一般質問があり答弁として、令和 2 年 3 月に改定し、南海トラフ巨大地震の防災基本計画が作成されており、関係者との連携、協力の確保や避難及び救助対策等が盛り込まれています。しかしながら、能登半島地震の発生に伴い、南海トラフ巨大地震の防災基本計画の改定が計画されており、被害想定や防災対策の見直しが考えられるとのことありました。

そこでお聞きいたします。三股町地域防災計画において、能登半島地震後、見直しに取り組みたいとのことでありましたが、現状についてお聞きいたします。

あの質問は質問席にて行いますので、よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 防災・減災対策について、①の三股町地域防災計画について、能登半島地震後、見直しに取り組みたいとのことであったが現状はというご質問に対してもお答えいたします。

まず、今、説明がございましたが、先月の8月8日に発生しました日向灘沖地震について報告をさせていただきます。

8月8日、午後4時43分に日向灘沖で発生した地震は、マグニチュード7.1、県内最大震度6弱を記録し、本町では震度5弱を観測したところです。本町では、午後5時9分に災害対策本部を設置し、まずは公用・公共施設や事務機能の被害状況や職員、来庁者の人的被災状況並びに町全域に対して周回調査や住民情報による被災状況の確認を指示したところでございます。結果としまして、全般的に日常生活に支障を来す被害がなかったことに安堵したところでございます。

同日の午後7時15分に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が発表されたことから、地域防災計画に沿って、翌日から1週間、災害警戒室体制を継続しつつ巨大地震発生に備えて防災行政無線を使用し、町民への注意喚起を促したところでございます。

8月15日午後5時をもって巨大地震注意が解除されたところですが、この事態は改めて身近な大規模災害の危機感を認識したところであります。これから台風シーズンを迎えることも併せて、9月1日号町広報誌に災害への備えとして、引き続き災害対策の周知を行ったところでございます。

ご質問の南海トラフ巨大地震に関する三股町地域防災計画の見直し状況につきましては、令和6年第2回定例議会の一般質問に回答しましたとおり、政府による能登半島地震を教訓とした南海トラフ巨大地震の防災基本計画の改定による被害想定や防災対策の見直しが計画されていますが、いまだ示されていない状況であります。引き続き、動向を注視しながら本町の地域防災計画、南海トラフ地震防災対策推進計画の見直しに取り組みたいというふうに考えているところです。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今回の地震によってすぐ災害対策本部を設置され、いろいろ災害の有無とか確認とかをされたということで感謝申し上げますけども、見直しについては、国の動向に応じて今後見直すということで、何どきはまたそういうことになろうかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

能登半島地震直後に町長メッセージとして、昨日の質問にもありましたけども、対岸の火事ではない、いわゆる他人事ではないということありました。それで、次の質問になりますけども、

今回実際起きた今回の地震について、見直しのほうは考えていくのかどうか、地震を受けて。お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、今回の地震を受けまして、感じたところも含めて述べさせていただきます。

今回の地震は、身近に起こり得る南海トラフ巨大地震への危機感を再認識したところでございます。特に指定避難所の避難所機能の点検、見直し、災害への備えとして防災意識の周知徹底、共助の精神に基づく自主防災組織の立ち上げ、活性化等、改めて全体的に再点検を図るべきものと感じたところでございます。

今年度は、全体的な三股町地域防災計画の見直しに着手しますので、地震に関しましては、政府の示す南海トラフ巨大地震の防災基本計画の改定が示される時期と連動しつつ、本町の地域防災計画、南海トラフ地震防災対策推進計画の見直しに取り組みたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 答弁として、国の動向に併せて見直すということではありますけども、冒頭に述べたんですけども、南海トラフ臨時情報についてですけども、東日本大震災を受け、南海トラフでも震源域を拡大し巨大地震を考慮したもので、東海、東南海、東南海地震について時差発生の課題も検討され、想定震源域の東西どちらかではマグニチュード8、9が起きる半割れ対応として臨時情報の仕組みがつくられたとあります。

地域防災計画の中にも南海トラフ地域臨時情報に係る災害に関する措置が掲げられていますけども、これらを受けて、改めて見直すというか国の動向について見直すことを考えているということでおろしいんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、言われた地域防災計画の南海トラフ地震防災対策推進計画、ここにも今回、発令されました巨大地震注意という発令の中で、それに対する対策と対応ということで載っておりますけども、やはり今回、先ほど町長が申されましたとおり、まず町民への注意喚起、これが第一行動ということになっております。内容については、防災行政無線で定期的に1週間、防災行政無線を使って周知を図らさせていただきました。その目的というのは、地震に備えていつでも避難できるように備えを十分してくださいという意味合いでの注意喚起という形で、今回させていただきました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） それで、次になりますけれども、今回の地震を受け、改めて危機管理係に防災経験者の配置についてお聞きいたします。

前回も質問させていただきましたが、答弁として、従来から消防団経験のある職員を配置できるようにしているということで、配慮しているということでありました。一方、副町長の答弁では、今のところ消防団経験の者の活用といったものが一つ中心になってくるのではないかというふうに考えています。しかしながら、今後、いろいろと状況の変化等あるかもしれません。制度の改正、南海トラフ関係、今後とも自衛隊経験者、警察経験者の活用というものは念頭に置きながら町の災害対策を考えていきたいということの答弁がありました。

地震災害については、消防団経験者も即戦力になると思いますけども、私も消防団の経験がありますが、火事とか台風とかはいろいろと即戦力になると思うんですけども、こういった地震とか、また大規模災害になるとちょっと消防団では経験者も含めて限界があると思います。これらを含めて消防団員の活用を図りながらも、さらに今回日向灘沖地震で、また台風の10号で自衛隊員が本町で待機等ありましたが、対策本部を設置して自衛隊の隊員の方が昼から2名待機ということありますけども、今回の地震を教訓に、万が一の災害派遣や人命救助などの要請の連携をスムーズに行うためにも、改めて危機管理係に防災経験者の配置について再検討すべきではないかと思われますが、これについてどう思われるかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今後の危機管理係に防災経験者の職員配置の考え方についてお答えいたします。

令和5年第5回定例会で回答しましたとおり、防災経験者として消防団経験者の職員を上げさせていただきました。職員の世代交代を見据え、若い世代の正規職員に対して消防団への関与、地域自主防災への関与を促すなどして、総合的な防災意識の向上につなげることや、女性職員を危機管理業務に実務させることで、女性の立場から防災行政に携われる人材を育成してまいりたいと考えております。

また、大規模災害の備えとしまして、三股町地域防災計画に沿った組織的支援体制が構築され、BCPも策定されていることから、台風時の実践、圏域における訓練、研修等を通じて防災業務のスキルアップにつなげていきたいというふうに考えています。

したがいまして、今後の危機管理係の職員配置は持続して消防団経験のある正規職員を防災経験者として位置づけし、防災業務リーダーとして配置していく考えに変更はないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今回の地震の対応の中で、災害対策本部を設置され、夕方にも自衛隊員2名の方が情報収集のため本町に待機とありました。今回、待機した自衛隊員のお一人の方にちょっと話を聞くことができました。先月末、都城駐屯地の夏祭りがあったんですけども、その際に、隊員と名刺交換をし話をさせていただいたんですけども、この隊員は、2年前の台風14号の梶山のところで発生した人的災害にも携わった人でございまして、今回の待機について聞いたところ、隊員が言ったことは空振りを恐れてはならないということを言われました。災害発生の有無に関わらず、万が一のために対応できる体制でいることが肝要であるということを言いましたけれども、防災経験者が、消防団を含めてですけども、自衛隊経験者、警察経験者、今後、検討していただきたいと思うんですけども、連携しやすい内容の、体験者からいいますと連携しやすいというふうなことをおっしゃられましたけども、今回の地震で今回の半割れというのが残りまして、南海トラフ地震の恐怖が収まったということではありませんので、もしやのときはもう一回、防災経験者の在り方とかそういうのを含めて検討できれば、要するに、則災害が発生したときに人命救助の派遣が必要なのか、そういうことを含めて経験、自衛隊とか警察経験者とかも則判断ができると思いますので、そういう救助要請をするのか、それとも自分たちの消防団とかそういう身内内で対処するのかということの判断もできやすいと思いますので、何どきはまた再検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひして、次の質問に行きたいと思います。

自主防災組織の今後の立ち上げと避難訓練の予定についてどうなのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 自主防災組織の立ち上げ状況及び避難訓練の状況についてお答えします。

本町では、令和6年4月1日現在、自治公民館単位として13の自主防災組織が立ち上げられており、令和6年度は蓼池、高畑、小鷺巣のそれぞれの自治公民館で立ち上げを今現在進めているところでございます。

避難訓練は自主防災組織による主体的訓練ですが、令和6年度は現在のところ今市自治公民館自主防災組織が7月7日に避難訓練を実施し、協力要請に基づいて危機管理係が支援をしたところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 令和6年度は小鷺巣と、どこでした。すいません。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 令和6年度は現在進行中ですけども、蓼池自治公民館、高畠自治公民館、小鷺巣自治公民館、この3つが今進行中というところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 分かりました。3つの自治公民館が対象になるということで、今後の予定についてはどう考えているのかあれば。（発言する者あり）

○議長（指宿 秋廣君） 今、予定されているのがそこと、3つと言ったんでしょ。今後。同じ質問じゃないか。総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今後の予定、ほかの自治公民館ということですか。ほかの自治公民館につきましては、行政事務連絡員会議でもですけれども、こういった自主防災組織の立ち上げについて、ぜひお願いしたいということでお願いしております。その都度、やはり今進行中以外のところも着手しようという自治体もございますので、その部分についてはまだ未確認でありますので、現在のところ、今申し上げた6年度は3つの自治公民館が自主防災組織の立ち上げで今進行中というところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 現在のところ令和6年度は3自治体、以後もできればもう積極的に立ち上げて、避難訓練とかをやってほしいかと思っております。

次の質問になりますけども、避難所の整備についてお聞きしますけども、避難所の整備について、熱中症対策としての取組はどうかということで、2地区交流プラザについては、体育館側の冷房設備や駐車場が舗装されていないため、雨の日はぬかるむ状況であるということあります。この件についてお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） まず、2地区交流プラザ体育館への冷房設備についてお答えをいたします。

町の地域防災計画において、同施設は指定避難所となっております。避難者がパーソナルスペースを確保できるためには広さが必要であり、同施設内で最大スペースを有する体育館側に冷房設備が備わっていれば、多くの避難者が余裕を持って安全・安心に避難生活を送ることができます。

しかし、全ての避難所に空調設備を設置することは予算面で容易ではなく、町有施設全体で計画的、年次的に行っていかなければならず、それまでは既存の施設や設備を避難所として使うことも考えなければなりません。

現段階で2地区交流プラザの体育館に空調設備を設置する計画はありませんが、児童館側に空

調設備が設置されており、災害時には避難所スペースとして開放をし、避難生活をしていただくことが可能であります。

また、第2地区にお住まいの住民であれば、武道体育館、そして現在改修を進めている町体育館も空調設備を備えており、当分の間、避難所として利用いただくことが可能となってまいります。

次に、駐車場の舗装化についてお答えいたします。

先ほどの空調設備設置の場合と同様に、現段階で舗装化を実施する計画はありませんが、ぬかるみができ災害時の駐車場利用が不便であるとのご指摘をいただいていると思います。2地区交流プラザ駐車場は、入り口や敷地奥のスペースが狭いため、離合が難しく、災害発生時の切迫した場合の駐車場利用には適さないと考えております。また、駐車場敷地に隣接する体育館入り口から物資等を搬入するため、物資運搬車両が進入し駐車することになります。このようなことから、避難の方には第2地区分館の東側にある駐車場を利用していただくことを想定しております。

ぬかるみ等の解消のため、当面はまき砂等で対応をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 駐車場の整備については、敷砂利とかそういったことで対応していただきたいんですけども、体育館側の冷房設備、これについては、どちらかというとプラザのほうの児童クラブのほうはついているんですが、体育館側はついていないということで、この施設は何どきは避難所の施設にもなるかもしれません。

現在、敬老会というのが2地区であります、コロナ前は開催していたんですけども、9月の半ばに敬老の日に合わせて。熱中症対策としては扇風機とかを持ってきたんですけども、なかなか対応ができないということで、高齢者の方が熱中症でちょっと気分というか、熱中症の心配があるということが出てきましたので、今回、今年も連協長さんが敬老会をどうしようかということで悩まれていたんですけども、冷房施設がないから、ちょっと敬老会は無理だろうなということでありますので、できればというか、ぜひ冷房施設をつくって、少しでもスポットクーラーでも何でもいいんですが、そういったことを導入してもらって、2地区交流プラザですので、交流の場として活用できるような設備整備のほうをよろしくお願いしたいと思います。これについてどう思われますか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 先ほど、前段でお答えをさせていただいた内容であります、早急にけますというお答えまではできませんけども、年次的、計画的に行ってまいります。

また、スポットクーラーなどの件につきましては、児童館の備品があつたりもしますので、またそこの切り回しなどもちょっと考慮をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 後になりましたけども、2地区交流プラザの駐車場、これについては要望書が上がっているかと思いますので、ぜひ検討して、隨時整備方お願ひいたします。

次の質問になりますけども、停電対策の今後の取組についてはどうなのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 災害時における停電対策と今後の取組についてお答えいたします。

まず、現在の災害時における停電対策につきましては、防災対策の拠点となる本庁舎には3日間供給可能な非常時発電機を、避難所等への移動式電源供給にEV車2台、発電機10台を整備しているところでございます。

また、災害による停電時の電力供給に関する事項につきましては、株式会社九南、日産自動車によるEV車、充電スタンドの対応や町内石油店との燃料供給、協力等の応援協定を締結しているところでございます。

今後の停電対策におきましては、8月26日にゼロカーボンシティー三股ということで、町長メッセージが発せられたところでございます。その中におきまして、本町の地球温暖化対策と災害対策の取組を一体化した停電対策の考えが述べられたところでございます。

その中身について触れますと、町役場を中心として避難所に位置づけられる中央公民館、総合文化施設、町体育館、町武道館、多目的スポーツセンター、総合福祉センターなど、公共施設の一部に太陽光発電設備及び蓄電池を導入することに加え、自営線での電気の融通化による発電した電気の有効活用を進めるとともに、各公共施設の照明設備のLED化、高効率エアコンへの更新、EV車載型蓄電池、EMS、エネルギーの効率化、適正化を図る機器の導入による停電対策及び避難所環境の整備を実施することとしております。

そして、民家に対しましては、太陽光発電設備や蓄電池などの設置助成を実施することで、災害時の防災対策及び自助、共助の意識を後押しする取組を進めていく考えでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 対策として、今までEV車とか発電機の活用、さらには今回ありました脱炭素化に向けて太陽光発電、あるいは蓄電池の整備などで停電対策は取り組んでいくということでございますね、分かりました。

次になりますけども、外国人のための防災情報としての発信はなされているのかどうかお聞き

します。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 外国人のための防災情報発信についてお答えいたします。

三股町地域防災計画第2編第2章第15節の被災地等への的確な情報伝達体制において、外国人が安心して生活できる環境の整備が記載されております。県内では、外国人の相談体制の充実として、宮崎県国際交流協会を主体とした防災情報の外国語提供や宮崎県防災・防犯メール、気象庁が発する気象・地震情報や避難指示の発令等を英語で確認できます。

本町では、各避難所の案内板に英語で併記し、QRコードによる詳細な防災情報を町防災ポータルサイトで取得できるようにしていますが、外国語での併記はされていない状況でございます。

近年では、災害時の外国人向け避難情報や災害情報をRPA、ロボットやAI、人工知能を活用してメール配信等に自動翻訳機能等を有するシステムを導入する自治体が増加していることから、本町においてもDX推進事業と絡めた防災対策の一環として取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今の答弁がありました宮崎県国際交流協会というところが外国人住民のための防災パンフレットというものを書かれておりまして、ダウンロードできるようになっております。

そこで、町内の企業なんかで宮村地区のある企業にちょっと伺って、外国人をちょっと雇用しているところがありまして訪問したんですけども、事務所の方に外国人のための防災の取組をなさっていますかということをお聞きしましたら、回答としましては、台風については宿舎の見回りはしているんですけども、避難までは促していないということでございました。今回の地震においても、防災情報をダウンロードして活用できるということも知りませんでした。日頃の備えや避難について活用ができるんですよねということをお話ししたんですけども、外国人の方については、防災無線で呼びかけてもちょっと理解がし難いんじゃないかなと思っております。

そこで、要望なんですけども、先ほど、宮崎県国際交流協会の外国人のための防災パンフレットを今後DX化も進めますけども、これらのサイトのリンクを町のホームページにリンクを貼つてもいいんじゃないかなと私は思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 堀内議員が言われたように、ぜひそちらのほうにリンクできるようホームページのほうを改良していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） よろしくお願ひいたします。

次になりますけども、木造住宅の耐震化についてですけども、県の啓発を受け本町としての対応としての今後の取組についてですけども、宮崎県は木造住宅の地震後の安全撤去の方法として、住み続けてよいのか専門家に相談したほうがよいのかをご自身で簡単に判断できるという内容の「この家、住み続けていいのかな？」というパンフレットを作成しました。

判断できる住まいは4つの要件の全てに当てはまる木造住宅です。要件に当てはまらない場合でも住み続けることに不安がある場合には、お住いの市町村や専門家へご相談くださいということで、4つのチェック項目を載せております。

これを見て、木造住宅の耐震化について、県の先ほどの計画に続けて、本町としての対応と今後の取組はどうなのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 木造住宅の耐震化について、県の啓発を受け本町としての対応と今後の取組はとのご質問にお答えいたします。

町では、令和5年6月に三股町建築物耐震改修促進計画を改定し、町内における建築物の耐震化の促進に取り組んでおります。具体的には、令和3年度末の耐震化率86.9%を令和8年度末までに92%に引き上げることを目標としており、令和6年3月には、当計画に基づいた三股町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2024を策定して、昭和56年5月以前に建築された木造住宅を対象に耐震診断費や耐震改修費に対する補助を実施しています。

また、耐震診断や耐震改修工事における補助制度の情報について、ホームページや回覧版への掲載、戸別訪問等によるチラシ配布など普及啓発にも努めています。

今後の取組といたしましては、毎年度、耐震化に係る取組の進捗状況を評価するとともに、アクションプログラムを見直して改善を図り、継続して耐震化の促進を図ることとしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） ぜひ進めていただきたいと思います。

次になりますけども、その耐震化の目標の達成ですけども、先ほど課長から答弁がありましたが、現在、令和3年度の末で87%になっており、今年度、6月に改定した三股町建築物耐震改修促進計画において、耐震化率を令和8年度末に92%に高めるということで目標を設定されますが、今回の地震を受け、耐震化の目標達成に向けて、ちょっとスピード感を持って取り組むべきじゃないかと思いますがどうお考えなのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 耐震化の目標達成に向けて、スピード感を持って取り組むべきではないかの質問にお答えいたします。

南海トラフ巨大地震の発生の切迫性が指摘され、宮崎県内でも甚大な被害が想定されている中、建築物の耐震化はまさにスピード感を持って取り組むべき施策であります。木造住宅の耐震改修工事の実施については補助制度がありますが、居住者の意向により決定するものであるため、町といたしましては、引き続き建築物の耐震化の重要性等を啓発してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 以前、前も質問の答弁でありましたけれども、要するに破壊した家屋は、要するにいろんな緊急車両とか、救急車、消防車の足手まといなるということでございますので、そういったできるだけも家屋倒壊が少ないように耐震化を図っていただきたいと思っておりますけれども、8月に政府が改めて発表した南海トラフ臨時情報を機に、耐震化や備蓄などの事前対策を進めてほしいということを名古屋大学の名誉教授も言っておりますので、スピード感ある対応をぜひお願いしたいと思います。

次になりますが、最後になりますけども、給食センターについてですけども、耐震化とBCPの策定についてはどうなのかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 給食センターについて耐震化とBCPの策定についてはどうかについてお答えします。

まず、給食センターの耐震化についてですが、三股町立学校給食センターは平成3年に建設されていることから、耐震性が確保されております。

BCPの策定については、三股町業務継続計画の中で、給食センターが被災した際の被害調査から、給食センターの復旧までについての応急業務が示されています。発災後3時間で被害状況の調査、24時間で給食センターの最低限の応急復旧、2週間で給食センターの管理運営が可能状態への復旧を目標にしております。

また、停電時でも一時的に給食センターとしての機能を維持するため、今年度から取り組む脱炭素推進事業により、車庫屋根に太陽光発電設備を設置するとともに、蓄電池を設置する計画を進めてまいります。

災害が発生した場合、学校給食は日常の学校生活を取り戻す一助となることから、災害時における学校給食の早期再開の体制を引き続き推進してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 答弁がありましたとおり、給食センターについては耐震化されている、B C Pについては作成されているということです。さらに、今回の脱炭素化事業推進事業において、停電時でも一時的に給食センターの機能を果たすということで考えているということでございますというような答弁でございますけども、これらを含めた脱炭素化を含めたB C Pの新たな見直しとかは考えていないということでよろしかった。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 現在あるもので特に変更は考えておりません。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 突然の質問であれなんですけども、最後に給食センターも安全対策というか安心・安全な給食が提供できるようになっておるということで私も安心したところでございます。

最後になりますけども、宮日新聞の1面の下のほうに「くろしお」という欄がありまして、8月30日の台風10号が県内に被害をもたらした次の日になりますが、こんなことが書かれておりましたので、紹介しながら終わりたいと思います。

9月1日の防災の日、過ぎたんですけども、9月1日の防災の日を前に強烈な先制パンチを浴びた。いざは常なり、常はいざなり、減災は対策に着手したその日が節目と肝に銘じたいと書かれておりました。

以上、紹介に代えさせて質問を終わりたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時15分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位8番、岩津議員。岩津議員。

〔1番 岩津 良君 登壇〕

○議員（1番 岩津 良君） 発言順位8番、岩津良です。本日は、通告に従いまして、1番、住みこちランキングについて、2、交流拠点施設整備事業について、3、中小企業振興条例について、4、災害時に備えた支援の体制及び計画について、5、町内におけるAED自動体外除細動器の設置状況についてと、5項目の通告に従って質問を行っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、通告1の住みこちランキングについてです。

本年8月に公表された大東建託株式会社による「街の住みここち&住みたい街ランキング2024年」の宮崎県版において、三股町は5年連続1位に選ばれました。自治体及び町民の皆様、また並びに関係者の日頃のご尽力による大変輝かしい功績ではありますが、一喜一憂せず、今後も町民の皆様のために、我々議員も含め、よりよいまちづくりへ努めていくべきだと感じました。

このようなランキングの公表により、住みやすさ、暮らしやすさが数値により可視化されることで、その町の評価やイメージが客観的に視点で表されます。また、順位づけされることで、近隣自治体や判定内容の比較についても気になるところではないでしょうか。

今回、調査における判定方法は、差し上げております提供の資料の1枚目の表裏にご参照くださいと、いうふうに思いますが、評点と偏差値を算出された高得点から順位を決定するために、調査側独自に設けた1「生活利便性」、2「交通利便性」、3「行政サービス」、4「静かさ治安」、5「親しみやすさ」、6「賑わい」、7「物価家賃」、8「防災」の8つの判定基準として、統計資料を基に数値化したものとなります。また、提供資料の2枚目には、8つの調査項目の詳細の質問内容ですが、約50ほどの質問内容が2枚目の提供、差し上げている資料にあります。

今回、回答数に至っては、三股町では約150ということですが、ほかの自治体も回答数の数は違えど、各市町村の総人口の割合からいくと、回答率はどこも約0.6%ほど、同じ割合で回答であり、公平に調査はされているようです。しかし、民間の機関が独自の評価方法でランキングづけということもあり、内容を深く理解していただけない方は、あまり間に受け取ってくれないこともあるかと思いつつも、ランキングは低いより上位のほうが断然いいわけであり、多面的な部分で利用価値のあるものではあると思っております。

特に移住・定住施策へのPR、関係人口・交流人口の増への施策、ふるさと納税施策へのPR等、効果やインパクトが大きくプラスに変わってくるもの、また、つなげていく施策展開をしていくべきものの中でも、ランキングの評価基準となる項目の指標は、本町のまちづくりに向けた各計画の項目・指標とも深く関わってくるものではないかと思います。

そこで、まず、質問要旨1、住みここちランキング2024年度、宮崎県版1位の発表に対する本町の受け止めと、近隣地帯との比較への認識をどのようにお考えなのか質問いたします。

残りの質問は、質問席にて質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 木佐貫町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 住みここちランキング2024宮崎県版1位の発表に対する本町の受け止めと、近隣自治体との比較への認識はとのご質問にお答えいたします。

住みこちランキングの調査の背景と目的は、実施している大手不動産会社の公式ホームページによりますと、「実際の居住者を対象として、その街に対してどのように感じているのか、また、どこに住みたいと思っているのかを大規模な調査によって明らかにすることで、人々の住まい選びをより快適なものにし、幸福な住生活の実現に資することを目的にしています」とあります。また、調査方法は、大手不動産会社とは別の調査会社に登録されているモニターに対して、インターネット経由で調査票を配布・回収されているとのことで、当該不動産会社の入居者に限定するものではなく、年齢が20歳以上であれば調査対象としているということでございます。

本町は、住みこちランキング2024宮崎県版において、2020年から5回連続で第1位の評価をいただいているところであります。大変うれしく思うところでございます。ランキングは評価の高い順に順位が決まり、評点は要素別に集計され、その要素別のランキングも公表されています。その年によって若干要素の変更がされているところですが、2024年の要素は、「生活利便性」「交通利便性」など8つとなっています。本町は、8つの要素のうち4つの要素、「生活利便性」「行政サービス」「物価家賃」「防災」において第1位の評価をいただきました。

2020年（令和2年）の調査開始時から2024年（令和6年）まで、全て第1位の評価をいただいている要素が「行政サービス」と「物価家賃」であり、今回だけは2位でしたが、それまでは全て1位だったのが「親しみやすさ」であります。この3つの要素が、本町の高い評価をいただく大きな要因であろうと考えています。

まず、行政サービスの質問項目を見ますと、「保育園、児童館等の充実度」「図書館等の公共施設の充実度」「子ども医療費無料等の充実度」など7項目となっております。本町は、各保育園への施設整備の支援などを重点的に行い、平成13年には文化会館と図書館の複合施設として総合文化施設をオープンし、平成19年度から周辺自治体に先駆けて乳幼児医療費の無償化を実施しました。そのような取組が評価されたものと認識しております。

また、「物価家賃」については、詳細なデータを持ち合わせておりませんので、正しく認識することは困難ですが、本要素については都城市も順位が高いことから、県内の他の地域と比較して安価であると評価いただいているものではないかと考えております。

最後に、今回は県内で第2位となった「親しみやすさ」については、質問項目に「地元出身でない人のなじみやすさ」や「気取らない親しみやすさ」「地域のイベントやお祭りなど」が挙げられており、町民の皆様の日頃からの自治公民館活動などの活動が、高い評価につながったのではないかと考えています。

なお、「親しみやすさ」において、県内で一番高い評価だったのは高千穂町でした。高千穂町は、観光を柱に、おもてなしの心で町外の方々をお迎えするという点において、高い評価になつたのではないかというふうに考えています。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 「地元出身ではない人のなじみやすさ」ということで、確かに三股町もベッドタウンとしてこれまで発展をしていったという経緯もある中で、今現在、三股町の人口も約3割から4割近い程度の人が地元出身ではないのではないかというふうな形もお聞きすることもあります。そんな寛容で温かい町民の皆様により、「親しみやすさ」の高評価であることを、これからも続いていってくださることを願います。

続いて、質問要旨2になりますが、強みを生かすという部分に関しましては、高評価に対する施策や現状の照らしについて答弁いただきましたけれども、今回、弱みを抽出して改善できるというところは、検討するためにも、評価が割と低評価だった部分であったりとか、そういった部分に関して検討はされていないのかなというところで、質問要旨の2に移ります。評価となる各部門の本町の施策や現状と照らし合わせた課題について、認識はどのように検討されているのか、質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 評価となる各部門と本町の政策を照らし合わせた課題認識については、どう検討されていますかとのご質問にお答えをいたします。

2024年のランキングでは、一番低い順位となった要素は、「静かさ治安」でした。質問項目では、「町並みのきれいさ」「閑静さ」「治安の良さ」など7項目となっております。こちらについては、昨年は県内で第2位でしたが、今回第3位に後退している形となりました。詳細な分析はできておりませんが、今後の施策の参考にしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 三股町のランキング、提供差し上げているページの1枚目の裏面に、数々の各項目の順位が並べられておりますけれども、比較的やはり総合的には評価が高いのではないかというふうに感じる次第です。そういう意味でも、敏感な対応が急務でもないのかなというふうに捉えられがちですけれども、やはり「静かさ治安」というところが気がかりな部分というところがあるのであれば、その分析を凝らしていただければいいのかなというふうにも思いますし、私自身にもこういった部分を町民の皆様からお聞きする内容としては、例えば、夜の暗さの街灯、明るさですね。そういう部分が気になるであったりとか、昨今では防犯体制でいうと、町に、都城でいうと防犯カメラは設置されているんですけども、登下校に関しての防犯カメラというところもなかつたりだったり、あと空き家ですね。どうしても空き家というと、これは全国的な問題なんですけれども、町並みのきれいさというところで、部分でいうと、空き

家という部分の対策もやはり重要ではないかなと。あと、それに加えて、不審者情報の通報というところも定期的にやってまいってくるというところで、様々細かいところではあるんですけども、治安、静かさというところで、治安の部分ですね。少し凝らして分析していただけたら、また見方も変わってくるのではないかというふうに考えます。

そんな中、続いての質問に参っていきたいと思います。

町民及び外部の情報発信についてということで、今回1位ということで、順位が全てということではないとは思うんですけども、今回の結果に関しては、やはり町民にとっても誇らしいものであるというふうに思います。また、この満足度の高かった結果を町民にも実感していただけではなくて、移住・定住促進や町のPRのためにも、外部への発信も検討されているのではないかと思いますが、町内外の周知、発信についての取組はいかがでしょうか。質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 町民及び外部への情報発信についてとのご質問にお答えをいたします。

今年のランキングは、8月の7日に発表がございました。翌日には、町公式ホームページ、LINE、フェイスブックなどのSNSに掲載をいたしました。また、移住者情報サイト「みまた～ん.com」でも公表をしたところです。早速発表を見たという方から、移住に関する相談のお電話もいただいたところです。

また、本議会において、横断幕と懸垂幕の作成に関する予算を提案させていただいています。予算の議決をいただきましたら、早速作成に取りかかり、庁舎を含め3か所で掲示し、PRしたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 早速発表を見られて、移住に対する相談のお電話ということで、うれしい限りだというふうにも思います。

今回の住みこちランキングについて、ユーチューブのほうで、引越しについて取り上げられているユーチューバーがいらっしゃいまして、三股町の住みこちについて分析をされておりました。引越しについて、移住というところで、やっぱり「物価家賃」のところで、各自治体との比較をされていたところですけれども、そういった場面においても、SNSだけではなくても、例えば、ユーチューブであったりという情報も取り入れられて見られている移住を考えられている方もいらっしゃるところなのかなというふうにも思う限りで、やはり町だけでのPRというところも、なかなか発信では無理があるところで、ぜひ、例えば、民間の事業者さん、例えば、不

動産会社さん並びに、一戸建て・アパートを建築されている建築業者さんにも、この住みこちランキング1位という評価に対して、改めて実感していただいて、併せてPRに活用していただく、または、例えば、今現在SNSでよく拡散発信というところであると、インフルエンサーといいまして、拡散に対する影響力を持った方ですね。そういった方に関して、三股に対しての共感を強く持っていただけるのであれば、三股の住みこちランキング1位の良さをもっともっと発信いただけたということで、大きくこの1位の周知をしていただけたのではないかというところで、町だけの取組というところではなくて、さらに民間、そのほかにも活用してPR等々を考えていただければというふうに感じます。

一旦、通告事項1というところに関しては、今回終了になりますので、次に、通告事項2に移らさせていただきたいと思います。

交流拠点施設整備事業というところで、今回、五本松交流拠点整備事業計画の概要版、モデルプランというところが公表されたところと、また、第6セクターPF1事業の実施方針が公表され、着々と形をつくっている段階だと思われますが、よく町民の方から聞かれるんですけれども、まだまだ、どうしてあそこの施設に建物を建てるのかだったり、どうして複合交流施設なのかであったりとか、施設は十分ほかにもあるよねだったりとか、様々な理解いただけていないというところに関して耳にすることがあります。直接参画されていない方々にとっては、なかなか内容も複雑ですし、事業や背景やその部分も理解できていない部分がどうしてもあるのかなという部分に関して考えるところではあるんですけども、そんな中、公表されている今回の交流拠点整備施設に関して考えたんですけども、現時点での基本構想など、公表されている部分で読み取れるのは、例えば、本事業の狙いといった目的や取組のイメージとか手法、スローガンといった、標語といったキャッチコピー的なものだったり、コンセプトといった概要や意図、テーマ的なものだったり、これからこう進んでいきますよだったり、これからこう考えていますよと、これから部分に関しての取組は何となく感じるところではあるんですけども、なぜこの事業が必要なのかといったところだったり、何のために建てるんだといったり、そのことでどうなっていくんだといったその背景の部分に関しては、なかなか町民の方も理解がし難い部分がまだあるのではないかかなというふうに思います。

そんな中、そのために必要なのは、やはり理念といった要素なのかなというふうに思い、今回、通告の要旨として、理念とビジョンはというふうに通告をいたしましたが、調べた中においても、哲学的な要素にはなるんですけども、理念には、純粹、理性による認識できる経験を超越した究極的な理想の観念・概念という意味合いがあります。つまり、モデルプラン等でも基本方針と示されている方針と理念の意味の違いを説明すると、理念という表現は、ある物事、活動について、このようであることが理想的な目標、状態であるとする考え方の意味なんすけれども、方

針という表現は、あくまである物事、事業、運営などを行うに当たって、これから目指していくとする大まかな方向性を意味しているだけなのではないかなというふうに思います。また、この目的の達成、理念の先には展望と、どうなっていくのかというところも結びついてくるものというふうに捉え、考えますので、併せてこの事業に係る理念と展望ということで、要旨の1を質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 2、交流拠点施設整備事業について、①番、理念とビジョンについてご質問にお答えをいたします。

交流拠点施設整備事業は、平成30年度の基本構想策定方針の作成から、基本構想の策定、用途地域の見直し、立地適正化計画、基本計画の策定を行ってまいりました。豊かな自然環境や生活利便性の高さ、子育て支援等が評価され、本町の人口は増加し発展を遂げてきました。しかし、少子高齢化の進展や人口分布の変化により、町の人口構造に大きな変化が生じてきています。人口規模を維持できる魅力ある町の実現を目指して、子供から高齢者まで多世代にわたる町民の交流が生まれる新しい公共施設の整備事業に着手し、立地条件に恵まれた五本松団地跡地の活用は、町の発展にとって大きな可能性を秘めています。

これまで、「町民とともに考え、町民とともに進める」とのスローガンの下、町民ワークショップをはじめ、交流拠点施設整備に関する検討委員会、専門部会、審議会などで、多くの町民の皆様から貴重なご意見をいただきました。本事業では、町民の暮らしに焦点を当て、三股町があらゆる人にとって自分らしい暮らし方ができる町になるために、町民の皆様とともに交流拠点を造ります。三股町に住む人、三股町に関わりのある人、それぞれがよいと思う学び方、働き方、楽しみ方、遊び方、くつろぎ方、生き方、暮らし方を実現できる場所、あるいは実現に役立つ場所として、交流拠点施設を整備することを目指しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 自分らしい暮らし方ができる町になるためということがあったんですけれども、この言葉を聞いてピンとすぐ理解できる、どうなるかという具体的にイメージできるという方がどれほどいるのかなというふうに、すごく考えるところであります。確かに中身の詳細等、モデルプランではイメージの段階であり、難しいところもあるとは思うんですけれども、また、人口規模を維持できる魅力ある町を目指すといったところで、その目指すべき視点の展望も、背景と何のためにというところも併せて、これから第6セクターの組織化をしていく上でも、大変重要な共有課題ではないのかなというふうにも感じるところではあります。

続いて、質問要旨2のほうに移りたいというふうに思います。

今回そういう部分の交流拠点整備施設ですけれども、投資的部分というところの要素もあるのかなというふうにも考えますし、また、今回、財政計画の前段の記載すべき基本方針や計画が、戦略の核心に当たる部分だというふうにも考えますけれども、今回、事業計画またモデルプランが出てきながら、効果的な部分やスキーム、そして設計・建築の考え方やソフト事業のイメージなどはあるんですけども、これから進めていこうというイメージ、これからこうしていきますよという部分については、内容は理解できました。

そのほかに、今まで我々議員としても、特別委員会または全員協議会等でご説明いただいた限りなんすけれども、やはりリスク的要素の部分が見えてこないなというところは、指摘があったかなというふうにも思います。そんな方針の作成、また、方向を進めていくに当たって、今回、要旨の2として、強み、弱み、またニーズ、リスクを表にしたSWOT分析というものがあります。企業経営はもちろん、全国的にも地方公営企業並びに公共企業にも用いられつつある手法で、本事業についても必要ではないのかなというふうに感じたところで質問をさせていただきました。要旨の2の項目について質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、要旨②番、強みと弱み、ニーズ（機会）とリスク（脅威）につきましてご質問にお答えをいたします。

今、岩津議員からお話がありましたように、一般的に事業者が今後の経営戦略の方向性を見極めるために、強み・ストレングス、弱み・ウイークネス、機会・オポチュニティー、脅威・スレッドの4つの視点が、現状分析を行う手法としてSWOT分析がございます。内部環境である強みと弱み、外部環境である機会と脅威にそれぞれ分けて項目別に整理したものが、お配りをしています別紙5の資料となります。内部環境である強みと弱み、外部環境である機会と脅威にそれぞれ分けて、項目別に整理したものが資料となります。前提といたしまして、町ではなくて、事業経営を行う特別目的会社SPCが、施設に備わる4つの機能における特定事業や自主事業における経営分析といたしました。しかし、SPCからの企画提案はこれからであり、分析することはできません。よって、本年3月にお示しをしましたモデルプランや、今までの事業者への聞き取りから得られた情報を基に、事業経営を推測し分析したものとなりますので、ご了承いただければと思います。

まず、事業の目的について明確にする必要がございます。

本事業の目標は、町民の暮らしに焦点を当て、自分らしい暮らし方ができる町を実現できる場所、施設を造るというものです。

まず、内部環境としての強みを、官民連携による信頼と安心、高質な行政サービスのワンストップ化、幹線道沿いの良好立地、中心市街地としました。代表企業であるまちづくり合同会社に

町が出資者として入ることによって、町民の皆様から信頼と安心がいただけるのではないかと考えています。また、民の経験やスキルを生かした高質な公共サービスが一つの施設で利用することができる点と、県道33号線という幹線道路に面しており、立地も良好であると考えております。以上が、内部環境の強みではないかというふうに考えております。

次に、内部環境としての弱みは、慎重な意思決定（スピード感）、サービス利用料への負担感、知名度・認知度の低さを上げました。まちづくり合同会社に町が入ることによって、大きな資金の執行を伴うような意思決定には時間を要すると考えられます。また、多くの公共サービスが無料や低い利用料の現状では、負担感は増すと思われます。また、完成当初は知名度や認知度は低いと思われます。以上が内部環境の弱みと認識しております。

次に、外部環境としての機会は、まちづくりに関心のある町民の存在、年少人口比率、出生率（合計特殊出生率）が高い、圏域の人口増としました。町民ワークショップの参加者の中から有志で設立された団体を中心に、昨年から五本松団地跡地を活用し、多くのイベントを開催できました。まちづくりに関心のある町民の存在は、大きな機会、チャンスだと捉えています。

次に、年少人口比率は、令和2年国勢調査、宮崎県の概要によりますと、15歳未満人口の割合（市町村別）では、本町が17.2%と、県内で最も高い数値となりました。また、厚生労働省が本年4月に発表した2018年から2022年の市町村別の合計特殊出生率によると、本町は1.84で県内1番目、全国でも47番目の高い数値となりました。こちらは、外部環境の機会と捉えています。

次に、外部環境としての脅威は、長期的には、圏域で人口減、労働人口減少、人手不足、民間事業者との競合としました。現在は、圏域の人口は増加しているものの、長期的には減少していくと考えられます。また、人口減少により、働き手不足は今後さらに深刻化することが予想されています。また、子ども・子育て、学びなど、現在も圏域を含めて、民間事業者が展開している事業も多くあり、競合が起きることとなります。

さらに、資料の6番のほうになります。SWOTクロス分析を行いました。企画提案が出されていない中での想定であり、例示的に示した戦略となりますので、ご了承ください。

まず、このグラフの左上の、強みを生かし、成長機会による利益を最大化する戦略として、強み・クロス・機会・積極戦略といたしまして、「まちづくりに関心の高い町民の皆様とともに、官民連携して、中学生や若い子育て世代を対象とした各種事業を展開する」としました。若い世代や子育て世代をターゲット化することで、高齢者を含むその他の世代を巻き込んだ事業展開を想定したものです。

次に、強みを生かし、脅威を切り抜ける戦略として、強み・クロス・脅威・差別化戦略として、「官民連携による町民が育てる施設として、企画運営や維持管理に参画してもらうスキームを構

築し、コストの削減を図る」としました。町民のやってみたいをかなえるような場所として、積極的に参画してもらうような企画を行い、例えば、草刈りや花植え、庭木の簡易な剪定など、町民参加で行えるようなイベントを定期的に開催し、維持管理費用などの削減を図ることを想定したものです。

次に、機会による利益を最大化するために、弱みを補強する戦略として、弱み・クロス・機会・改善戦略として、「まちづくりに関心のある町民とともに、質の高い公共サービスを提供する。サービス利用料の負担感を最小化」としました。町民とともに協働で企画を考え、質を高め、充実したサービスとすることで、費用への負担感を最小化することを想定しました。

最後に、弱みを踏まえて脅威から受ける影響を最小限化する戦略として、弱み・クロス・脅威・防衛・撤退として、「サービス利用料金への負担感から、同業他社に顧客が流れ、人手不足になることから、拡大する事業と縮小する事業を見極める、一部撤退も含めて検討する」としました。収支が見込めなくなった事業については、ためらわずに撤退も含めて検討することが必要であり、委託業者の変更や事業の一部撤退も含めて、迅速な判断が必要になると想定をいたしました。

以上のSWOTクロス分析は、あくまでも現段階で官が想定した分析に過ぎませんが、今後、SPCから企画提案書が提出された際などに、この分析を生かして、外部有識者の審査を経て検証する材料になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） SWOT分析、またSWOTクロス分析、すごく緻密に作成が大変だったというふうに思います。

しかし、少し気になるところが一点あります。例えば、モデルプランにおいては、今回、商業施設の部分では段階的な整備を行うというところで捉えた上で、今回、対象事業について、買物と食というふうに入ってはいるんですけども、このSWOT分析については、商業施設の部分は入っている分析になられるんでしょうか。質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 買物と食に関する部分につきましては、町民交流施設と屋外施設で実施する想定の買物と食の事業については勘案しております。商業交流施設で行う買物と食については分析しておりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 分かりました。

このSWOT析の中で、あともう一点気になるところがありまして、5番のSWOT分析についてですね。プラス要因として、外部環境のところにあるんですけれども、出生率が高いというところで、確かに三股町に関しましては、他自治体において1.84%と、出生率というふうな部分では高いというふうな示しはあるんですけれども、昨今、この出生率というところに関して、入れたところを換算するのはどうかというところに関しては、出生率というのは、やはり分母の部分が変わってくると、出生率にも影響してくるというところで、出生数とは比例されないというふうになっているところが昨今うたわれておりますし、今回、マイナスの要因のところの「脅威」のところでも、長期的な人口減少というところで捉えられているのであれば、この出生率というところを含めるというところに関しては、少し疑問点を持つところもあるのかなというふうに感じるところであります。

また、今後、SPC参画第6セクター等構成されていく中で、このSWOT分析を生かされるというふうに当たるところではあるんですけれども、人口減少という部分を見据えていくところであるのであれば、出生率を出生数というふうなところに捉えて分析していただけたらどうかなというふうなところと、まだリスク的要素の部分においても、今後とも全員協議会等もお示しいただけるようにしていただきたいなというふうに思います。今回、SWOT分析、通告要旨の2番については、一旦ここで終わりたいと思うので、次の要旨に移ります。

今回の交流拠点施設整備事業のスケジュールについてです。現在のスケジュールの進捗について質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 要旨③事業スケジュールのタスク・進捗状況はとのご質問にお答えをいたします。

本日お配りしております資料の6をご参照いただければと思います。

先日、西村議員の答弁でも申し上げましたが、現在、モデルプラン上の計画よりも、3か月ほど進捗は遅れています。8月23日に一部修正し公表しました三股町交流拠点施設整備第6セクターPF1実施方針では、事業契約までのスケジュールをお示ししております。第1段階から第4段階までとしており、現在は第1段階の後半となります。今年9月中旬から下旬に、第6セクター候補者の指名及び公表ということで、まちづくり合同会社みまたを指名することとし、今月下旬には特定事業の選定及び公表を行う予定です。次に、10月下旬から、まちづくり合同会社による第6セクタ体制構築のための募集を行います。その後、第6セクタ体制案の提出、適正審査と進めてまいります。

本計画は都市再生整備計画事業であり、事業期間は令和5年度から令和9年度までの5か年です。よって、施設の竣工・供用開始は令和9年度を想定し進めております。大まかな想定スケジ

ユールは推進室のほうで検討しているところではございますが、今後の事業者の応募状況、コンソーシアムの組成、企画提案書の作成など、民側の作業工程の想定が困難なため、実施方針では、以降、進行に合わせて随時設定するとしているところです。第6セクター案が提出され、民側の体制が整った段階から、随時期間を設定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） まず一点、また再質問なんですかけれども、既に3か月程度の遅れを生じているというところで、西村議員の一般質問等でもありました令和9年の供用を目指すというところにおいて、現段階で3か月遅れているというところであるとすると、令和9年の初年度の3か月遅れから、今のところ想定されていると思うんですけれども、これからまだまだやることがたくさんあるかなというふうにも考えます。例えば、残りあと9か月、今後遅れしていく場合、令和10年度に差しかかっていくと思われるんですけれども、そこの年度、令和10年度の供用に至ってしまうということに関しては、今回影響はないのでしょうかというところで質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） モデルプランのほうでは、令和9年度の当初から供用開始ということで、本年3月お示しをしております。現在、推進室のほうでつくっているスケジュール上では、令和9年度中には供用が開始できるんだろうというふうに考えてはおりますが、今、議員ご指摘の9年度で供用開始がもしできなかつた場合ということになるんですが、こちらについては、今回の都市再生整備計画では9年度が終期になっておりますので、これでどうしてもできないということになれば、期間の延長もしくは第2期というような計画も視野に入れて協議、検討していかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） またそういった計画を再検討というふうにしていくに当たって、予算の追加というふうな形で生じることはないのでしょうか。質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今の段階で申し上げれることと言えば、期間が延長した場合にということですので、予算等は、それに伴って相応の部分が出てくる可能性は十分にあるというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 分かりました。結構切羽詰まっている段階なのではないのかなというふうに思います。既に3か月遅れているわけなので、9か月残り余り次年度に持ち越すと、さらに追加がかかるというふうな想定もされるというふうになれば、現段階で、今、第6セクターの指名及び公表というところと、これから特定事業の選定をつくるに当たって、要求水準のほうを多分策定されているところなのかなというふうに感じるところなんですけれども、今、その要求水準の作成の進捗というところは、現在どのような状況でしょうか。質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 要求水準書の作成の進捗につきましては、詳細はまだちょっと申し上げられない部分たくさんあるんですが、現在は、骨子を含めて40ページ、50ページぐらいだったと思いますが、今日ここに来る前にも校正をして、推敲して、推進室と協議を今、しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） そういう体制的な部分に関しましても、次の要旨にかかる部分ではあります。どんどんスケジュールが遅れていくんではないかと、体制が崩れていくと、やはりなかなか進まないと、次年度に至るというふうなことも恐れられるのではないかというところに関しまして、次の質問要旨4のほうにも移りたいなというふうにも思うんですけども、これまで五本松交流拠点推進室の室長を、今回も要求水準等に当たって、今、室長が進められていると思うんですけど、これまでの室長を、官民共同事業体まちづくり合同会社みまたへの研修ということで委嘱されたという経緯を伺っております。その経緯と、また理由。そしてまた、今回、室長が研修ということで不在になられたわけですけれども、五本松交流拠点推進室の室長が不在となった部分の補いというところが、現企画商工課の体制で十分に行われるのかなというふうなところが少し心配になる部分でもあります。やはりどうしても負担等が、ほかの事業等もあるようですので、負担が強いられる部分があるんじゃないかというふうに感じる次第です。そういう部分において、要旨4の部分を質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、④番、官民共同事業体まちづくり合同会社みまたへ職員の出向を委嘱した経緯と理由は、また、同課内の体制に際し業務負担等は生じていないのかというご質問にお答えいたします。

町職員の資質向上を図るため、民間企業に町職員を派遣して行う実務研修の制度を利用し、交流拠点施設整備事業に関わってきた職員を、6月1日付で研修派遣をしたものでございます。この職員につきましては、室長補佐ということで、補佐を1名派遣したという形になります。

本事業は、本町で取り組む初めてのPFI手法であり、先導的官民連携事業です。官側の立場と民側の立場での連絡調整が欠かせません。その意味では、この時期に職員を派遣し、民の立場から本事業に関わり、得た経験やノウハウを役場に持ち帰り、生かしていただくことを目的に派遣したものです。

一方で、交流拠点施設推進室の体制としては、当初、室長1名、私のことですけれども、兼任と室長補佐、専任が1名、そして、係員が1名、専任がおりまして、3名の体制でした。専任の室長補佐を派遣したことにより、昨年度、室長補佐であった職員に、改めて室長補佐の兼務辞令を出すこととなり、業務負担としては増えた形となります。

その対策として、現在10月から企画商工課に事務補助として会計年度任用職員を1名雇用する予定となっており、そのことにより各係の事務負担を軽減し、兼務の課長補佐、室長補佐の業務の負担軽減を図ることといたしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ちなみになんんですけど、その研修というものは期間というところは示されているのでしょうか、質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 6月1日の辞令では、来年の3月31日までということで明記をしてございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） やはり課内の体制がやはりかなり窮屈で負担ではないのかなというふうに思います。選任というところが抜けたというところに当たって、これから町が進められる要求水準というところに関して、やはり選任ではない方が抜けられた、戦力がなくなるということは大きいのかなというふうに感じます。

やはり、室長補佐、今回、選任された方がやっぱり抜けられる、これまで関わってこられた方が抜けられるということは、やはり大きなことじやないかなというふうに感じますので、少し心配するところではありますけれども、やはり今後、改めて合同会社みまた含めて、SPCを組織、組成していくわけですけれども、やはりほかの事業等々もあると思います。企画商工課はたくさんイベント等々もあると思います。五本松交流拠点事業自体も大切ですけれども、やはり体の不調だったりとかメンタル的な不調だったりとか、そういうことが強いられないようになることを願っております。

そういう中、次の要旨のほうにちょっと移ってはいきたいというふうには思うんですけど

も、今回、第6セクターの支払い対価というところで、質問要旨の5になります。提供を差し上げております資料3のPPP／PFI推進アクションプランということで資料を差し上げております。

2ページの2項、または3ページの詳細を上げているところで、少し気になった点がありまして、民間の事業者の努力や創意工夫によって適正な利益が上げられる環境の構築の推進というふうにあります。これは、やはり今回官民連携ということで、民間側の事業者もやはり利益ないしては継続はできないなというふうに関わるところで、過去にある事業者が今回の交流拠点の説明を受けて、説明を受けたけれども、今回の事業を関わることに対して利益的な部分というのがやはり期待がしにくい、持ちにくいというふうなことを感じられた事業者さんが、そういった言葉を発せられました。

現状は、詳細に係る金額等々をお示しをすぐするというところはなかなか難しいところだとは思うんですけれども、事業計画概要版、今回、モデルプランの中の支払い対価、事業期間中の支払い対価ということで、22年目、20年間の必要経費等々が載っていますけれども、今回変動が見られないというふうな形でずっと設定されているようなところもありまして、この物価変動が激しい時代において、この支払い対価等についてどのようにお考えなのかなというふうなところを感じた次第です。

要旨の6ですけれども、今回、第6セクター、SPCへの支払い対価の想定はというところと、物価変動や対象業務、費目と連動した指標なのかというところを質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 要旨⑤番、第6セクター（SPC）への支払い対価の想定は、物価変動や対象業務、費目と連動した指標なのかとの質問にお答えをいたします。

町からSPCに支払う対価については、設計建設を行う施設整備に関わる部分と施設が完成した後の運営維持管理に関わる部分に分けられると考えています。事業契約の段階で、施設整備に係る部分と運営維持管理に係る部分の費用内訳を可能な限り精査し締結することを想定していますが、完成した後に施設整備に関わる部分が大きく増額している可能性もございます。また、供用開始後に運営維持管理費に関わる費用が当初の想定を超える可能性も、こちらも当然ございます。

今年6月に内閣府より公表されました、今、議員ご提供いただきましたアクションプランによりますと、主に設計建設に関し賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適正に反映させる必要があると示され、また、主に運営維持管理に関し、民間事業者が負担する物価変動リスクを減じるため、選定事業者が実際に用いる材、サービスの市場価格が的確に反映される物価指標を採用することが必要である。具体的には、当該市場

価格に対応する感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費目、項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましいとされています。

本事業での適用についても、こういったガイドラインに沿った運用をしていくこととなり、精通したコンサルタントや弁護士などの意見も聞きながら、ＳＰＣとも十分に協議し、設計建設、維持管理運営、それぞれの段階で妥当な価格を必要に応じて再算定したいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 施設整備、運営維持管理についても、想定を超える可能性があるとなると、今回モデルプランのほうでも財政に与える影響の中で、町の負担総額が約21億7,000万というふうに提示をいただいております。当初の20億よりもちょっと少しま上がったわけですけれども、さらなる物価変動に対するもの、また、今後の民側のやはり利益というところも考えた上でいくと、この提示いただいている21億7,000万、約というところが果たしてまたどこまで上がってくるのかなとすごく心配になるところであります。

やはりＳＰＣとして、コンサル、民側もおっしゃったように、やはりこの事業だけじゃなくて、やはり自分の事業があつてこそその算額ではありますので、どうしても利益がないものに関しては、やはりなかなか継続がしにくいものかというふうに考えますので、ここに関しては、やはり早めの概算、早めの今回の支払い対価に関しては、20年間の概算というものをやはり算出できるようにしてお示しいただけるとありがたいかなというふうに思います。

以上なんんですけど……。

○議長（指宿 秋廣君） 答弁りますか。

○議員（1番 岩津 良君） 答弁なくて……。お願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） すいません。今、岩津議員のご指摘の部分ですが、モデルプランで21億6,987万7,000円というふうにお示しをした数字につきまして、設計段階から20年間の維持管理運営まで全て含めた形での総額をお示ししております。当初20億を上限としてと申し上げたのは、施設の設計建設の部分に限ったお話を20億というお話をしておりますので、そちらについてはモデルプランでは15億8,700万ということになります。維持管理運営も含めて21億程度というようなお示し方をしたというところで、施設設備に関わる部分が20億というふうに当初申し上げておりましたので、そこだけご説明申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） これより15時30分まで本会議を休憩します。

午後3時25分休憩

午後3時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位8番、岩津議員の残りの一般質問を行います。岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） それでは、引き続きよろしくお願ひいたします。

先ほどご答弁いただいた、対価の財政に与える影響については正しく理解をいたしました。少し捉え方が間違っていたようですけれども、今回、やはり先ほど申し上げたとおり物価の変動並びに、民間に対する適正な価格の設定をしていく上で、やはりこのまでいくのかという心配があります。上がっていくのではないかというふうな心配がありますので、そのあたりは留意しながら引き続き概算のほうをまた要求、金額が上がり次第、ご報告等々全員協議会等でもよろしくお願ひしたいというところで、通告2のほうは一旦終わりたいというふうに思います。

それでは、質問の通告の3に移りたいと思います。

中小企業振興条例というふうについてですけれども、今回、政令についての見解はというところで、町のほうで今回、中小企業振興条例の制定をしていくというところを耳に挟んだものであったので、今回の質問に移らさせていただきました。

中小企業支援と地域経済の振興というのは表裏一体であるというふうに考える限りですが、地域経済の振興に代わって重要なことは、地域がどのように捉えるかというふうに考えた上で日本、宮崎県においても、全体企業数の約99%は、中小企業、零細企業というふうなことであり、地域をやっぱり支えられているというふうに考える限りでありますけれども、その振興は充実させることによって収入が増え、消費が活発化し、雇用が創出され、さいては税収が増加して福祉や教育サービスの市民サービスが向上されるという、まちづくりの地域の発展に結びつく好循環が生み出されることは理想的だというふうに思うのですけれども、その一部達成に向けた、今回条例として中小企業振興条例ということで、以前、一般質問にも少し取り上げさせていただきました、条例を制定することに少し耳を挟んだものでありますので、制定に向けた前向きさについてのお考えをお聞かせ願いたいというところと、今回、交流拠点整備事業の質問を先ほどさせていただきましたけれども、本事業に当たっても地域経済循環率と、地域経済の循環を高めていきますよというふうなというところにも結びついていかれるかと思いますので、今回の条例に関しては、どういうふうに関連性があるのかなというところも気になったところでありますので、併せて質問をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 質問事項3、中小企業振興条例について①制定についての見解は、また、交流拠点施設整備事業と本条例との関連性は検討されているのか、とのご質問にお答

えをいたします。

地元の中小企業の皆様は、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献し、地域コミュニティの担い手として地域づくりにも貢献するなど、本町経済の発展と町民生活の向上に寄与しています。そのような町内の地元企業との連携を強化し、中小企業振興策を検討・研究し、町の施策につなげていくことを目的に、三股町中小企業振興条例の制定について、現在、準備を進めているところです。

交流拠点施設整備事業は、町民の暮らしに焦点を当て、自分らしい暮らし方ができるまちを目指した施設をPFI手法で整備・運営していくとするものです。公共施設を民間事業者の皆様が設計・建設・運営・維持管理を行う仕組みであり、地元企業の参画が必要です。運営・維持管理は長期にわたる事業であり、地域経済に与える影響も大きく、地元企業との関係性は大きいと考えております。現在のところ、条例と施設整備事業との直接的な関連性については検討をしていないところですが、条例制定のプロセスの中で、委員の皆様からご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） あくまで条例ということで、理念型的な部分ではありますので、やはり一番大事なのは条例を制定するまでのプロセスだなというところは感じるところではありますけれども、今回の交流拠点整備事業につきましても、町民とともに培っていくプロセスというところを大事にされている事業でもあるかなというふうに思いますので、やはり今回の本条例についても、今回、中小企業というふうなお名前はついているのですけれども、実際は産業の振興というふうな限ったところでありますて、企業だけではなく教育機関であったりとか様々な町民、それぞれの個人の方々がそれぞれの立場、役割でどう関わっていくのかというところの中身というところが、今回、中小企業振興条例の中身というふうにあるのですけれども、そういった意味でも、これから作る、作らないというところに限っては作ってくださいというふうなわけではないのですけれども、今回どういうふうなお考えを示しているのかなというふうに気になったものだったので、質問をさせていただいた次第です。

交流拠点施設等も含めて、今後の進捗等を期待して、3番の質問を終わりたいというふうに思います。

それでは、4番の災害等々について質問させていただきます。

8月22日に日向灘沖地震というふうに発生しましたけれども、災害時に備えた受援体制及び計画についてというところであります。今回の震災に関しましても、やはり宮崎県内各地及び九州等、避難をしている方々にお見舞いを申し上げたいというふうな感じるところで、今回、宮崎

県の公表で、2024年5月17日大規模災害に備えて、他自治体から後援職員、受入手順を定める受援計画について、2024年3月末時点で三股町を含む4つの自治体が未策定であるということが明らかにされたというふうなニュースがありました。提供差し上げている資料の5枚目になるのですけれども、表裏というふうなところがあります。宮崎県のほうより提供いただいた資料でした。支援の受入体制の構築というところで、表面のページに策定済み22市町村というところで、その次に裏面も、1番の指定避難所整備改修促進事業というところで事業の概要があり、2番、受援体制構築支援というところの2番の項目があり、3番、災害時の緊急車両の燃料の供給に対しても体制を構築していきますよと、3つの事業体をしていくと県のほうで予算化された限りであったところでした。この事業に関しても下の成果資料として、現状、令和5年度22市町村という中には、三股町はちょっと含まれていないというふうなことを確認しております。そういう意味も踏まえて、今現在では災害が少ないなという町で、環境面に恵まれている三股町であるけれども、やはり予想を超えてくるのが災害というところに限って今回、災害の応援、受入れ及び受援体制の計画という部分に関しましては、策定される予定はあるのでしょうかというところで、通告事項の4番要旨の1の質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 災害時受援計画の策定についてお答えしたいと思います。

災害時受援計画とは、災害時に外部からの応援を迅速、的確に受け入れて、情報共有や各種調整等を行うための受援体制を構築するための計画です。宮崎県は、県地域防災計画の受援計画において、市町村に対して災害時に他の地方公共団体や防災関係機関等からの応援、また、ほかの地方公共団体からの応援要請がなされた場合に応援ができるよう、受援・応援に関する組織、連絡、要請の手順、業務等について受援・応援計画を定めることを努力義務としているところです。

令和6年5月18日の宮日新聞に、県が市町村の受援計画策定状況について、三股町を含む4町が未策定であることが発表されましたが、これを受け、県内で唯一公表している宮崎市の災害時受援計画を調べたところでは、地域防災計画とBCPに盛り込まれている組織、連絡、要請、業務等を関連づけした上で、主に市町村間災害協力協定や民間との災害応援協定等に基づいた人的、物的支援の要請・応援体制の流れを具体的に示した内容であることが確認できました。

本町においても、種々の災害応援協定等を締結していますが、地域防災計画、BCPとひもづけた具体的な要請・応援体制が整理されていないことに気付かされたところでございます。このことを機会として、県の助言を仰ぎながら地域防災計画の見直しと合わせて、三股町災害時受援計画の策定を進めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 県内で唯一公表しているのが宮崎市だけということで、公表できるほどの計画というところまで至っているのかどうかというところで、実際、22市町村策定している段階で、本当に実用的なところで至らなければやはり意味のない計画であるというところに関して、今回、参考として公表している宮崎市というところに関しては参考にしていただきたいなというふうには感じますけれども、やはり具体的な要請・応援の体制というところに、やはり整備というところが大切なかなというふうに思う限りで、その現状の整理という部分の範囲の中で、現状を把握するために、次の質問をちょっと確認させていただきたいのですけれども、要旨の2、災害等の関連した受援・応援等の協定を結ばれている件数と内容というところに関して質問したいのですけれども、今回、市のそれぞれ協定等を結ばれているというところで、どれほどの件数等を結ばれていて、また、さらに実用的な協定なのかどうかというところに関して気になったものなので、質問をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 本町の災害時応援協定等の締結状況についてお答えしたいと思います。

資料7を御覧ください。令和6年7月現在の本町と災害時における応援協定を締結した状況を示したものでございます。

まず、事業者との締結状況につきましては、協定数39件、事業者数40件となっております。主な協定内容につきましては、食料品等の物資の供給12件、燃料などの供給7件、情報収集・通信支援5件、汚物処理・公衆衛生・廃物処理4件、地域活性化支援3件、資機材の提供3件、被害拡大防止支援2件、生活用水等の供給1件、災害復旧支援1件、電気供給支援1件となっているところでございます。最近の実例では、令和4年の台風14号におきまして町内で大規模な停電が発生し、一部の地域では4日間の長期停電となったところですが、日産自動車株式会社及び株式会社九南との応援協定に基づいて人材とEV車の派遣をいただき、本町のEV車と共同で電力を供給できたところでございます。

次に、行政機関との締結状況は、法に基づく協定としまして県内市町村間の応援を行う宮崎県市町村防災総合応援協定、県内の消防の総合応援を行う宮崎県消防総合応援協定があります。そのほか、国土交通省九州地方整備局が後方支援を行う、三股町における大規模災害時の応援に関する協定書や、都城広域定住自立圏を形成する市町村間において応援を行う都城広域定住自立圏災害時総合応援協定があるところでございます。

なお、応援協定の締結は、平成16年5月の三股町建設業組合、三股町管工事組合との応援協定に始まり、それぞれの締結日につきましては資料7をそれぞれ御覧いただければと思っております。

以上の応援協定に対する具体的な要請、応援体制の整理が、先ほど申しました受援計画に示されるものとなっていると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） たくさん件数があるところではありますけれども、いざとなつたときには、この協定に基づいて発動しますよと、協定がしっかりとされますよというところと、今回、地域防災計画と、またBCP業務継続計画の中で、この協定と関連して機能していきますよというような計画というところが、やはりまだなかつたのかなと、というところに関しまして実際、公表されているのは宮崎市だけというところで、公表できるレベルの計画というところがやはり求められるのではないかというふうに感じます。そういう意味を公表するメリットとしても、やはりこの協定されている相手側の、やはり民間側の締結連携というのもやはり可視化していくものだというふうに考えますので、こういった整理のところから把握、そして結びついた計画の策定を進めてほしいうふうにも思いますし、計画の作成のまた中身も気になるところではありますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは次に、通告事項の5番目に移りたいというふうに思います。

5番の町内AED自動体外除細動器の設置状況についてというところで質問をさせていただきたいと思います。

AED自動体外除細動器の、ご存じの方も多いと思いますが心室細動という不正脈を、死に至る不正脈の1つとされ、心臓がけいれんしたように細かく震え、心臓から血液が送り出されなくなることで、AEDはこの細動を電気刺激で取り除く処置です。AEDは倒れている人の心電図を自動的に調べ、心室細動のときに電気を流すもので、一般の人が安全に使用できるように開発された機械ですが、使用できる環境でないといけないのではないかと思います。一般財団法人日本救急医療財団、AEDの適正配置に関するガイドラインということで、おそらく基準設置する上でも参考にされているかと思いますけれども、AEDの設置が求められる施設では、不特定多数の市民が出入りし、または利用する施設。また、不特定多数の市民が運動目的として利用する施設、不特定多数の市民が出入りし利用する施設で宿泊や入浴の設備のある施設。高齢者利用が多い介護施設、または児童館、保育所、幼稚園、小学校、中学校の施設、または救急医療の提供機関に対する施設等々あります。AEDの配置に当たって考慮すべきものとして、心停止から5分以内に電気ショックが可能な配置、分かりやすい配置、誰もがアクセスできる心停止のリスクがある場所、AEDの配置の周知と、一部ですが5項目、大きな要素として考慮すべきことというふうにあります。質問の1に早速移りますが、町内のAEDが屋外に設置されている件数と、また、AEDを設置する基準の根拠と今後の設置計画等々があればお教えいただきたいと思いま

す。質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 初めに、本町の公共施設等のAEDの設置状況についてお答えしたいと思います。

資料ナンバー8を御覧いただきたいと思います。令和6年3月時点における本町の公共施設等にあるAEDの設置状況を示したものでございます。

20の公共施設に22台と、消防車両に1台の計23台を配置しているところでございます。屋内外の設置内訳としましては、屋内設置が10台、屋外設置が11台、持ち出し可能台数が2台という内容となっているところです。

次に、AEDを設置する基準の根拠について申し上げます。

事業所等のAED設置は、基本的に働く人の安全衛生管理の上で自ら設置するものであります。多くの人が集まる公共施設等においては、管理者の施設利用者への安全配慮としてAED設置が望ましいとされております。厚生労働省のAEDの適正配置に関するガイドラインでは、AEDの設置に当たり考慮すべき点として、1つ目に、人目につきやすい場所を選ぶ。2つ目に、誰でも取りに行ける場所としています。

本町では、AEDを設置する基準の根拠として、普段から目に入りやすい場所。24時間誰もが使用できる屋外に設置するよう、新設及び更新時に配慮しているところでございます。

今後の設置計画は各課と連携を図りながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） AEDの設置状況についてというふうな資料でご提供いただいたのですけれども1つ気になる点がありまして、多くはないのですけれども、この間、救急救命講習を受けた際に大人用のパッドがあると思うのですけれども、あとは小児用のパッドがあるというところがあると思います。小児用のパッドは未就学児が対象というところで、今回置かれているところが未就学児のところが使うというふうな想定がどこまでされているかは分からないのですけれども、未就学児用のパッドの付属だったり、小児用の設備・搭載をされているAEDというのはどの程度あるのかなと気になったところですけれども、お答えできる範囲であればよろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） AEDの内容については、以前、田中議員のほうからのAEDに関する質問にあった中で確認させてもらいましたが、その中で小児用、乳幼児用、大人用というと

ころでパッドが入っているかどうかについては確認をしておりませんでしたので、再度確認させていただきまして、後日また報告させていただくという形でよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） すみません。あともう1点。少し気になった部分があります。少しのAEDに関して調べたのですけれども、厚生労働省のこども家庭庁局の発出による児童館のガイドラインによれば、子供のけがや病気の応急処置の方法として、やはり日頃から研修や訓練に際してAEDの知識と技術の習得に努めることというふうな部分も書いております。町に至っても児童館及び放課後児童クラブ等のAEDの設置も望ましいのかなというふうに考えるのですけれども、この設置状況について児童館、児童クラブについて設置状況がないというところに関して質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） ただいまAEDの設置状況についてのご質問がありました。放課後児童クラブを基本としたご回答でさせていただきます。現在、9つの児童館がありますが、2つ休止しておりますので7つが放課後児童クラブとしてあります。そして、児童館以外で放課後児童クラブを行っているところが4か所ありますので、全部で11か所ございます。この中でAEDの設置があるのは、この表の中にはあります14番の第2地区交流プラザと、18番の第5地区防災センターのみが準備があるということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 児童館についても、やはり公共施設の提供部分に際して児童のAEDを使用することということはやはり想定はされることだなというふうにも思いますので、ぜひ安全面の面から考えても児童館の配置というところもぜひ前向きに検討いただけたらというふうに思います。その中でも、やはりAEDというのもそこまで古く昔からあったものではなくて、最近、機材等々も機能を発展させ、注目されるようになった機材であるところですけれども、通告の質問要旨2に移ります。AEDをいつでも使用できる環境づくりについて検討できないかというところで提供差し上げている資料の5番、最終ページになります。やはり、日本心臓財団のホームページ等と、やはりAEDに関わるホームページ等でも、除細動器の使用を幾ら早くというところで、5分以内が望ましいというところもあります。救急時の緊急車の現場到着はやはり通報から約8分程度、10分かかるというところにもあると思うのですが、そういった意味にもおいても、救急車を待っていたら遅いというふうな考えた上でも、いかに近くにある環境が重要であるかというところですが、例えばこのAED防災マップのAEDの配置に当たって、1つ例として抜粋しただけなのですが、7地区付近または植木地区辺り、ここら辺りは多くの商業施

設等、町内外が入り混じるエリアでもありますが、確認できるAEDが4つ程度と人口動態の割に少し少ないのでないのかなというふうにも感じます。ここに限ったことだけではないとは思うのですけれども、AEDを使用するという状況は緊急的な場面であるのは承知だと思いますが、AEDを取りに行ける場所、取りに行ける環境でないと難しいかなというふうに思います。

そこで、質問要旨2に移りますが、先ほど提供された設置状況についてもですが、屋外設置が必要な管轄施設、また、学校について屋外移設を検討できないかというところも踏まえた上で、例えば要旨の2の括弧書きにあります、24時間営業であるコンビニなど目立つところである場所は大変重要な場所であるかなというふうに思います。設置の協定などを進めていくとか、そういう部分においてAEDをいつでも使用できる環境づくりについて検討できないでしょうか、質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 屋外設置が必要な管轄施設、学校については移設を検討できないかについてお答えします。

学校施設につきましては、宮村小学校、長田小学校を除く、5小中学校では屋外に設置してあります。なお、屋内に設置してある2校につきましては、隣接する第3地区分館、第5地区防災センターの屋外に設置しております。中央公民館につきましては、屋外と貸出用のものがございます。文化会館につきましては、屋内にございますが、月曜日が休館で土日は開館しております。また、西部地区体育館については、屋外設置に変更してございます。中央テニスコートはクラブハウス内にあり、AEDはいつでも利用できる状況となっております。教育課が管轄する施設全てにAEDの設置はしておりませんが、施設の使用状況等を見ながら設置に向け検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） すみません。総務課のほうから回答をさせていただきたいと思います。

AEDをいつでも使用できる環境づくりについてお答えいたします。

本町では、AEDを使用できる環境づくりとしまして総務課、危機管理係では、令和4年度から民間事業者へAEDの使用及び町ホームページ等への掲載に協力を呼びかけているところです。

本年度は7月に町内認定こども園、幼稚園の15事業所へ「AEDの使用と町ホームページ等への掲載のご協力」と題しまして直接依頼文書をお送りし、合わせて8月回覧板にて募集を行ったところです。その結果、新たに10件の幼保園にご協力をいただき、現在、ホームページ上で14の協力事業者の事業者名、住所、連絡先及び位置図が確認できます。引き続き、9月には町

商工会加盟店者に同じくご協力のお願いを計画しているところでございます。

ご質問の、いつでも使用できる環境づくりにコンビニがございましたが、コンビニは設置基準の根拠としての条件を十分に満たした事業所でありますので、類似した他の事業所等を含めてAED使用及び情報掲載に関わる協力依頼を直接働きかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ぜひ、働きかけのほうをよろしくお願ひしたいというところで、

AEDの設置の状況というかいつでも使用できる環境づくりも関連して、もう1点だけちょっと気になる点があるんですけれども、スポーツ関連施設というところに関して、やっぱりAEDが必要というところは冒頭でも申し上げたのですけれども、スポーツ関連に関してはやはりリスクが高いというところですね。この間、救急救命の講習でも映像としてあった事例の1つなんですけれども、心臓震盪という、いわゆる胸に大きな衝撃があった際に起こる心室細動ということで、例えば球技関係のスポーツ等々に起こる症状だというところで、これは若年関係なく若年層にも幅広く起こるような心臓震盪というところで関わるのですけれども、スポーツ関連で大きな球技場で行くと、例えば三股町内においては、旭ヶ丘運動公園ではないのかなというふうに感じたところがありました。近くには第6地区分館があるというところではあるんですけども、やはり野球場だったりとか、この間、町民スポーツ祭のソフトボール大会ということで、一番上のソフトボール場で競技を行われたんですけども、例えば、競技中にこういった事態があったときに6地区分館まで駐車場に行って、車に乗って坂に降りて右折をして、取りに行ってまた戻ってとなると、いくら地図上では近いなというふうに思っていても、やはり経路の動線でいうと少し時間がかかるのではないかというふうに感じたところだったので、一旦、この旭ヶ丘運動公園の設置というところに関する検討についてだけ最後お答えいただければというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 先ほど述べましたとおり、施設の使用状況等を見ながら旭ヶ丘運動公園、そのほかのスポーツ施設等についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 今後も、AEDというところに関してやはり注目されていく部分でもありますし、救える命を救うためにも必要な機材であるというふうにも考えます。計画的、状況を見ながらAEDの普及、また、見えやすいところに関してご尽力いただきまして、先ほど申し上げましたコンビニ等と協定、協力等も含めて進めていただけたらというふうに申し上げ

まして、私の一般質問を終了したいというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、明日に行うことにしておきます。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後4時04分散会

令和6年 第6回 (定例) 三股町議会議録 (第4日)

令和6年9月10日 (火曜日)

議事日程 (第4号)

令和6年9月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

出席議員 (12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼市民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	田中 英顕君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	島田 美和君	会計課長	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができるといたしておりますので、ご協力をお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位9番、山中議員。

〔12番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（12番 山中 則夫君） おはようございます。今日は、ちょっと三股の歴史を、ちょっと話を少し、質問は後で要旨の質問で質問席からしますので、とにかく、もう今年で何回ですかね、ふるさとまつりですよ。あれはもう30回ですかね。ほんならもう三十何回ですね。

そのふるさとまつりを提案したのは、私がちょうど東京から三股町に帰ってきたときやったですよ。そして、いつときしたら町会議員に出て補欠選挙やったですね。そのときは、町長選挙と補欠選挙は一緒にやったですよ、町会議員の選挙を。

だから、定員が2人やったのが3人出て、私は運よく2番目で当選しまして、そして、その前の平成2年に三股西小学校が開校したころや、まだちょうど30年ぐらいですね、今。そういう時期やったです。

そして、私は、議員になったもんだから、卒業式とかいろいろ呼ばれるんですよ。そして毎回

出ていました、その頃は。そして、私、親御さんにとっても、お父さんにとってお母さんにとっても、2人とも、私は三股じゃありませんから、仕事は都城やから仕事のために三股使っているんです、住んでいるんですかと言うんですよ。

もういろんな人、それは、そのときは、人口はどんどん増えていましたからね。よそから来た人は、皆そう子供さんの前で言うもんだから、子供は、まだ小学生ですよ。私は、子供さんが三股で生まれたから言った三股町なんです。

子供の前で親が自分の町を否定するいかんすよちゅう。私は、ふるさとは、三股ではないで言うから、それはいかんでしょう。子供さんが大きくなったときに、本当にあんたはどこの生まれ、出身地はどこよちゅう、そのときに、本当に三股町ですって言えんでしょう、絶対言えませんよ。私、子供は、よう聞いていましたから、その頃は。だから、それが言いたかった。

そして、その頃は、皆さん、知っていると思いますけど、三股駅が東都城駅になっちゃったでしょう、東都城駅で。私はあれも、物すごい頭来て、何で三股町が西都城駅は知っちゃるから、都城にあるから。三股にあるのに。

それで、30歳でこっちに帰ってきたとき、そして、その当時の町長のところに、2日たってから行つたんですよ。町長に、何で三股の駅は東都城駅になっちゃるんですかちゅうたら、そしたら、その人は何て言ったか。その当時の町長が、町長の娘さん同級生だから行つたんですよ。

三股で暮らしますから、またよろしくお願ひしますって言つたら、町長は、三股ももう農協も合併して都城の農協になっている。三股農協じゃなくなっている。近い将来合併するから、もう都城でいいのよち言ったから、まだ町長、合併していないですからねて言って、そして、そのときには、余りけんかせずに帰つてきましたが、あとまた来ますのでよろしくお願ひしますちゅうて、そのまま別れたんです。

それから、まだ議員じゃなかったけど、とにかく三股駅にするのに私は4年運動しましたよ。とにかく三股の玄関が都城駅ちゅうのはおかしいですよ、実際。そして、それはいろんな議員の人たちに、何人かの議員の人たちに言って、残念じゃないですかって言って。

そうして62年の2月に三股駅にまた戻つた。鉄道管理局に、そのときの町長と総務課長が鉄道管理局に行って、なおつたんですよ。62年の2月やつたです。そのときに、私は駅まで行つた。長かった、三股駅になっているから、うれしかつた、今でもその思いがあります。だから、紅華飯店とか一富士ちゅう旅館がありましたがね。あの社長なんかみんな喜んでですよ。

やっぱりそういう、私は自分のことをどうのこうの言うつもりはありません。しかし、私は、三股は、何か三股町ちゅうところは、そのときに、西小学校はこのことと思って、西小学校は何か愛郷精神がないんですよ。

三股下りちや、川であれば蓼池と北と南の川が走つちよるです、あれは、二分されるとですよ。

蓼池は蓼池の人たちの考えですよ。皆さん、そういう一つの愛郷精神がないなと。三股町が一緒になった、ああよかとこ住んじよるちゅう、私は三股町はすばらしいところだと思うんですよ、思うんですね。

そういうことを含めて、そして、町会議員になったときに、私は商工会の副会長をしてたものだから、商工会長にちょっと実績を残してやろうと思って、そのときの商工会長に三股も何かイベントをやりましょうやちゅうたら、そのときの商工会長は私の意見をすぐ取って、そのときの町長に話した。それは4月やったですよ。

そしたら、11月は、ふるさとまつりを第1回目をしたですがね。しかし、私は、続いていることは、もう30回ばかり続いていることはいいことはいいんだけど、今のふるさとまつりは、産業まつりになっていますよ。幾ら売れればいいとか、観客が幾ら来ればいいとか、そういう問題じゃない。三股町民が、この町はいいな、三股町に暮らしてよかったなと、そういう愛郷精神を持つような、そういうやっぱり町民になってもらいたいちゅう。

だから、その当時は、三股町は均衡ある発展を願うと。どこに住んでもいい町だということを思うために均衡ある発展をち言いよったが、今は何も言わんですがね。発展はしているけど。何か、そういう、だから、もっと三股を愛する気持ちになってもらいたいと思います。

それが、ちょっと要旨の1番目のふるさとのまつりを、また今年もやるのかやらないのか、そこ辺をはっきり言ってください。よろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員は、起立せんで、そこの場でしゃべってください。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。町政の諸課題の取組について。

①毎年ふるさとまつりを実施しているが、今年も実施するのかとのご質問にお答えいたします。ふるさとまつりは、平成3年から開始し、令和2年と令和3年は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となりましたが、昨年で31回を数えました。今年度につきましては、6月25日に町商工会、町の文化協会、町の観光協会、そして、農協の三股支所、そして、保育会、そして、東高校、そして、社会福祉協議会、教育委員会などで構成します第32回三股町ふるさとまつり実行委員会が開催されました。

その中で開催の是非や、1日にするのか2日間にするのかなど様々な内容が議論され、今年は11月9日、土曜日、10日、日曜日の2日間で開催すると決定したという報告を受けております。

今年も町の文化祭と併せて秋の実りの収穫祭として町民挙げてのお祭りとなるよう実行委員会を中心に開催要領や企画、予算などについて検討をしていただいているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。そのままでいいです。（「いいですか」と呼ぶ者あり）マイクだけ自分のほうへ持って向けてもらって。

○議員（12番 山中 則夫君） すみませんね。今、町長は、今年も実行するということを言わされました、やるからには、どういう意味で、このイベントをやるのかちゅうこと、町民にやっぱり、ぴしゃっと言わないといけないんです。町民は、ただの祭りだ、産業まつりだと思って、売上げが幾らいいとか、そういう問題じやないと私は思うんですよ。

だから、やるからには要旨をぴしゃっと、どうということでこういう、このふるさとまつりはやるんですよと町民に意識づけをせんと駄目ですよ。その辺はどう考えていますか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど回答いたしましたとおり、三股町は、春は春まつりというのがあるんですよね。秋は、ほとんど以前はありませんでした。

それで、福永町長時代に、秋の祭り、秋の収穫祭と、先ほど産業まつりと言いましたけれども、町民挙げての秋の、実りの秋の祭りをやろうじゃないかということで、これを実行するために、ちょうど高鍋町のほうでもこのふるさとまつりというのが開催されておりましたので、その様子を見に行きながら、三股町でも何かやはり春だけじゃなくて秋、夏は夏でいろいろ六月灯とか、いろいろなものがございますけど、秋が全くなかった。それに、やっぱり町民一同となった、この町を盛り上げる、そして、皆さんが足を運んでいただけるすばらしい祭りをしようじゃないかというようなこの発案で、このふるさとまつりの第1回が、ちょうどこの役場の駐車場で第1回が開催されたところでございます。

そのときに、やはりこの役場の駐車場、そしてまた、その南側にあります歩道を開放しまして、そこで皆さんのが集まっていた。そのために焼肉の、日本一の焼肉の台を作ろうじゃないかとか、人間早馬競争をやろうじゃないかとか、いろんな独自の催しを考案しまして、そして開催された。

そして、これは行政だけがやるんじゃなくて、農協さんも青年部とか、そしてまた、壮年部とか、いろんな形の皆さんのが、文化協会含めて、そしてまた、保育会等、いろんな民主団体等含めて三股を盛り上げようというような、その機運の祭りがスタートしたんじゃないかなというふうに思います。そういう意味合いで、秋の収穫祭として今定着しているというふうに考えます。

毎年毎年、実行委員で、いろいろなこの祭りの中身について検討されておりますので、そういう各種民主団体の声を拾い上げながら、すばらしい祭りにしたいというふうなところで実行委員会のほうで取り組んでいただいているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 町長が言うことはよく分かります。

先ほど言いましたように、何でふるさとまつりと言い出したのかちゅうのは、私が商工会長に言つたら、そのときの商工会長が町長に進言をしたんです。やはり町長も何かイベントやりたいなというのがあったから、すぐだから言ったのは4月で、返事が出たのは11月やつた。

それはよかったです。それはよかったです。だから、そのときには町長と次の町長までこの祭りはこういう三股町を自分で、自分の祭りは生まれていないけど、三股町が自分のふるさとやちゅう、そういうことを言われておったんですけど、今は全然、そういう原点はそこなんですよ。

そこで、ちょこつとでも挨拶の中で言ってもらうと、みんなよく本当に愛着が出るんですよ、三股町に対して。だから、そこ辺をちょっとまた検討してもらって、やることはいいんですよ、私は、言い出したことをやるのはいいんですよ。内容、金をやっぱり税金を使って、大分補充して、だからそこ辺を考えて、もっと周りや、いろんなそこに影響あるような、俺は三股町に住んでよかったですなちゅう、そういう気持ちにさせないと駄目ですよ、難しいですけどね、そういう気持ちちは。そこ辺を、今後もまた考えてください。

そして、その祭りのためにお金を幾ら使っているんですよと、お金をやっぱりある程度発表しないと駄目ですよ。庶民は、大衆迎合ですから、祭りやられて、金なんか全然気にしてないんですよ。すると、町に金がなくなったらまた文句言う、そういうのが問題なんですよ。

だから、私は大きなお金を使わせてもらうと言ってくださいよ。そういう気持ちにさせると、みんなは、これだけの税金を使っているのだから、やっぱり真面目に取り組まんにやいかんなんちゅう、そういう気持ちになる。ただの祭りが、そういう気持ちになるんです。その辺をよろしくお願いします。

そして、2番目の交流拠点施設整備事業に対して質問いたします。

これは、本当に私は三股の将来存亡を、成功すれば大きな上昇するし、失敗したらどん底に落ちますよ。本当に長い間、議員をしていると分かるんです。だから、もうやるということで決まったんですから、やることはいいんですが、その分を本当に自分はどういう覚悟で本当に俺が責任を持つんだというような、本当に責任をとるような、本当にそういういろんなイベント、特にこのイベントは、こういう大きな事業は初めてですよ。だから、そこ辺を踏まえて、本当に決意があるのか、そこ辺を町長、ちょこつと言つてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） まとめてもう一回ちょこつとしゃべってください。

○議員（12番 山中 則夫君） 駅前の物産館は今からどうするんですか。（「②の問題」と呼ぶ者あり） ②。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 質問要旨2番の交流拠点施設整備事業が進んでいるが、駅前の

物産館はどうなるのかとのご質問にお答えをいたします。

このことについては、令和5年12月の山中議員の一般質問で回答をいたしております。繰り返しになりますが、回答させていただきます。

三股町物産館よかもんやは、平成21年4月に開館し、今年で15年目を迎えました。4月には15周年イベントも開催されたところです。

三股町の物産販売施設として、また三股町の商工観光などの情報発信基地としての役割を担い、よかもんや協同組合により運営されております。

交流拠点施設との関係は、当初、交流拠点施設内への出店も検討されましたが、協議の結果、現在の場所で営業していくこととなったと伺っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） それは分かるんですよ。しかし、私は、今から何年前やったか、ちょっと記憶には、あったことは記憶しているんですけど、何年にしたとかじや。

そのときに、私は町長室に行きよったから、町長は物産館は、やっぱり山中さん、いかんかつたですと言うてるんですよ。言ったの私は覚えちります。いかんとなら、何ちゅうた、いかんとなら早く閉めんけえちゅうたら、いや、だから、あそこは次のとこができたら閉めますからち、はつきり言うたんですよ。

私は、そういうやり取りをしちよったから、だから、まだそれを続けるちゅうことは、どういうふうになるんですか。それは物産館じやないですよ。やっているのはいいけど、あそこの物産館は今5時で閉まるんですよ。5時じや私は調べに行ったんですよ。都城の大丸の跡にできてるスーパーあるでしょう。

私は、大河内店長に、あんたとこは何時までやるの。そしたら、私のところは8時までですよ。三股は5時ですがね。通勤客が家に帰るとこで、駅前で降りて三股町の人たちが買物に行けば閉まっちりますがね。それじや、そういう買物に利用するちゅう気持ちになるはずがないですよ。だから今だに、あそこの近辺の人は買い物に来るけど、ちっと離れている人は全然行かないですよ。閉まるの早いからですよ。

普通のスーパーは、私も商売をやってたけど、普通8時から9時までやるのは当たり前ですがね。そこ辺を何かもう一つ、もう一つ民間の、そういう決まり、規則を、やっぱり入れないと、早いこと終われば、そのためには町から補助金をもらっていれば、それも関係があるんですよ、本当ですよ。そこ辺を含めて、今後のことに対してどう思いますかちゅうことですよ。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この駅前の物産館よかもんや。これについて、町の施設じやないんで

すね。商工会の施設。そしてまた、その運営は、よかもん協同組合のほうでこの運営されていますので、町のほうでは意見は言えますけれども、運営にタッチすることはできません。

そういう意味合いで、今も言われるような店じまいが早いと、それは、私もそう思います。そういうお話をさせていただいたら、結構、人手不足と言いますかね。やはり何かそういう向こうの都合がいろいろあるんでしょうけれども、やはりこの駅前にある以上は、やっぱしある程度の時間、7時ぐらいまでは開館してほしいなというのは、一般の、町長としてではなくて、消費者としてはそういう議員と同じような気持ちになります。

ただ、こちらのほうは、意見は言えますけれども、運営自体はよかもん事業協同組合が独立した組合として運営されていますので、そこは理解してほしいなと。

ただ、やはりこちらのほうとしましても、よかもん協同組合に対して、よかもんやに対して、物産関係の依頼とか、あるいはまた観光情報のPRとか、いろんなことも応援いただいているので、それに対する、この支援というのはやっているところでございます。

そういうふうな関係ということでご理解いただきながら、言われるようなご意見等も、また町としてあったと、議会からあったということもお伝えしたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） そのできたときの話じゃないですよ。私は、議員との懇談があったときに、18人の議員で反対がほとんどだったですよ。私は、商工会の副会長しつづかから、それで、あそこに物産館を造ってよかっちゅうことで言うたですね。なんかわり、その後一銭も税金、公費は出さないちゅう約束やったですよ。

それを今は違うんだから、300万毎年やってるから、おかしいですよ。民間でやるちゅうてるんだから、そのときの議会は、議員はみんな文句、それはつくったら、もう今後一切補助金は出さないちゅうか、本人たちが運営することでやらしたんですよ。それで、賛成が多かったんです。

私は、今でも覚えていますよ。だから、そういう厳しいやり方をしないと、いつまでも甘えるんですよ。人件費がないちゅうても、町からお金をもらいますからちゅう、そういう気持ちじや駄目なんですよ。自分たちで本当に独立独歩でやっていくというような、閉めてもいいぞというような覚悟でやらないと、いつまでも甘やかしとる。それは、絶対に駄目です。三股町には、お金はないんですよ。あるちゅうのはあるけど、今大きな事業は全然してないですがね。

そういうことも含めて、やっぱりみんなの税金ちゅうか町民のお金だから、それをどこに出すのはいいけど、その辺を目的があつてちゃんと出さないと大変なことになると思いますが、もう一回言ってください。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 物産館支援にこの町のほうからお金出しどるというお話なんですが、これについては町の一般財源からは出しません。要するに、ふるさと納税の中で5つの項目がございまして、その中で物産館支援を目的にふるさと納税をしますというような取扱いがありますので、その物産館支援の枠内で、今、この財政措置をして、この支出をしているところでございます。ですから、三股町の税金で、皆さん方が納めた税金をあそこに流しておるということはございません。

ただ、今回からこのふるさと納税の使い道について、もうちょっと絞って合理化しようというような形で、物産館支援自体の枠組みというのを廃止しました。あとは、町長が判断するというような形でやっていきますので、要するに一般財源でなくて、ふるさと納税の枠内で今まで物産館支援という項目がございました。そこに皆さん方が応援した予算を今出しておるということでございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） というわけで、いろいろ理屈はよう分かるんですよ。しかし、やっぱり自分たちで商売をやつちよるから、自分たちの商売で利益が出たのをいろいろ使うのはいいんだけど、何かサラリーマンのような、自分たちも役場職員のような気持ちですよ。そこ辺をちと厳しく言うところは言って、やっぱりやってもらわんと、やっぱりそれをしていかないと、私は何回も言うようですが、あそこを造るとき、今後一切公金は、町からお金出せませんよちゅうても、やっぱりいろんなあれで出すんですがね、やっぱり。

そういうので、甘いことを言うともいいけど、厳しいことを言うときも言ってもらいたいちゅうのは、私はそう思いますよ。それは、町のためですよ。

それでは、早速、次の3番目、牛ノ峠バイパス工事の流れは、その後はどういうふうになっちゃりますか。

去年やったですかね。10月にこの工事の発会式みたいなのがあったよね、都城のあれで。それで、その後はどういうふうになっちゃよるのか。工事が進んでいるんですか、工事はまだ進んでいませんということで説明が全然ないから、私たちはみんな分からんです、あれ。そこ辺はどうなんですか。町長に聞いてみる。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 牛ノ峠バイパス工事の流れは、どうなっているのかのご質問にお答えいたします。

国道222号、牛ノ峠バイパスは、平成10年以降、事業休止の状態ですが、町といた

しましては、バイパス整備により大規模災害時には、既存の国道222号とダブルネットワークを形成し、救命活動や物資の輸送等を支援するほか、観光や経済面でも大きな効果を発揮することが期待できると考えおりますので、都城市、日南市、民間協議会、地元公民館長など関係機関と連携し、早期事業化の要望を行なっているところであります。

今後の流れといたしましては、引き続き関係機関と連携して要望活動を行うほか、県が今年8月に設置した県南・県西地域の幹線道路に関する検討会において、地域の将来を見据えた整備の在り方を検討し、事業再開に至るまでの様々な課題を解決するために関係機関と議論を重ねていくことになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 今ので分かるんですけど、この牛ノ峠バイパス工事の最初に、今から3年か4年前に都城に私は、都城の市長に会いに行つたんですよ。そしたら、市長がちょうどそのとき宮崎に出張で会えないちゅうことで、私は、そしたら、副市長の児玉さんちゅう、去年亡くなられましたけど、その児玉さんて副市長が出てきて、「ちょっと山中さん、よう知つちるもんだから、ちょっと山中さん話があるんですけど」ちゅうて、副市長室に連れて行つたんですよ。何の話ですかかち、私は三股の町会議員で、あんたは都城の副市長ですがね。

そしたら、そのときに、この牛ノ峠線を何とか三股町から発起してくれんですかちゅうから、何で都城がしないんですかちゅうたら、いや都城は、志布志線を考えていますから、三股町から未舗装になっているのは8キロぐらいの農地で7.1キロは三股町の道路なんだよ。だから、三股町の商工会とか、そういうのから発起してくれんですかち言うから、そりや私は力はないけど、私も商工会長とか、いろいろ話をしてみますと。そうして商工会長にも言った。もう一つピンと来ない。

そして、宮村地域の20軒ばかりは回りましたよ、ほとんど。中村新さんとか、ここ通る道路だから、これは大事だから、あんたたちもみんな発起してよちゅうた。発起しないと、地元の人はしないと駄目だよちゅうことで、いろんな人と、うちは都城の商工会議所の人に相談して、九南の社長、安田さん、あの人とも会いました。

そして、本当は、去年の5月に発起すると、日南とかあっちのほうが喜んでいるんですよ。あっち側も市会議員と話をする前に、向こうはこっちに出てくるには、どうしても必要な道路だちゅうことで、すぐ乗ってきたですよ。

そして、三股町の商工会長にも語ったりして、そして、立ち上げが、本当は去年の5月に立ち上げる予定だったけど遅くなつて、共同ですると。日南と三股町、都城と一緒にしてくれちゅうことで決議があつて、それで、去年の10月に発起したんですよ。都城の市長が会長なんですよ。

私は、去年言いましたがね、町長にも言った。三股町を通っている道路だから、国道だから、通う人が、三股町のお金使わんでいいんですよ。国道だから国が出してくれるから、それで頑張らないかんとですよ。

どう考えても、あそこの道路は、牛ノ峠線は大事な道路ですよ。志布志線なんかは、三股町には大して、少しあは影響はあるかもしらんけど、たいしてないでしょ、あれ。通っていないですよ、あれ。

そこ辺を俺がやるというような、やっぱり気迫が欲しいんですよ。そういうことを都城の会長、副会長は、三股町と日南かは違う人、そういうようなことで、だから私はあれからすぐあるマスコミのところに行つたんです。

マスコミが、何て言ったと思う。あの牛ノ峠線は、都城の会長になっている、あれはやる気あるんでしょうかねて言うた。本当にやる気あるのかって言ったんですよ。

だから、そういうことで、本当に大事な今も大きな視点で考えないと、三股町だから三股町だけで考えちゃ駄目ですよ。ああいう道路は大事な道路ですから。日南から、日南、串間からも来れますから。

五本松もそういう、やっぱりそういう対外的なことを考えていかないと、三股町の人間だけで五本松でもやろうて、それは駄目ですよ。やっぱりよそから来るか来んかは別で、環境をつくってやらんと、来るような。

そういうことを含めて、だから、バイパスこの牛ノ峠線は、宮村も非常に期待を持っていますから、宮村の人たちとも話をしたりして、一日も早くバイパス工事が終わるように努力してもらいたいと思います。よろしくお願ひします。答えがあればよろしく。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 牛ノ峠、本当、都城から、都城市の安久町を結ぶ 7.1 キロ、これが未開通と。全体で 20.6 キロ、そのうちの 13.5 キロは一応供用開始されていますけれども、あと残りが橋梁とトンネルというような形で大変な事業費がかさむ事業じゃないかなと思います。

今、県のほうでも、県といいますか、国のほうでも東九州自動車道の日南路線のほう、それと北のほうの中央の自動車道。そちらのほうが喫緊の課題ということで今取り組んでいらっしゃいますけれども、そして、その中で志布志道路のほうも今年完成するというようなことでございまして、その次にどうなるのかということで、県のほうにも一生懸命、我々としましても町単独でも県の県道整備課のほうにもお話を聞いたところでございます。

これはもう都城市、そして、日南、三股町、そして、その行政のほうと、そして、あとは民間のほうの商工会関係、そちらのほうとも連携とりながら、また、スクラムを組んで取り組むことが大事かなと、一緒になって取り組むことが大事かなと思います。

そういう意味合いで、今この組織の負担金としまして、人口割と均等割でこの予算編成しまして、陳情活動とか、いろんな取組をやろうということで、今年、今月の9月21日に、また都城市のほうのM J ホールのほうで決起集会をやります。去年は、10月でしたけれども、また今年もやろうということで、毎年そういう形で、国会議員とか、また九州の整備局も呼んで、そして、機運を盛り上げていこうということで約1,200人規模を予定しています。

また、もちろん地元の公民館なんかにもお願いしまして、そちらのほうからも出席して機運を盛り上げていこうと。取りあえず三股町全体を盛り上げるということは、まずちょっとまだ早いかなと。まずは、地元に理解していただくというようなことで、そしてまた、行政のほうもたくさん参加いたします。そして、民間のほうも商工会を含めて参加していただいて、そして、また議員さんの方にもお願いしていますけれども、そういうことで盛り上げながら、事業再開というのは非常にハードルが高いという話でございます。県のほうも先ほど言いましたように、この南のほうと、そして北のほうの道路整備を喫緊の課題です。それを踏まえて、この牛ノ峠のほうも力を入れていただこうということで努力はしたいなというふうに思っております。

そういう意味では、長期戦でありますけれども、それをいかに前倒していただけるか、事業再開に結びつけるか。これは、本当地域の熱意かなというふうに思いますので、また一緒になって努力、そして、行動したいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 最後になりますが、とにかく熱意を持って、町長も東京に行ったりするわけですが、東京なんかでも、やっぱりいろいろお願いするところは、今政治家はやっぱりお願いするときはしていくと、やっぱり向こうも人間ですから、どうしてもやってできることはしてやろうかなちゅう、そういうことをすることによって、だからいろいろ今やっても、名前言うとあれですけど、財務省に、本庁に私の知っている人がいるんですよ。本庁、宮崎県から一人ですよ、その人は。そういう人たちを三股町を何とか町長がお願いに来た。何とかしてください。できることはしてよちいうのをお願いするんですよ。

やっぱり東京に私は6年前に行ったときも、あのときも松下新平さんの事務所に寄って、各国会議員のところずっと回りましたよ。やっぱりそういうことは、やっぱりしていかんと、そのときだけお願いしますよちゅうの駄目なんですよ。やっぱり人間がやっちょることだから、やっぱり何とかしてやろうかねち、そういう気持ちになるといいんですけど。

だから、議員がいろいろ調査に行くときも、私は宮崎の議員のところを回って挨拶回りしろよと言うんですよ。やっぱりそういうことはやっぱりいろんなことをお願いに行くときは、だから私は松下新平さんのところを行ったときも、古川代議士のときも、三股町の町長が来たら、また

できることは協力してよっち言うんですよ。やっぱり、そういうことが、やっぱり町長のためにもいいし、三股町のためにも絶対いいんです。

だから、話が変わりますけど、交流拠点ですよ。これだけはもう可決して通ったんですから、今から一生懸命、町長が俺が責任取るんだちゅうような、本当にそういう、本当の気持ちでやつてもらわないと、あれは大変なことになりますよ。

将来、あれよかったですね、これよかったですね、本当にいいという、成功すれば物すごく大事なところです。しかし、失敗すれば三股町の存亡に関わることですよ。よろしく、その辺をよろしく、いろんな、そのかわり町民に、我々にもだけど議員にも、あること、マイナスのことでもいいですから、あったことは、いろいろ情報を流してくださいよ。よろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今お話の中で、国への陳情関係のお話が出ました。ちょうど交流拠点施設整備事業、この関係では、今、国土交通省の都市局の局長が、前、県の副知事だった内田さんなんですね。三股にもよく何回も来られて、三股の事情よくご存じです。今、都市局のほうのそういう、まちづくりのトップになっていきます。

その隣に、また審議官ということで鎌原さん、この方も副知事でしたので、非常に宮崎県でやりやすいんですよ。今年の4月、この前挨拶に行きましたけれども、本当に今がチャンスかなというふうに思っています。

都市局長、そしてまた、審議官、この内田さんと鎌原さん、このあたりのところのネットワーク、ちょうどそのときにも、この三股町の都市再生整備計画のお話もさせていただきました。三股町は、こういう形でまちづくりやっていきますよと。ぜひまた詳しいお話を聞かせてくださいということでございましたので、また時間を見計らって連携を取りながら、国の方に説明に行きたいなというふうに思っています。

そういう意味で、今言われるのように、財務省の方もいらっしゃいますので、また山中議員のネットワークを利用しながら、また挨拶に行きながら応援をいただく。

そういうふうに、県もそうですけど、国の方にも、結構、宮崎県と顔をつなげる人たちがいらっしゃいますので、本当にそういう意味合いで、しっかりとこの事業を成功させるための努力はさせていただきたいというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 時間があるので、山中議員、最後お願ひします。

○議員（12番 山中 則夫君） 最後ね。いろいろ町長、協力するときは協力しますから。言ふことは、言ふときは言いますけどね。それでいいんです。お互いにいいことばっかり言ふと駄目や。やっぱりいかんことは、いかんとですよち言つて、これで、いい方向に持っていくのが、町会議員、我々議員のやっぱり役割だと私は思ふんです。

それで、余計なことやけど、今職員がおって財務省にいるんですよ。私が40年付き合った中山成彬さん、あそこの息子は財務省にいるんですよ。都城の池田市長ともツーツーですよ。あそこの息子のほうは、私が東京に行った時に言ったんですよ。私は、宮崎県三股町の人間ですから、よろしくお願ひします。本當です。やっぱりそういう気持ちに、余分ですけど、よろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位10番、新坂議員。

〔7番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（7番 新坂 哲雄君） 皆さん、こんにちは。通告により、10番、新坂哲雄でございます。

本町では、カーボンニュートラル推進をしておられます、太陽光蓄電池設置について、蓄電池が日本製であれば問題はないと思われますが、輸入蓄電池の場合、NTT、ソフトバンク、auの鉄塔が各地に建っておりますが、通信に影響が、輸入蓄電池を使った場合、通信に影響が出ると話が出ております。細心の注意が必要となります。

続きまして、本題に入らせていただきます。

宮村すみれ保育園北側道路、雨水・排水対策についてお伺いをいたします。

1番目のU字溝両側が土砂で埋まっているが、その対策について伺いをいたします。

あとは質問席について、お願ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 宮村すみれ保育園の北側道路の雨水・排水対策について。

①両側のU字溝が土砂で埋まっているが、その対策はの質問にお答えいたします。

該当箇所は道路の左右に畑が隣接しており、議員ご指摘のとおり道路の両側に設置している側溝が埋塞している状況であります。現場状況から畑の持ち主や使用者が畑への乗り入れ等のために、側溝を埋めたこと、畑をより広く使うために側溝の上に土羽を形成したことなどが原因ではないかと推測されます。

この場合、町といたしましては原因者が原型復旧を行うよう指導していくこととなります、利用形態が農道であり、周辺家屋への影響もないことから、優先度等を考慮し対応を判断してま

いりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 資料の1番を御覧ください。

電柱があると思うんですが、そこまでは側溝があるんです。それから先が側溝があるんですけど排水が効かないために、電柱の一番西の側のほうに水がいっぱい流れていく状態です。

それで今、右側の斜面になっている緑の芝生が見えると思うんですが、ここは私はU字溝はないと思っていましたけど、掘ってみたらU字溝500ぐらいのU字溝があります。

なぜ、今までこういう状態になったのか、不思議でなりませんでしたが、ここの対策をもう一回お聞きしたいと思いますが。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 町長の答弁でもありましたけども、町道の両脇に側溝は議員も言わされましたとおり設置されておりまして、答弁の中でもありましたとおり、どうも地元の畠を使う方、持ち主の方が埋めているというふうに推測されます。

ですので、町といたしましては元に戻してくださいと。健全な状態に戻してくださいというふうな注意をして、指導していくようなそういうことになります。町のほうでこの土砂を引き上げるということは、もともと維持管理はもちろんやっていますけども、故意に埋められたものについては是正する、させていくというのが本来のやり方だと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 私たちの考えとはちょっと違うと思うんですけど、右側は都市計画の担当と聞きました。西側のほうは農林振興課の担当と聞きました、どこかの課もここに立ち会いをさせていただきましたが、やっぱり側溝までは町の責任であるんじゃないかなと思っているんですよね。

ここはあと民間で片づけろと、水路を元にしろということは受益者ではできないんじゃないかなと思っているんですよね。側溝までは町の役目じゃないかなと思っておるんですけど、そこ辺は見解はどうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） お答えいたします。

通常、風雨により土砂が堆積していると。流れを阻害していると。その流れが阻害されたことによって被害を受けている土地があるだとか、人家のほうに流れているだとか、そういうご要望というか、苦情といいますか、そういう連絡はほかにも来ておりまして、その都度の対応さ

せていただいているところです。

しかしここの場合は、自然に埋まったとはとても言い切れないほど、側溝はこの土をのけてスコップとかで掘り下げていかないと側溝が現れないぐらい埋められております。埋められてという言葉どおり、人為的に埋められております。

ですので、それは役場のほうで、町のほうでそれを維持管理という意味で清掃したりだとか、土砂除去したりだとかというのではなくて、原型に戻していただきたいということで指導していくということになります。

例えば、舗装面、これ側溝だからあれですけど、舗装面を町に黙って痛めてしまったとか、何か細工しただとか、そういったときには町のほうは元に戻しなさいというのは理解していただけたと思うんですけど、それと同じに自然なものではない。故意にそこを埋めたということであれば、地元の方、その埋めた方に元に戻していただくというのが通常というか、そういうふうに町のほうはやっておりますので。今回もそのケースに当たるというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 答弁を聞くと、ここは民間でやれということですかね。これはやっぱり受益者に言っても、これはけんかの話になると思うんですよね。やるかやらんかになつてですよ。

こここの図面では、ちょっと手前のほうから写真を撮っていないので、手前の人家があつて、排水が途中まで来ておつて、それの排水ができないわけですよ。道路は流れるんですよ。水が。おまけに中学校の通学路でもあつて、雨がガンガン雨が水が流るとこを自転車で水しぶきを上げながら通つていく人がおるんですよ。ここは。

だから、水路は大事なんですよ。排水を。なんか必要性がないような感じを受けますけど、これはやっぱり通さないと、きれいにしないといかんと思います。後から触れますけど、農道の件も水が出てきて、排水が効かないから道路を水が流れていく状況なんですよ。これは解決策をなんか、民間がやれというようなことじやあ、私は納得がいかんと思うんですよ。

やっぱ水路は水路で保たないといかんわけですよ。この奥のほうに家が見えますけど、これに勾配でずっと下がつていていますよね。この周辺を見ますと、農地はほとんど有効に水路が効いていません。どこかにか水が、一極に水がたまって畠の中に水がどんどん落ちる状況なんですね。

今後の対策はどう考えられますか。農地課かどちらか分かりませんけど、こっちは、西側は農政課、東側は都市計画、どっちが担当が一番重みがあるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 農道的にそういう効果は農道だと思いますが、町道認定されて

おりますので、私がお答えしております。

先ほどから申し上げて繰り返しになってしまふんですけど、故意に埋められたものを、極端にいいますと税金を使って取るというその行為が、ちょっと違うのではないかというふうに考えて、先ほどから答弁しております。

議員がおっしゃるように、側溝が大事だということはもちろんです。それはもう私もさっきからお答えしていますけど、側溝の維持管理というのは常にやっております。ですので、ここも維持管理をすべきだという議員のそのご指摘は分かります。

分かりますが、この原因は、原因をつくったのが地元の方、故意に埋めたのであれば、それは埋めた方が除去する。それが通常でございます。そこまで、町のほうで税金を投入してまた掘つても、地元の方がよかれと思って埋めているわけですから、取ったとしてもまた埋めますね。それは言うに推測ができます。

ですから、そういうのをさせないように、指導はしていきます。ここに埋めないでください。元に戻してくださいという指導はできます。ただ、税金を投入してそれをのけていきますっていう、ちょっとその答えにはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 要望が上がった以上は、解決策を考えないといかないと思うんですね。どういう考えでしたら解決するんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 解決に向けて地元の方にこういうことをしないでくださいということでお話しして撤去していただく、もうそれしかないというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 近辺の受益者に関連してくると思うんですけど、やっぱり民間に任せちゃったら全然前に進まんと思うんですよ。役所が中に入って、受益者を呼んで、こうこうやってくれというぐらいの強くやらないと、これはここ二、三年で詰まったような感じは受けません。

だけど、解決せないかんじやないですか。水が道路に流れるわけですから、皆さん雨が降ったとき、この状況を見てくださいよ。かなり水が流れますよ。この電柱の手前に人家があるんですけど、そこまで側溝があるんですよ。そこから水がはけ場がないわけですよ。道路に流れんわけにはいかんわけですよ。

そういう受益者と、懇談か何かされる計画を持っておられるなら、私も説明をしますよ。その

聞きっぱなしで知らないとか、自然に土を埋めたとか、そういう話では解決しないと思うんです。解決策を考えてください。もう一回お願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 先ほどからお答えしているのは、何もやらないと言っているわけではなくて、地元の方たちにお話して、その対応をやるということなので、しないというわけではないです。

だから、改善する方向で調整をしていきます。ただ、役場が除去するのか、地元の方が除去するのか、埋めた方ですね、埋めた方が除去するのかっていう回答をさせていただいただけで、やらないというわけではなくて、もちろん先ほどから説明しておりますように、側溝は役に立つてなければ何の意味もありませんので、そこは側溝が詰まっているところはそれを解消しなければなりません。それはやろうというふうに考えております。

ですので、議員おっしゃられたように、地元の方たちを集めてお話を来て、ここを元に戻していただきたいということは考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 一応、東側のほうは都市計画の担当で、今お話を聞きました。

それでは、西側の電柱があるところの農林振興課の対応についてお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） この道路につきましては、町道認定されていますんで、今都市整備課長がお答えしたとおりでございます。農道という部分は、この新坂議員が資料を提出されていますが、この③、③の農道が崩れている場所というのがございます。

ここは、こちらは農業振興課が管轄する道路ということでありますんで、道路がどちらが管理するのかということにつきましては、町道、農道というところで分けさせていただいているんで、この③の分は農業振興課が管轄する部分ということで認識いただければと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ここの水路のU字溝がきれいになるような施策はどういうふうに考えておられますか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 今申し上げましたように、農道という部分はいわゆる私どもが管轄する部分でありますんで、こちらについてはお答えさせていただきます。

ただ、町道の脇に敷設されているU字溝、こちらは都市整備ということで区分けされていますんで、この農道という部分であればお答えさせていただきますが、よろしいですか。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 私は解決策をどうするのかを聞いているんですよね。今までの状態では、水は畠の中にどんどん落ちますよ。それ、家主がするんですか、水路は。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 畠を持たれている方、畠を使っている方が埋めているんではないかという推測の基にお話をしておりますけども、側溝が詰まっていることで水は畠に落ちます。それはどこの畠に落ちるかというと、その埋めた人の畠に落ちるわけです。

ですので、自分が埋めて自分の畠に水が来る。であれば、本来、水が来たら困るのであれば、側溝の土を自分で元に戻すというふうに考えますが、役場のほうにも何も話は来ないし、自分たちも埋めたら埋めたままということであれば、畠に落ちても特に何も支障がないと考えているのではないかというふうには思いますが、その話と側溝を、機能が十分になつていないと、できないということはまた別の話ですので、解決策は先ほどから申しました地元の方にお話を来て、原因者、土を埋めた方、側溝を埋めた方に上げていただく。そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 堂々巡りといいますか、話が、これは詰めができないような感じを受けますけど、この電柱のところの側溝は畠をトラクターでどんどんどんどん削つていけば、U字溝が低くありますよね。電柱の近くはなんかそういうような感じを受けます。

私も現地を見ました。側溝が、どんどん畠側に低くあるような感じですよ。側溝から直さないと、この水が流れるような状況にはならないかなとは思っています。ここ辺は最善の努力をして元復旧してもらって、早く上から真っすぐ水が流れるようにしてもらえないでしょうか。それを切にお願いいたします。この件はもう話が、もう切りがないと思うんですけど、だけど解決する方法をとってください。それはいついつという返事をまた聞きます。よろしくお願いします。

3番に触れますけど、農道が崩れているが舗装工事はできないか。資料3番を見ていただければ分かると思います。担当の方、よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） ③の問題だね。農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 当該箇所につきましては、7月2日に新坂議員と地元住民お二人の立ち会いの下、農業振興課の担当職員3人で現地を確認いたしております。

先ほど言いましたが、この道路につきましては町道にぶつかる部分でありまして、いわゆる裏道ということで認識いただければいいと思います。こちらについては農道ということでありますんで、農業振興課が管轄いたします。

この農道なんですが、恐らく土地所有者か、地元住民でU字溝または塩ビ管が敷設されていた

というふうに思います。現地は私も確認いたしましたが、この農道いわゆる舗装されていない道路ですけども、この脇のほうにU字溝と塩ビ管が敷設されておりました。

この状況なんすけれども、U字溝は先ほど町道にもありましたように、埋塞、土で埋まっていまして、また塩ビ管は途中で割れているというようなことで、この排水機能が全く機能していないということありました。

当然、この農道から町道のほうに水は流れているということでありまして、まずは農道の排水機能が全く効いていないということが一つあります。つまり、これも先ほどと一緒なんですが、町のほうで敷設しているものではないということありますので、当然この崩れているところは修復されるべきなのかな。

あるいは、ただ修復しても町道のほうに行きますんで、町道のほうは道路に流れるということなので、この農道の排水機能が効いていない、これを果たして地域の方、あるいは地権者の方がされるかどうかということについては、町のほうでどうしろということは言いませんので、今後その地権者あるいは地元の方がどうされるのかということについては、お任せするということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 先ほどと話が前後するか分かりませんが、ここの農道のところにですよ、すみれ保育園のほうに排水が効けばいいんですよ。こちらのほうに一挙に雨水・排水が流れてきて、この農道がえぐられてここ低くなっているんですよ。これを防止するために舗装をやったほうがいいんじゃないかと、私は思うんですよ。

その横に、排水を設けてもまた先ほどの排水に乗っていくわけですけど、やっぱり一つのことが全部つながってくるんですよね。そこ辺のやっぱ水路が結構ありますよ。七、八反ぐらいある畠の水路、排水が全部ここの農道のとき来るわけですよ。

隣りの人もここがどんどんほげると。言い方悪いしかれんけど、水の力でえぐられてきてるんですよ。ここが。だから、それをなくすために舗装したらいいんじゃないかと思うんですよ。いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 先ほど言いましたように、この農道は裏道といわれまして、実際、畠が数枚あります。この畠の乗り入れがどこかといいますと、すみれ保育園の前を東西に通っている道路。こちらから、その畠は機械が入るということでありまして、この畠の出入りについてはこの裏道は利用されていないというのが確認できました。

つまり、じゃあこの道路はどう舗装すべきではないかというご質問なんすけども、この道路

は農地への侵入道路として利用されないということが1点。そして、一般車両への農業用車両などの使用頻度が極端に少ない状況です。したがいまして、舗装整備につきましてはその優先度は低いというふうに判断いたしましたので、現在のところ考えておりません。

ただ、先ほど議員のほうからも言われませんように、この道路が雨水によって表面が削られているような状況が確認できました。したがいまして、状況が著しく悪化した場合には農業振興課のほうにも連絡いただければ、その状況を確認して砂利等の原材料を提供するなどの措置については考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） なんか話を聞いちゃっと、全然前向きなような考えでは持つておられないで、なんか排水をですよ、雨水・排水をどうかせないかわけですよ。やっぱ舗装せんとか、やるとこじゃないとか言われても、雨水が一番問題なんですよ。

だから、ここを排水を重点に考えてもらえないとい、このところの水も結構ありますよ。私も雨が降るたんびにここを見に行きました。横に排水を、U字溝入れないと水がはけないです。どん詰まりは今のさっきの話になってくるんですよ。その水が、全部道路に流れる状況ですよ。なんか解決はもうちょっと、ことは考えられないんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 先ほど来お話ししますように、この裏道、農道ですね。いわゆる農道からの水は、当然この町道のほうに参ります。町道のほうでやって水が流れていくということになります。

この畑、畑の水とおっしゃいましたけども、その畑の水は先ほど言いましたすみれ保育園を東西に延びています道路、このところに排水路がありますし、そういったところに行くんではないかということで、畑の所有者からここをどうかしてくれということの相談は現在のところを受けておりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 私は、ここは、近隣の人たちから何回も言われてここを見に行きました。すみれ保育園のほうには排水が乗りません。勾配が北側に向いていますので、あっちには乗りません。その水を、先ほども何度も言うように、解決策を図らないかんわけですよ。それを舗装もしない、排水も地域でやりなさいということでは、あの辺一帯の住民から要望を受けても、私は返答に困ります。そういう返答では。なんか前向きな話を聞きたいです。今日は。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） まず、畠のこと、今お話ありましたけども、この畠耕作者の方からこちらに排水路のことについてどうかしてくれということの要望は全く聞いておりません。恐らくですけども、この牛舎、牛舎がこの角地にあります。このところが若干問題なのかなというところではあります。推測です。あくまで。

ただ、先ほど言いましたけども、この牛舎に面している裏道ですね、ここはその先ずっと先ですね、入ってずっと奥に行きますと、また畠があるんですけども、この畠の所有者、ちょっとこの辺は分かりませんが、畠の所有者あるいはこの地域の方々がされたのかどうか分かりませんけども、U字溝が敷設され、一部は塩ビ管が敷設されています。これも完全に機能していないということです。

つまり、そういったことも踏まえて、ここが機能していないということからも、この水がたまる、いわゆる道路に落ちていくということだろうと思います。

これにつきましては、牛舎の持ち主の方が一部困られているのかなというのは、十分推測できますけども、この辺りは今後敷設されている痕跡もありますので、この辺りまたご本人たちでどうにかこう対応するような形でないと、今のところはちょっと無理なのかなということです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 課長と私と話をしたって、話にならんと思うんですよ。なんか機会があったら、周辺の住民とそういう話を、じっくり話をしていただきたいと思います。

それは私もあつこの地域じゃありませんけど、要望を受けたらやっぱり解決方向をたどらないかんわけですよ。やっぱり今までのことでは、周辺は納得されないかと思うんですよね。何も手を打たないわけですから、効果がないかといって言われたらもう一言ですよ。その件は一応、何回語っても前進しませんので、一応住民との話合いで説明してください。私があの辺を集めます。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） この場所につきましては、7月2日に現地で協議いたしました。それは議員もご記憶があると思います。このときに、牛舎の持ち主の方が水がたまるんだというようなことは聞いています。

この抜本的な対策というものについては、もちろんこの牛舎の持ち主の方と、我々も含めてどういう解決策があるのかということについては、現地でまたお話ししたいというふうに思っております。

ただ、先ほど畠、こちらについては畠に水が混入するかどうだこうだということでの苦情というのは受けておりませんし、またこの方とも会って話はしているような記録もありますので、そこでそういう問題を指摘されたということは記録にもなかつたので、恐らくこの牛舎であろう

というところで推測しますので、こちらについてはまた、当事者の方とお話しするなりして一緒になって考えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 私もこの周辺をずっと見て回りましたが、本来なら水田であれば側溝は水を流れんと水が必要ですので、水路も完璧にきれいになると思うんですよ。周辺は全部畠ですよね。水を必要しない、排水もいい加減、草ぼうぼう、土が埋まっているところはいっぱいあります。

こういう状況では、やっぱりどこかにかしわよせが水が低いところに来るわけですから、そこ辺も考えてもらって、これを先ほども何度も繰り返しますけど、水がはけ場がないって道路が排水路じゃないわけですから、排水をぴしゃっと確保してください。これで、受益者等はこっちからまた説明をされるわけですね。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 7月2日のこの立ち会い、結局、現地立ち会いのときに、特に問題だというような指摘をされたのが、この牛舎の方ということで聞いております。

先ほど来お話ししますように、排水の問題、今後牛舎に水がどれだけのものが、排水、水がそこに入ってくるのかというような実情もきちっと整理して、一緒になって対応策については考えようということで、決して我々がその相談に乗らないということではないので、十分それは今後やっていきたいということです。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 何度も繰り返しますけど、水路をきれいにしていただくように善処をお願いをいたしまして、この件は終わりたいと思います。

次に、島津紅茶園切寄線の道路拡張について、1番の用地確保はできているのかをお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 島津紅茶園切寄線の道路拡張について、用地確保はできているのかというご質問にお答えいたします。

町道島津紅茶園切寄線では、道路幅員の確保を目的として、平成21年度から道路整備事業に着手しており、令和6年3月末時点の用地取得率は約93%であります。なお、今年度の工事発注箇所の用地は確保できております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 用地はもう、完全なる完璧な状況で用地は確保されているわけですね。予定のとこまではもう確保しておられるんですね。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 一部ですね、まだ買えてないところは確かにあります。ありますが、まだ工事を予定している箇所がたくさん残っておりますので、そちらのほうを実施しながら、交渉を進めていくという形になりました、今の段階ではできていないとか、買えてないとかというわけではなく、計画的には進んでおります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 用地買収は先だろうと思うんですけど、これが済まないと幾らでも遅れて仕事が進まなくなるわけですよね。あと残りの距離がどれくらいあるのか、完成の距離までですよ。これも新年度で全部完了するのか、そこ辺をちょっとお聞きしたいんです。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 2番の質問ということでよろしいでしょうか。では、全体の完了予定はいつ頃かとの質問にお答えいたします。

当工区は、これまでおおむね計画どおりに整備を進めておりますが、全体延長が約2,500メートルと長いことから、工区全体の完了には時間を要している状況であります。

このことから、それぞれ拡幅工事の完了後には速やかに部分供用を開始し、整備効果の早期発言を行っております。

工区全体の完了予定と、時期といたしましては国の交付金の予算措置も関係があることから確定はしておりませんが、5年後の完了を目標としております。

先ほどのご質問で、残りの延長ということをご質問がありましたので、残りの延長はですね約700メートルということであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ここの計画は、当初5年程度でやるという話を聞いておりました。もう既に20年を過ぎているのかなと思っています。何でこんなに時間がかかっているのか、やっぱりあっこを利用する人はせっかく手前まで広がって、下のほうに勝岡の方へ下りれば楽ですけど、やっぱり入口が一番ネックなんですよね。あっこを早く完成をして、予算をどげんかしてあっこを早く通るようにしたらいかがでしょうか。もう何年かかるんですか、ここは。

ほかのところに予算を回すのも必要かもしらんけど、あまり時間がかかりすぎですよ。梶山の人たちがもうしょっちゅう電話があって、あれはどげんなつちよつとかなどげんなつちよつと

返答ができないですがね。そこ辺をもうちょっと。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 確かに時間がかかっているというのは否めない。平成21年度から実施しておりますので、理由といたしましては年間の事業費、今回、今年度は4,000万の工事費、事業費を持っておりまして、それを投入して整備を行っておりますが、先ほど答弁の中にありましたとおり、国の交付金の予算措置に関係があります。

町のほうが幾ら要望しても、それどおりにつくかつかないかというのは分からぬところがありますので、不安定な部分はあります。確かに時間はかかっておるの間違いないです。早期に整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 予算をたくさん取っていただいて、早くあそこを完了していただくようにお願いをいたします。

次に、長田峡公衆トイレについてお伺いをいたします。

観光地と書いてありますけど、観光地なのか、そこ辺は不思議でありますけど、トイレ使用が多いために増設はできないか、現在、男子トイレが1個だけです。近くの人の話をいろいろと、観光バスが来てみんなあっこで、入り口ですと並んでいるということをよく聞きます。

一時的なものであっても、この状態では個人のトイレと一緒に、ここは公のトイレを造るにはちょっと狭いような気がするんですけど、そこ辺のところはいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、質問事項3、長田峡の公衆トイレについて、要旨①番、観光地のためトイレ使用が多いが、増設はできないかとのご質問にお答えをいたします。

長田峡の公園トイレは、平成9年度に自然公園ふれあい施設整備事業として一体的に整備を行いました。観光地として、長田峡に多くの人が集まるのは椎八重公園ツツジ祭りや上米公園桜祭りの開催時期、また地元有志の皆様による長田峡ライトアップや地元加工グループによる農産物販売などが挙げられ、トイレの使用も頻度が上がると考えられます。

しかし、年間を通じてトイレの使用が多く、増設しなければならない状況であるとは言えず、現在のところ増設の計画はございません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 課長も一日あそこに立つよって、どれくらい使用があるのか、一回眺めてください。写真で見るよりは、あそこは33号線沿いで結構トイレを使う人が多いで

す。現状を踏まえてください。

それと、こういうトイレは洋式に変えた方がいいんじゃないですか。掃除に来られる人も、外部が来てあそこにトイレ行ったら、もうできないぐらい汚いということも、何回も聞きました。掃除する人は大変でしょうけど、洋式に変えたほうが掃除も楽だろうと思うんですよね。

この周辺には単車の若い者が固まって、なかなかトイレに行けないという人もいますよ。朝晩には単車のグループがあっこへんにたまっているんですよ。警察に呼んでくださいと言ったら、警察を呼んだときはもういないんですよ。呼んだ人が困りますよね。

夜中にうち辺は、ちょっと列外になりますけど、夜中に単車がガンガンガンやるんですよ。寝静まった頃に、人家があるとこだけをダンダンダンダンやるんですよ。びっくりしますよ。

12時かその頃ね。集団でやってきて長田峡から裏の方に回って、川んぐるいをダンダンやるんだから、まだ響くんですよ。そういうのも調査してもらわんと、ちょっと列外な話をしますけど、長田峡に関してはそういうこともあります。

最後に町長にお伺いしたんですけど、長田の今後の在り方とか、何か方向性をもうちょっとはまりのいい声を聞きたいんですけど、町長いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） ②がまだ残っています。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ちょっと例外ですけど。

○議長（指宿 秋廣君） ②が先にあつたんで。企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 要旨②番、和式から洋式に変更はできないかとのご質問にお答えをいたします。

洋式トイレは和式と比較して椅子に座る姿勢で用を足すことができ、足腰に負担がかかりにくく多くの人が楽に使用できます。各家庭における洋式トイレの普及により、公立学校などでも洋式化への動きは加速していると伺っております。

一方で、洋式トイレは他人が使用した後に便座に座ることが、衛生面で不快を感じる方も一定数いるとの意見もあるようです。長田峡公園のトイレにつきましては、多目的トイレに洋式を設置しておりますので、そちらをご利用いただければよいかと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） これは洋式にはできないちいうことですかね。考えられないんですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ご存じのとおり、男子便所は小便器が3つと、大便器が1つ和式がございます。正面に多目的トイレがありまして、そちらに洋式がございますので、そちらで

ご利用いただければと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 女性用は3つぐらいありますよね。やっぱり女性用のところには、男性はちょっと用足しにはいいけないと思うんですよね。男性のほうを私は言っているんですよ。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 女性用のトイレではなくて、多目的トイレというのが真ん中にございます。向かって右側が男性トイレ、向かって左側が女性トイレ、正面が多目的トイレになっております。多目的トイレに洋式がございますので、ご利用いただければと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） トイレの話をしておりますが、私も観光地をあちこち歩いているんですけど、観光地にしてはトイレが昔の考えというか、きれいなような感じを受けないんですよね。もうちょっとモダンなような形にできないんですかね。

木を活かしたような、地域に密着したようなトイレを造らないと、これは魅力がないですよ。トイレから大事ですよ。これはこれで終わりますけど、最後に町長に今さつき言った話をちょっと考えておられることをお聞きしたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 長田のこの公衆トイレの件についてですか。それに限って。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 総合的に話をしてもらって。

○議長（指宿 秋廣君） 取りあえず通告しているものについてということですので、お願ひします。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 議長、なんか今、最後は締めくくりがちょっと意味が分からなかつたんですけど。

○議長（指宿 秋廣君） 通告されているものについてなんで、だからこれについて町長の答弁ということであればということです。

○議員（7番 新坂 哲雄君） まだ時間があるかもしれない。

○議長（指宿 秋廣君） ないない。時間ない。時間がない。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 観光地のトイレ関係ですね。今、長田峡のことをお話なんですかとも、椎八重公園もそうですし、そしてまた上米公園もそうですね。そしてまた、町のほうでやはり昔といいますか、以前、県の補助事業を使って長田峡も、そして椎八重公園も、そして早馬公園も、そして上米公園も、補助事業の中で取り組んだトイレでございます。

これにつきましても、今はもう洋式化という、だんだん通常化というか、普通になってきてお

りますので、いろんな事業等を参考にしながらですね、町としても一氣にはできませんけれども、何らかの形でやりたいなと、やる方向かなというふうに思いますが、今現在、この前、学校関係ですね、今、学校関係のトイレを8割ほど洋式化しました。そういうふうに、計画的にやっていく必要があるのかなと。

あと、観光地のトイレだけではなくて、それ以外の公共的なトイレも、あちこちの公園もございますので、そういうのを視野に入れながら、全体計画をつくっていく。そして、それを町単独でなくって、補助事業とか絡めながらやっていく必要があるのかなというふうに思いますが、今後の課題というふうに受け止めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議員（7番 新坂 哲雄君） もう終わり。

○議長（指宿 秋廣君） 昼からする。昼からやる。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 町長、答弁ありがとうございます。ついでですので、観光を兼ねて長田峡ももうちょっと大事に、町長の力を入れてほしいと思うんですけど、なんか寂しいような感じを受けるんですよね。なんか観光地で、これだけ都城やらどこそこか、ライトアップについてもですけど、注目を浴びているのに、町がちょっとはまりが悪いんじゃないかというような気を受けるんですけど、何か力を入れてもらえんですか。予算が伴うことですからいかんんですけど、もうちょっとなんか知らんふりをしてもらっても、三股の代表的な長田峡を力を入れていただきたいと思うんですが、最後に一言。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 観光づくり、そしてまた人の交流を増やしていくという、これも大事なことだと思います。ただ、長田峡をどうしていくのかというのも、町だけの考えではなくて、地元を含めていろんなご提案をしてほしいなというふうに思います。

長田はやはり長田峡、椎八重公園、そしてまた元児童館の後でのキャンプとか、いろんなものがありますので、その辺りを含めたところで長田の活性化をどうしていくのか、その辺りはやっぱり一緒にになって考えていくべきだと。

ただ、やはり今長田のほうのお話を聞きますと、なかなか壮年とかいろんなところが解散されたということですので、ちょっと寂しくなりつつありますので、またその辺りを一緒にになって盛り上げていって、今回、長田峡のライトアップ、そちらのほうも一生懸命されましたので、そちらのほうの取組を含めて、活性化につながればというふうに思います。

それも、地元だけでなくやっぱり三股町全員、町民も巻き込んだところの取組ができれば、なお一層、長田という地域が盛り上がってていくのかなというふうに思いますので、またいろいろと意見交換しながら取組をさせていただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため 13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時53分休憩

午後 1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 11番、田中議員。

〔5番 田中 光子君 登壇〕

○議員（5番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位 11番、田中光子です。通告に従つて行ってまいります。

決めつけない、押しつけない、普通そなだは価値の決めつけ、どうせ無理は能力の決めつけ、こうあるべきだは理想の押しつけとの記事があり、ひやっとしました。一人一人と対話してみること、相手を尊重する心の姿勢を持つことが鍵になると思います。

2025年には約730万人が認知症になると推測され、高齢者の約5人に1人が認知症という時代が訪れようとしています。国の施策では、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進して、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として施策を推進していくこととなっています。

認知症になっても住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられる共生を目指し、認知症バリアフリーの取組を進めていくとともに、共生の基盤の下、通いの場の拡大など予防の取組を進めていくこととなっています。

そこで質問事項1のケアマネ更新についてですが、このような状況では、介護支援専門員、つまりケアマネは、今以上に人員を増やさないといけないと考えます。質問用紙①に入りますが、現在本町ではケアマネはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。あとは質問席にて行ってまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） ケアマネ更新について、ケアマネはどれぐらいいるのかについてお答えいたします。

事前提出書に記載していますとおり、令和3年10月1日現在の町内の介護支援専門員の登録者数は171名、そのうち資格の有効期間内の方が85名、勤労者数が32名となっております。

なお、勤労者数につきましては、町内の介護事業所に勤務されていない方も含まれております。

町内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員の数は、令和4年度が23名、令和5年度が27名、令和6年度が28名と微増しているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今言われたように、要求資料の3にあるように、令和2年には本町のケアマネ有効者数96人のうち勤労者数40人で、令和3年には有効者数85人のうち勤労者数が32人に減っています。先ほど、三股町ではと言われて、令和6年28名とお聞きしたのですけれども、そこで質問用紙②、地域の需要に対して不足していないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 地域の需要に対し不足していないのか、についてお答えいたします。

これまで、介護支援専門員の不足により介護サービスの利用につながらないという相談は受けおりませんが、地域包括支援センターが関わる困難事例について、居宅介護支援事業所に依頼を行い、断られたケースが数件あります。理由としては、いずれの事業所も人員に余裕がなく、増員を考えているけれども募集しても応募がないということでした。

今年度は、町内に高度な専門性を持つ人材を配置し、中重度の利用者や対応が難しいケースに積極的に取り組み、質の高いケアマネジメントを提供する事業所が取得できる特定事業所加算を算定する事業所が1か所増え2か所になりましたので、このような困難事例についても迅速に対応できるものと考えております。

介護保険制度開始時から従事されていた介護支援専門員の方々が退職の年齢を迎える内でも年齢を理由に、居宅介護支援事業所を閉鎖されたところがあります。今後、国・県への介護支援専門員の処遇改善の働きかけ及び県の地域医療・介護総合確保基金の活用など、検討していくたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 町内ケアマネの現役人数がこの表の前年になりますが、私もケアマネを辞めて議員になったわけですが、そのとき言わたのが、辞める3か月前に次の人を見つけると見つからないということを言わっていたんです。私の場合はタイミングよく次の人をすぐ見つけてくださいましたけれども、このケアマネが少ない理由は何だと考えられますか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） ケアマネの免許を持っていらっしゃる方は割と多くいらっしゃる

やるんですけども、資格によっても持つていらっしゃる方が多くて、従事するには処遇が大変であるとか、支える仕事が大変であるとか、そういうところでケアマネとして従事される方が少なくなっているのではないかと推測しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 資料3の表の本町の登録者数を見ると、令和2年に169人で、令和3年は171人と増えているのに、働く人は減少しているのですが、これはケアマネの試験を受けても、登録はするがケアマネの仕事はしないという現状です。

ケアマネ更新研修の問題点がいろいろあるんですけども、まず1点目に研修回数が多く時間も長い、研修と仕事の両立が大変、研修の日程の融通がきかない、高額な費用がかかる、受講内容が重複している、受講内容が実務に役立たないなどいろいろあります。この中で更新手数料が高いという点で、実務研修が87時間で5万2,800円、専門研修1が56時間で3万4,500円、専門研修2で32時間2万3,800円、更新2回目以降の専門研修2で32時間2万3,800円、これにプラス本代がいるわけなんです。

そこで質問用紙③ケアマネ更新の負担軽減のため、地域医療介護総合確保基金などの更新費用を活用すべきと考えますが、町の見解はいかがですか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 負担軽減のため、地域医療介護総合確保基金などの更新費用を活用すべきだと考えるが、町の見解はについてお答えいたします。

現在、令和7年度の予算要求に向けて、県の地域医療介護総合確保基金を活用した事業を検討しております。この事業は、県が地域医療介護総合確保基金をもとに市町村が行う介護人材確保育成に係る取組を支援する、介護人材確保対策市町村支援事業を活用して行う事業です。

県の支援メニューの中で、介護未経験者に対する研修支援及び介護支援専門員等法定研修支援事業の活用を検討しているところです。事業を活用し、町内の居宅介護事業所等に従事する人材の確保及び職場への定着並びに介護保険サービスの安定的な提供を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今年度は申請されなかつたのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 今年度につきましては、昨年度、県の所要額調査がありまして、令和6年度の補正予算での対応ということでお答えしておりましたけれども、県の交付申請が5月にありますて、そのときに県のほうが満額に達したということで二次募集は行わないとい

うことでしたので、三股町のほうは、要項整備等がまだ行うことができませんでしたので、来年度に持ち越したところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 申請したが予算がもういっぱいということでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 申し訳ありません。申請もできませんでした。申請をするに当たって要項の整備等が必要でしたので、県の予算は二次協議のほうは行わないということでしたので、今年度は見送りさせていただきました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今年更新するケアマネもいたので、私も利用できれば少しでも負担が減ると思って、県のこれは取組ですので県議に相談したところ、県議もそれなら補正予算を組んでもらって確保できないかと前向きに相談に乗ってくださって調べてもらったところ、今言われたように、今からでも県のほうはできなくはない、ギリギリ予算はありますと言われたようなのです。三股町のほうは書類の準備不足ということで言われたそうなので、今からでもできると言われているのですけれども、これは取り組む方向ではどうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 今、要項の整備等を行っておりますので、県のほうにまた確認をしまして、町のほうで協議をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ケアマネ更新手数料は、施設が出してくださるところもあります。でも個人負担する人も結構多いんです。そういう一人のために今年度取り組んでいただければ、私に相談があった方も来月、10月更新研修を受けますということで、自分で費用を2万幾ら出しましたということだったので、本当にそういうケアマネを一人でも減らさないために、書類の不備ということで遅かったじゃなくて、本当に県の取組がこうやってあるので、ちゃんと取り組んでいただきたいと考えます。

ケアマネの人材不足が全国的に深刻化しているんです。ある地域では地域包括支援センターの相談員から、要介護の認定が出ている人でも担当してくれる居宅が見つからなくて大変との声もあり、隣県の居宅介護支援事業所にまで連絡することもあるそうです。かつて介護職からケアマネへの転職が、介護業界のキャリアアップとされていましたが、今ではその状況が変わりつつあ

ります。苦労してケアマネの資格を取得しても、介護職をそのまま続けている人が増えています。なぜこのような状況になったのでしょうか。問題はたくさんあります。

椎葉村では、ちょっと白黒で見にくいんですけれども、こうやって介護人材確保対策事業として、えびの市でも介護人材確保対策として、都農町でも介護職と確保支援事業として、危機感を持って取り組まれているわけです。本町も、介護現場の声を真剣に受け止めて対策を講じないと、先ほど言いましたように、来年にはもう認知症の人、急速に増えるわけじゃないんですけれども、徐々に増えて、5人に1人と言われています。

今回は、ケアマネに関してしか通告していないので、ほかの介護職のことは通告していませんので、せめてケアマネの更新研修の費用だけでも問題解決できればと考えますが、いろいろとお忙しいと思いますけれども、急速に県へ申請はできないでしょうか。はい、どうでしょうか。再度お聞きします。高齢者支援課長。今年どうでしょうか。再度お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 今年度でしょうか。今年度につきましては、また県のほうに確認しまして、町のほうと協議をして、進められるものなら進めさせていただきたいと思っていますけれども、まだ要項整備等ができおりませんので、今のところは検討ということでお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 超高齢化社会を支えてくださっているのは、介護職の現場のかたなんです。その人たちの負担を考えて、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと考えます。

次に、質問事項の河川事故防止についてですが、水の事故は様々な場所や状況で発生しています。水の事故を防ぐためには、海や川など、それぞれの自然環境の特性を踏まえながら、事故につながりやすい危険な場所や行為、そして安全に楽しむための対策をしておくことが必要あります。

そこで質問の要旨①梶山橋から飛び込みなどの危険な行為は、本町では把握されているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 梶山橋からの飛び込みなど危険な行為は、本町で把握されているのかのご質問に、まずは都市整備課がお答えいたします。

梶山橋のある矢ヶ渕公園は、一般公園として町が維持管理を行っております。梶山橋からの飛び込み等が行われていることについては、過去にも住民や公園利用者からの通報等により把握しておりますので、公園内の安全な利用を促進するために、公園利用の注意看板に飛び込み禁止を

記載し、啓発に努めているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 梶山橋からの飛び込みなど危険な行為について、教育委員会として把握している状況をお答えいたします。

議員ご指摘の眼鏡橋からの飛び込み等の危険な行為については、これまでにも都城警察署と連携し、適宜情報提供を頂いております。情報提供のあった場合は、町内の学校と情報を共有し、速やかに現場の確認を行っております。また、河川には自由使用の原則がありますが、教育委員会としては、河川事故、水難事故の防止を図る観点から、本町では遊泳目的に整備され、整備及び管理されている河川がないことから、河川遊泳に伴う危険性について夏季休業前に生徒指導、安全指導の徹底を行うよう、各学校に注意喚起を行っているところでございます。

なお、夏季休業中には町内各小中学校の生徒指導担当の教員で構成する、町生徒指導部会が眼鏡橋を含む河川のパトロールを、8月の上旬と下旬の2回実施しております。

昨年度から本年度の現在に至るまで、町内の小中学生による眼鏡橋からの飛び込み行為については把握しておりませんが、引き続き警察と連携しながら、児童生徒の命を守ることを最優先した指導の徹底を行うとともに、保護者や地域の理解と協力を得られるよう、努めてまいりたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今年の夏に防犯委員の方から相談を受けて現場を見に行ったところ、社会人の3人が橋の上から飛び込んでいたんです。声をかけて、水深も浅くなっているので危険だから飛び込まないようにと言うと、その子は素直に応じてはくれたんですけど、これを親に知られると怒られると言ひながら帰っていました。

私の提供資料の1を御覧ください。質問要旨②に入りますが、通告の矢ヶ渕の「ふち」が間違っています、すみません。矢ヶ渕公園の看板が古くて見えにくいし、飛び込み禁止と書いてあっても、飛び込みが絶えないわけです。看板を目立つイラスト的なわかりやすいものに変えていただけないでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 飛び込み禁止と書いてあっても飛び込みが絶ないので、看板を目立つイラスト的な分かりやすいものにできないかの質問にお答えいたします。

矢ヶ渕公園は三股町を代表する風光明媚な観光スポットの一つであることから、景観を阻害するような看板はできる限り控えたいと、そういうところではございますが、利用者の安全面を考慮し、啓発看板の更新を検討してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ぜひ早急に、もう夏は終わってしまうんですけれども、早急にお願いしたいと思います。この写真を見て、この全文読まないですよね、私も行って思いました。全然、これを全部読む人はいないだろうな。だから目立つイラスト的なものがあればいいかなと思いました。

この眼鏡橋の下流のほうでも結構泳いでいる方がいらっしゃるっていう情報提供がありまして、その日はいらっしゃらなかつたんですけれども、この下のトイレの写真です。ここで着替えをして行かれるそうなんです。この下のトイレの使用を制限するというのもなかなか難しいとは思うんですけれども、防犯委員の方は鍵をかけたらどうかって言われたんですけれども、何かいい対策は、突然ですがないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 矢ヶ渕公園のこの駐車場にあるトイレは、都市整備のほうで管理しております。きれいな管理をしていただいているというお話も地元から、あるいは利用者のからご連絡いただきまして、非常にやりがいがあるなというふうに感じてはいるところです。

ここで着替えを行っているというお話を、今私自身が初めて聞きましたので、またそれは持ち帰りまして検討させていただきますが、トイレがメインのトイレですから。また検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） そうなんです。ここ行ったときに結構ごみが落ちてまして、掃除をしてくださる方が毎日のようにごみ拾いしてくださっているので、防災委員の方は結構きれいはきれいですと言われていました。

また、沖水川は県の管轄になるので、県の土木事務所にも相談に行ってきました。川で泳ぐことを禁止はできないということで、町で対策を行わないといけないということを言われました。せめて事故が起きる前に看板を見やすく、危険を知らせるなどしてほしいです。

水難事故は7月から8月の2か月程度に限られた期間に、年間事故数の約50から60%が集中して発生しています。夏季に事故が多発するのは夏休みやレジャー等で河川利用の機会が増えるからです。また5月はゴールデンウイーク等でカヌー等の川下り事故や、6月と9月はアユ釣りで悪天候などによる増水の事故が見受けられるそうです。この夏には毎日のように河川プール跡で水遊びをされているのを見かけました。

質問要旨③に入ります。三股橋近くの河川プール跡の水質管理はされているのでしょうか。ま

た河川事故の防止についての見解をお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 三股橋近くの河川プール跡の水質についてお答えいたします。

初めに水質の汚濁に係る指標となります環境基準、こちらについてご説明をさせていただきます。環境基準とは、環境基本法第16条に定められているところでありますと、人の健康の保護や生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定をされているものでございます。

次に、河川の水質測定の状況についてございますが、町では環境基本法や水質汚濁防止法の趣旨も鑑みた三股町河川をきれいにする条例及び第3次三股町生活排水対策総合基本計画に基づき、沖水側流域については支流を含めまして5か所の測定地点を定め、年2回の水質測定を行っております。

ご質問の三股橋についてでございますが、町の測定地点に指定をされております。測定結果についてですけれども、河川水質の代表的な汚濁指標として採用されている生物科学的酸素要求量、いわゆるBODと呼ばれる測定項目について、かつて河川プールがありました三股橋上流地点における環境基準値は、1リットル当たり1.0ミリグラム以下であるところに対しまして、令和5年8月の測定値は0.5ミリグラムパーアリットル未満、また令和6年2月の測定値は0.5ミリグラムパーアリットルでございました。

したがいまして、当該測定地点における水質といたしましては、生活環境の保全に関して維持されることが望ましい環境基準、これを達成しているというところとなっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 河川事故の防止について、教育委員会としての見解をお答えいたします。

先ほどの答弁と重なりますが、教育委員会としましては、河川事故・水難事故の防止を図る観点から、本町では遊泳目的に整備及び管理されている河川がないことや、河川遊泳に伴う危険性について、生徒指導・安全指導の徹底を行うよう、各学校に注意喚起を行っております。

また、過去にも本町の河川で水難事故が発生していることから、今後も引き続き児童生徒の命を守ることを最優先にした指導の徹底を行ってまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 本当に以前の事故は痛ましい事故で、本当にご冥福をお祈りしたいと思います。そうやって夏休み前に指導していかないと、子供たちはどうしても夏休み川に行きたいわけです。そういう指導は本当に助かります。

2003年から2021年の間で、中学生以下の子供の場所別の死者、行方不明者数によると、約6割は河川と湖上地で亡くなっています。これは、海で亡くなった人数の2倍以上です。川などは、それだけ子供にとって身近であるとともに、不慮の事故に遭いやすい場所といえます。学校でも夏休み前には、そうやって注意してくださっていると思いますが、政府広報オンラインでは、水の事故から命を守る以下の7つのポイントを紹介して、注意を呼びかけています。

1つ、立ち入り禁止の場所には近づかない。2、体調が悪いときは無理をしない。3、単独行動を避ける。4、子供から目を離さない。5、お酒を飲んだら海や川に入らない。6、ライフジャケットの常時着用。7、連絡手段の確保です。本人ができる対策を意識づけるためにも、このような呼びかけを、広報誌やホームページに掲載していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 先ほども言いましたように、学校では夏休み前等に指導しております。また、それも、安全のしおりではないんですけど、夏休みの過ごし方という中にも、河川での遊泳等についても児童生徒には示して、家庭にもお願ひはしているところでございます。今言わされました、広報誌等につきましては、遊泳しないということを基本にして指導しておりますので、そことの関係については、また考えさせていただければと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ぜひ、広報誌にも掲載していただければ、いろんな方が見られるのかなと思います。先ほどの資料の裏の資料2を御覧ください。河川プール跡の広場にある看板です、下の段です。特に遊泳については何も記載されていないので、ここで遊泳禁止ではないということを間違はなかつたのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 議員からもご説明ありましたとおり、ここは県の管理の河川になりますて、県のほうに問合せたところ、遊泳禁止というのではないということを先ほど言わされました。その通りだと考えます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 先ほど眼鏡橋のお話がありましたが、警察のほうも飛び込みについては注意をできるけど、あそこで泳いでる児童生徒等に指導するということはできないということをお聞きしております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 先ほど遊泳禁止ではないということで伺ったわけですけれども、

水質検査のほうも問題ないということだったんですけれども、ちょっと気になるニュースがありまして、本年8月27日です、熊本県天草の滝の周辺で水遊びなどをした後、100人以上が嘔吐や下痢の症状を訴えたことについて、熊本県は周辺の水や患者の便からノロウイルスが検出されたことを明らかにしました。県は関連性が疑われる原因の判断にはいたらなかったとして調査を続けています。

また8月13日は天草にある轟の滝の周辺の水遊びをしていた複数の高校生が、相次いで嘔吐や下痢の症状を訴えました。同様の訴えが相次いで124人に上り、県が検査を進めてきましたが、27日に記者会見を開いて、滝壺と滝のすぐ上流のところからノロウイルスが検出されたことが分かりました。

このニュースがあって、ちょっと不安になったもので、この夏休み結構泳いでいる人を見たので、水質検査の看板が何もないなということを思いまして、ここで泳いでいいとも言えないと思うんですけれども、ここで泳いでいる人が、水質のことを気にしないから泳いでいるんだとは思うんですけれども、何かこの三股町の看板の中に遊泳について注意しましょうとか、眼鏡橋のほうには遊泳禁止と書いてあって、ここはプール跡地なので遊泳禁止にはできないと思うので、何か看板にもう一つ付け加えられないかなというのを考えているんですけども、また検討していただければありがとうございます。

川での活動は子供や大人において楽しく学びの多い空間です。川で活動することにより、自然の大切さや生命の尊さ、私たちの生活との関わり、いろいろな人々と協調することの大切さなどを感じることができます。一方、川には様々なアクシデントも潜んでいます。リスクを認識し、事前の準備と安全管理をすることで事故を防ぐことができます。正しく知り、対策を取ることが大切だと考えます。

それでは、次の質間に移ります。質問事項3の避難所運営についてですが、毎年のように豪雨災害が起きています。一人一人が災害に対する心構え、知識や備えが必要です。

5月25日に、公明党宮崎防災セミナーにて、釜石の奇跡の片田特任教授に講演をしていただきました。片田教授が、防災を通じた地域づくり、まちづくりと言われていました。災害は地震、津波、風水害の自然現象とそれを受け止める側の社会の在り方により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障がいの有無など、様々な社会的状況によって影響は異なり、社会要因による災害時の避難を、困難を最小限にすることが重要です。

そこで質問用紙①、避難所運営に女性スタッフが必要と考えますが、現状はどのような人員になっているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 避難所運営における職員の人員配置についてお答えしたいと思いま

す。

資料ナンバー4を御覧いただきたいと思います。本町の避難所運営は、地震等の突発的災害の初動体制に備えて、昨年度の4月に職員人事配置の状況から、1班2名、職員記名体制で29の避難所数に沿って、29班の58名体制を構成しております。うち女性職員は36名で、班に女性1名以上が配置されています。また、事前情報が得られる台風等の避難所運営は、隨時各課長を通じて職員を配置しているところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） その結果を見て、半数以上が女性と聞いて安心しました。それで防災会議の人員は、男女比どうなっているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 防災会議といいますと、災害対策本部ということでおろしいでしょうか。こちらのほうは、町長、副町長、それと教育長を含め、以下、各課長が災害対策本部の構成員ということになっています。それにプラス、町の消防団長が加わった体制が災害対策本部という構成になっています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ということは、女性3名でよろしいですね。この防災対策本部が本当に重要となってくると思います。要求資料の資料4にあるように、先ほど言われたように29班に分かれています、半数が女性ということで、どの避難所に行っても必ず女性がおられるわけですよね。では、女性職員は、災害時に自宅には子供を残して運営されることになると思うが、その辺の配慮はされているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 台風等の現状の避難所運営につきましては、先ほど言いましたように、各課長を通じて職員の派遣をしていただいているところであります。そこにおいては、24時間体制、また何日か要する場合もありますので、各課の業務を含めたところで調整をしていただいて、職員を派遣していただいているというところでございます。特に各課長もなんですが、総務課のほうとしても、できるだけ小さいお子様とかいるところについては、夜間に向けて避難所運営は避けていただけるように配慮はしていると。日中の避難所運営に従事していただくなとか、業務上の状況によって男性のほうが行くとか、そういう状況によって配慮していただいているというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 配慮はしていただいているということで、これまで避難所運営の訓練はされているのでしょうか。また、これまで避難所開設は最大何日ぐらいだったのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 職員に対する避難所運営に関する訓練につきましては、毎年、採用されて5年以内の職員に対しまして毎年1回行っております。

また、避難所運営に際して一番長期間であったのは、私が記憶している限りでは3日間かなというふうに記憶しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今まで最大3日間ぐらいということで、8月8日には震度5弱でしたが、南海トラフ沿いの大規模地震は今後30年以内に発生する確率が70から80%あり、接近性の高い状況にあるようです。そうなると、避難所開設は長期にわたると思います。

そこで質問要紙②要配慮者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の観点に配慮した避難所づくりに取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 要配慮者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の観点から配慮した避難所づくりについてお答えしたいと思います。

要配慮者に配慮した避難所ということで、うちのほうでは元気の杜、こちらを福祉避難所ということで1か所指定しているところでございます。当施設の機能スペースを生かした男性、女性、障がい者、妊婦、乳幼児等の利用者に応じた避難所空間が確保できていると思います。

避難所運用におきましては、必ず看護師または保健師を資格を有する職員を1名以上配置するように心がけております。また、避難所用屋内テント、ベッド、生理用品、粉ミルク等、要配慮者や女性避難者に配慮した備蓄用品を常設配備しているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 要配慮者とは、高齢者、障がいのある方、妊婦、乳幼児、児童、日本語に不慣れな外国人など、災害時に必要な情報を把握したり、一人で避難することが難しい人、避難生活などが困難な人のことなんですけれども、この要配慮者に必要な支援として以下の点が挙げられます。発災時の安否を確認すること、発災時に正確な情報を伝えること、避難先を知らせること、避難時の解除をすること、生活・医療情報を伝達すること、避難生活を手助けす

ることなどがあります。要配慮者の特性は様々なので、その方にあった備え、支援を心がける必要があります。

その中でも行政が守らなくてはならない方は、避難行動要支援者の高い高齢者や重度の障がいの方々たちですね。町内の施設との連携は、さっき元気の杜と言われたんですけども、町内には介護施設とかいろんな施設があると思うんですけども、そういうことの連携は図られているのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 連携と言いますと、介護支援専門員の方が就いている要介護者につきましては、あらかじめショートステイ先がないかということを探してくださっております。今回の台風でも3名が新規でショートステイに入られて、1名は延期を希望されたということで、速やかに介護施設との連携が取れていると思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 本当に連携が大事だと思うので、今後も連携を図っていきたいと思います。東日本大震災をはじめとするこれまでの災害において、様々な意思決定過程の女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。こういった観点から、国の防災基本計画、男女共同参画基本計画、避難所運営ガイドライン等において、事項が定められています。特に女性専用の物干し場、行為室、授乳室の設置、生理用品、女性下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布などによる、指定避難所における運営管理に努めるものとするなど、たくさんの事項が定められました。

延岡ではこういった、我が家防災ハンドブック、44ページにわたって発行されています。また宮崎市では、こういう感じで12ページのハンドブックが発行されています。本町ではこのようなハンドブックは作成されていないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 災害の備えということで、防災の備えということなんですか？ 本町のほうとしまして毎年、梅雨時期または台風シーズンを迎えるときに、回覧等を通じて防災のそなえと災害の備えということで出させていただいています。そこからQRコードを拾つていただくと、具体的な備えていかなければいけない、準備しなければいけないものが列記してありますので、そちらのほうを隨時御覧いただけるようにしていっているという状況です。

そういった冊子というかブックでも、防災意識の向上ということで考えたこともあったのですが、実際に渡して、それを無くしてしまうとおしまいになりますので、隨時意識づけというところについては、回覧とかそういうもので隨時刺激をしていくというか、意識を高めていくとい

う方法をとっているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに過去の情報を見てみると、これが2021年ですね。そうやって災害から命を守る備えということで、年に1回ぐらいは出されているとは思うのですけれども、ハンドブックが1冊あると、今、防災意識がすごく高まっている時期だと思うのです。高齢者的人にそのQRコードを読み込んでというのは無理だと思うのです。なので、せめて小さい、これくらいのハンドブックでもいいのですけれども、そういうのがあれば、ちょっと日常不安を感じたときにいろんなチェックができると思うんですけれども、またほかのところでは防災ギフトなるものが取組されているみたいです。好きな防災グッズが1つもらえるとか、今回はこのことに関しては通告していませんので、深堀はしませんけれども、次に質問要旨③です。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと待って。

これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時20分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位11番、田中議員の残りの一般質問を行います。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 先ほどの続きなんですけれども、次の質問要旨③夏場の避難所は、暑くて熱中症の危険があると考えます。エアコンの設置が目下の急務ではないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、指定避難所のエアコン等の整備状況についてお答えしたいと思います。

資料ナンバー10を御覧いただきたいと思います。

29の指定避難所のうち、一部整備、夜間制限を含めて21の避難所にエアコンが設置してあり、第1次避難所となる13の避難所は、全てエアコンが整備されている状況でございます。また、防災備蓄用品としまして、スポットクーラー12台を備えているところでございます。

先日、ゼロカーボンシティみまたの実現と巨大地震対策を目指した町長メッセージが発せられましたけれども、その中にもありましたように、大規模災害に備えて、町役場を中心として、避難所に位置づけられる中央公民館、総合文化施設、総合福祉センターなどの大規模な公共施設に高効率エアコンへの更新を行うことで防災対策の避難環境の整備を進めていく考えでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今の資料集を本当、御覧いただけすると分かるように、あと残り8か所ですか、空調設備がない状況ですね。災害はいつ起こるか分かりません。先日、夏祭りで町長も副町長も、西部地区体育館で一緒に夏祭りを体験させてもらったんですけども、2時間ほどだったんですけどもすごく暑くて、でもこれが避難所となると、これが何日か続くわけですよね。そうなると命の危険があると思うので、早急にエアコンの設置が必要と思うので、ぜひ対策を考えていただきたいと思います。

先日、私は「トイレのトワイレ」という話を聞く機会がありまして、トワイレの特徴として、1つ、洗浄装置を搭載しているため、し尿処理を洗浄水として再利用できる、また、くみ取り頻度を大幅に低減可能です。2つ目に、浄化槽埋設工事や配管工事が不要です。3つ目に、上下水道がない環境でも水洗トイレの家庭利用が可能です。下水道への接続もできます。4つ目に、太陽光パネルと蓄電池を搭載して、商用電池がなくても運用できます。5つ目に、トラックでも移動可能です。6つ目に、遠隔でトイレの状況を確認できます。7つ目に、きれいで快適なトイレ設置を提供できます。

では、質問要旨④災害時、トイレが不衛生であるために不快な思いする避難者が増え、その上、トイレの使用をためらうことによって排せつを我慢する傾向にあるようです。置くだけで使える自己処理型水洗トイレを導入してはいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 災害時の自己処理型水洗トイレの導入について、お答えいたします。

自己処理型水洗トイレは、電源による浄化装置を搭載し、し尿を処理し、洗浄水として再利用する仕組みで、上下水道がない環境でも水洗トイレの利用が可能であり、きれいで快適なトイレ設備となっております。

災害発生後の苛酷な生活環境での衛生環境の改善、トイレを我慢することによる健康二次被害の防止、感染症などの衛生環境の改善、ストレスの緩和等の課題解決に期待できるものでございます。

現在、本町では、災害用トイレに関するものとして、防災用の便座利用型簡易トイレ2万2,400回分の備蓄、元気の杜マンホールトイレ5基の設置及び藤屋株式会社との災害発生時の資機材提供に関する協定による簡易トイレの設置提供がありますので、自己処理型水洗トイレの整備につきましては、購入の緊急性や費用及び維持管理費等を含め、現在のところは計画はしていないというところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） その防災用のトイレは、防災のときだけ、そのときだけ使うわけです。防災トイレというのは、その平常時は使えないわけです。このトイレは平常時にも災害時にも利用できるということで、災害に強いまちづくりを実現できるように、ふだんは公園やグラウンドなどに設置して、通常の公衆トイレとしても使用できます。災害発生時には病院、避難所などへ移動することで、上下水道不要で、かつ独立電源で機能を維持するトイレシステムになります。

災害発生時、苛酷な生活環境での衛生環境の改善、健康の二次被害の防止、ストレス緩和などの課題解決になるようです。能登半島でも、庁舎が——建物自体は壊れなかったのですけれども、配管が壊れてしまってトイレが使用できないということになったそうです。それで、この防災トイレを下に置いておいて利用できる。ただ、この建物も50年なので、まだまだ80年まで大丈夫という以前の回答があったんですけれども、建物自体は大丈夫でも、そうやって配管が壊れてしまって、中は機能できないわけです。そういうときに、平常時は公園で使っているトイレを車で移動できるんです。単独で機能できるわけです、浄化して。

この大規模震災時は、内陸部である都城、三股は後方支援都市としての役割を担う可能性があると思うんです。そういう場合、ただ町民だけじゃなくて、多分海岸沿いから避難者が受け入れをしないといけないということも考えます。

今回、質問には出してないんですけども、都城市は大規模災害時後方支援計画を立てておられます、三股はそういう計画は立てていらっしゃるのでしょうか。

もしお答えできれば。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 後方支援計画につきましては、先日、岩津議員の質問にも答えましたとおり、応援協定というのを各行政機関が結んでおりますので、その中の運用という形になるかと思います。

こちらが、日南というか、日南、串間ですね。そちらと都城市、三股町を含めて、応援に関するそういう災害時の協議会も設置しておりますので、その中で運用を図っていくということでしておりますので、全体的な計画としてそれがあるということだと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 想定できない震災、私も前回言いましたけれども、阪神淡路大震災を経験しました。想定できません。それまでに全然考えもつかないところが壊れて、道も車では行けない。歩いて行くのも危険。夜だったら危険です。今、私も防災士を勉強させてもらっているんですけども、本当に町民のこと、住民のことを考えると、いろんな検討が必要だと思

います。三股町に住んでよかったです、三股で安心と言つていただけるように、私も日々努力してまいりますので、以上で一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、昨日の岩津議員の一般質問に対して答弁があるようですので、発言を許します。総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、総務課の方から、昨日、岩津議員の一般質問の中で、宿題とさせていただきました公共施設におけるAED設置におきまして、装備されているパッドが大人用、小児用として、それぞれ装備されているのかという質問に対して回答させていただきます。

お手元に先ほどお配りした資料8というのがございますので、その一番右端の列に赤で囲った部分、こちらの方に各施設ごとのAEDの装備のパッドの概要ということで書かせていただきました。

この中で、大人用、小児用、兼用という形になって、大人用と小児用が別々に装備されている分、これが7つ、7機ございます。それとあと、そちらの記載に大人・小児用兼用ということで、機器の機能切替えというふうに表示しておりますが、これはパッドがもう1種類しかございませんが、機械本体の方に機能として大人用と小児用ということで、切替えがついているというふうな状況でございますので、全てのAEDにつきましては、小児用、大人用、どちらでも対応できるよう装備がされているということで確認しましたので、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、一般質問を終了します。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後2時42分休憩

〔全員協議会〕

午後2時48分再開

○議長（指宿 秋廣君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、本定例会に提案された全ての案件についての質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないよ

うにご注意願います。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないでの、これにて質疑を終結します。

日程第3. 常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は本日配付しました常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

なお、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出してくださるようお願いします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後2時49分休憩

[全員協議会]

午後2時50分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時50分散会

令和6年 第6回 (定例) 三股町議会議録 (第5日)

令和6年9月17日 (火曜日)

議事日程 (第5号)

令和6年9月17日 午前10時00分開議

日程第1 議案第70号上程

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第70号上程

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

出席議員 (12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼市民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	田中 英顕君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	島田 美和君	会計課長	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 議案第70号上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、議案第70号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本日追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。本案は、台風10号での被災について、既に報告している福留用水路に加え、その後の調査で判明しました9か所、合計10か所について、災害復旧事業の災害測量設計に係る経費の補正措置を行うものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を「第1表 岁入歳出予算補正」のとおりとするものであります。

補正の内容についてご説明申し上げます。

災害復旧費の災害測量業務委託料1,357万3,000円を増額補正し、予備費を1,357万3,000円減額補正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明があれば許します。農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 議案第70号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第5号）」につきまして補足説明をさせていただきます。

今回、補正予算として計上いたしました委託料につきましては、8月末に襲来した台風10号によりまして被災した農地及び農業用施設の災害復旧に伴う測量設計に関わる経費でございます。

今回、被災した箇所につきましては、農地が7か所、農業用施設が3か所の計10か所でございます。

農地災害の7か所のうち2か所は土砂埋没、4か所は農地のり面崩壊、1か所は農地の陥没であります。

農業用施設の災害は3か所で、最も大きな被害だったのが福留用水路の崩落でございます。水路約10メートルが崩落いたしました。2か所目は、大谷の用排水路でございます。ブロック積みの基礎部分の洗掘と隣接する遊歩道が陥没いたしました。3か所目は、内之木場の水路災害で、水路敷上部のり面が崩壊いたしました。

今ご説明いたしました10か所の災害箇所につきましては、全て県の担当課に報告いたしております。

今後は、災害発生から90日以内に国・九州農政局の災害査定を受けなければならぬことから、測量設計を早急に行い、工事費を算出する予定です。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

日程第2. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、ただいま追加提案されました議案第70号に対しての質疑であります。

くれぐれも議題以外にわたり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようお願いします。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

質疑はありませんか。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今、災害が何か所か出ておりますが、最大に費用がかかると思われるところが福留用水路10メートル分についてちょっと質問いたします。

この水路は、長田峡から水を引いておりまして、私は、水を落とすところが何か所あるのかは分かりませんが、福留水路がこの前完成しましたけれども、どこか手前のほうに、河川敷の手前のほうに、河川へオーバーフローの水が落ちるようなことを、予算外かも分かりませんが、工夫をしないとまた災害が起きるような気がいたします。

私の考えですけれども、今のところがくえて災害になっていますけれども、また次が壊れても水落とし口があれば壊れるということではなくて、オーバーしたら自動的に河川に落ちるような処置をしないと、またくえると思うんです。

どこの水系もあれだけの長い距離はないんですけども、落とし口をつくっておって、崩れるところは今までにないんです。だから、オーバーフローしても、人間がわざわざ行かんでも水位を設定しておれば、オーバーしたらそこから水が逃げるので、先が詰まっても壊れることはないと思います。そういう提案をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 今回の災害は、大きな理由は、トンネルの陥没でございます。

つまり、トンネルが陥没していなければ、そのまま水は約170メートルぐらいあるんですけども、そこを通って下に落ちたということです。

つまり、そのトンネルの陥没によりまして、水が行き場を失っているということです。これが一番大きな理由であろうということです。

それと、新坂議員がご指摘、ご要望になりました余水吐き、いわゆる落とし口なんですけれども、それはしっかりと機能しておりました。ただ、今回の場合、このトンネルの崩落によりまして、通常であれば水が下のほうに行ったわけなんですけれども、それが大きな理由だろうということです。

もちろん、今回、ご指摘がありました余水吐きにつきましては、十分管理を徹底していただくよう、今後も土地改良区の役員の方々には申し添えたいということです。つまり、余水吐きについては機能していたということは、今回確認できております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第3. 常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

お諮りします。議案第70号は、本日配付しました常任委員会付託表（案）のとおり、一般会計予算・決算常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は、付託表（案）のとおり一般会計予算・決算常任委員会に付託することに決しました。

一般会計予算・決算常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時10分散会

令和6年 第6回 (定例) 三股町議会議録 (第6日)

令和6年9月19日 (木曜日)

議事日程 (第6号)

令和6年9月19日 午前10時00分開議

日程第1 請願第1号について

日程第2 常任委員長報告

日程第3 質疑 (議案第47号から議案第70号までの24議案)

日程第4 討論・採決 (議案第47号から議案第70号までの24議案)

日程第5 質疑・討論・採決 (諮問第3号)

追加日程第1 質疑・討論・採決 (請願第1号)

日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について

日程第9 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第1 請願第1号について

日程第2 常任委員長報告

日程第3 質疑 (議案第47号から議案第70号までの24議案)

日程第4 討論・採決 (議案第47号から議案第70号までの24議案)

日程第5 質疑・討論・採決 (諮問第3号)

追加日程第1 質疑・討論・採決 (請願第1号)

日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について

日程第9 議員派遣の件について

出席議員 (12名)

1番 岩津 良君

2番 中原 美穂君

3番 上西 雅子君

4番 西村 尚彦君

5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼市民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	田中 英顯君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	島田 美和君	会計課長	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1に入る前に、質問及び要望ということで議長に届いております。提出議員、西村議員、賛同議員、楠原議員、上西議員、内村議員、堀内和義議員であります。

それに対する考え方を申し上げます。このことについては、この文書の中で本会議での発言を求めるというふうにありましたので、あえてここで申し上げます。

私に対する叱咤激励、大変ありがとうございます。①②につきましては、執行機関への協力要請をお願いでしたので、西村議員の質問に答えなくともよいとは思いますが、最初のご意見については、議案を議会事務局に持参するのであれば、過去にあった副町長の説明しませんとの態度

こそ、議員の皆さんは執行機関に憤ってほしいと思ったからであります。今現在二、三回行って いるように、予定する議案を事務局に届けるときに、議長に対し議案の概要を説明するべきであるということであります。とのことは、執行機関からの質問があればそのときに説明したいと 思います。議員に対する言葉にもありますように、協力とお願ひと申し上げたとおりでございまして、今後2年間の議会運営をしていく上での基本的な方針を議場で申し上げたことですので、議会運営委員会の皆さんをもとより、議員全員で気をつけたいということの発言でした。

議長は、ご存じのように議会の代表者及び事務統理者としての立場と会議の主催者としての立場があります。議場の秩序保持の特権ですが、議場を混乱させることなく、議事を円滑に運営するよう配慮することが議長の職責である。このため、秩序を保持する上で必要な措置を取る権限が与えられております。もし秩序を乱す議員があるときは、これを制止し、また発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、または議場外に退去することができるとなっております。ご存じのとおりであります。

それから、議事整理権ですが、議会の招集は町長の権限であるが、招集後の議会の運営は全て議長が主催するとなっております。これもご存じのとおりであります。

それから、議会事務の統理権ですが、議長は事務局長及び議会事務局職員を指揮監督し、議会事務を統括処理する権限を持っております。したがって、当然、事務局職員の任命権を議長が有するとなっております。ご存じのとおりです。

また、今までそのような発言があったのであればお示しくださいとのことです、議員はご存じのように短期時効の原則がありますので、今後は気をつけていこうということでございました。

このようなことに鑑み、過日の議場での発言は議会運営委員会の知恵を拝借するまでもないと 判断いたしました。

今後ですが、要望にもありましたように、議会運営委員会や全員協議会に諮ることや議長の判断でするなど、事案の事柄を踏まえて柔軟に判断してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

以上です。

日程第1. 請願第1号について

○議長（指宿 秋廣君） それでは、日程第1、請願第1号「上米公園パークゴルフ場拡張に関する請願書」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。内村議員。

〔10番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（10番 内村 立吉君） おはようございます。請願第1号「上米公園パークゴルフ場拡

張に関する請願書」。

上米公園パークゴルフ場は、現在3コースで27ホールの施設で年間45回の大会を開催しています。大会時における競技方法は、通常4コース36ホールであり、現在は1コースを2回回り、4コースの大会を開催しています。九州大会、全国大会等の参加人数を収容できないため、大会誘致を断念しています。また、料金面でも不利な状況にあり、現在の料金を下げた場合、運営が困難になります。このような様々な理由により、上米公園パークゴルフ場拡張を請願いたします。

まず、コース増設が4コースになった場合の効果、大会時のプレー待機時間が解消され、参加者はストレスなく試合に集中できます。大会参加者は年間3,000人で来場者の3割に上り、重要な収入源となっています。また、大会人数が120名を超える大型の大会誘致が可能になります。

また、町の健康増進施設として町民の健康保持に貢献できます。上米公園内にあり、拡張すれば、すばらしい景観にもなります。そして、いろんな人の交流が生まれることによって、活気あふれる町になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。請願第1号につきましては、委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、日程を追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、日程を追加し、全体審議で措置することに決定しました。

日程第2. 常任委員長報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務常任委員会委員長 田中 光子君 登壇〕

○総務産業常任委員長（田中 光子君） 総務産業常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第52号から第56号、議案第59号、議案第65号から第69号の11議案です。以下、案件ごとに説明をいたします。

まず、議案第52号「令和5年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、令和5年度の一般会計及び特別会計における決算認定に係る案件です。加入戸数の質問に対し、314戸の接続で、未加入者があと19戸となっているとの回答がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第53号「令和5年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、令和5年度の一般会計及び特別会計における決算認定に係る案件です。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

この2つの議案は、特別会計から企業会計へ移行するための今回の決算が最後となるものです。

議案第54号「令和5年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、令和5年度の一般会計及び特別会計における決算認定に係る案件です。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第55号「令和5年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求める、さらに同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求めるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決及び認定すべきものと決しました。

議案第56号「三股町税条例の一部を改正する条例」。

本案は、公益法人等に係る町民税の課税の特例について、三股町税条例を附則第4条の2と地方税法附則第3条の2の4が重複していることから条例から削除するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第59号「三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、会計年度任用職員の待遇改善を図るため、所要の条例改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第65号「財産の取得について（三股町令和6年次リプレース事業）」につきましては、5年サイクルでのネットワークインフラや各種サーバー更新に加え、特に国のシステム標準化に適したネットワークの3層分類によるセキュリティー対策の再構築を7年リースにて調達するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第66号「財産の取得について（令和6年度三股町脱炭素化推進事業）」。

本案は、国の脱炭素化事業を活用した具体的な地球温暖化防止対策の事業実施に向け、庁舎内に自家消費型の太陽光発電設備及び附帯設備を整備するものです。17年後の無償譲渡に関し、リース契約終了後無償撤去できるのか、太陽光発電キャパがオーバーした場合放電するのか、将

来、公共施設を線でつないで送電するのかとの質問がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第67号「財産の取得について（令和6年度三股町一般廃棄物最終処分場重機購入事業）」。

本案は、昨年9月に三股町一般廃棄物最終処分場で稼働していた油圧ショベルが破損したことを受け、修繕費、補修費用及び耐用年数等から判断して更新購入するものです。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決ました。

議案第68号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」。

本案は、固定資産評価審査委員会委員である若宮廣志氏が令和6年10月25日付をもって3年の任期満了となり、引き続き選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるもので、慎重に審査した結果、全会一致で同意すべきものと決しました。

議案第69号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」。

本案は、固定資産評価審査委員会委員である大村田三吉氏が令和6年10月25日付をもって3年の任期満了となり、引き続き選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で同意すべきものと決しました。

12日に2か所の視察を行いました。一般質問であった盛土が崩落し流出した水田の現場を視察しました。かなりの水田が土砂で埋まっており、今後早期に問題解決されることを願います。

もう一か所は、福留用水路崩落に伴う応急仮設工事現場を視察し、先人の偉業を痛感するとともに、今後の豪雨災害対策の検討が必要であると考えました。

以上で、委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 中原 美穂君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（中原 美穂君） 文教厚生常任委員会の審査結果を三股町議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案48号から51号、57号、58号、61号から64号の計10議案であります。

議案第48号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、歳入決算額28億4,652万3,000円、歳出決算額26億6,339万3,000円、歳入歳出差引額1億8,313万円とするものです。審査の過程で、国民健康保険税を滞納繰越分の不納欠損額について質問がありました。不納欠損の理由は、生活困窮、所在不明、転出、死亡などの理由からのものでした。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第49号の「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、歳入決算額2億9,539万2,000円、歳出決算額2億9,423万円、歳入歳出差引額116万2,000円とするものです。担当課より収入支出の状況や被保険者数の推移、保険料の収納状況、療養費等の推移、1人当たりの療養給付費の金額について説明を受けた後、滞納繰越額等について質疑応答が行われました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第50号の「令和5年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、歳入決算額23億4,976万6,000円、歳出決算額22億8,259万5,000円、歳入歳出差引額6,717万1,000円とするものです。担当課より、財源負担割合について、被保険者数や要介護認定者の推移、保険料の収納状況、歳入精算、保険決定状況、委託料について説明を受けた後、質疑応答が行われました。子育てに優しい、高齢者にも優しい町であることをアピールすべきとの意見が出ました。また、町独自の介護保険利用のガイドブックを作り、電子化してはどうかとの要望が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第51号の「令和5年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、歳入決算額1,568万6,000円、歳出決算額1,399万7,000円、歳入歳出差引額168万9,000円とするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第57号の「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について。

本案は、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合の罰則規定を削除するため所要の条例改正を行う説明を受けた後、質疑が行われました。マイナンバーカード替え時期、保険証がなくなること、令和7年7月中に資格情報のお知らせをされることに対して、その前からも皆様への周知をしっかりとしていくようにとの要望がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第58号の「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」について。

本案は、蓼池児童プールを用途廃止し、条例から削除するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第61号の「令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額29億801万9,000円に歳入歳出それぞれ1,128万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,930万6,000円とするもので、歳入の主なものとしては、令和5年度収支決算により繰越金を増額補正するものであり、歳出の主なものとしては、令和5年度国保事業費等精算による一般会計の繰越金及び予備費を増額補正するものです。その後、質疑が行われました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第62号の「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額3億3,867万8,000円に歳入歳出それぞれ343万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,211万6,000円とするものです。歳入の主なものとしては、一般会計繰越し及び令和5年度収支決算による繰越金を増額補正するものです。歳出の主なものとしては、総務管理費及び後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するものであり、説明を受けた後、質疑が行われました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第63号の「令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額24億897万5,000円に歳入歳出それぞれ6,863万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,761万3,000円とするものです。歳入の主なものは、令和5年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、基金積立金及び国県一般会計の前年度精算返還金を増額補正するものであり、説明を受けた後、質疑が行われました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第64号の「令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額1,962万6,000円に歳入歳出それぞれ240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,202万6,000円とするものです。歳入につきましては、令和5年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計の前年度精算返還金を増額補正するものであり、説明を受けた後、質疑が行われました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、9月12日、文教厚生常任委員会でAED設置場所屋外、三股町中央公民館、第3地区分館、第6地区分館の設置場所を視察しました。次のような意見が出されましたので、結果を報告いたします。

1点目、玄関入り口や体育館入り口と違う場所に設置されていたため設置場所を統一した方が

よい。2点目、扉を開けるとサイレンが鳴ることの周知をしたほうがよい。3点目、AEDお知らせの場所と機械が離れているところがあり、案内は機械の近くでお知らせするとよい。4点目、AEDの英語版もより多く設置してほしい。また、多言語版のAEDもあったほうがよい。5点目、屋内のAEDを屋外に設置していつでも使える環境にしたほうがよいのではないかなどの意見が出ました。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願ひします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 岩津 良君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（岩津 良君） それでは、一般会計・予算決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第47号、議案第60号及び9月17日に上程された追加議案の第70号と計3件でございます。以下、案件ごとに説明いたします。

まず、初めに議案第47号「令和5年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、歳入134億6,142万円、歳出128億4,988万9,000円、歳入歳出差引額6億1,153万1,000円となっております。各課より説明を受けた後、質疑を行いました。

福祉課、教育課等へ詳しい説明資料を要求する意見があり、追加資料を提出していただきました。

また、意見要望として2点ありました。歳出の投資的経費について、増額するべきではないかとの意見が出ました。また、歳出の構成比について議会費の比率が他自治体と比較しても少ないとの意見があり、増額できないかとの要望がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第60号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第4号）」について。

本案は、令和5年度決算、国県の補助決定によるものほか、当初予算以後に生じた事由に基づく経費等について所要の補正措置を行うもので、132億1,131万9,000円に歳入歳出それぞれ5億6,050万5,000円を追加し、137億7,182万4,000円としたものです。各課より説明を受けた後、質疑を行いました。

歳入の主なものとして、町税は定額減税の影響により町民税9,857万9,000円を減額補正するものでありました。地方特例交付金は、定額減税の減収補填を含む交付決定により増額補正するものでありました。地方交付税は、交付決定により増額補正するものでありました。町債は、発行可能限度額決定に伴う臨時財政対策債、東原稗田地区雨水対策事業670万円など増額補正するものがありました。

次に、歳出について主なものとして、総務費は、会計年度任用職員の勤勉手当 2,719万5,000円、くいまーるワゴンバス購入ほか412万1,000円などを増減額補正するものであります。民生費は、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金773万円、放課後児童健全育成事業運営業務委託料ほか1,140万円などを増減額補正するものでありました。そのほか、土木費は、公園遊具撤去工事ほか136万円など増額補正するものであり、都市整備課へ公園遊具撤去工事について詳しい説明資料を要求する意見があり、追加資料を提出していただきました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

次に、議案第70号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第5号）」について。

本案は、台風10号での被災について、既に報告している福留用水路に加え、その後の調査で判明した9か所、合計10か所について災害復旧事業の災害測量設計に係る経費の補正措置を行うもので、災害復旧費の災害測定委託料1,357万3,000円を増額補正し、予備費を同額の1,357万3,000円減額補正するものでありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

以上で、一般会計予算・決算常任委員会の報告を終わります。

日程第3. 質疑（議案第47号から議案第70号までの24議案）

○議長（指宿 秋廣君）　日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質問であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君）　ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

ここで45分まで休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時45分再開

○議長（指宿 秋廣君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第4. 討論・採決（議案第47号から議案第70号までの24議案）

○議長（指宿 秋廣君）　日程第4、討論・採決を行います。

議案第47号「令和5年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第47号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり認定されました。

議案第48号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第48号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり認定されました。

議案第49号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第49号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり認定されました。

議案第50号「令和5年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第50号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり認定されました。

議案第51号「令和5年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第51号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり認定されました。

議案第52号「令和5年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第52号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり認定されました。

議案第53号「令和5年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第53号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり認定されました。

議案第54号「令和5年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第54号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

議案第55号「令和5年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第55号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第56号「三股町税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第56号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第57号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第58号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号「三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第59号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第60号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第60号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第61号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第62号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号「令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討

論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第63号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号「令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第64号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号「財産の取得について（三股町令和6年次リプレース事業）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第65号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号「財産の取得について（令和6年度三股町脱炭素化推進事業）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、討論を終結します。

これより採決を行います。議案第66号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号「財産の取得について（令和6年度三股町一般廃棄物最終処分場重機購入事業）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第67号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第68号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり同意されました。

議案第69号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第69号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり同意されました。

議案第70号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第5号）」についてを議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第70号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 質疑・討論・採決（諮問第3号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、諮問第3号「人権擁護委員の推薦について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑は、会議規則により全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないで、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第3号は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号は適任とされました。

追加日程第1. 質疑・討論・採決（請願第1号）

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第1、請願第1号「上米公園パークゴルフ場拡張に関する請願

書」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑は、会議規則により全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないでの、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。本案に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。請願第1号は、原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は原案のとおり採択されました。

お諮りします。ただいま採択された請願第1号については、地方自治法第125条の規定により、町長その他の関係機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号については町長その他の関係機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決定しました。

日程第6. 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第6、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本定例会閉会後、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会閉会後、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中でも活動できることに決しました。

日程第7. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第7、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題と

します。

広報編集常任委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長から申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決定しました。

日程第8. 閉会中における議会運営委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第8、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めることに決定しました。

日程第9. 議員派遣の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第9、議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、研修等にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣について配付資料のとおり、それぞれの議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他

の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を終了しましたが、議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時10分休憩

〔全員協議会〕

午前11時31分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和6年第6回三股町議会定例会を閉会します。

午前11時31分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 指宿 秋廣

署名議員 上西 雅子

署名議員 堀内 義郎